

熊本市地域防災計画

令和3年度（2021年度）版

共通編

熊本市防災会議

地域防災計画の構成と概要

熊本市地域防災計画は、全ての災害に共通する事項をまとめた「共通編」、災害の種別ごとに定める「地震・津波災害対策編」、「風水害編」、「大規模事故対策編」をもって構成し、災害発生前後の状況に応じた予防に関する計画（災害予防計画）、応急対策に関する計画（災害応急対策計画）、復旧・復興に関する計画（災害復旧・復興計画）についてとりまとめたものである。

熊本市地域防災計画の概要

共通編	第1章 総則	計画の基本理念、課題と教訓、災害想定、市民・地域・事業者・行政の取り組み等を定める。
	第2章 防災組織計画	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、熊本市防災会議の組織を定める。また、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の市の組織及び配置計画を定める。
	第3章 災害予防計画	地震・津波災害、洪水、土砂災害などに対して、平常時に行う事前の対策を定める。
地震・津波災害対策編	第1章 災害応急対策計画	地震・津波災害発生時の対応を定める。災害時の対応の基本となる計画となる。
	第2章 災害復旧・復興計画	地震・津波災害発生後の復旧や復興の取り組みを定める。
風水害編	第1章 災害応急対策計画	洪水、土砂災害などの対応を定める。災害時の対応の基本となる計画となる。
	第2章 災害復旧・復興計画	洪水、土砂災害などの災害発生後の復旧や復興の取り組みを定める。
大規模事故対策編	第1章 原子力災害対策計画	玄海原子力発電所や川内原子力発電所から、放射性物質の異常な放出が起きた場合又はそのおそれがある場合の対応を定める。
	第2章 海上災害対策計画	船舶の海難による油の流出、大規模な海上火災、船舶及び航空機の遭難による多数の人命の損失などによる海上災害が発生し又は発生するおそれのある場合の対応を定める。
	第3章 航空機災害対策計画	熊本空港及び熊本市域内において、航空機の墜落等により災害が発生した場合の対応を定める。
	第4章 特殊災害対策計画	石油類、高圧ガス等の爆発、火災等による災害、地震等による大規模な災害が発生した場合の対応を定める。
資料編		条例や基準、災害協定、各種データ、様式などをとりまとめる。

共通編の構成

共通編は、「総則」、「防災組織計画」、「災害予防計画」で構成する。

1 総則

本計画の基本理念、課題と教訓、災害想定、市民・地域・行政の取り組み等について定める。

また、第7節に市民・地域・行政が防災・減災を進める上での方針や確認しておくべき事項をとりまとめている。

2 防災組織計画

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、熊本市防災会議の組織、防災に関する組織について定める。防災に関する組織では、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の市の組織及び配置計画を定める。

3 災害予防計画

災害の発生をできるだけ未然に防止し、また、災害が発生した場合でも、その被害を可能な限り軽減するための予防計画を定める。

目 次

	頁
第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	3
第1項 計画の目的	3
第2項 作成機関等	3
第2節 計画の構成と内容	4
第1項 共通編	4
第2項 地震・津波対策編	5
第3項 風水害編	5
第4項 大規模事故災害対策編	5
第5項 計画の修正及び周知	6
第3節 基本理念～市民・地域・行政の災害対応力の強化～	7
第1項 災害に強いまちづくり	7
第2項 新たな課題と教訓への対応	9
第3項 基本理念	12
第4項 基本理念の実現に向けて	13
第4節 課題と教訓	15
第1項 地震・津波災害の課題と教訓	22
第2項 風水害の課題と教訓	26
第5節 熊本市の概況	27
第1項 自然的条件	27
第2項 社会的条件	29
第6節 災害の想定	31
第1項 災害履歴	31
第2項 地震・津波災害の想定	37
第3項 風水害の想定	51
第4項 大規模事故災害の想定	54
第7節 市民・地域・行政の災害対応力の強化に向けて	56
第1項 市民及び地域の取り組み	56
第2項 市の取り組み	67

目 次

	頁
第 2 章 防災組織計画	75
第 1 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	76
第 1 項 防災関係機関の責務	76
第 2 項 処理すべき事務又は業務の大綱	77
第 2 節 熊本市防災会議	83
第 1 項 設置の根拠	83
第 2 項 所掌事務	83
第 3 項 組織構成	83
第 3 節 市の防災組織	84
第 1 項 水防態勢の確立（風水害）	84
第 2 項 災害警戒本部（地震・津波）	94
第 3 項 熊本市災害対策本部	100
第 4 項 職員配備体制	117
第 3 章 災害予防計画	123
第 1 節 災害に強い人づくり・地域づくり	124
第 1 項 防災知識の普及啓発	124
第 2 項 自主防災組織の育成	130
第 3 項 防災訓練計画	135
第 4 項 災害ボランティア計画	138
第 5 項 企業等防災対策の促進計画	142
第 2 節 行政の災害対応力の強化	145
第 1 項 防災施設等の整備	145
第 2 項 広域応援体制等整備計画	154
第 3 項 業務継続計画（BCP）及び災害時受援計画の策定	156
第 4 項 調査研究	157
第 3 節 災害に強い都市づくり	159
第 1 項 都市の防災化	159
第 2 項 公共施設の安全対策	169
第 3 項 ライフライン施設の安全対策	174
第 4 項 鉄道施設災害予防対策（九州旅客鉄道株式会社熊本支社）	179
第 5 項 地盤災害の予防対策	180
第 6 項 火災予防対策	182
第 7 項 危険物等の災害予防対策	186

目 次

	頁
第4節 避難計画	189
第1項 避難場所及び避難所の定義と指定	189
第2項 指定緊急避難場所及び指定避難所の機能整備	191
第3項 避難路の整備	192
第4項 避難指示等の発令の判断基準の整理	192
第5項 避難場所及び避難方法等の事前周知	193
第6項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営体制の整備	194
第7項 避難所におけるボランティア等の受入	200
第8項 建設型仮設住宅建設予定場所の選定	200
第9項 帰宅困難者対策	201
第10項 被災したペットの保護収容に関する対策	202
第5節 要配慮者等支援対策	203
第1項 本市の避難行動要支援者等支援の取組み	203
第2項 「要配慮者」、「災害時要援護者」、「避難行動要支援者」の定義と関係	204
第3項 避難行動要支援者の避難支援体制の整備	206
第4項 要配慮者対策	210
第5項 女性や子ども、性的少数者等に対する対応	213
第6節 医療救護体制の整備	215
第1項 医療施設の安全性の確保	215
第2項 災害時における医療救護体制の整備	215
第7節 文教施設における予防対策	221
第1項 学校施設の整備と管理	221
第2項 児童・生徒等の措置と防災教育の実施	221
第3項 備品等の安全確保	221
第4項 給食設備等の措置	221
第5項 学校の衛生管理	222
第6項 学校施設の緊急使用	222
第7項 連携体制の整備	222
第8項 文化財への防災体制の整備	222
第8節 生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備	223
第1項 生活ごみ処理体制の整備	223
第2項 し尿処理体制の整備	223
第3項 災害廃棄物処理体制の整備	224
第9節 被災者の生活再建のための事前対策	225
第1項 り災証明の発行に関する事前準備	225
第2項 被災者生活支援制度の整備等	227

章	節	項目	頁	政 策 局	総 務 局	財 政 局	文 化 市 民 局	健 康 福 祉 局	環 境 局	経 済 観 光 局	農 水 局	都 市 建 設 局	各 区 役 所	消 防 局	交 通 局	上 下 水 道 局	病 院 局	教 育 委 員 会	応 援 対 策		
第1章	総則	第1節 計画の目的	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2節 計画の構成と内容	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第3節 基本理念	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第4節 課題と教訓	15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第5節 熊本市の概況	27	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第6節 災害の想定	31	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○				
		第7節 市民・地域・行政の災害対応力の強化に向けて	56	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第2章	防災組織計画	第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	76	○																	
		第2節 熊本市防災会議	83	○																	
		第3節 市の防災組織	84	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第3章	災害予防計画	第1節 災害に強い人づくり・地域づくり	124	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		第2節 行政の災害対応力の強化	145	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		第3節 災害に強い都市づくり	159	○				○					○	○			○	○			
		第4節 避難計画	189	○			○	○					○	○						○	
		第5節 要配慮者等支援対策	203	○				○			○				○	○					
		第6節 医療救護体制の整備	215					○										○			
		第7節 文教施設における予防対策	221				○													○	
		第8節 生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備	223							○								○			
		第9節 被災者の生活再建のための事前対策	225			○	○	○				○			○						
章	節	項目	頁	政 策 局	総 務 局	財 政 局	文 化 市 民 局	健 康 福 祉 局	環 境 局	経 済 観 光 局	農 水 局	都 市 建 設 局	各 区 役 所	消 防 局	交 通 局	上 下 水 道 局	病 院 局	教 育 委 員 会	応 援 対 策		

第 1 章 総 則

項目	関連部局	ページ
第 1 節 計画の目的	全局	3
第 2 節 計画の構成と内容	全局	4
第 3 節 基本理念 ～市民・地域・行政の災害対応力の強化～	全局	7
第 4 節 課題と教訓	全局	15
第 5 節 熊本市の概況	全局	27
第 6 節 災害の想定	政策局、総務局、文化市民局、健康福祉局、環境局、都市建設局、上下水道局、交通局、各区役所、消防局、農水局	31
第 7 節 市民・地域・行政の災害対応力の強化に向けて	全局	56

第1節 計画の目的

第1項 計画の目的

この計画は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、熊本市防災会議が本市の地域にかかわる災害対策について、その予防、応急対策及び復旧に用いる事項を定め、防災活動を総合的、かつ効果的に実施することにより、防災に万全を期するとともに、社会秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することを目的とする。

なお、この実施に当たっては、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方自治体の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した地域活動の展開が必要である。

計画に基づく災害対策は、災害対策基本法第2条の2における基本理念を基本として行うものとする。

【本市の災害対策基本理念】

- 1 本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 国、県、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせ一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

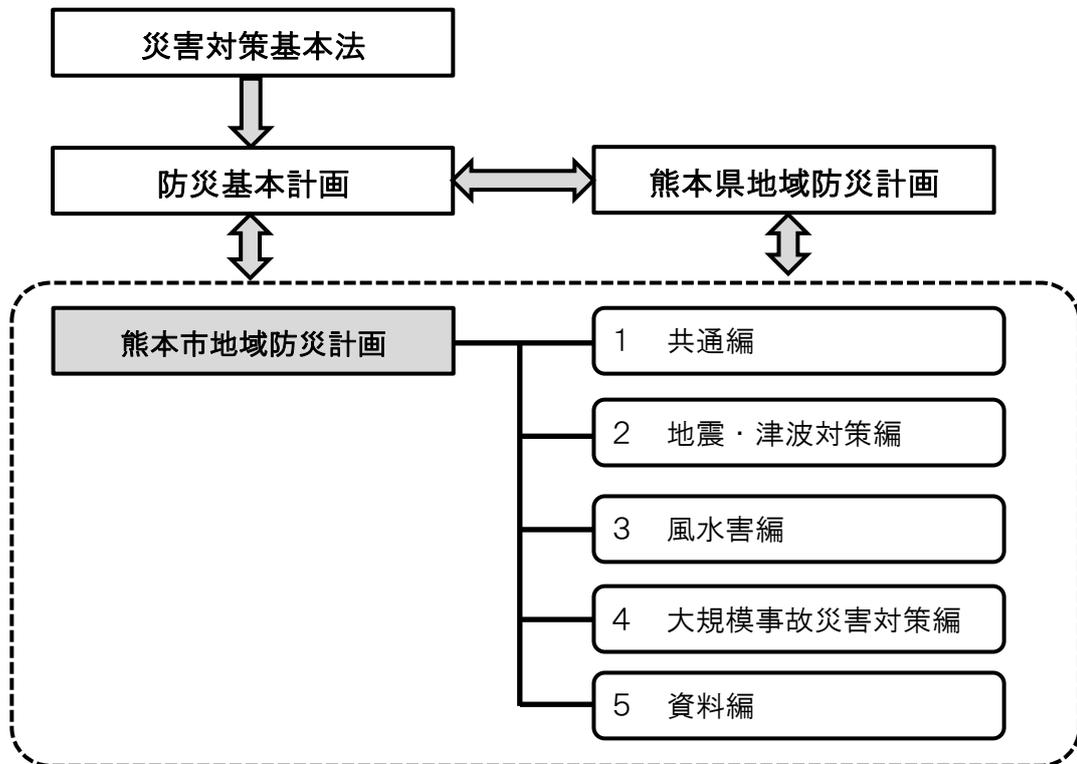
第2項 作成機関等

本計画の作成機関及び庶務担当機関は、次のとおりである。

- 1 作成機関 熊本市防災会議
- 2 庶務担当機関 熊本市政策局危機管理防災総室

第2節 計画の構成と内容

本計画の構成と内容は次のとおりである。



第1項 共通編

共通編は、「総則」、「防災組織計画」、「災害予防計画」で構成する。

1 総則

本計画の基本理念、課題と教訓、災害想定、市民・地域・事業者・行政の取組等について定める。

また、第7節に市民・地域・事業者・行政が防災・減災を進める上での方針や確認しておくべき事項をとりまとめている。

2 防災組織計画

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、熊本市防災会議の組織、防災に関する組織について定める。防災に関する組織では、災害が発生、又は発生するおそれがある場合の市の組織体制、初動体制、配置計画についてとりまとめている。

3 災害予防計画

災害の発生をできるだけ未然に防止し、また、災害が発生した場合でも、その被害を可能な限り軽減するための予防計画を定める。

第2項 地震・津波対策編

地震・津波対策編は、「災害応急対策計画」、「災害復旧・復興計画」で構成する。

1 災害応急対策計画

地震・津波災害が発生し、また発生するおそれがある場合に、災害の発生を未然に防止し、又は応急対策を行うなど、災害の拡大を防止するため応急的に実施する対策の基本的な計画を定める。

2 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興の実施にあたっての基本方針を定める。

第3項 風水害編

風水害編は、「災害応急対策計画」、「災害復旧・復興計画」で構成する。

1 災害応急対策計画

水害、土砂災害などの風水害が発生し、また発生するおそれがある場合に、災害の発生を未然に防止し、又は応急対策を行うなど、災害の拡大を防止するため応急的に実施する対策の基本的な計画を定める。

2 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興の実施にあたっての基本方針を定める。

第4項 大規模事故災害対策編

大規模事故災害対策編は、「原子力災害対策計画」、「海上災害対策計画」、「航空機災害対策計画」、「特殊災害対策計画」で構成する。

1 原子力災害対策計画

原子力災害対策計画は、九州内に存在する2原子力発電所（玄海原子力発電所・川内原子力発電所）から、放射性物質の異常な放出が起った場合、又はそのおそれがある場合等を想定し、「総則」、「防災活動体制」、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」、「災害復旧対策計画」で構成する。

2 海上災害対策計画

海上災害対策計画は、船舶の海難による油の流出、大規模な海上火災、大量の放射性物質の放出、船舶及び航空機の遭難による多数の人命の損失、その他異常な自然現象による海上災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、海難救助、被害の防止及び災害の未然防止等応急措置を実施し、海上における住民の生命、身体及び財産を

保護するとともに、社会秩序の維持にあたるものとし、これらの対策実施に必要な体制の確立等について定める。

3 航空機災害対策計画

航空機災害対策計画は、熊本空港及び熊本市域内において、航空機の墜落等により災害が発生した場合に、その災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の対策を定める。

4 特殊災害対策計画

特殊災害対策計画は、近年における科学技術の急速な進歩と産業構造の変化にともない多発化傾向にある石油類、高圧ガス等の爆発、火災等による災害はもとより、地震等による大規模な災害にも対処するため、事業所及び防災関係者が実施すべき各種の対策を定める。

第5項 資料編

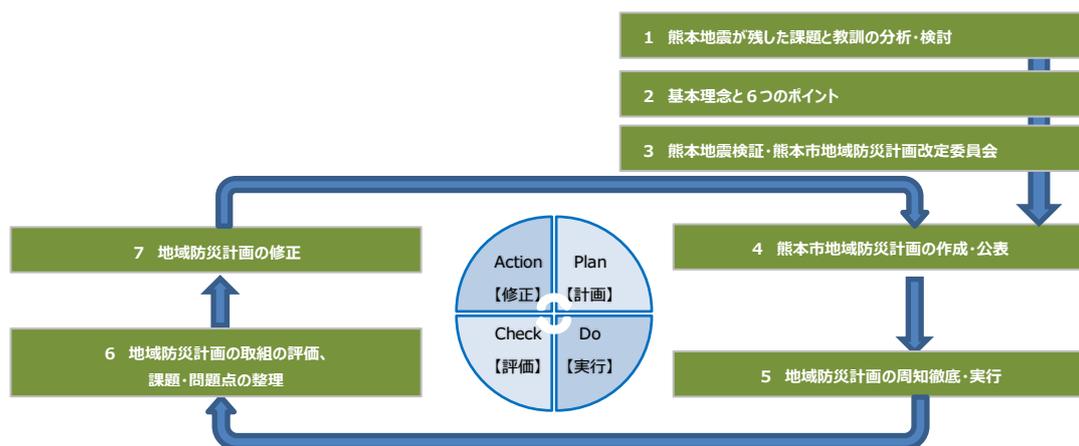
条例や基準、災害協定、各種データ、様式などをとりまとめる。

第6項 計画の修正及び周知

1 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年検討を加え必要があると認めるときは、これを熊本市防災会議において修正する。

検討にあたっては、毎年を取組を評価(Check)し課題や問題点をまとめ、計画の修正(Action)を行うPDCAサイクルにより実施する。



2 計画の周知

この計画は、本市の職員及び防災関係機関に周知し、特に必要と認める事項については市民にも広く周知する。

第 3 節 基本理念～市民・地域・行政の災害対応力の強化～

本節では、平成 28 年（2016 年）熊本地震（以下「熊本地震」という。）や平成 24 年九州北部豪雨における課題と教訓を踏まえ、本市が目指すべき防災・減災のまちづくりを推進するための基本理念を定める。

第 1 項 災害に強いまちづくり

熊本地震は、観測史上初めて、同一地域において震度 7 の地震がわずか 28 時間の間に 2 度も発生し、大きな被害をもたらした。

後に「前震」とされる平成 28 年（2016 年）4 月 14 日（木）午後 9 時 26 分に発生した地震は、熊本県熊本地方（北緯 32° 44.5′ 東経 130° 48.5′）の深さ 11km 地点を震源とし、地震の規模を示すマグニチュードは 6.5、上益城郡益城町で震度 7、熊本市東区、西区、南区で震度 6 弱、熊本市中央区、北区で震度 5 強を観測した。

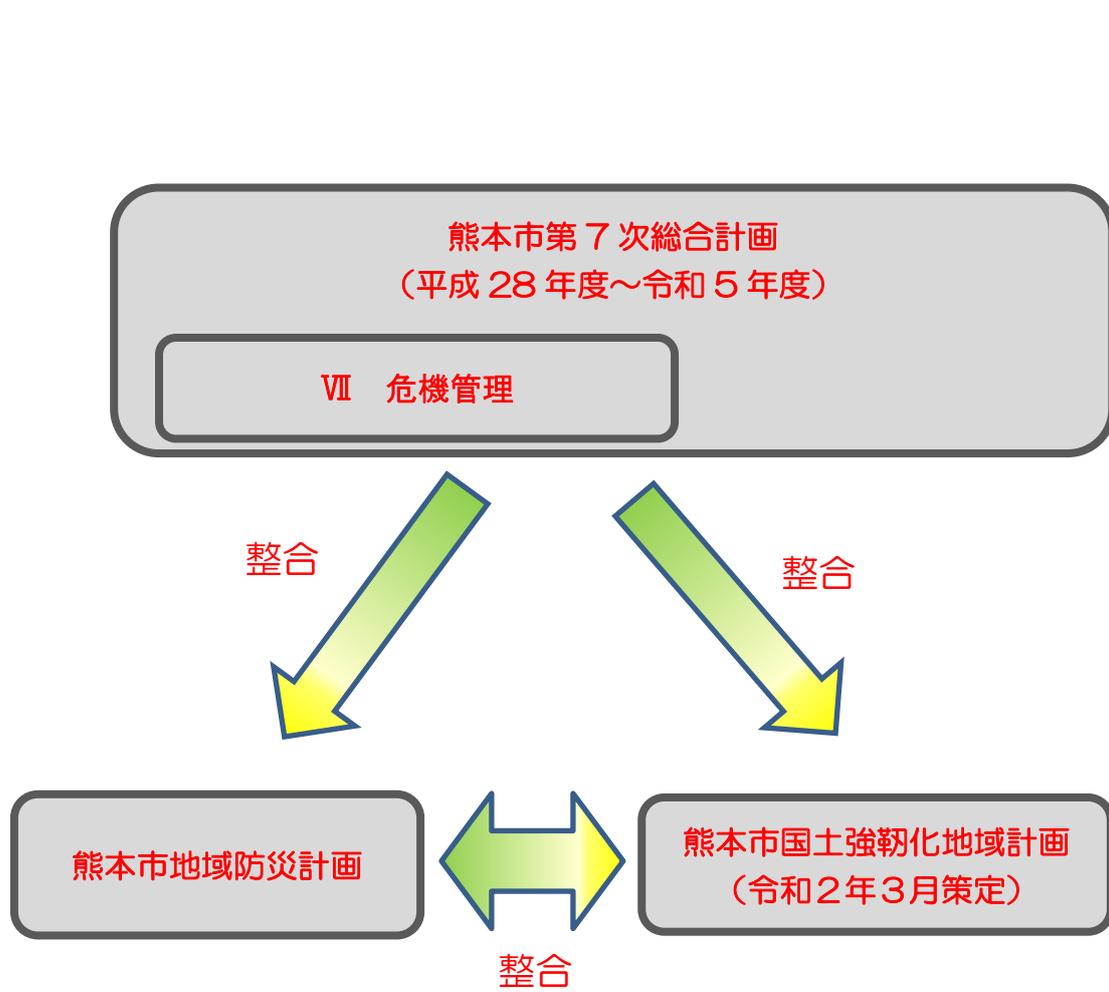
また、「本震」とされる 4 月 16 日（土）午前 1 時 25 分に発生した地震は熊本県熊本地方（北緯 32° 45.2′ 東経 130° 45.7′）の深さ 12km 地点を震源とし、マグニチュードは 7.3、上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村で震度 7、熊本市中央区、東区、西区で震度 6 強、熊本市南区、北区で震度 6 弱を観測した。更にこの地震に伴い、午前 1 時 27 分に有明・八代海に津波注意報が発表されている。

この熊本地震は、道路、橋梁等のインフラ、災害時の避難所となる学校、公民館等の公共施設、さらには、河川の堤防や急傾斜地の擁壁などに甚大な被害を与えた。

また、「市民・地域・行政の災害対応力の強化」、「避難所等の開設・運営の見直し・強化」、「物資供給体制の見直し」、「インフラ・公共施設の耐震化」、「市、国、県、関係機関の連携強化」など、様々な課題が明らかとなった。

また、熊本市は、平成 24 年九州北部豪雨で市内中心部を流れる白川の水位が大きく上昇し、流域全体で未曾有の被害が発生するなど、毎年大雨による被害が発生する危険性についても考慮した防災・減災を進めていく必要がある。

市民の生命・財産を各種災害から守る対策を総合的・計画的に実施するための計画として、令和元年度（2019 年度）に中間見直しを行った熊本市第 7 次総合計画や令和 2 年（2020 年）3 月に策定した国土強靱化地域計画との整合をとり、この熊本市地域防災計画を策定し、災害に強いまちづくりを推し進めていく。



第2項 新たな課題と教訓への対応

1 熊本地震の課題と教訓

平成28年（2016年）4月14日の前震に続く16日の本震、更に相次いだ激しい余震により、家屋の倒壊や損壊で避難した住民に加えて、屋内滞在を恐れる人たちも避難所に集中し、市内の避難者数は最大で11万人に上り、さらに、地震による家屋の倒壊を恐れる人、妊産婦、乳幼児やペットがいるために指定避難所での生活を遠慮する人たちが、野宿やスーパー・コンビニなどの駐車場で寝泊まりする「車中泊避難」が急増した。

これに対して、国が発災直後から大規模な「プッシュ型」の物資輸送を行い、水・食料といった主要物資の不足感はなくなったものの、必要とされる物資のニーズが刻々と変化し、時期を外してしまった物資がある一方で、必死に自衛隊や民間業者が物資を配布するものの、届けられた物資が現地のニーズに合わない、受入対応が行き届かないといった事態が発生した。

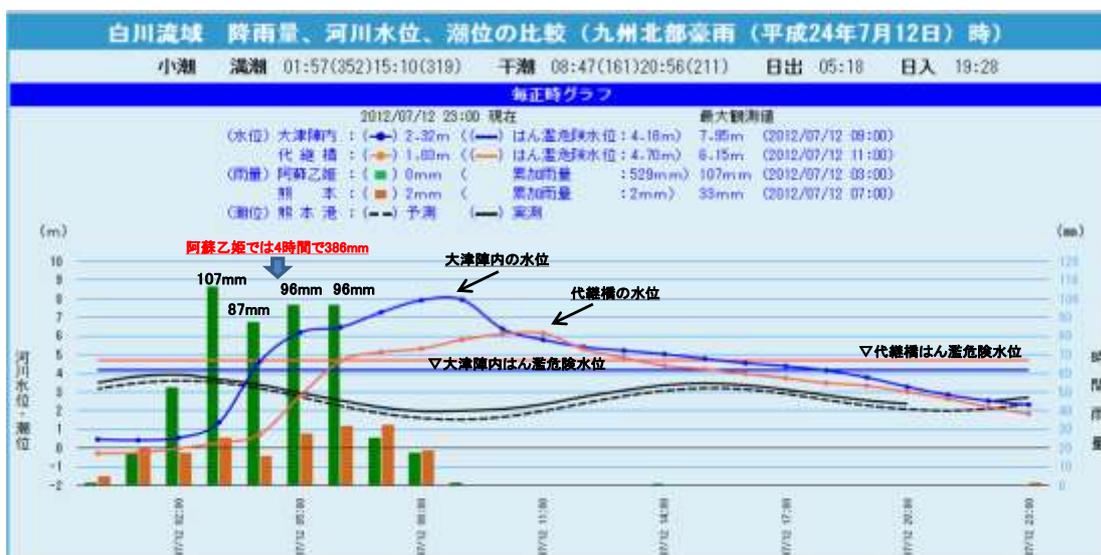
このような状況下において、行政内部での情報伝達や避難所運営、物資輸送の混乱、り災証明の発行の長期化など、災害発生時の対応において多くの課題が明らかとなり、これまでの防災意識や防災対策のあり方の抜本的な見直しが必要となった。

一方、熊本地震では、行政による公助を待つだけでなく、避難所生活における市民同士の支え合いや、NPO・ボランティアによる避難所運営支援や被災者の生活支援活動など、自助・共助の大切さが改めて確認された。

これらのことから、日頃からの備えと災害時の行動について、市民・地域・行政のそれぞれの役割を明確にし、自助・共助による防災・減災に向けた取組を拡げていく「防災・減災のまちづくり」の推進が必要となっている。

2 平成24年九州北部豪雨災害の課題と教訓

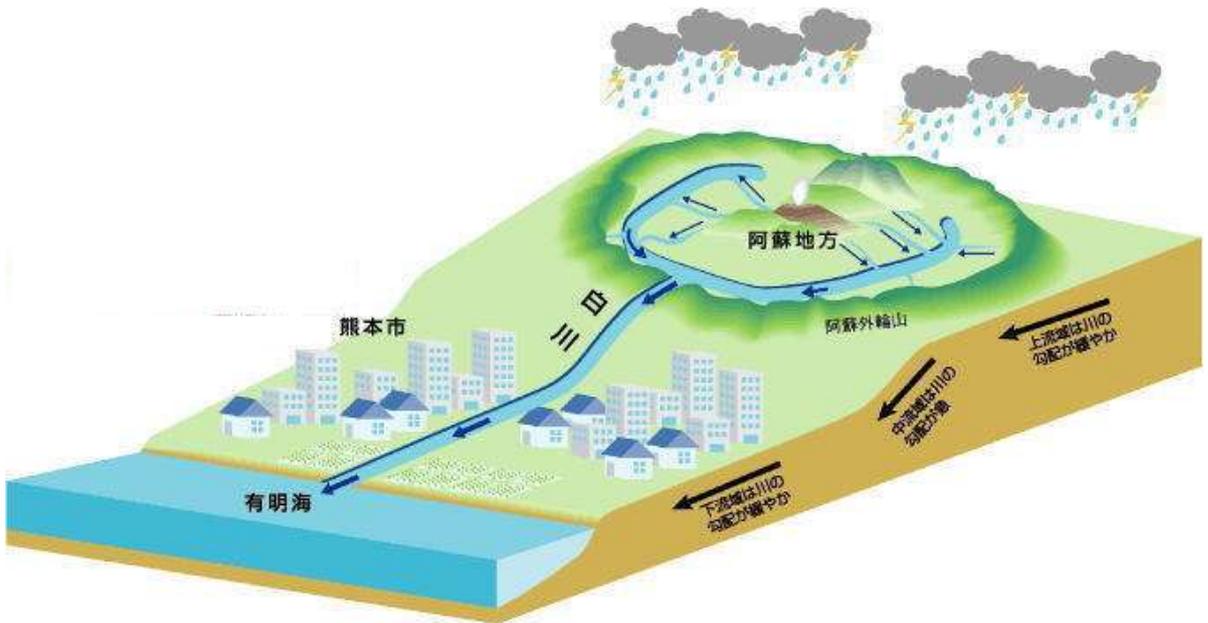
平成24年（2012年）7月12日に発生した平成24年九州北部豪雨は、市内の降雨量は多くなかったが、上流の阿蘇地方に1時間に100mm前後の降雨が4時間続いたことにより、市内中心部を流れる白川の水位が大きく上昇し、流域全体で未曾有の被害が発生した。



第1章 総則

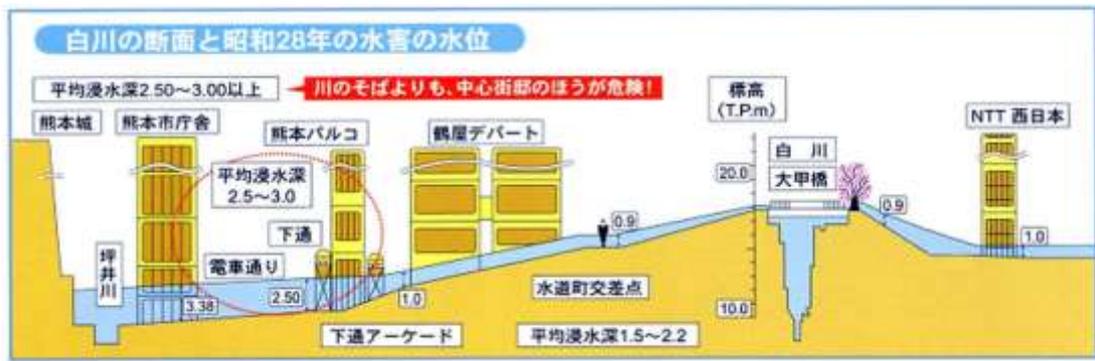
第3節 基本理念～市民・地域・行政の災害対応力の強化～

これは、白川流域の特徴として、次に示すように流域の約8割を豪雨地帯である阿蘇地方が占めていることから、市内の降雨量が少ないにもかかわらず、阿蘇地方で豪雨が発生すると、それが熊本市街部や下流部に一気に流れてくるためである。



市では、このとき白川下流域の越水を危険視しており、土木センター職員、消防団及び陸上自衛隊との対応で市街地の土のう積みなどの作業にあたったが、実際はそれより上流で浸水が発生しており、その情報が水防本部に入っていなかったという事実があった。

白川下流域の越水を危険視していたのは、次に示すように、熊本市街部が天井川である白川に隣接しており、白川が越水すると甚大な被害となるためである。



当日の水防本部室では電話がいわば「鳴りっぱなし」の状況となり、本部室内も騒然となった。混乱した状況の中で大量に寄せられる様々な情報には、重要度の低い情報の中に重要度の高い情報が混在するという状況となり、混乱した災害対策本部では、情報の到着順に処理を行ったため、被害の少ない地域に人員や資機材が投入され、被害の甚大な地域への資源（人・機材）の投入が遅れることとなった。



このため、市では検証部会を開催し、災害時においてどの情報の重要度が高いか判別できるよう、情報の共有、伝達体制の整備、情報の重要度・優先度の仕分けを行う「災害情報トリアージ」の体制整備や、災害対策指揮室の設置、避難指示等判断基準の見直し、職員の防災スキル向上のための訓練等を実施することとした。

また、市民が自助と共助の意識を涵養するとともに、災害時の安全な避難経路や指定緊急避難場所を確認できるよう、「地域版ハザードマップ」の作成に取り組むこととした。

今後も甚大化が予想される自然災害に対して、地域と行政が一体となり、命を守ることを最優先に的確な避難行動の選択と速やかな行動を促すため、自助・共助意識を涵養するための出前講座等の防災啓発活動や、地域主導による防災訓練を継続し、市民・地域・行政の災害対応力をさらに強化することが求められている。

第3項 基本理念

市は、災害対応力の強化を図るため、平成24年九州北部豪雨の経験を踏まえた出前講座等の防災啓発活動や、「地域版ハザードマップ」の作成、地域主導による防災訓練等に取り組むことで市民及び地域の自助・共助意識の涵養を進めてきた。

さらに、熊本地震で被災した市民は、発災直後の避難からその後の避難生活、復旧・復興の過程の中で、互いに助け合い、また、国内外から温かい支援を受けたことにより、地域を中心とした絆の大切さをあらためて認識するとともに、防災における自助・共助の重要性を、身をもって知った。

そこで、「熊本市国土強靱化地域計画」に基づいた災害に強い都市基盤づくりを目指すとともに、市民力・地域力・行政力を結集した「市民・地域・行政の災害対応力の強化」を本計画の基本理念とする。

基本理念

市民・地域・行政の災害対応力の強化

市民・地域・行政が各々の防災意識を高め、的確な行動がとれるように災害対応力の強化に努め、市民力・地域力・行政力を結集した防災・減災のまちづくりを推進する。

市民の役割

- ・ 災害に関する正しい知識の習得
- ・ 避難行動・避難経路・避難場所の確認
- ・ 最低7日分の備蓄
- ・ 出前講座、防災訓練への参加

地域の役割

- ・ 自主防災クラブ等による地域主導の防災訓練の継続、地域版ハザードマップ
- ・ 地域企業と自主防災クラブの連携・地域との交流
- ・ 地域企業の事業継続、防災への協力
- ・ 校区防災連絡会
- ・ 避難所運営委員会による避難所運営

市民

地域

災害対応力の強化

行政

市の役割

- ・ 防災体制、組織の強化
- ・ ハード・ソフト対策の着実な推進
- ・ 市民力・地域力・行政力が結集できる仕組みづくり

防災・減災のまちづくりを推進

第4項 基本理念の実現に向けて

1 市民・地域・行政の役割

(1) 市民の役割

市民は自らの命を守ることを最優先とし、日頃からの備えやいざという時のための判断力・行動力を強化するとともに、地域での相互交流を深め、災害対応力の強化に努める。そのためには、災害に関する正しい知識の習得、避難行動・避難経路・避難場所の確認、最低7日分の備蓄など個人での取組に加え、出前講座等の防災啓発活動や防災訓練への参加など、日頃からの地域とのつながりと支え合いを大切にする。

(2) 地域の役割

地域の自主防災クラブ、町内自治会、消防団、地域企業等は、日頃から地域コミュニティの維持・発展に取組、いざという時に互いに支え合う地域力の強化に努める。そのためには、自主防災クラブ等による地域主導の防災訓練、地域版ハザードマップの作成、地域の担い手の育成などの他、校区防災連絡会を組織するとともに、市がその職員から任命する避難所担当職員及び避難所となる施設の施設管理者と共同して避難所運営委員会を組織し、避難所開設・運営マニュアルの整備を行い、災害発生時の対応力強化に取り組む。また、地域企業は防災訓練への参加を通じた自主防災クラブ等との交流、事業継続マネジメント（BCM～Business Continuity Management～）のための取組に努める。

(3) 市の役割

市は、市民の安全と安心を確保するため、防災体制・組織の強化や対策を着実に進めるとともに、市民、地域の自発的な防災活動の促進を図り、災害時には市民力・地域力・行政力を結集できるよう、多様な視点からの検討、仕組みづくりや環境の整備に努める。そのためには、必要な改善を速やかに行える体制・組織づくりや、様々な災害に対するハードとソフト両面の対策を着実に推進するとともに、市民・地域への防災に関する知識の普及、防災情報の提供、人材の育成や災害教訓の伝承などに加え、要配慮者や女性、性的少数者の視点なども積極的に取り入れ、様々な市民・地域の意見を反映できる仕組みづくりや、平時からの交流を深められる環境整備を推進する。

2 熊本市の姿勢と使命

本市は平成24年九州北部豪雨や熊本地震により明らかとなった様々な課題に対し、検証部会を開催し、そこから導き出される新たな課題への取組や改善を実践してきた。市民がより安全で安心できるまちを目指すためには、必要な改善を速やかに行う不断の努力を続ける姿勢を貫き、将来起こり得る災害への備えを進めていかなければならない。

しかし、時間の経過とともに熊本地震を経験していない世代が増えれば、震災の記憶は復興による街並みの変化とともに人々の記憶から薄れていくものである。本市の熊本地震からの創造的復興は、国内外からの多くの支援の上になり立つものであり、

第1章 総則

第3節 基本理念～市民・地域・行政の災害対応力の強化～

震災経験をもつ熊本が、これらの経験や教訓を風化させることなく、次世代へ継承し、発信を継続していくことが本市の使命である。

第4節 課題と教訓

熊本地震は、観測史上初めて、同一地域において震度7の地震がわずか28時間の間に2度も発生し、大きな被害をもたらした。

後に「前震」とされる平成28年（2016年）4月14日（木）午後9時26分に発生した地震は、熊本県熊本地方（北緯32°44.5′ 東経130°48.5′）の深さ11km地点を震源とし、地震の規模を示すマグニチュードは6.5、上益城郡益城町で震度7、熊本市東区、西区、南区で震度6弱、熊本市中央区、北区で震度5強を観測した。

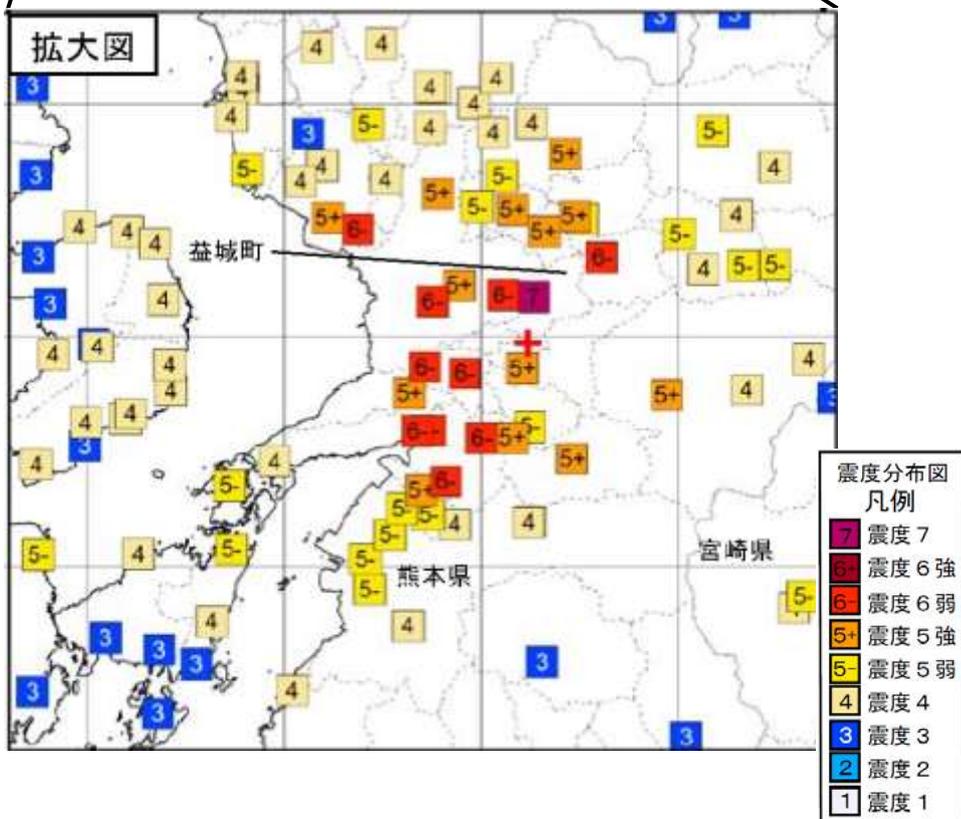
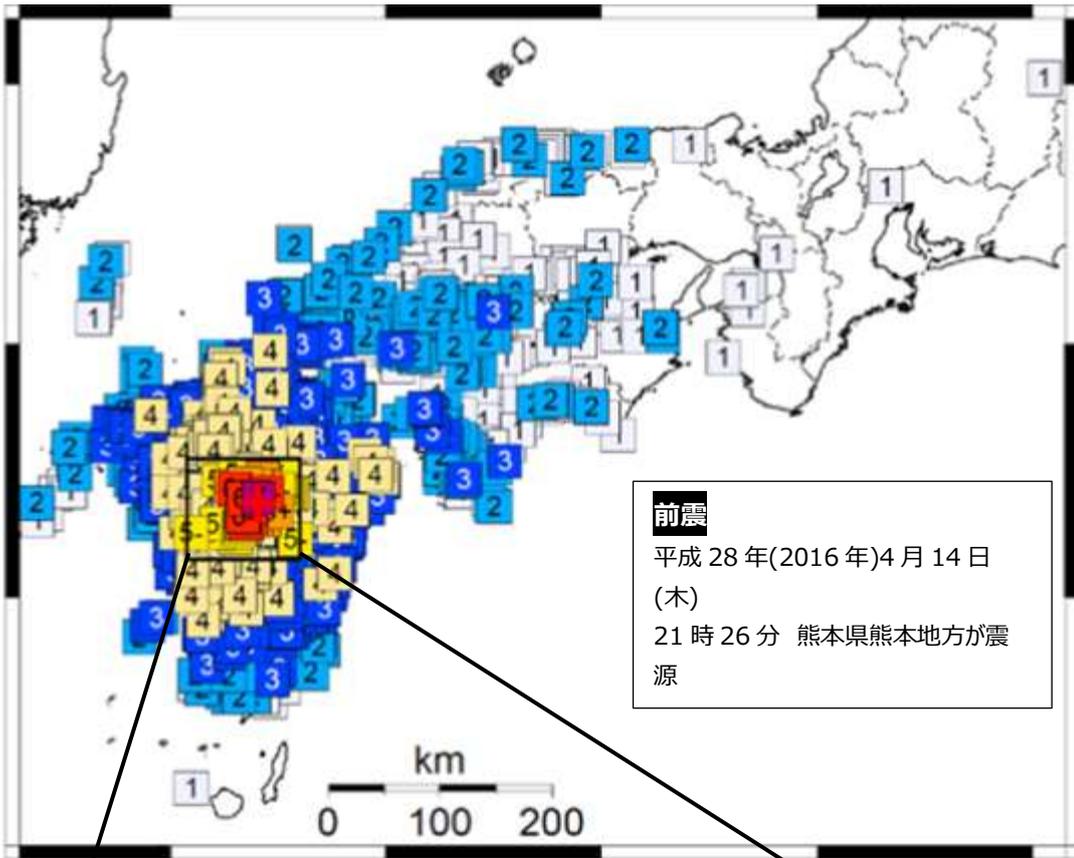
また、「本震」とされる平成28年（2016年）4月16日（土）午前1時25分に発生した地震は熊本県熊本地方（北緯32°45.2′ 東経130°45.7′）の深さ12km地点を震源とし、マグニチュードは7.3、上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村で震度7、熊本市中央区、東区、西区で震度6強、熊本市南区、北区で震度6弱を観測した。更にこの地震に伴い、午前1時27分に有明・八代海に津波注意報が発表されている。

熊本地震では、4月14日から16日にかけて震度6弱以上の地震を7回観測し、平成29年（2017年）1月31日までに、震度1以上を観測した回数は4,241回であった。

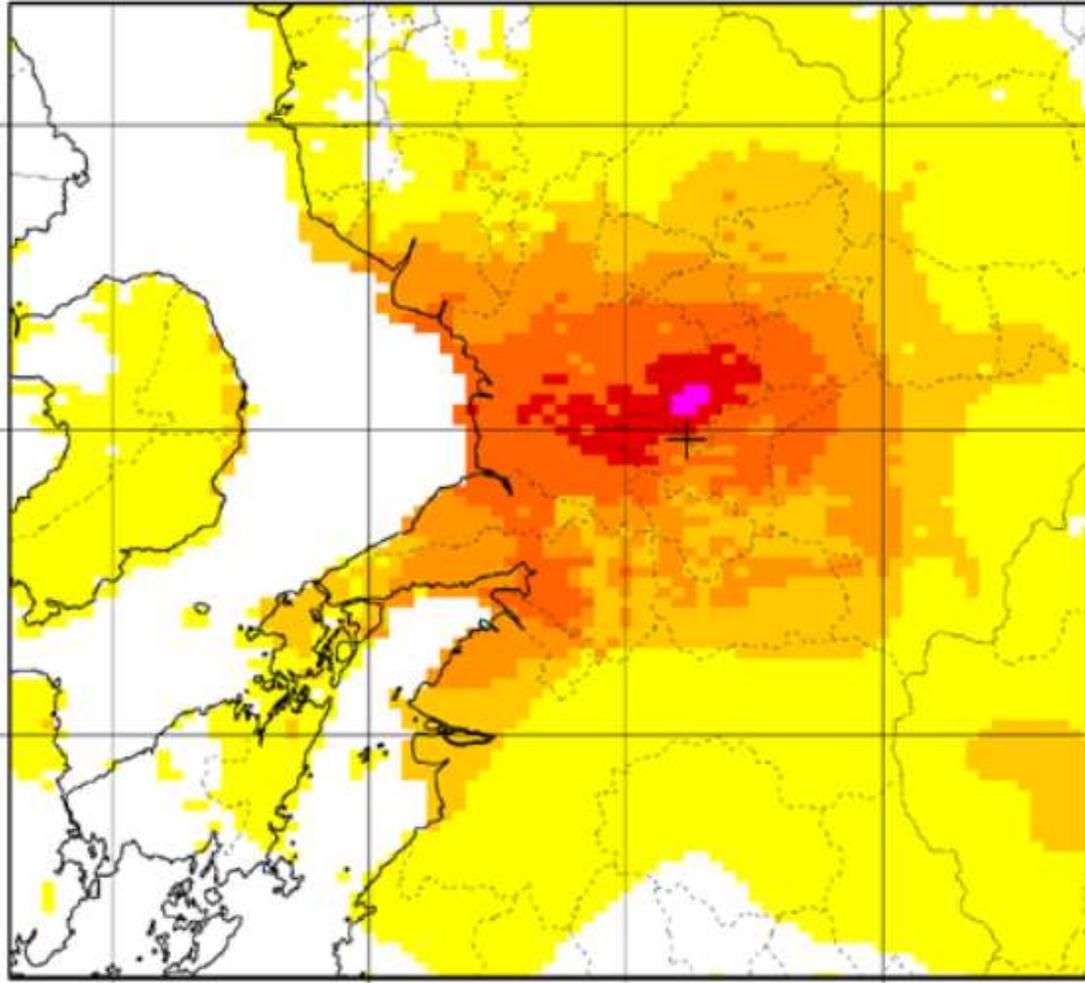
災害対策は、発生した災害から浮き彫りとなった課題への対応を検証し、必要な改善を速やかに行う不断の努力が必要である。

本節では、熊本地震や平成24年九州北部豪雨における課題と教訓を整理し、防災・減災対策の更なる向上のための基礎とする。

■4月14日21時26分 熊本県熊本地方の地震（M6.5、深さ11 km、最大震度7）の震度分布図



■ 推計震度分布図

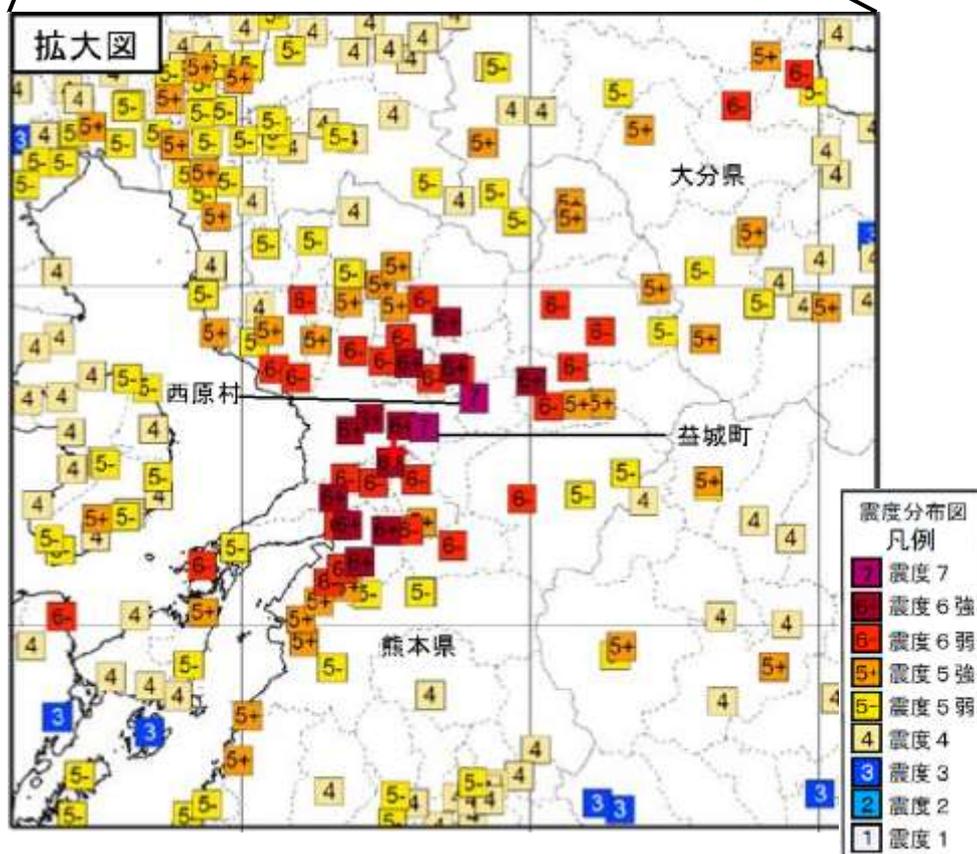
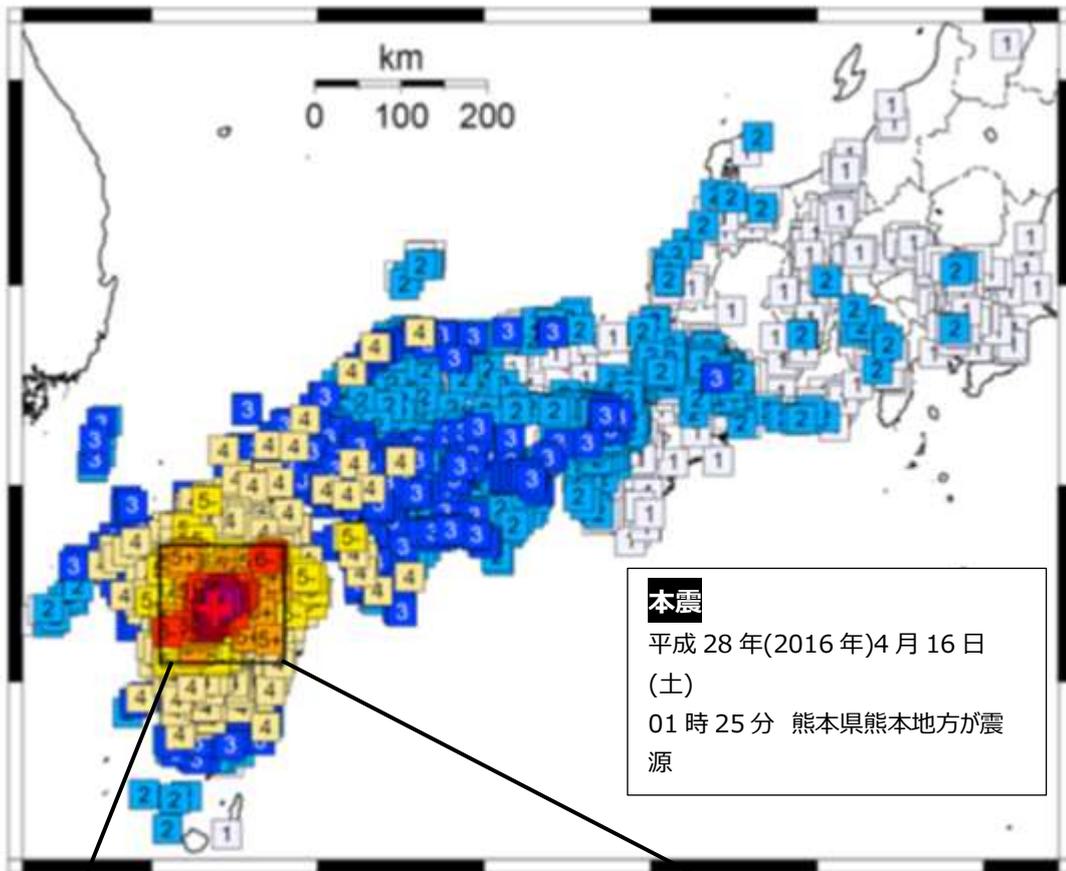


<推計震度分布図について>

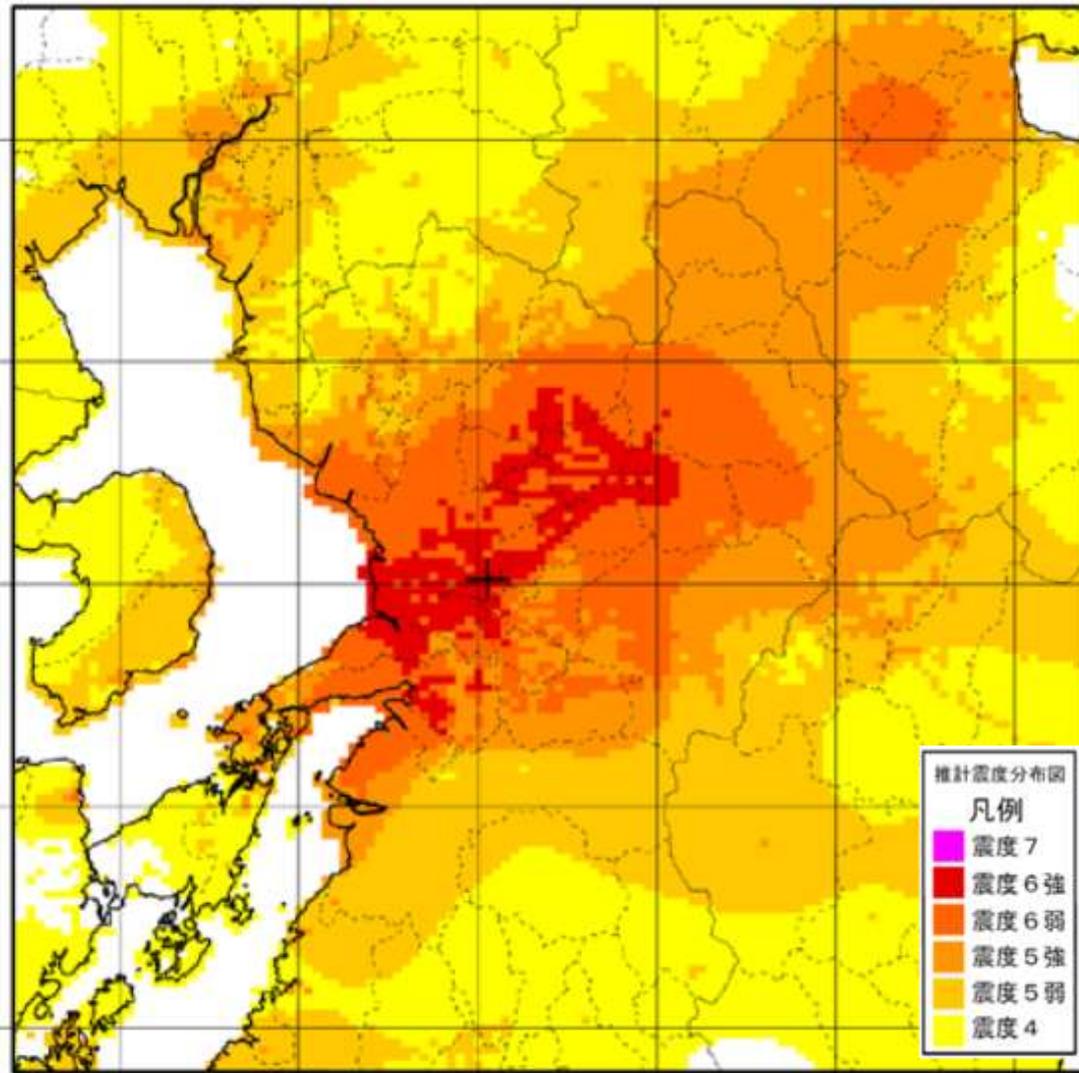
地震の際に観測される震度は、ごく近い場所でも地盤の違いなどにより1階級程度異なることがある。また、このほか震度を推計する際にも誤差が含まれるため、推計された震度と実際の震度が1階級程度ずれることがある。このため、個々のメッシュの位置や震度の値ではなく、大きな震度の面的な広がり具合とその形状に着目して利用されたい。

出典：平成28年5月13日 地震調査研究推進本部地震調査委員会
「平成28年(2016年)熊本地震の評価」

■4月16日01時25分 熊本県熊本地方の地震 (M7.3、深さ12km、最大震度7) の震度分布図



■ 推計震度分布図

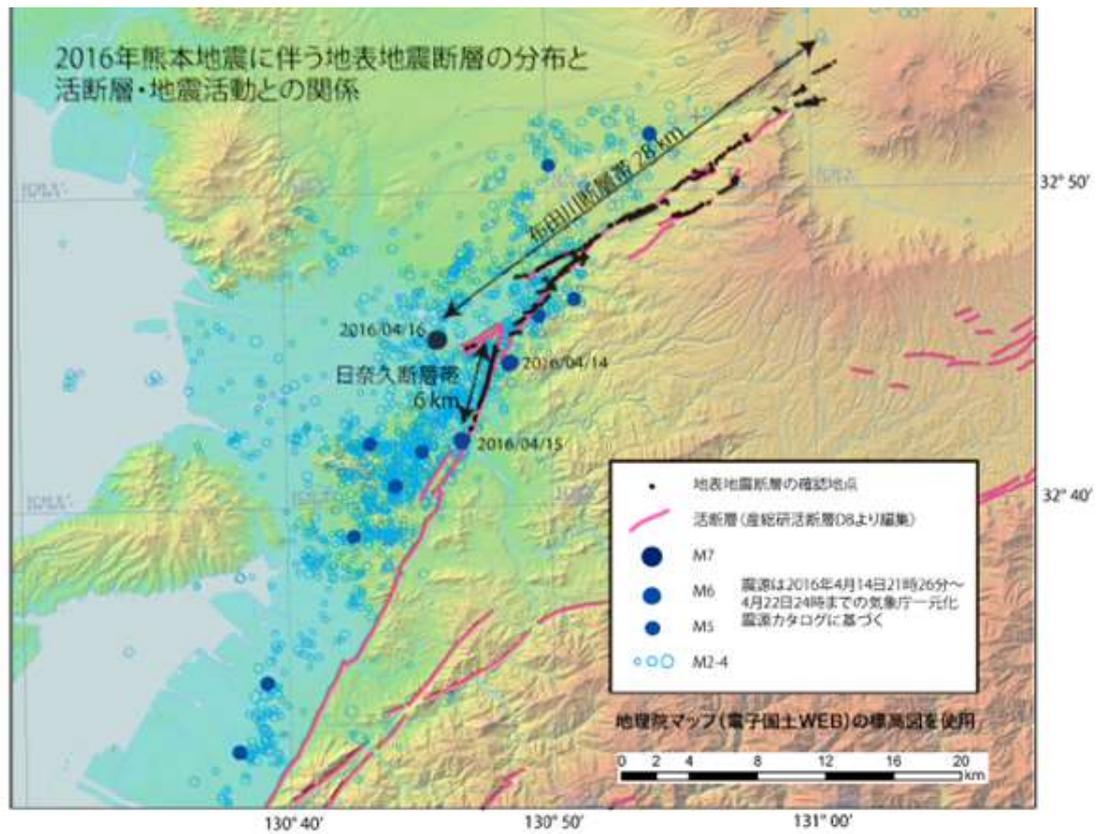


<推計震度分布図について>

地震の際に観測される震度は、ごく近い場所でも地盤の違いなどにより1階級程度異なることがある。また、このほか震度を推計する際にも誤差が含まれるため、推計された震度と実際の震度が1階級程度ずれることがある。このため、個々のメッシュの位置や震度の値ではなく、大きな震度の面的な広がり具合とその形状に着目して利用されたい。

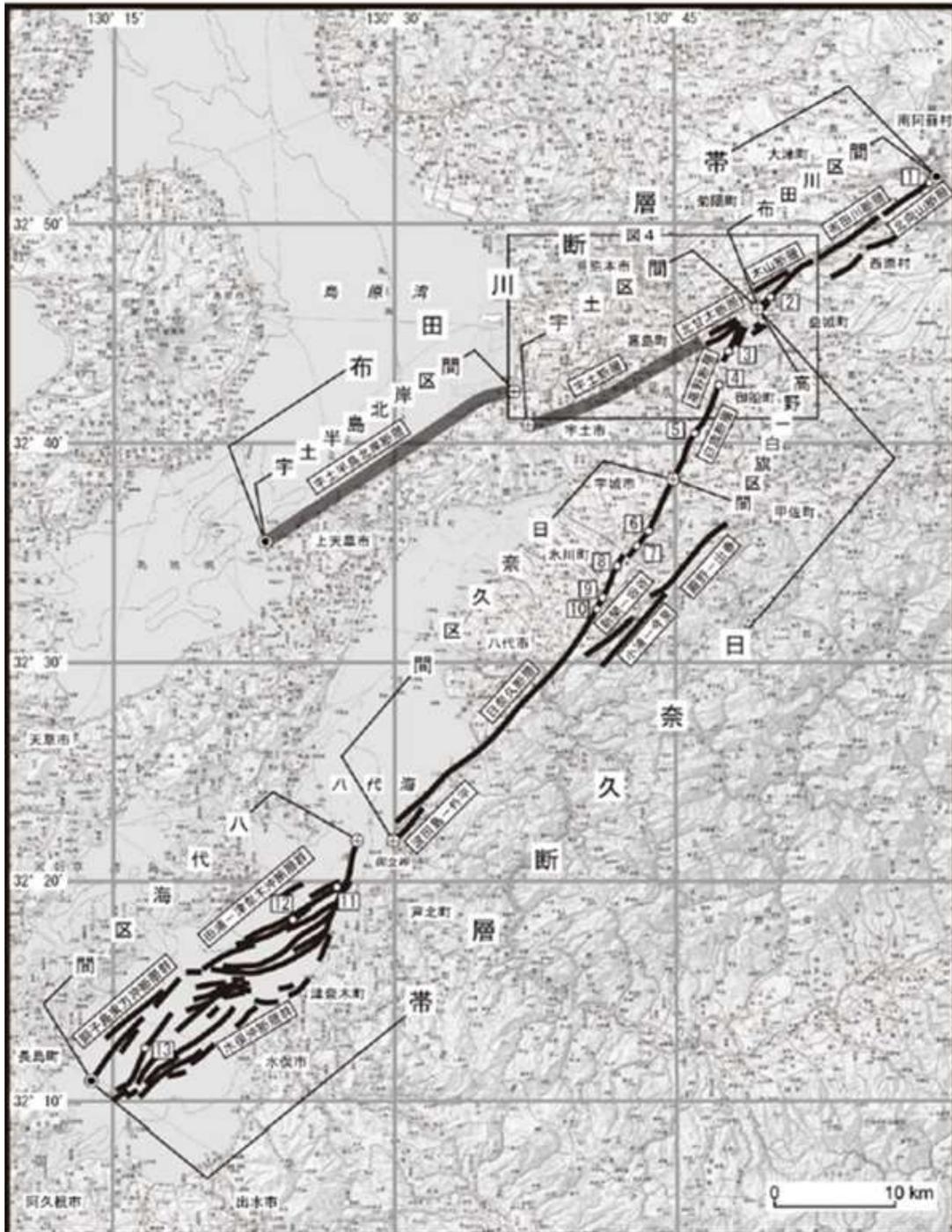
出典：平成28年5月13日 地震調査研究推進本部地震調査委員会
「平成28年(2016年)熊本地震の評価」

■平成28年(2016年)熊本地震に伴う地表地震断層の分布と活断層・地震活動との関係



出典：地震調査研究推進本部地震調査委員会「平成28年(2016年)熊本地震の評価」
H28.05.13
国立研究開発法人 産業技術総合研究所の資料より

■布田川断層帯・日奈久断層帯の活断層位置



出典：地震調査研究推進本部地震調査委員会
「布田川断層帯・日奈久断層帯の評価（一部改訂）」H25. 02. 01

第1項 地震・津波災害の課題と教訓

本市では、平成28年度に熊本地震検証・地域防災計画改定委員会、震災復興座談会及び市民アンケートを行い、整理した問題点や課題をもとに地域防災計画を改定した。その後も必要に応じて地域防災計画を見直すとともに、令和2年3月には熊本市国土強靱化地域計画を策定し、災害に強い都市・ひと・地域づくりを進めることとしている。

1 災害に強い都市・ひと・地域づくり

(1) 災害に強い都市づくり

甚大な被害を受けた道路や橋梁・河川・公園・上下水道等のインフラ、学校や庁舎、社会教育施設等の公共施設、民間を含む保健・医療・福祉施設、公共交通機関等について、早期の復旧に取り組むとともに、建築物やインフラの耐震化や機能強化、道路や公共交通等のネットワークの強化及び移動手段の多重化などを行い、災害に強い都市基盤づくりを進める必要がある。

そこで、地震に強い都市構造にするため、市有建築物の更なる耐震化に取り組むとともに、非構造部材の耐震対策についても検討する。

具体的には、次の課題に取り組む。

- 避難所となる学校施設等の非構造部も含めた耐震性の確保
- 国・県・市の連携強化による緊急輸送道路等のインフラの耐震化整備促進
- 水道管等の「耐震化計画」の改定
- 災害情報の収集・発信及び伝達体制の強化
- 各事業における熊本地震を踏まえた防災面での機能強化
⇒桜町・花畑周辺地区(桜町地区再開発施設(竣工)、花畑広場)並びに熊本駅周辺地区の再整備等における防災減災機能の強化等

(2) 市民・地域の災害対応力の強化

熊本地震において、市民は、発災直後の避難からその後の避難生活、復旧・復興の過程の中で、互いに助け合い、また、国内外から温かい支援を受けたことにより、地域を中心とした絆の大切さをあらためて認識したことを踏まえ、防災における仕組みづくりを進める。そこで、市民・地域の災害対応力の強化のため、次の課題に取り組む。

- 熊本地震、平成24年九州北部豪雨災害などの災害記録を集積し教訓として防災計画等に反映
- 保育所や認定こども園、幼稚園、学校等で子どもたちの防災教育
- 企業等のみならず、そこで働く人々の防災意識向上に向けた取組
- 自助・共助を醸成するための地域活動を推奨
- 熊本地震を教訓にした学校用副読本を活用した防災教育
- 避難所運営も含めた校区単位の防災訓練の実施



自助・共助による防災活動に向けた市民・地域の防災意識の向上

(3) 行政の災害対応力の強化

熊本地震では、情報伝達や避難所運営、物資輸送の混乱など、災害発生時の対応において多くの課題が明らかとなった。

そこで、行政の災害対応力強化のため、次の課題に取り組む。

- 災害対策本部における総合調整室の情報収集力の強化や区の防災体制の強化、及び訓練計画の策定
- 的確な広報・伝達のためのマニュアル作成や SNS[※]の活用を含めた伝達方法の多重化、及び報道機関の協力による市民への情報伝達
- 「職員初動行動マニュアル」の作成（発災の時間帯や季節考慮）及び地域の防災訓練への参加

※ Social Networking Service (Site) の略。インターネット上で、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にしたり、趣味や嗜好、居住地域などのつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する会員制のサービスのこと。

(4) 熊本市国土強靱化地域計画に定める事前に備えるべき目標

災害における被害軽減や、復興復旧の早期化のため、熊本市国土強靱化地域計画を策定（令和2年（2020年）3月策定）し、災害に強い都市づくりを強力に進める。熊本市国土強靱化地域計画において定める事前に備える目標は以下のとおり。

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）
とともに、被災者の健康・避難生活環境を確保し、災害関連死を最大限防ぐ
- 3 必要不可欠な防災拠点を含む行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5 経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない
- 6 生活に最低限必要な電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

2 避難対策の強化

熊本地震では、家屋の倒壊や損壊で避難した住民に加えて、屋内滞在を恐れる人々も避難所に集中し、市内の避難者数は最大で11万人に上り、物資受け入れ拠点では、大量に受け入れた救援物資の仕分で混乱が生じ、指定避難所では、備蓄物資に偏りが生じ、必要な物資の供給が遅れるといった事態が発生した。

また、地震による家屋の倒壊を恐れる人などが、指定避難所ではなく、スーパー・コンビニなどの駐車場で車両を駐車して寝泊まりする「車中泊避難」が急増した。

一方、福祉避難所では職員が入所者への対応に加えて、一般の避難者への対応も迫られたことから、福祉避難所における一般避難者受入れのあり方が指摘された。

さらに、市と避難所との調整には、地域に精通している職員を派遣するべきとの指摘もあった。

そこで、避難対策の強化のため、次の課題に取り組む。

- 最大時の避難者数を参考に被害想定における避難者数を 11 万人とし備蓄計画等に反映
- 国・県施設や指定管理者施設の避難所指定拡充
- 地域在住職員を避難所担当職員として派遣（突発的な大規模災害発生時）
- 地域(校区自治協等)・施設管理者・避難所担当職員による校区防災連絡会及び避難所運営委員会の事前設置
- 校区単位の防災訓練の実施
- 町内自治会、自主防災クラブ等との連携強化
- 避難所のバリアフリー化の推進
- 「避難所開設・運営マニュアル」の見直し及び避難所運営訓練の実施
- 福祉避難所（福祉子ども避難所含む）の協定先の確保及び事前打ち合わせの充実

3 備蓄・供給体制の整備

熊本地震では避難者数が最大で11万人に上り、発災直後、指定避難所では物資の供給が追いつかない、給水車が来ない、指定避難所以外の地域コミュニティセンターや地域公民館には物資供給が届かない等の状況となった。これに対して、国が発災直後から大規模な「プッシュ型」の物資輸送を行い、水・食料といった主要物資の不足感はなくなった。しかし、各避難所における物資のニーズが刻々と変化し、時期を外してしまった物資が無駄になる、必死に自衛隊や民間業者が物資を配布するものの、届けられた物資が現地のニーズに合わない、受入対応が行き届かないといった事態が発生した。

そこで、今回の震災対応における課題や専門家等の助言を踏まえて備蓄・供給対策のため、次の課題に取り組む。

- 家庭内・企業内備蓄【7日間分】の啓発推進
- 水・食料は発災直後の7日間を目途に、避難所等の分散備蓄や集中備蓄、企業流通備蓄、家庭内備蓄、地域備蓄等に対応し、3～4日以降は支援物資を主に迅速な配送で対応
- 支援物資の「物資供給計画」の策定と民間活用
- 「物資供給計画」における情報共有の規定

4 広域連携・受援体制の整備

熊本地震における対応等について検証し得られた知見を、熊本連携中枢都市圏の近隣自治体と共有し、災害対応力の強化を図ることとする。また、国や県と連携し、近隣自治体の復興に向けて必要な情報や技術等の提供を行うこととする。さらに、将来災害が発生した際に的確に対応するため、近隣自治体と連携して広域的な防災体制を強化するとともに、都市圏構成市町村全体の調整を行うこととする。

そこで、広域連携・受援体制の整備のため、次の課題に取り組む。

- 「受援計画」及び「物資供給計画」の策定
- 国・県との情報共有強化や、指定都市市長会・九州市長会の相互応援の充実、及び事前打ち合わせ等による連携強化

5 被災者の生活支援に向けたトータルケア

被災者は、一日でも早く安心して暮らせることを望んでいる。自立的な生活を送ることができるよう、生活再建に向けた総合的な支援と、被災者に対する心のケアの体制を充実させることが重要になる。

そこで、被災者の生活支援に向けたトータルケアのため、次の課題に取り組む。

- 建設型応急住宅用地の候補地を事前に設定
- 賃貸型応急住宅の活用
- り災証明の発行や家屋被害調査のための担当職員の育成
- 生活再建窓口のワンストップ対応

第 2 項 風水害の課題と教訓

1 風水害に対する事前対策

平成 24 年九州北部豪雨では白川下流域の越水を危険視し、全職員対応で市街地の土のう積みなどの作業にあたったが、実際はそれより上流で浸水が発生しており、その情報が水防本部に入っていなかったという事実があった。また、当日の水防本部に大量に寄せられる様々な情報には、重要度の低い情報の中に重要度の高い情報が紛れ込み、混乱した災害対策本部では、情報の到着順に処理を行ったため、被害の少ない地域に人員や資機材が投入され、被害の甚大な地域への資源（人・機材）の投入が遅れることとなった。

この経験を基に、災害情報トリアージによる情報収集体制の整備や、災害対策指揮室の設置、避難指示等判断基準の見直し、職員の防災スキル向上のための訓練等の事前対策を実施することとした。

また、市民が自助と共助の意識を涵養するとともに、災害時の安全な避難経路や指定緊急避難場所を確認できるよう、「地域版ハザードマップ」の作成に取り組むこととした。今後もこれらのソフト対策を中心とした事前対策を推進する必要がある。

2 激甚化する自然災害への対応

台風の接近や梅雨前線の停滞などによる風水害は、地震災害と違い、気象情報や過去の気象事例などにより、ある程度予想ができるため、気象庁や防災関係機関と連携し、事前の警戒体制をとることが可能である。

しかし、平成 24 年（2012 年）7 月九州北部豪雨は深夜からの突然の豪雨であり、このタイミングで避難指示等を発令すれば、避難者にとって周囲は暗闇であり、豪雨による避難路は浸水状態、視界が遮られ音も聞こえにくい状況の中で、無理に避難を行おうとすれば、その途中で被災することが懸念される。そこで、熊本県内で 1 時間雨量 70mm 以上が予測されるなどといった、夜間に災害の発生する可能性が高いと予想される場合に、空振りを恐れず、危険の差し迫っていない日没前の明るいうちに住民の避難を促し、被害を未然に防止する「予防的避難」の取組を開始した。

本市でも、激甚化する自然災害に対応するため、予防的自主避難や早めの避難指示等の発令、現場付近にいる市職員・消防職員・消防団員による避難指示等発令の市長権限代行[※]など、避難誘導の迅速化が必要である。

※「熊本市職員等の災害現場における避難発令マニュアル（避難発令の市長権限代行）」

また、平成 30 年 7 月豪雨を受け、中央防災会議において、避難対策の強化について検討され、平成 31 年 3 月に、「避難勧告等に関するガイドライン」が改定された。

この中で、平成 30 年 7 月豪雨では、様々な防災情報が発信されているものの、多様かつ難解であるため多くの住民が避難行動に移せない状況であったことから、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を 5 段階の警戒レベルにより提供し、住民等の避難行動等を支援することとなった。これを受け、本市においても警戒レベルを用いた避難指示等の発令を行うこととした。

第5節 熊本市の概況

第1項 自然的条件

1 地勢

本市は九州の中央、熊本県の西北部（東経：130° 42′ 38″、北緯：32° 48′ 00″）にあって、有明海に面し、坪井川、白川、緑川の3水系の下流部に形成された熊本平野の大部分を占めている。また、阿蘇火山と金峰山系との接合地帯の上に位置する本市は数多くの山岳、丘陵、台地、平野等によって四方を囲まれている。

北部は菊池川水系の中流域に位置し、菊池洪積台地に連なる畑作地帯があり、西部は金峰山系の急傾斜の山が重なる一方、中心部は阿蘇火山に源を発する白川と北方に流れを発する坪井川・井芹川が市街を貫流して西方の有明海に注いでいる。水源を東部台地に発する加勢川は水前寺・江津湖を経て木山川と合流して、本市の中南部を流下している。これらの川は、かんがい用水として中南部及び西部一帯の平野を潤し、農作に大きな効用をもたらしている。

また、西部の海岸地帯は、大部分が干拓地で地形的な変化に乏しく河口部の河床は白川、坪井川による阿蘇ヨナ質土壌の送流により次第に上昇している。

南部の富合・城南地区は、中心部を流れる浜戸川により平野を築いている。

2 地形・地質

本市は九州中部にあって、阿蘇カルデラの西約36kmの有明海に臨む熊本平野を中心に位置している。

市域は全体に標高が低く平坦な地形を示す部分が多いものの、市の西～北西部には金峰山を主とする山地があり、北～北東部には台地が発達している。また南～南西部には低地が広がって有明海に面している。

(1) 山地

市内にある傾斜の急な山地としては北西部に位置する金峰山がある。金峰山は頂部にカルデラを持つ火山であるが、現在は火山活動の兆候はない。また、市街地の北東部に分布する立田山山地は、かつては金峰山とひと続きであったものがその後の地殻変動や浸食作用の結果お互いに分離したものと考えられており起伏が小さく比較的緩斜面が多い。また、市の東方には阿蘇外輪山があるが、これは阿蘇カルデラ形成（約9万年前）に伴って大規模に噴出した火砕流堆積物からなる。

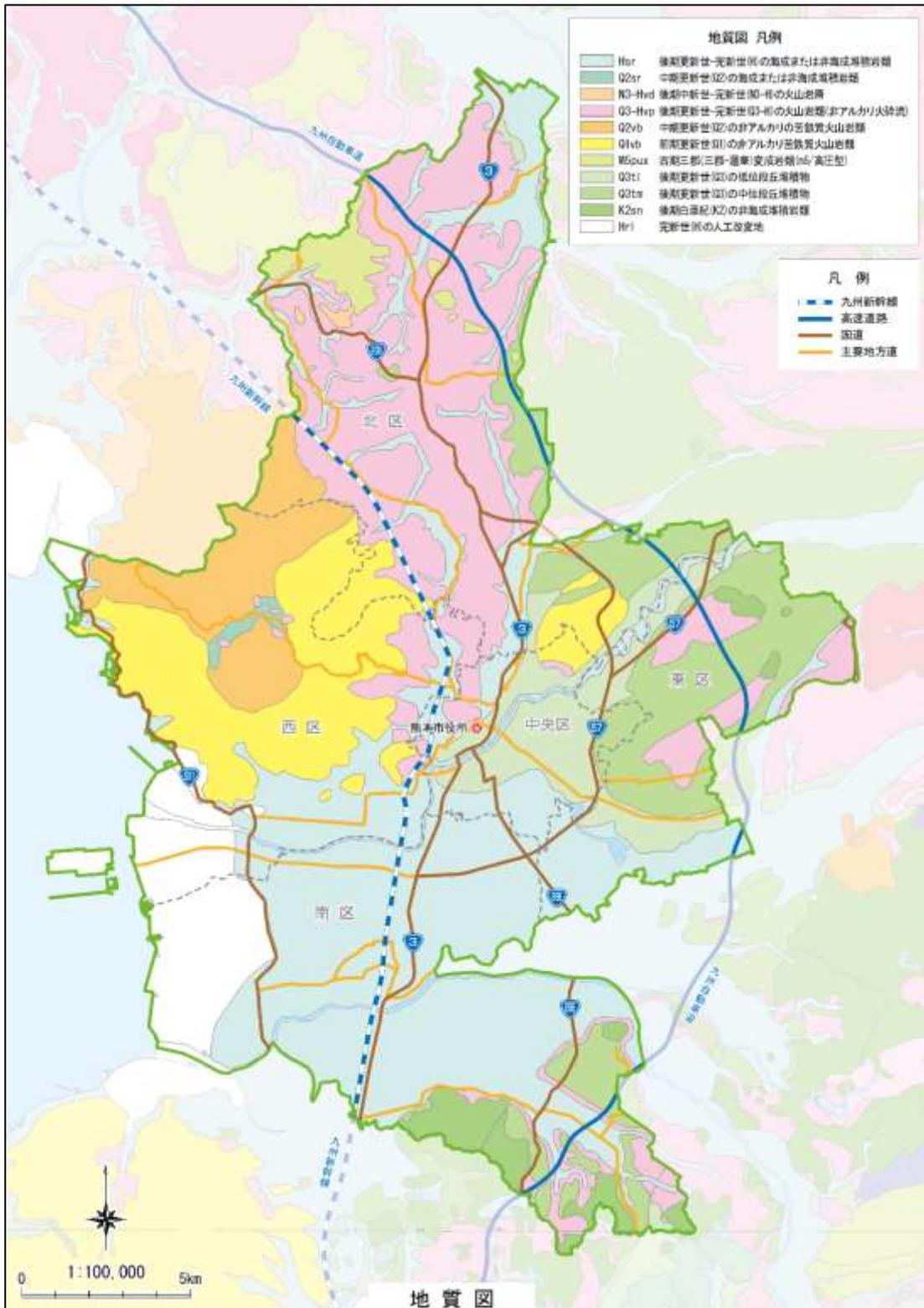
(2) 台地

市の北東部には広大な台地が分布する。台地は、基本的には阿蘇山から噴出した大規模な火砕流堆積物からなる。阿蘇の「灰石」はこの火砕流堆積物の固結した部分であるが、固結度の低い部分は九州南部のシラスと同様に、崩れやすい地質である。また、河川が台地を浸食してできた段丘の表層には、洪水などによって河川が運んだ砂礫層や火山灰層が厚く堆積している。

(3) 平地

熊本平野は南北約 8km、東西約 15km におよぶが、その低地部分は白川、緑川の沖積作用によって形成された平野である。平地の地質は、河川が運んだ砂礫や砂粘土及び阿蘇火砕流堆積物や阿蘇山以前の火山活動による溶岩等によって構成されており、特に市南西部地域は軟弱な地盤となっている。また、熊本平野のうち有明海沿岸の 2km の範囲は干拓によって形成されたものであり、標高は 2m 以下と低く表層の地盤も軟弱な粘性土からなっている。

■熊本市周辺の地質状況



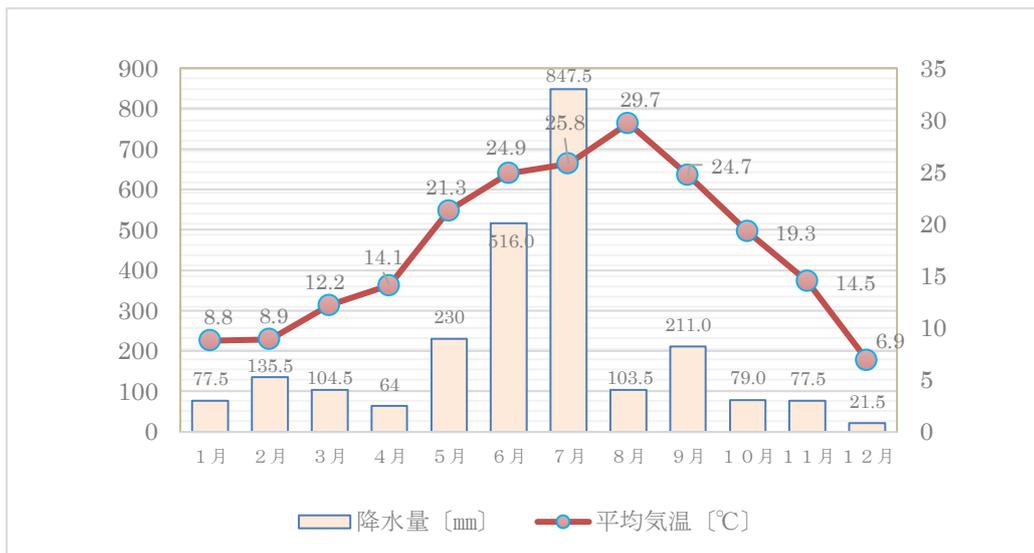
3 気象

本市は、内陸的な気象を示し、令和元年度（2019年度）の年平均気温は17.6℃で、夏の暑さ、冬の寒さはともに厳しく、気温の日較差、年較差も大きい。

降水量は年間2500mm前後で、梅雨期の6～7月が多く、特に梅雨末期には集中豪雨が発生し、大きな災害を引き起こすこともある。

また、台風による災害は、平成3年（1991年）の台風19号や平成11年（1999年）の台風18号のように、本市の西側コースをたどると、風による災害発生の恐れが高まり、高潮による災害の恐れも出てくる。もちろん雨による災害の発生は、台風のたどるコースにかかわらず、考えておかなければならない。更に最近では、本市も宅地開発等の都市化に伴って、これまで被害の少なかった地域で新たな災害が発生する恐れのあることも見逃してはならない。

■気温と降水量の月別変化【令和元年度(2019年度)】 (気象庁HP公開より)



第2項 社会的条件

1 市勢の概要

本市は、明治22年（1889年）の市制施行当時人口42,725人、面積5.55km²であった城下町が、近代的都市機能の集積や平成3年（1991年）の飽託郡四町や平成20年（2008年）の富合町、平成22年（2010年）3月の植木町・城南町との合併などをはじめとする18次にわたる市域の拡大等によって、今や人口73万人を越えて、面積389.36km²となった。

このような中、明治22年（1889年）の熊本地震、昭和2年（1927年）の潮害、昭和20年（1945年）全市の大半が瓦礫と化した空襲による戦災、また、昭和28年（1953年）の未曾有の白川大水害、平成3年（1991年）9月には熊本地方気象台観測史上最高の日最大瞬間風速52.6 m/sを記録し多くの被害をもたらした台風19号、平成24年（2012年）の九州北部豪雨や熊本地震に遭遇しその都度全市民の懸命の努力によって苦難を克服してきた。現在では九州の中央に位置する中枢都市として着実に発展を遂げ、平成23年（2011年）3月には九州新幹線鹿児島ルートが全線開業をし、平成24年（2012年）4月には政令指定都市としての新たなスタートを切った。

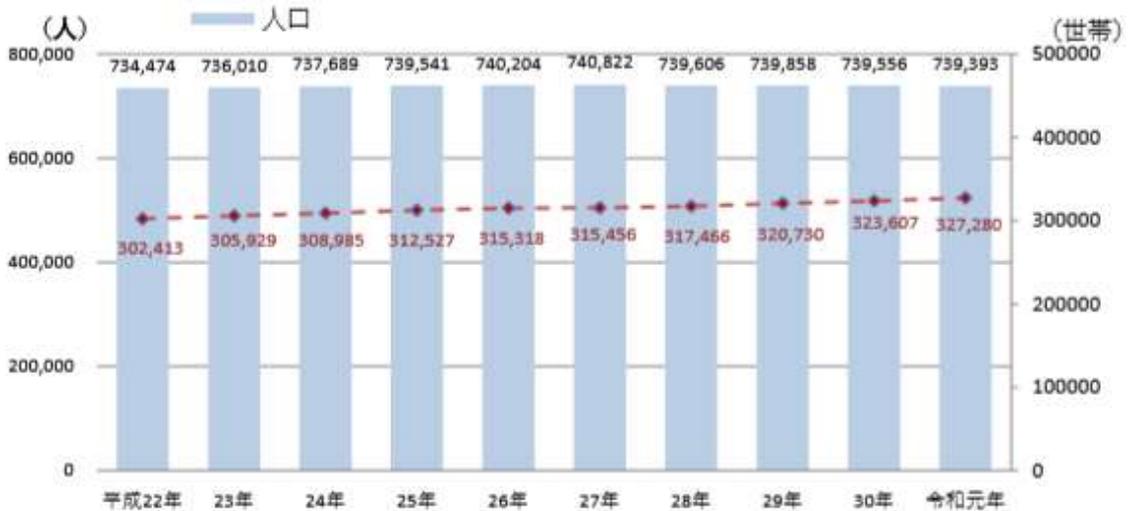
また、本市では、平成28年（2016年）3月に「熊本市第7次総合計画」を策定した。この新しい総合計画は、これから8年後のめざすまちの姿を

～市民が住み続けたい、だれもが住んでみたい、訪れたいまち、「上質な生活都市」～とし、「安心して暮らせるまちづくり」「ずっと住みたいまちづくり」「訪れてみたいまちづくり」の3つからなるまちづくりの重点的取組を掲げるとともに、すべての施策分野にわたり、今後のめざすべき方向性を示している。

2 人口・世帯数等

市制施行当時42,725人であった本市の人口は、その後数次にわたる市域の拡大や都市機能の集積等に伴い増大し、昭和52年（1977年）には50万人を超え、更に平成3年（1991年）2月1日に飽託郡四町と、平成20年（2008年）10月6日に富合町、平成22年（2010年）3月23日に城南町及び植木町と合併し、72万人を超え全国有数の大都市となり、平成24年度に全国で20番目の指定都市となった。過去の人口・世帯数の変化は以下のとおりである。

■熊本市の人口・世帯数の変化（各年10月1日現在）

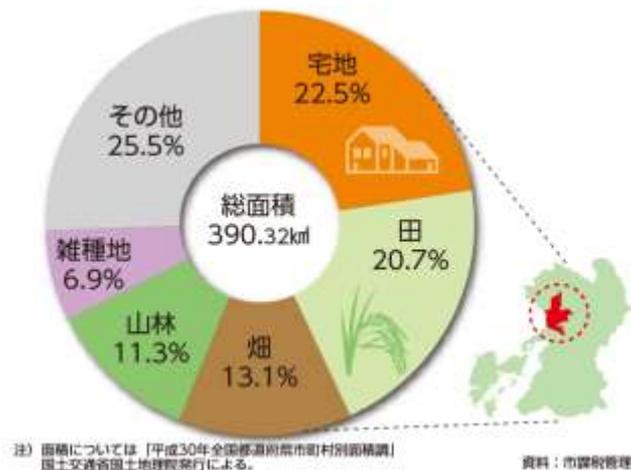


出典：WEB 熊本市統計書

3 土地利用

熊本市の地目別土地面積は次のとおりである。

■地目別土地面積（平成31年1月1日現在）



出典：グラフでみるくまもと

第6節 災害の想定

第1項 災害履歴

【関連部局】
政策局

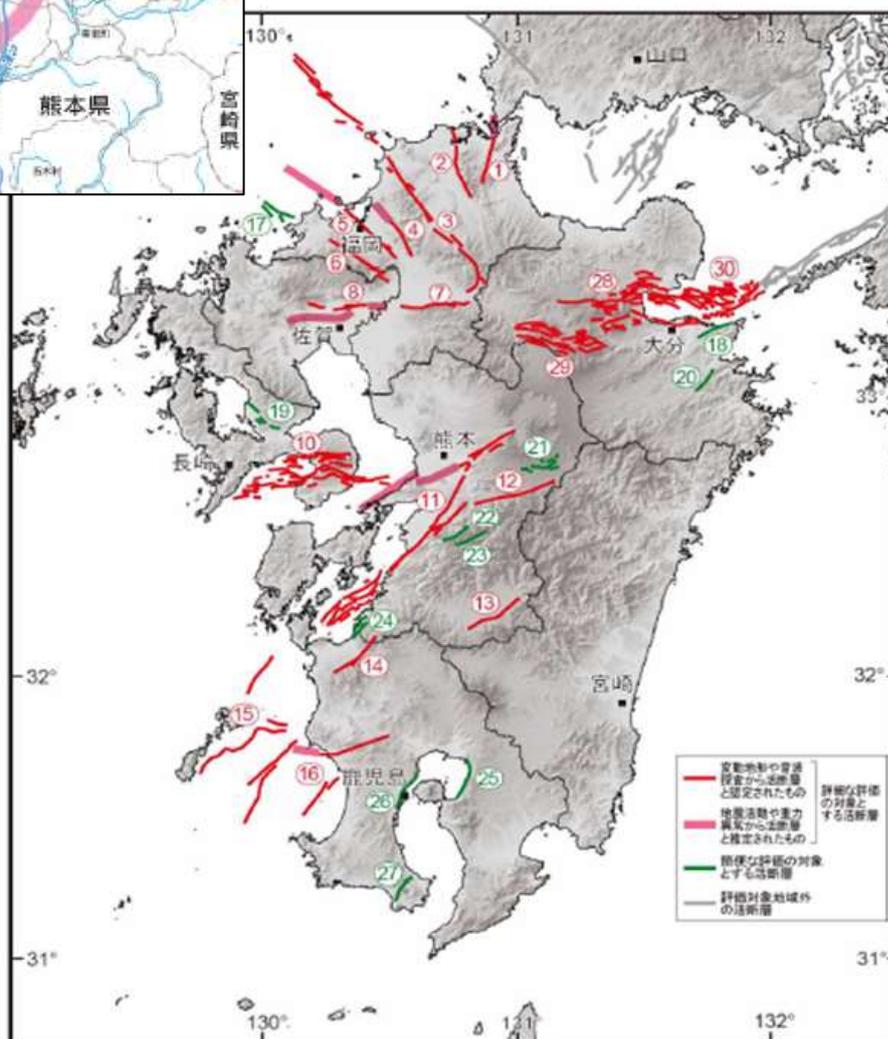
1 地震

本市に影響を与える活断層は、次に示すように市内直下を走る「立田山断層」と、益城町付近を走る「布田川・日奈久断層」が存在する。



一方、国は今後30年間に国内で発生すると思われる地震発生確率を次のように公表しており、この中で「布田川・日奈久断層」は発生確率の高いグループに属している。

また、立田山断層は、明治22年(1889年)の熊本地震との関係が指摘されている。



九州地域(評価対象地域)において評価対象とした活断層の分布

出典：活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧(令和3年1月1日での算定)
地震調査研究推進本部(令和3年1月13日公表)

■（参考）活断層の名称

詳細な評価の対象とする活断層	
10	雲仙断層群
11-1	布田川（ふたがわ）断層帯
11-2	日奈久（ひなぐ）断層帯
12	緑川断層帯
13	人吉盆地南縁断層
14	出水（いずみ）断層帯
28	日出生（ひじう）断層帯
29	万年山一崩平山（はねやまーくえのひらやま）断層帯
30	中央構造線断層帯（豊予海峡ー由布院区間）

簡便な評価の対象とする活断層	
21	阿蘇外輪南麓断層群
22	鶴木場（つるきば）断層帯
23	国見岳断層帯
24	水俣断層帯

■主要活断層帯の長期評価の概要 【算定基準日：令和3年(2021年)1月1日】

（陸域・沿岸域の活断層から発生する地震の今後30, 50, 100年以内の地震発生確率等）

<熊本市付近を抜粋>

断層帯名 (起震断層/活動区 間)	長期評価で 予想した 地震規模	主な活断層 における 相対的評価 ランク	地震発生確率			平均活動 間隔	最新活動 時期
	(マグニチュード)		30年以 内	50年以 内	100年 以内		
11-1 布田川断層帯 (宇土半島北岸区間)	7.2程度以上	X	不明	不明	不明	不明	不明
11-1 布田川断層帯 (宇土区間)	7.0程度	X	不明	不明	不明	不明	不明
11-1 布田川断層帯 (布田川区間)	7.0程度	Z	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	8,100年～ 26,000年 程度	平成28年 (2016年) 熊本地震
11-2 日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3程度	S*	ほぼ0% ～16%	ほぼ0% ～30%	ほぼ0% ～50%	1,100年～ 6,400年 程度	約1,700年 前以後～ 約900年前 以前
11-2 日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5程度	S*	ほぼ0% ～6%	ほぼ0% ～10%	ほぼ0% ～20%	3,600年～ 11,000年 程度	約8,400年 前以後～ 約2,000年 前以前
11-2 日奈久断層帯 (高野ー白旗区間)	6.8程度	X	不明	不明	不明	不明	約1,600年 以後～ 約1,200年 前以前

出典：活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（令和3年1月1日での算定）
地震調査研究推進本部（令和3年1月13日公表）

凡例	色	解説
Sランク (高い)	赤	30年以内の地震発生確率が 3%以上
Aランク (やや高い)	黄	30年以内の地震発生確率が 0.1～3%
Zランク (-)	黒	30年以内の地震発生確率が 0.1%未満
Xランク (-)	白	地震発生確率が不明（すく に地震が起こることが否定 できない）

（注）地震後経過率が0.7以上である活断層に
ついては、ランクに*を付記する。

※用語の説明等については、地震調査研究推進本部の
ホームページを参照。

<http://www.jishin.go.jp/main/choukihyoka/ichiran.pdf>

このような中で、平成28年（2016年）4月14日21時26分に熊本地方を震央とするマグニチュード6.5の地震（前震）が発生し、熊本市では震度6弱を観測した。その後、4月16日1時25分に同じく熊本地方を震央とするマグニチュード7.3の地震（本震）が発生し、熊本市では震度6強を観測した。4月14日の地震は日奈久断層帯の北端部の活動、4月16日の地震は布田川断層帯の活動によるもので、隣接する2つの断層帯が連動することで発生した連動型地震とみられている。

熊本地震における熊本市の被害状況及び過去の主な地震被害の状況を次に示す。

■平成28年熊本地震における熊本市の被害状況

平成29年（2017年）3月31日現在

被害項目	被害状況
全壊家屋	5,717件
大規模半壊家屋	8,895件
半壊家屋	37,703件
一部損壊家屋	73,128件
死者	69人
重傷者	728人

※家屋被害については、り災証明書交付件数

■熊本県内に被害をもたらした主な地震（県内の最大震度4以上）

西暦（和暦）	地域（名称）	マグニチュード（M）	主な被害
744.06.06 （太平16）	天草郡、八代郡、芦北郡	7.0	田地290、民家流出470、死者1,520
1619.05.01 （元和5）	肥後・八代	6.0	麦島城はじめ公私の家屋に被害
1625.07.21 （寛永2）	熊本	5~6	熊本城の火薬庫爆発。天守付近の石壁、城中の石垣に被害、死者約50
1723.12.19 （享保8）	肥後・豊後・筑後	6.5	肥後で死者2、家屋倒壊980
1769.08.29 （明和6）	日向・豊後・肥後	7.3~7.4	延岡城・大分城で被害大、熊本領内でも被害大
1792.05.21 （寛政4）	雲仙岳	6.4	眉山が崩れ、津波が生じた。津波による被害；死者約15,000、家屋全壊12,000
1828.05.26 （文政11）	長崎	6	天草で激しい被害
1889.07.28 （明治22）	熊本	6.3	飽田郡を中心に熊本県下で被害大 死者20、負傷者52、住家全壊228、半潰138、地裂880、堤防崩壊45、橋梁壊落22・破損37、道路損壊133
1894.08.8 （明治27）	熊本北部	6.3	阿蘇郡永水村で家屋土蔵破損15、石垣の崩壊多数、長陽村で家屋破損1、石垣崩壊9
1895.08.27 （明治28）	熊本北東部	6.3	阿蘇郡山西村で土蔵破損400、堤防亀裂8、石垣崩壊22、永水村で家屋破損5
1907.03.10 （明治40）	熊本	5.4	煉瓦煙突破壊1、家・倉庫壁の亀裂3
1909.11.10 （明治42）	宮崎・熊本県境	7.6	宮崎市で被害大、熊本県内で負傷3

西暦（和暦）	地域（名称）	マグニチュード (M)	主な被害
1931. 12. 21 (昭和6)	八代海	5.5	八代町沿岸で被害多少
1931. 12. 22 (昭和6)	八代海	5.6	八代町沿岸で被害多少
1931. 12. 26 (昭和6)	八代海	5.9	八代郡田浦付近で壁の剥落 50~60、 堤防亀裂、石垣崩壊、 大矢野島の護岸・堤防決壊
1937. 01. 27 (昭和12)	熊本中部	5.1	上益城郡秋津村で石橋崩落
1941. 11. 19 (昭和16)	日向灘 (日向灘地震)	7.2	死者2、負傷者18、家屋全壊27・半壊32
1968. 02. 21 (昭和43)	宮崎県南西部 (えびの地震)	5.7	死者3、負傷者42、家屋全壊368、 半壊3,176、非住家被害1,494、 道路被害73、橋梁損壊9、堤防亀裂4、 山(崖)崩れ44、鉄道被害6、 通信施設被害100
1968. 02. 21 (昭和43)		6.1	
1968. 02. 22 (昭和43)		5.6	
1968. 03. 25 (昭和43)	宮崎県南西部	5.4	死者3、住家全壊18、半壊147、 非住家被害309、道路被害6、橋梁損壊5、 山(崖)崩れ11、通信施設被害97
1975. 01. 23 (昭和50)	阿蘇山北東	6.1	一の宮町三野地区に被害集中 負傷者10、道路損壊12、山(崖)崩れ15
1984. 08. 07 (昭和59)	日向灘	7.1	負傷者9、建物一部損壊319
1987. 03. 18 (昭和62)	日向灘	6.6	死者1、負傷者若干、建物・道路に被害
1997. 03. 26 (平成9)	薩摩地方	6.6	水俣市を中心にシラス崩れ、壁の亀裂、 窓ガラス割れ、落石等
1997. 05. 13 (平成9)	薩摩地方	6.4	水俣市を中心にシラス崩れ、がけ崩れ、 屋根瓦の落下、家屋のひび割れ等
1999. 03. 09 (平成11)	阿蘇地方	4.8	西原村、長陽村等でブロック塀の倒壊、 屋根瓦の落下、落石等
2000. 06. 08 (平成12)	熊本地方	5.0	益城町、嘉島町、御船町で屋根瓦の落下、 砥用町で落石
2001. 01. 10 (平成13)	阿蘇地方	4.1	高森町で落石、水道管破裂、 屋根瓦の落下、窓ガラス破損等
2005. 06. 03 (平成17)	天草芦北地方	4.8	負傷者2(うち重傷者1)
2011. 10. 05 (平成23)	熊本地方	4.5	住家の一部破壊
2016. 04. 14 (平成28)	熊本地方 (熊本地震)	6.5	死者270、重軽傷者2,737、 住家全壊8,657、半壊34,491 被害額3.8兆円(平成31年4月12日時点)
2016. 04. 16 (平成28)		7.3	

出典：熊本県地域防災計画（地震・津波災害対策編）2019年度修正

【関連部局】
政策局

2 風水害

本市は九州中部にあって、梅雨期には多量の降雨があり、台風来襲期には豪雨の多い地域である。熊本平野は白川や緑川などの河川の運ぶ土砂によって形成されたことから、豪雨時の洪水災害が繰り返された地域である。また山地や台地辺部の急傾斜部では土砂崩れにも注意が必要である。

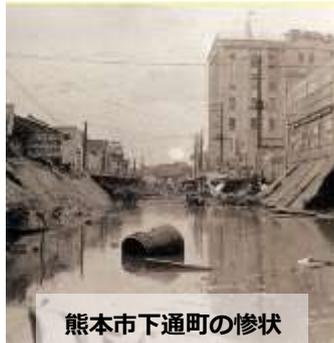
熊本市に被害を及ぼした主な風水害は次のとおりである。

■熊本市に被害を及ぼした主な風水害

西暦（和暦）	災害要因	名称	主な被害
1927. 9. 13 （昭和2）	高潮災害	昭和2年 高潮災害	死者・行方不明者423、重傷者23、 有明海沿岸の各所で堤防決壊
1935. 6. 28～ 30（昭和10）	豪雨洪水	—	死傷者4、床上浸水520、床下浸水3,077、堤 防決壊50、橋梁流失20
1953. 6. 25～ 28（昭和28）	大雨洪水	6. 26大水害	死者206、不明125、負傷者237、 被害戸数55,664、堤防決壊・崖崩れ135
1957. 7. 25～ 26（昭和32）	大雨洪水	7. 26水害	死者83、不明29、負傷者140 被害戸数16,190、堤防決壊・崖崩れ30
1975. 6. 25 （昭和50）	大雨	6. 25水害	住家全半壊12、床上床下浸水3,441
1980. 8. 30 （昭和55）	集中豪雨	8. 30水害	住家半壊2、床上床下浸水5,398、 堤防決壊・崖崩れ10
1982. 7. 23～ 25（昭和57）	梅雨前線	長崎豪雨 （7. 24水害）	死者4、家屋全半壊12、 床上床下浸水4506
1988. 5. 3～4 （昭和63）	大雨	5. 3水害	床上床下浸水5,214、崖崩れ78
1990. 6. 28～ 7. 3（平成2）	集中豪雨	7. 2水害	死者2、床上床下浸水1,474、 崖崩れ29、道路決壊2、 堤防決壊4
1991. 9. 27 （平成3）	台風	台風19号	死者1、負傷者16、家屋全壊79、 家屋半壊678、一部損壊63,752、 瞬間最大風速52.6m/s
1999. 9. 24 （平成11）	台風	台風18号	死者1、負傷者51、家屋全壊19、 家屋半壊238、一部損壊10,170、 瞬間最大風速49.0m/s
2012. 7. 12 （平成24）	梅雨前線	九州北部 豪雨	家屋全壊：88、家屋半壊：146、 一部損壊：20、床上浸水：314、 床下浸水：458

過去の風水害における被害状況

■昭和28年：6.26大水害



■平成2年：7.2水害



■平成11年：台風18号高潮災害



第2項 地震・津波災害の想定

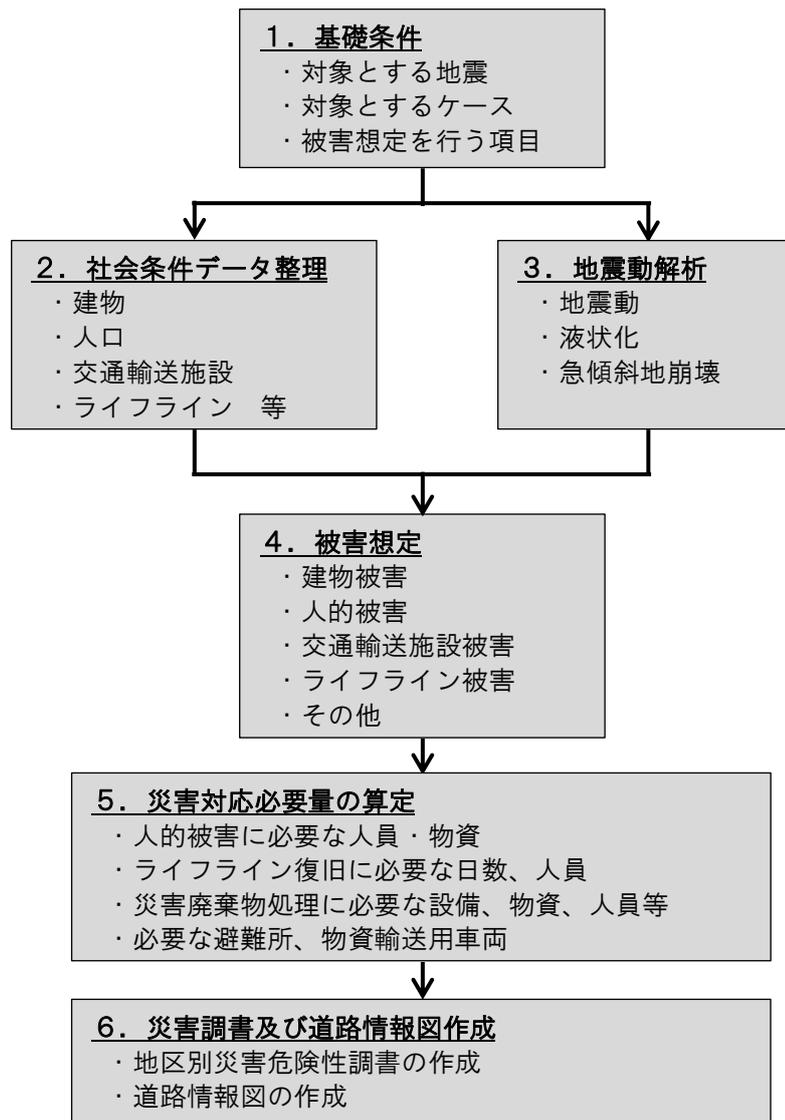
本市の地震被害想定は、「東日本大震災」を踏まえ、県が平成23～24年度に実施した「熊本県地震・津波被害想定調査」を受け、熊本市防災アセスメント調査を平成25年度に実施した被害想定としている。

調査結果から、市域への影響が大きかった「布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動型）」、「南海トラフ」、「布田川・日奈久断層帯（北東部単独型及び中部単独型）」、「立田山断層」の4地震を対象とし、以下に被害想定を記載する。

1 調査の流れ

被害想定調査は次に示すフローに沿って進めた。

被害想定を行う地震等の基礎条件を決め、次に熊本市域の建物・人口やその他交通・ライフラインなどの社会条件データを整理するとともに、地震動解析（地震動、液状化、急傾斜地崩壊）を実施。次に社会条件データと地震動解析より、被害想定や災害対応必要量を求める。最後に被害想定や災害対応必要量を活用し、災害調書や道路情報図を作成した。



【関連部局】
政策局

2 基礎条件

(1) 対象とする地震と規模

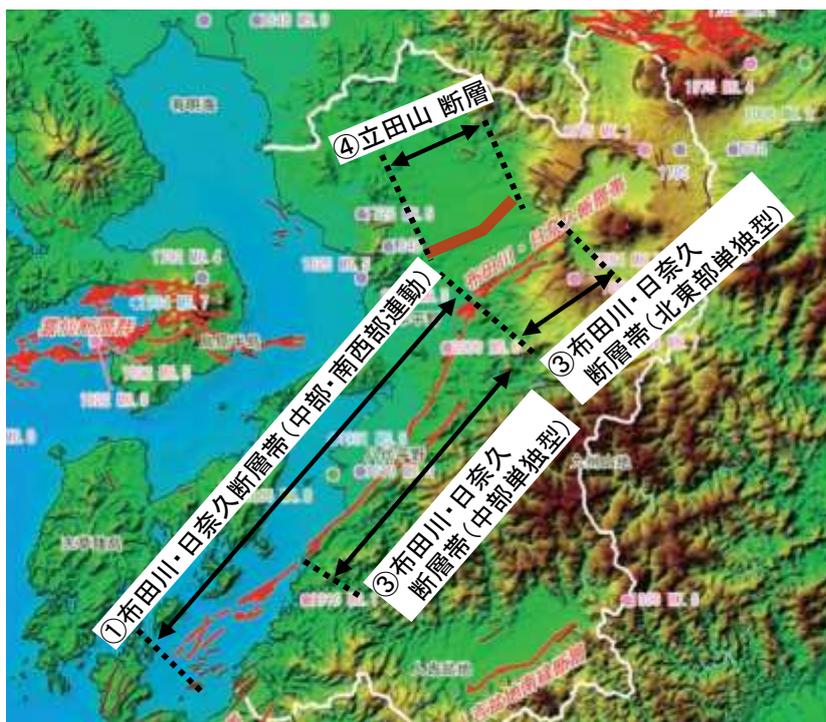
本調査の対象地震は、熊本県の調査で市域への影響が大きかった「布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動型）」と南海トラフに加え、熊本市直下に位置し市への影響が大きいと予想される「布田川・日奈久断層帯（北東部及び中部単独型）」、「立田山断層」の4地震とした。

さらに、破壊開始点の違いでもケースを設定し対象地震は4地震10ケースとした。

対象とする断層	地震規模	想定される破壊開始点ケース	想定される災害の種類	
			地震	津波
①布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動型）	M7.9	4	○	○
②南海トラフ	M9.0	—	○	○
③布田川・日奈久断層帯（北東部単独型）	M7.2	2	○	—
③布田川・日奈久断層帯（中部単独型）	M7.6	2	○	—
④立田山断層	M6.5	1	○	—

※立田山断層・・・国の地震調査研究推進本部が平成25年度に発表した「主要活断層帯の長期評価」で、立田山断層は対象になっていないが本市市街地の直下にある断層で被害も甚大であることから、被害想定の対象とする。

※破壊開始点・・・地震とは、地下の岩盤のずれ破壊によって大地が振動する現象である。このずれ破壊は、一度に断層全体で起こるのではなく、最初は一部の狭い範囲が破壊し、それが全体に伝わっていくようになっている。この最初に破壊が始まる箇所を「破壊開始点」と呼び、同じ断層であっても破壊開始点の位置によって各地の震度も異なる。破壊開始点の位置は、断層ごとに文部科学省等の調査機関で決められている。



(2) 被害想定項目

被害想定を実施する項目を次に示す。

項目	調査対象区分	
	地震	津波
1. 建物被害	揺れ	●
	液状化	●
	急傾斜地崩壊	●
	津波	○
	地震火災	●
2. 人的被害	揺れ	●
	急傾斜地崩壊	●
	津波	○
	地震火災	●
3. ライフライン被害	上水道	●
	下水道	●
	電力施設	●
	電話・通信施設	●
	ガス（都市ガス）	●
	ガス（LPガス）	●
4. 交通施設被害	道路	●
	橋梁	●
	鉄道	●
	路面電車	●
	漁港・港湾	●
	避難生活者	●
5. 生活支障等	帰宅困難者	●
	避難生活者	●
6. 災害廃棄物	瓦礫（災害廃棄物）の発生	●
7. その他の被害	災害時要援護者の被災・生活支障	●

3 社会条件データ

【関連部局】
都市建設局

(1) 建物

被害想定では、建物の木造・非木造の区分や建築年次により、地震時の被害の度合いが異なるとされている。

調査において、固定資産課税台帳より50mメッシュの建物データを、構造別（木造・非木造）、建築年次別に作成した。

また、耐震基準改正前に建築された建物についても、熊本市建築物耐震改修促進計画（平成24年3月改訂版）の耐震化率（43.2%）より反映することとした。

■熊本市内の建物データ（平成25年1月1日時点）

築造年次	木造家屋(戸)	非木造家屋(戸)	合計(戸)
昭和55年以前 (耐震基準改正前)	45,651	9,277	54,928
昭和56年以後 (耐震基準改正後)	117,351	48,529	165,880
合計(戸)	163,002	57,806	220,808

(2) 人口

各シーンや災害要因ごとの被害想定を行うため、時間帯（夕方・夜）別に、50mメッシュの屋内人口、屋外人口を必要とし、平成22年の国勢調査、社会生活基本調査等より人口データを作成した。

また、「市内在住」、就労・就学による「市外からの流入」、「観光客」といった人口構成の内訳も社会生活基礎調査より算定した。同様に「市内在住」の人口に含まれる「災害時要支援者」の人数も算定し、被害想定に反映することとした。

■熊本市内の人口（人）

時間帯		屋内人口(人)	屋外人口(人)	合計(人)
夕方 (午後6時)	(合計)	534,141	227,123	761,264
	(内訳)			
	市内在住	485,553	206,463	692,016
	市外からの流入 (就労・就学)	41,127	17,487	58,614
	観光客	7,461	3,173	10,634
夜 (朝5時)	(合計)	730,979	14,129	745,108
	(内訳)			
	市内在住	720,547	13,927	734,474
	市外からの流入 (就労・就学)	0	0	0
	観光客	10,432	202	10,634

■市内在住に含まれる災害時要援護者数

時間帯	屋内人口(人)	屋外人口(人)	合計(人)
夕方(午後6時)	71,385	30,354	101,739
夜(朝5時)	99,810	1,929	101,739

(3) ライフライン

ライフラインについての被害想定の対象は次のとおりである。

項目	被害想定の対象
1. 上水道	上下水道局が管理する上水道施設(管路及び施設)、給水区域及び給水人口
2. 下水道	上下水道局が管理する下水道施設(管路及び処理場、ポンプ場)、下水道整備区域、供用を受ける人口
3. 電力施設	電柱本数、電灯軒数、電力施設(変電所)
4. 通信	電柱本数、回線数分布(アナログ及びISDN)、通信施設(交換局)
5. 都市ガス	都市ガス供給範囲と、地震時に供給停止を判定するための地震計位置
6. LPガス	LPガスを使用する戸数

(4) 交通輸送施設

交通輸送施設についての被害想定の対象は次のとおりである。

項目	被害想定の対象
1. 道路 (高速道路・一般道路)	道路種別毎の延長分布と、地震時に被害を受ける橋脚を有する橋梁の位置
2. 鉄道	地震時に被害を受ける橋脚を有する橋梁の位置
3. 市電	軌道事業施設
4. 漁港・港湾	港湾・漁港施設位置

【関連部局】
上下水道局
九州電力
送配電(株)
NTT西日本(株)
西部ガス(株)
県LPガス協会

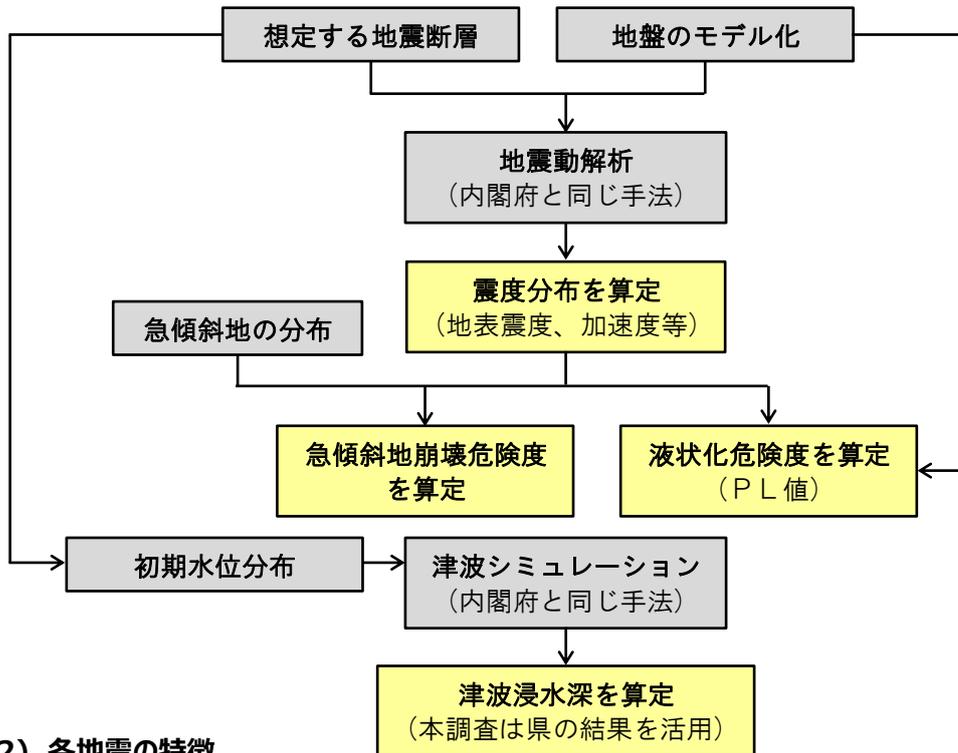
【関連部局】
都市建設局
交通局
農水局
JR九州(株)

【関連部局】
政策局

4 地震動解析

(1) 震度及び、液状化、急傾斜地崩壊、津波解析の流れ

地震によって発生する震度、液状化、急傾斜地崩壊、津波の解析の流れを次に示す。



(2) 各地震の特徴

地震動解析により、各地震で以下のような特徴が見られる。

ア 布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動型）

断層の一部が直下にある南区の南方で、震度6強から震度7の強い揺れを示す。その他、中央区、北区、東区、西区では震度5弱から震度6弱となる。

一方、沿岸部では震度3から4と比較的低い揺れとなっている。

これは、沿岸部の表層地質が埋め立て等の人工改変地であり、揺れが伝わりにくいためと思われる。

イ 南海トラフ（最大値）

本震度分布は、中央防災会議の解析結果である。市域で震度5弱から5強（一部6弱）となっている。

ウ 布田川・日奈久断層帯（北東部単独型）

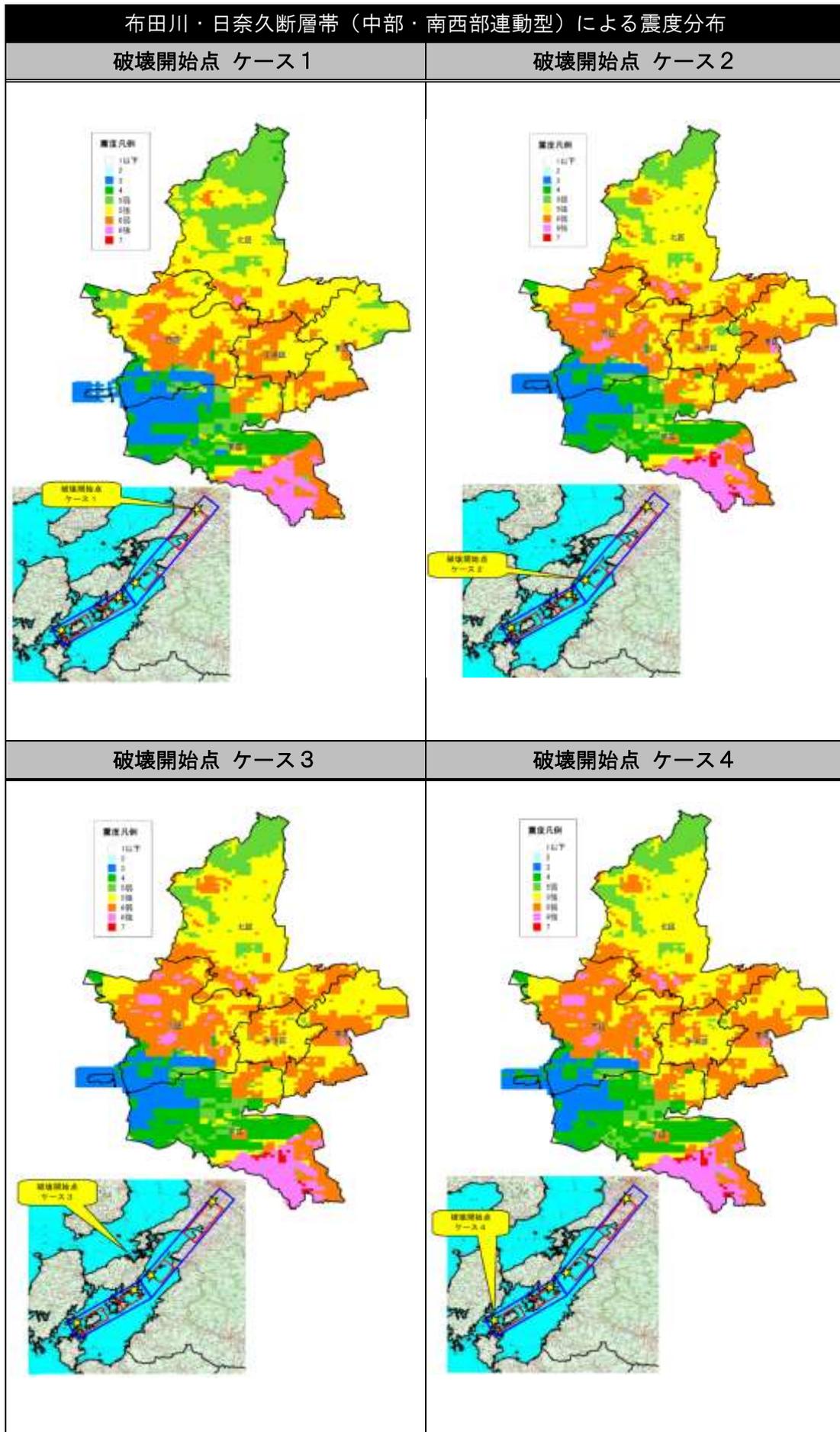
断層が直下にある中央区と東区、そして南区の南方で、震度6弱の強い揺れを示す。その他、北区、西区では震度5弱から震度5強程度となる。沿岸部は布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動型）と同様に震度3から4と比較的低い揺れとなっている。

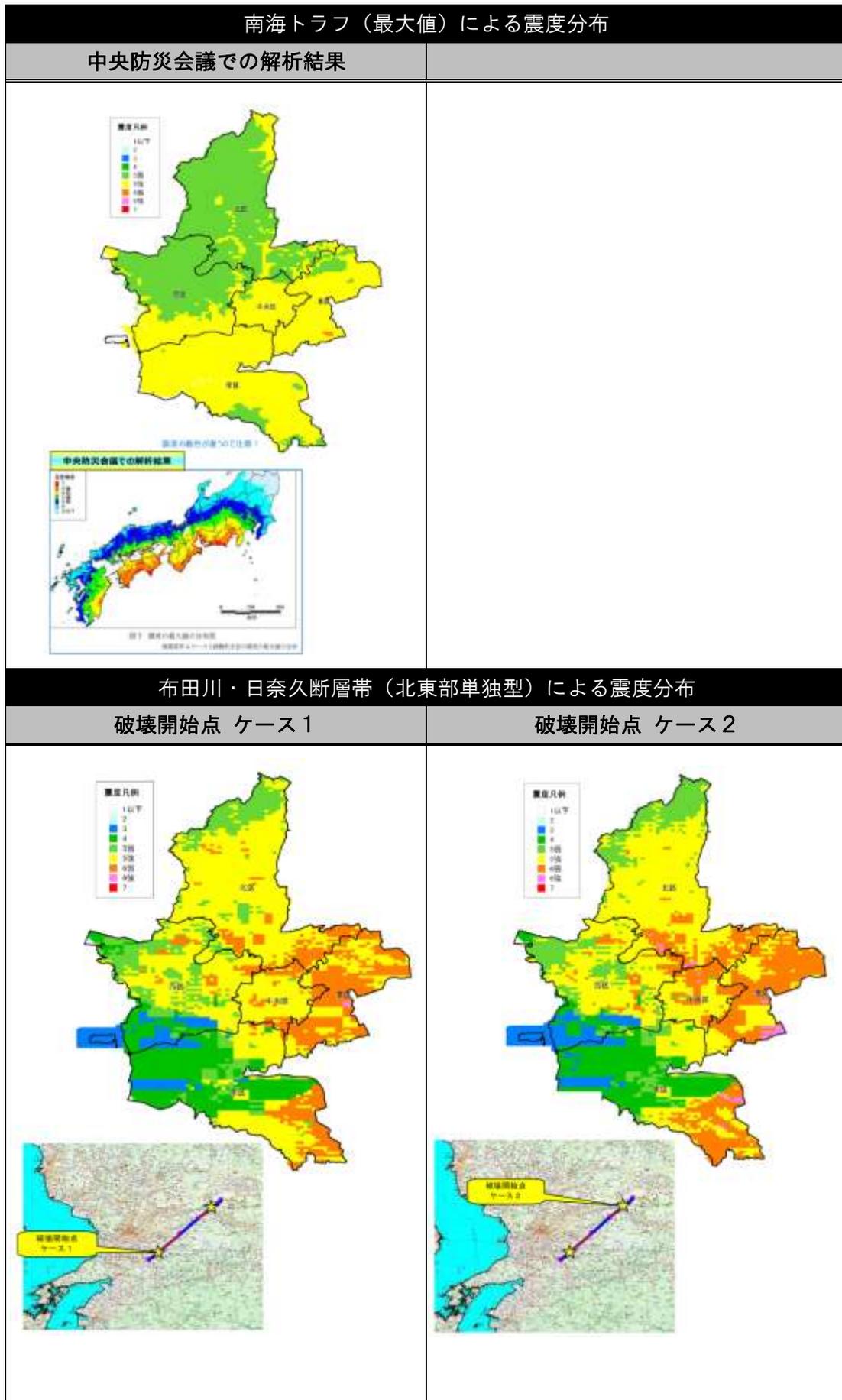
エ 布田川・日奈久断層帯（中部単独型）

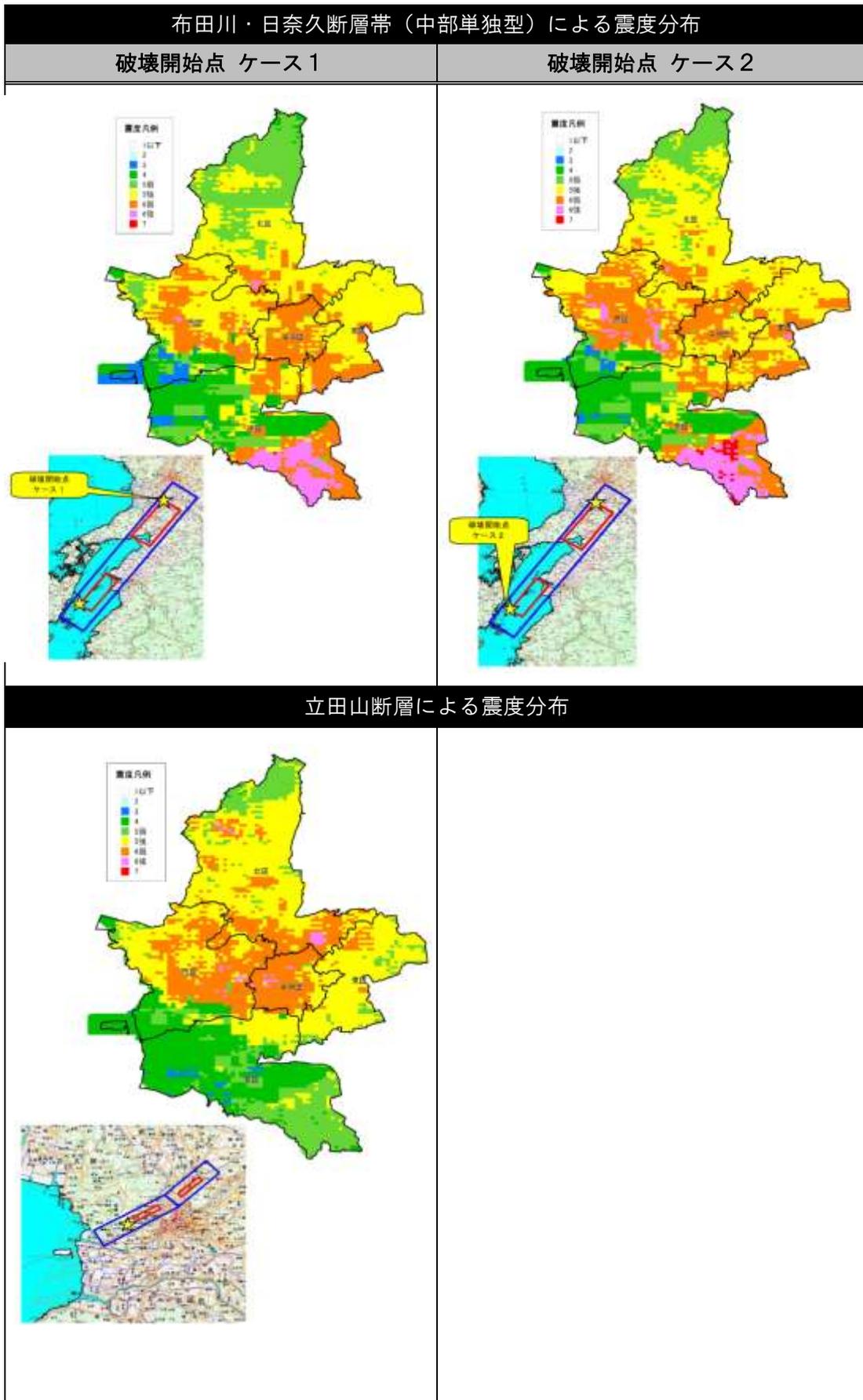
布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動型）と同様に、断層の一部が直下にある南区の南方で震度6強から7、中央区、北区、東区、西区では震度5弱から震度6弱、沿岸部では震度3から4となっている。

オ 立田山断層

断層が直下にある中央区のほか、市域の中央で震度6弱から6強の強い揺れを示す。その他の地域では、震度5弱から5強となり、沿岸部では他の地震同様、震度4と比較的低い揺れとなっている。







【関連部局】
政策局

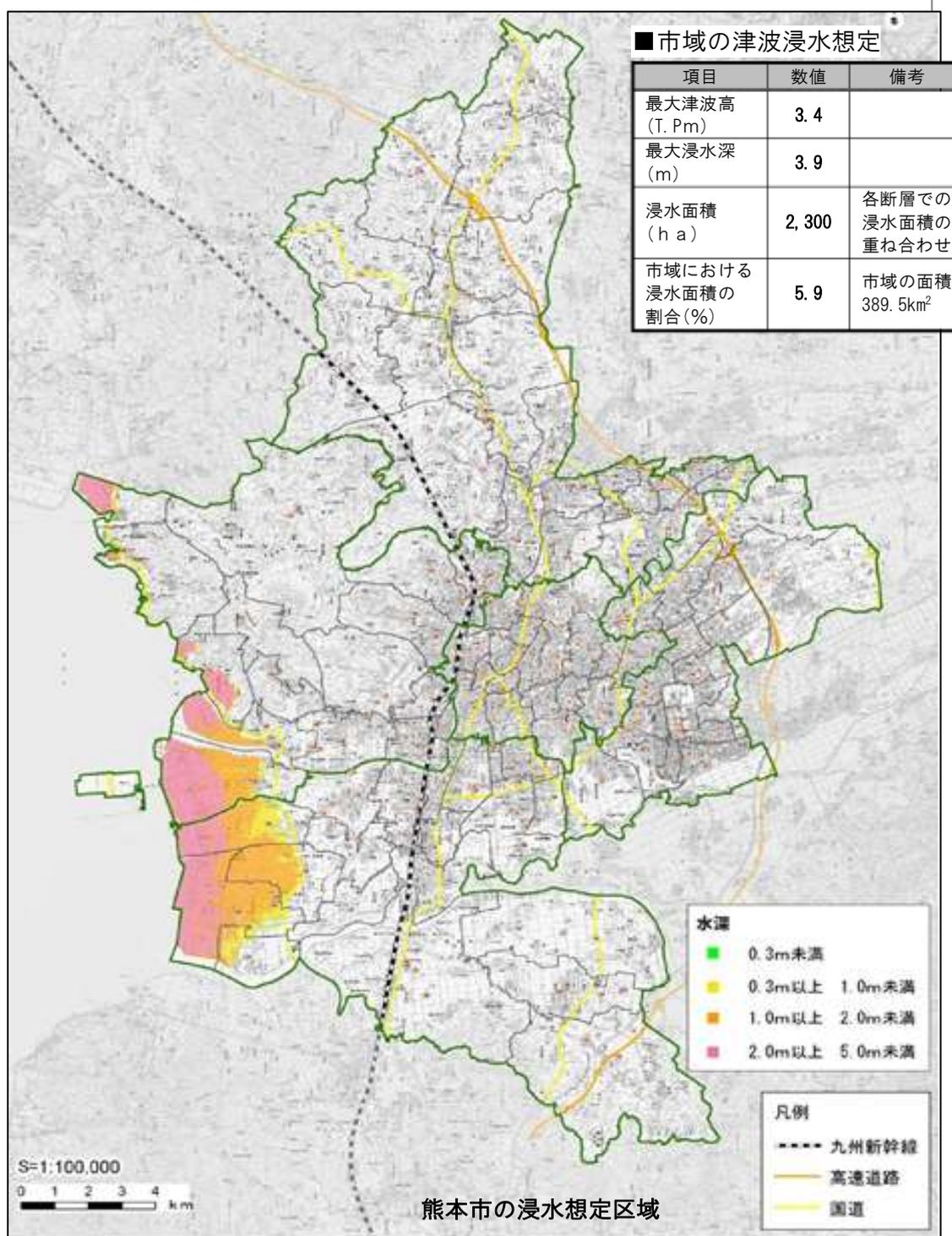
5 津波シミュレーション

津波の想定を行う地震は、断層が海域にある布田川・日奈久断層群（中部・南西部連動型）と南海トラフである。

これらの地震による津波は、熊本県によって浸水シミュレーションがなされているため、本調査でもこれを活用することとした。

布田川・日奈久断層群（中部・南西部連動型）と南海トラフを合成した、市域で想定される浸水範囲及び浸水深分布と、その面積、最大浸水深等を次に示す。

熊本市では、西区と南区の沿岸地域において、市域の約6%にあたる範囲で浸水することとなる。



【関連部局】
政策局

6 想定被害

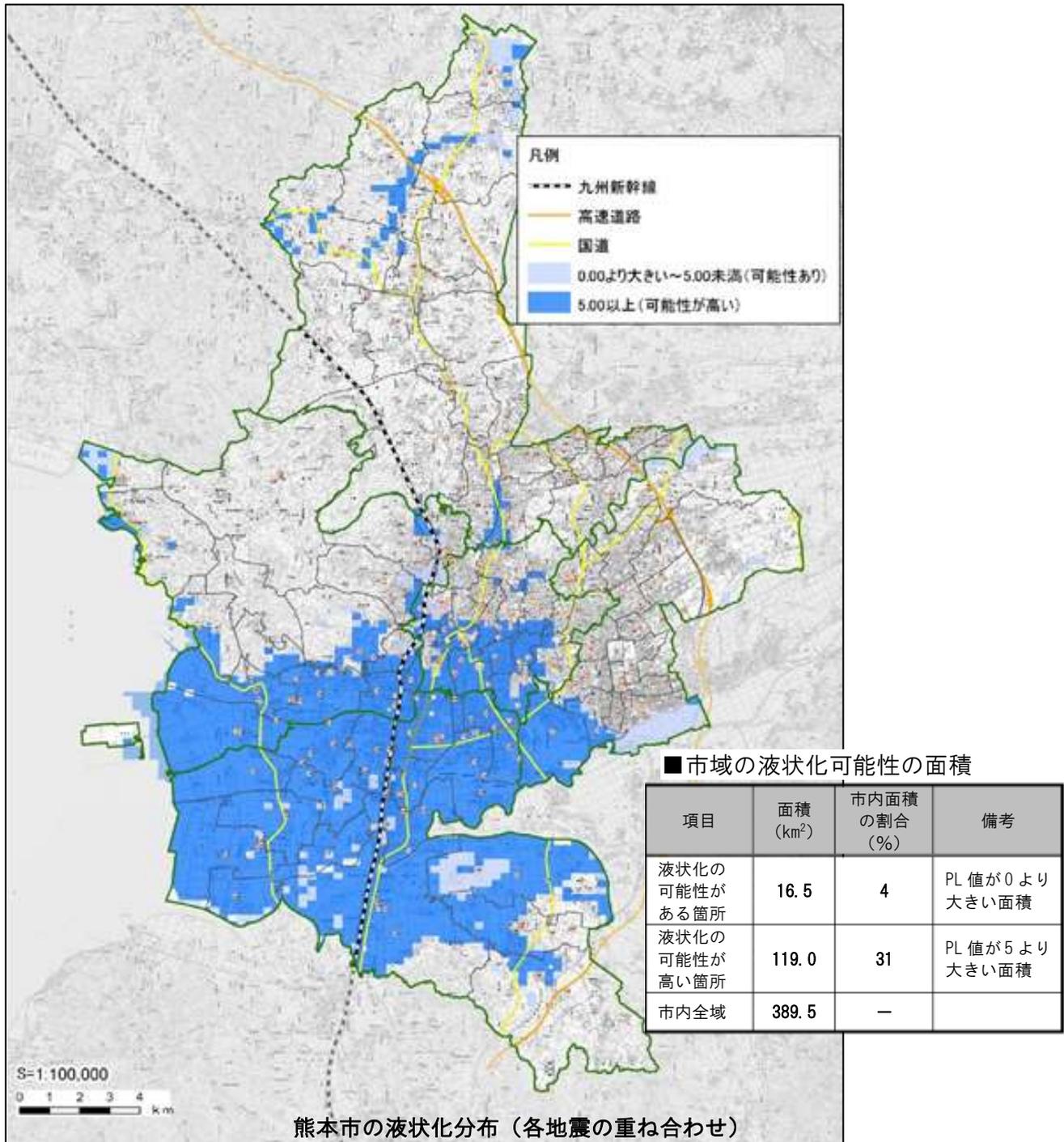
(1) 液状化

「液状化」は、地下水位が高く、砂を多く含むような軟弱な地盤において、「地震に伴う振動により液体のような泥水状態となる現象」である。

本調査では、先に実施した地震動の予測結果と地質データから、液状化の可能性を示す指標（PL値）を算出し、液状化の可能性を判定した。

各地震のPL値の最大値を合成した、市域で想定される最大の液状化可能性の分布と、その面積を次に示す。

表層地層が、埋め立て等の人工改変地や、白川・緑川等の河川沿いにある比較的近年の堆積物層の箇所で、液状化の可能性が高くなっている。



(2) 建物被害

被害の算定にあたっては、複数の要因が重複して被害を起こす可能性がある。

(例：同一の家屋を、地震の揺れ、津波の流失の両方で、被災家屋として計上)

そこで、本調査では、県の調査と同じく、被害要因の重複を避けるため、「液化化 → 揺れ → 急傾斜地崩壊 → 津波 → 地震火災」の順番で被害の要因を割り当てるものとした。

(3) 人的被害

人的被害は、「揺れ」、「急傾斜地崩壊」、「津波」、「地震火災」による死者・重傷者・負傷者数を算出する。ここでは、重傷者は入院が必要な者を、また負傷者は入院の必要ないものの、病院において治療が必要な者を想定している。

なお、液化化による人的被害については、県の調査でも、過去にその実績がほとんどないことから被害数を算出していないので、本調査でも除外している。

また、「揺れ」、「急傾斜地崩壊」、「地震火災」は、屋内人口のみ被災することを想定し、「津波」は、屋内人口と屋外人口の両者が被災することを想定している。

■平成25年度熊本市防災アセスメント調査による被害想定(建物・人的被害)

【熊本市全体】

項目		対象地震					最大値
		布田川・日奈久断層帯 中部・南西部 連動型	南海トラフ (最大値)	布田川・日奈久断層帯 中部単独型	布田川・日奈久断層帯 北東部単独型	立田山断層	
揺れ	全壊家屋	1,332 棟	0 棟	1,387 棟	315 棟	539 棟	1,387 棟
	半壊家屋	4,509 棟	273 棟	4,504 棟	3,123 棟	3,998 棟	4,509 棟
	死者	89 人	0 人	87 人	19 人	56 人	89 人
	重傷者	728 人	0 人	774 人	322 人	629 人	774 人
液化化	全壊家屋	583 棟	1,275 棟	653 棟	480 棟	500 棟	1,275 棟
	半壊家屋	845 棟	1,913 棟	946 棟	700 棟	725 棟	1,913 棟
	死者	—	—	—	—	—	—
	重傷者	—	—	—	—	—	—
急傾斜地崩壊	全壊家屋	13 棟	1 棟	12 棟	8 棟	12 棟	13 棟
	半壊家屋	28 棟	1 棟	26 棟	18 棟	27 棟	28 棟
	死者	2 人	0 人	2 人	1 人	2 人	2 人
	重傷者	1 人	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人
津波	全壊家屋	1,077 棟	1,535 棟	— 棟	— 棟	— 棟	1,535 棟
	半壊家屋	3,977 棟	4,531 棟	— 棟	— 棟	— 棟	4,531 棟
	死者	23 人	22 人	—	—	—	23 人
	重傷者	175 人	218 人	—	—	—	218 人
地震火災	全出火数	5 棟	5 棟	5 棟	2 棟	3 棟	5 棟
	炎上出火数	3 棟	2 棟	3 棟	1 棟	2 棟	3 棟
	死者	7 人	6 人	8 人	0 人	1 人	8 人
	重傷者	1 人	1 人	1 人	0 人	0 人	1 人

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

(4) ライフライン被害

ア 上水道

断水率・断水人口を、地震による地表加速度及び液化化分布等から算出する。

津波の浸水範囲内にある配水池、ポンプ場等の主要施設を、津波による施設被害として算出する。

イ 下水道

下水道施設(管路及び処理場、ポンプ場)の被害率・機能支障人口を、地震による地表加速度及び液化化分布等から算出する。

【関連部局】
上下水道局
九州電力
送配電(株)
NTT西日本(株)
西部ガス(株)
県LPガス協会

津波の浸水範囲内にある処理場、ポンプ場等の主要施設を、津波による施設被害として算出する。

ウ 電力施設

地震火災による焼失家屋分布より延焼エリアを設定し、エリア内では全面的に停電が生じるとして、停電軒数を算出する。

津波の浸水範囲内にある発電所、変電所等の主要施設を、津波による施設被害として算出する。

エ 通信

地震火災による焼失家屋分布より延焼エリアを設定し、エリア内では全面的に通信寸断が生じるとして、通信寸断数を算出する。

津波の浸水範囲内にある交換局等の主要施設を、津波による施設被害として算出する。

オ 都市ガス

供給停止戸数を、震度分布と建物の揺れの大きさから算出する。

津波の浸水範囲内にあるガス貯蔵施設等の主要施設を、津波による施設被害として算出する。

カ LPガス

被害件数を、震度分布とガスボンベ重量別の漏洩数から算出する。

■平成25年度熊本市防災アセスメント調査による被害想定(ライフライン)

【熊本市全体】

項目			対象地震					最大値
			布田川・日奈久断層帯 中部・南西部 運動型	南海トラフ (最大値)	布田川・日奈久断層帯 中部単独型	布田川・日奈久断層帯 北東部単独型	立田山断層	
揺れ	上水道	断水人口 (発災直後)	339,770人	—人	265,799人	103,917人	229,478人	339,770人
		断水人口 (発災1日後)	202,851人	—人	155,401人	63,755人	138,003人	202,851人
		断水人口 (発災2日後)	196,413人	—人	149,708人	60,670人	133,261人	196,413人
	下水道	支障人口	10,856人	6,101人	11,058人	10,497人	11,735人	11,735人
	電力	停電軒数	13,812軒	10,894軒	9,404軒	3,514軒	4,295軒	13,812軒
	電話・通信	不通回線数	164回線	127回線	112回線	47回線	66回線	164回線
	都市ガス	供給停止戸数	73,300戸	0戸	91,700戸	91,700戸	85,300戸	91,700戸
	LPガス	供給停止戸数	829戸	0戸	834戸	550戸	335戸	834戸
液状化	上水道	断水人口 (発災直後)	339,770人	—人	265,799人	103,917人	229,478人	339,770人
		断水人口 (発災1日後)	202,851人	—人	155,401人	63,755人	138,003人	202,851人
		断水人口 (発災2日後)	196,413人	—人	149,708人	60,670人	133,261人	196,413人
	下水道	支障人口	10,856人	6,101人	11,058人	10,497人	11,735人	11,735人
津波	上水道	浸水施設数	2施設	2施設	—施設	—施設	—施設	2施設
	下水道	浸水施設数	2施設	2施設	—施設	—施設	—施設	2施設
	電力	浸水施設数	0施設	0施設	—施設	—施設	—施設	0施設
	電話・通信	浸水施設数	2施設	2施設	—施設	—施設	—施設	2施設

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

【関連部局】
都市建設局
交通局
農水局
JR九州(株)

(5) 交通施設被害

ア 道路（高速道路、一般道路）

地震による道路被害箇所数を、東日本大震災の実績より、震度に応じた単位延長あたりの被害箇所数として算出する。

地震による橋梁被害を、橋脚を有する橋梁を対象として、整備年度、耐震補強の有無などを加味し被害箇所数を算出する。

なお、橋脚のない橋（ワンスパン）は、現行の設計基準上落橋しないと見なされるため、被害想定の対象としない。

津波による被害延長を、浸水エリアに含まれる道路延長として算出する。

イ 鉄道

地震による橋梁被害を、震度別の橋脚被害率より算出する。

津波による被害延長を、浸水エリアに含まれる路線延長として算出する。

ウ 市電

地震による被害延長を、軌道被害が想定される液状化範囲又は電柱・電線の焼失が想定される延焼エリア内に含まれる線路延長として算出する。

エ 漁港・港湾

地震による被害岸壁数を、非耐震バースと基礎に作用する加速度に応じた港湾岸壁被害率の関係から算出する。

■平成25年度熊本市防災アセスメント調査による被害想定(交通施設被害)

【熊本市全体】

項目		対象地震					最大値		
		布田川・日奈久断層帯 中部・南西部 連動型	南海トラフ (最大値)	布田川・日奈久断層帯 中部単独型	布田川・日奈久断層帯 北東部単独型	立田山断層			
揺れ	道路	被災箇所数	180 箇所	141 箇所	188 箇所	169 箇所	167 箇所	188 箇所	
		一般道	橋梁被害 (落橋・倒壊)	10 橋	0 橋	11 橋	4 橋	8 橋	11 橋
			橋梁被害 (亀裂・損傷)	14 橋	0 橋	13 橋	7 橋	9 橋	14 橋
		高速道	橋梁被害 (落橋・倒壊)	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
	橋梁被害 (亀裂・損傷)		4 橋	0 橋	4 橋	2 橋	0 橋	4 橋	
	市電	不通路線延長	全線	全線	全線	全線	全線	全線	
	鉄道	在来線	大被害 (落橋・倒壊)	0 橋	0 橋	0 橋	1 橋	0 橋	1 橋
			中被害 (亀裂・損傷)	0 橋	0 橋	0 橋	1 橋	0 橋	1 橋
		新幹線	大被害 (落橋・倒壊)	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋
			中被害 (亀裂・損傷)	4 橋	0 橋	2 橋	2 橋	1 橋	4 橋
漁港・港湾	(漁港)被害岸壁数	38 施設	— 施設	31 施設	7 施設	10 施設	38 施設		
	(港湾)被害岸壁数	23 施設	— 施設	16 施設	3 施設	10 施設	23 施設		
津波	道路	被災箇所数	27 箇所	33 箇所	— 箇所	— 箇所	— 箇所	33 箇所	
	鉄道	在来線	浸水鉄道延長	0 km	0 km	— km	— km	— km	0 km

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

【関連部局】

政策局
総務局
文化市民局
健康福祉局
各区役所

(6) 生活支障

ア 避難生活者

避難生活者を、建物被害やライフライン被害に伴い、避難所生活又は疎開を強いられる人数として算出する。

イ 帰宅困難者

帰宅困難者を、滞留者数と帰宅困難割合の関係から算出する。

■平成 25 年度熊本市防災アセスメント調査による被害想定(避難生活者・帰宅困難者)

【熊本市全体】

項目	対象地震					最大値	
	布田川日奈久断層 中部南西部連動型	南海トラフ (最大値)	布田川日奈久断層 層中部単独型	布田川日奈久断層 層北東部単独型	立田山断層		
帰宅困難者数	31,157 人	31,157 人	31,157 人	31,157 人	31,157 人	31,157 人	
避難者数	避難生活者数	57,946 人	8,961 人	44,600 人	21,091 人	39,761 人	57,946 人
	疎開者数	31,202 人	4,825 人	24,016 人	11,357 人	21,410 人	31,202 人

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

【関連部局】

環境局

(7) 災害廃棄物

瓦礫(災害廃棄物)の発生を、被害を受けた建物の総床面積と面積当たり瓦礫重量の関係から算出する。

■平成 25 年度熊本市防災アセスメント調査による被害想定(災害廃棄物の発生量)

【熊本市全体】

項目	対象地震					最大値
	布田川日奈久断層 中部南西部連動型	南海トラフ (最大値)	布田川日奈久断層 層中部単独型	布田川日奈久断層 層北東部単独型	立田山断層	
災害廃棄物の発生量	477,832t	413,031t	285,192t	164,227t	213,680t	477,832t

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

【関連部局】

健康福祉局

(8) 災害時要援護者の被災・生活支障

一人暮らしの高齢者、障がい者、乳幼児、観光客などの災害時要援護者の死者数を、統計情報による対象者数と死者率の関係から算出する。

■平成 25 年度熊本市防災アセスメント調査による被害想定(災害時要援護者)

【熊本市全体】

項目	対象地震					最大値	
	布田川日奈久断層 中部南西部連動型	南海トラフ (最大値)	布田川日奈久断層 層中部単独型	布田川日奈久断層 層北東部単独型	立田山断層		
災害時 要援護者	災害時要援護者(観光客以外)の死者数	49 人	9 人	41 人	9 人	24 人	49 人
	観光客の死者数	2 人	0 人	1 人	0 人	1 人	2 人

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

第3項 風水害の想定

1 水害

国土交通省及び熊本県では、水防法第14条の規定により、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、管理河川が想定最大規模の降雨により氾濫した場合の洪水浸水想定区域を指定している。本市は、水防法第15条の規定により、この洪水浸水想定区域を基にハザードマップを作成し、水害における被害想定を行っている。

令和2年4月1日に、浸水想定区域図の更新と合わせそれまで河川毎に作成していたハザードマップを統合したハザードマップを公開した。

このハザードマップは熊本市のホームページに掲載している。

https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=27014&class_set_id=2&class_id=122



2 土砂災害

熊本県では、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき、県内における土砂災害警戒区域・特別警戒区域を指定し告示している。

令和2年4月1日に公開したハザードマップにも記載している。

本市における土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定区域等の詳細は資料編に示す。

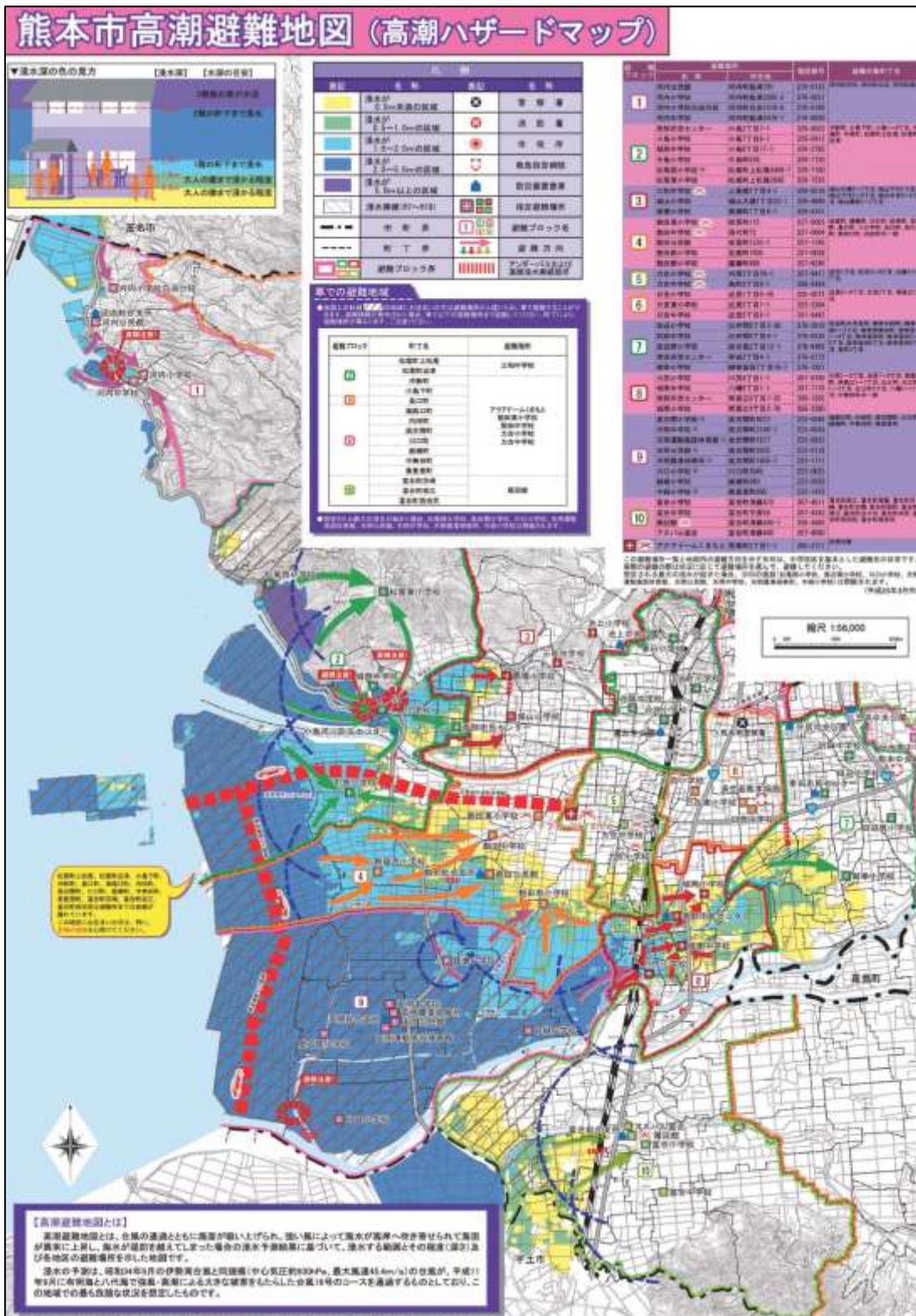


【資料編】4-1 土砂災害警戒区域等

3 高潮災害

熊本県では、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合の高潮浸水想定を指定している。

本市は、この高潮浸水想定を基にハザードマップを作成し、高潮における被害想定を行っている。



このハザードマップは熊本市のホームページに掲載。
http://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=2121&class_set_id=3&class_id=531

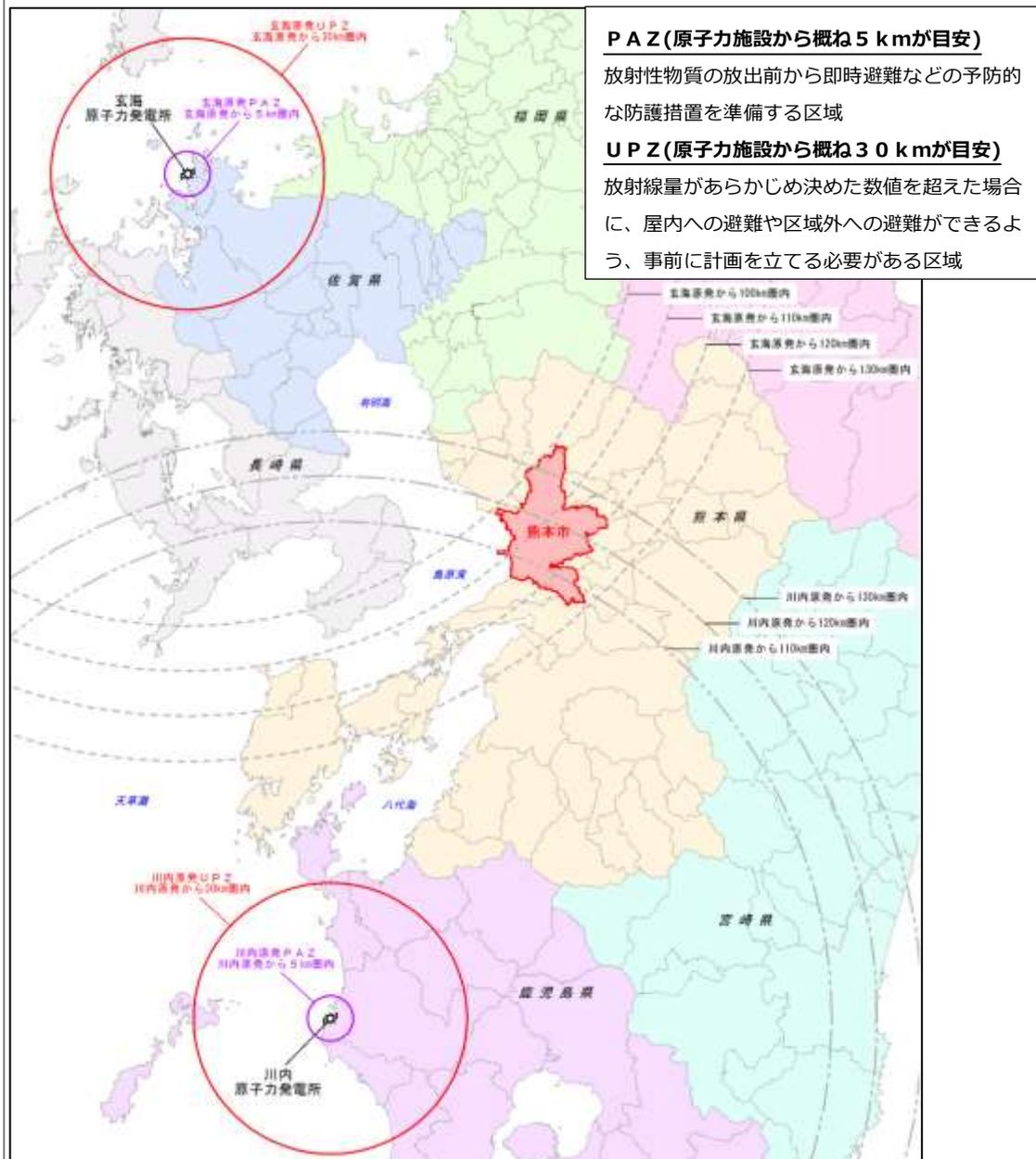
第4項 大規模事故災害の想定

近年の社会・産業の高度化、複雑化、多様化を背景として、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁などの道路構造の大規模化に伴い、原子力災害、海上災害、航空災害、危険物等災害など大規模な事故による災害対策についても一層の充実強化が求められている。

1 原子力災害

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及ぶこととなった。

本市は、九州内に所在する玄海原子力発電所及び川内原子力発電所から100km以上離れており、原子力災害対策指針で定められているPAZ及びUPZのいずれの範囲にも含まれていないが、広域避難の受入れや住民不安への対応など、国及び県と連携した対応が求められる。



2 海上災害

本市の沿岸海域における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関事故等の海難発生により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生する事態が想定される。また、重油等が大量流出するなどにより、著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、本市沿岸海域及び陸岸に被害が及ぶという事故も考えられる。

なお、本市に係る被害の想定は、次に示す災害又は事案が発生した場合とする。

■想定する海上事故災害

種類	内容
海難による人身事故	沿岸海域における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難発生により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合
重油等の流出事故	重油等が大量流出するなどにより、著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、本市沿岸海域及び陸岸に被害が及んだ場合又は及ぶ可能性がある場合

3 航空機災害

熊本県内には阿蘇くまもと空港、天草空港があり、多数の航空機やヘリコプターが市内を飛行している状況にある。

航空機事故の特徴としては、旅客機の大型化に伴い、いったん発生すれば大惨事を招くおそれが大きくなっていること、特に局所的に甚大な人的被害が発生するおそれがあることが挙げられる。

本市における航空機事故としては、市街地に墜落する場合と山間部及び沿岸部に墜落する場合が考えられ、市街地へ墜落の場合、被災者が多数発生するおそれがあること、大規模な火災が発生するおそれがあること、搭載貨物も多種多様であること等について考慮し、山間部及び沿岸部における墜落の場合は、墜落地点の特定、捜索及び救急・救助活動に困難が予想されること等を考慮する必要がある。

4 危険物等事故災害（特殊災害）

これまで危険物施設等における大規模な事故の事例はないが、近年における科学技術の急速な進歩と産業構造の変化にともない多発化傾向にある石油類、高圧ガス等の爆発、火災等の大規模事故が発生した場合は、一度に多数の死傷者を伴うおそれがあり、甚大な被害が予想される。

第7節 市民・地域・行政の災害対応力の強化に向けて

第1項 市民及び地域の取り組み

1 日頃から取り組むべきこと

(1) 平時のうちに災害リスクの確認を

頻発する集中豪雨や大型台風から身を守るために大切なのは、市民自らが「避難行動」を事前に決めておくことである。その第一歩が、ハザードマップを見て自宅や会社、学校など身近な場所の災害リスクを知ることである。平時のうちに確認し、いざという時の「避難行動」を具体的に考えておくことが大切である。

※熊本市ハザードマップはこちら

(https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&type=top&id=27014)



(2) 気象情報の確認

大雨、強風など気象現象によって生じる災害については、気象庁が発表する気象予報などから、ある程度の予測が可能であるため、日頃から台風や大雨などの気象情報を確認する習慣をつけ、台風や大雨の時、どのタイミングでどのような行動をとるかを定めるタイムラインを作成し、余裕をもった事前の準備を心がける。

熊本市では市民が災害時における避難行動支援と防火・防災等で活用するため、携帯電話などのメールにより各種災害情報や気象情報などを知らせる「熊本市災害情報メール」を平成18年12月15日より配信している。

熊本市災害情報メールでは、**避難指示等の緊急防災情報、大雨情報や避難所開設等の防災情報、警報・注意報等の気象情報、火災情報等の消防情報、平常時の防災・消防に関するお知らせ情報**を配信している。

①右のQRコードを読み込むか、下記のアドレスへ空メールを送信し仮登録をします。

t-kumamoto@sg-m.jp

②メール送信後、「熊本市災害情報メール本登録のお願い」というメールが届きますので、メール内の「本登録URL」をクリックし、配信を希望する情報を選択し、本登録をします。



(3) 家庭内防災の取り組み

地震発生時の家具などの落下・転倒から身を守るため、家具の固定や寝室の家具の安全な配置などを行う。また、地震の揺れによる自宅の倒壊を防ぐため、旧耐震基準の住宅については、耐震診断を受診して安全性を確認し、耐震性が不足している場合は耐震改修等に取り組む。

風雨により、自宅の周りやベランダに置かれた鉢植えや物干し竿などが飛ばされないようにする。側溝や雨どいなどに詰まりがあると、雨により溢れてしまうおそれがあるため、普段から掃除をしておく。

家具の転倒・落下を防止しましょう

● 収納に工夫を

- 重いものは下に、軽いものは上に収納する。
- 本棚などは、隙間をブックエンドで固定するなど、なるべく空間をつくらない。



● 置き方に工夫を

- 家具の下部の前方に板を入れ、壁にもたれ気味に置く。
- 就寝場所に家具が倒れてこないように配置する。



● 照明器具の補強を

- 天井に直接取り付けタイプの照明が安全。
- つり下げ式の場合は、鎖と金具を使って数か所留めて補強する。
- 蛍光灯は蛍光管の落下を防止するため、両端を耐熱テープで止めておくなどすると安全です。



● 耐震金具を利用しましょう

- 転倒防止金具・ボール
 - 壁・柱・鴨居と家具を固定するタイプと、床などに固定するタイプがある。家具や室内の状況によって選ぶ。
- 重ね留め用金具
 - 重ねた上下の家具を固定し、上の家具の落下を防ぐ。
- 扉・引き出し開放防止金具
 - 扉・引き出しが開かないようにする。さらに、収納物の落下を防止するために、棚板に滑り止めにはきんなどを敷いたり、木やアルミの棒による飛び出し防止棒を付けると安心です。



冷蔵庫などの家電製品には専用の転倒防止金具が用意されている場合もあります。取扱説明書を読んで活用を。

内外の危険箇所をチェックしましょう

ガラス

- 飛散防止フィルムをはる。
- 食器棚や額縁などに使われているガラスにも飛散防止フィルムをはっておくと安全です。

屋根

- アンテナはしっかりと固定する。
- 屋根がわらのチェックを。ひび割れ、すれ、はがれがある場合は補強をしましょう。



ブロック塀

- 土の中にしっかりとした基礎部分がないもの、鉄筋が入っていないものは補強を。
- ひび割れや傾き、鉄筋のさびがある場合は修理する。

ベランダ

- 植木鉢や物干しざおなど、落下の危険性があるものは防止策を。
- ベランダから避難できるよう常に整理整頓をしましょう。

プロパンガス

- ボンベを鎖でしっかり固定しておきましょう。

熊本市発行「わが家の防災マニュアル(保存版)」より
熊本市では、市民宅に登録診断士を派遣し、2000年5月31日以前の基準で建築された戸建木造住宅の耐震診断を行う「熊本市戸建木造住宅耐震診断士派遣事業」を実施しており、診断に要する費用のうち市民の負担は5,500円としている。(平成30年4月現在)

さらに、耐震診断を実施した戸建木造住宅で、上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とする耐震改修工事や建替えに要する費用の一部を補助する「熊本市戸建木造住宅耐震改修事業」を実施している。

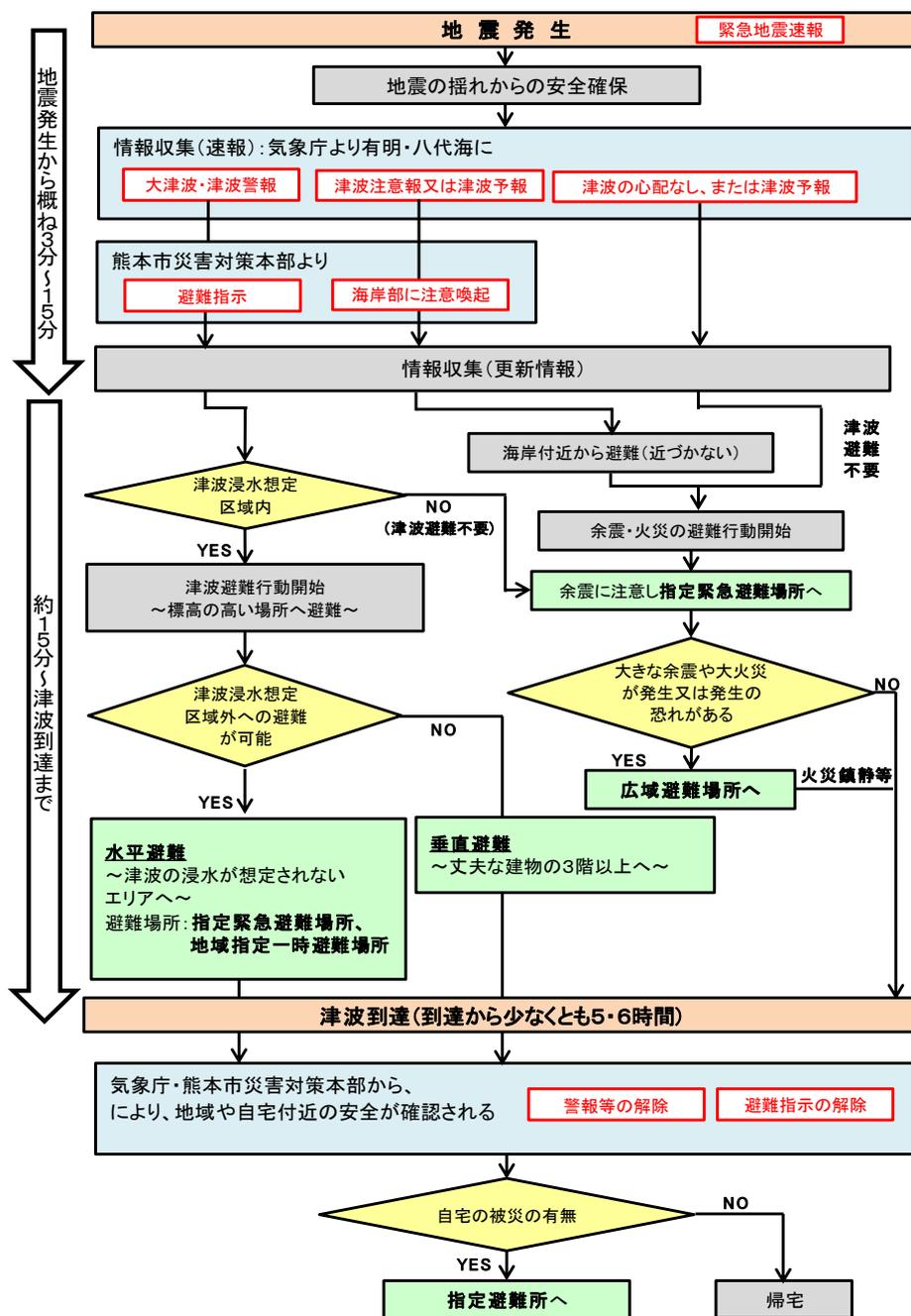
(4) 避難行動・避難場所の確認

災害によっては、対処方法や避難場所が必ずしも同じではないため、災害ごとの避難行動を事前に確認しておく。(避難行動フロー参照)

また、住まいや就業先、就学先等の生活に関わる地域における災害ごとの指定緊急避難場所(一時避難場所)や地域指定一時避難場所及び広域避難場所を確認しておく。災害の状況が落ち着いた後に、災害の影響で自宅が倒壊するなど、自宅へ戻れず避難生活が必要となった時の避難先となる指定避難所を確認しておく。

また、家族や地域で話し合い、予め避難する場所を決めるなど、日頃から認識を高めておく。

■避難行動フロー(地震・津波)



■避難行動フロー（大雨・強風）



■災害警戒レベルと避難情報等の発令ガイドライン

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報	相当する気象情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	・大雨特別警報 ・氾濫発生情報
～（警戒レベル4までに必ず避難）～				
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	・土砂災害警戒情報 ・危険度分布「非常に危険」（うす紫） ・氾濫危険情報 ・高潮特別警報 ・高潮警報
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	・大雨警報（土砂災害） ・洪水警報 ・危険度分布「警戒」（赤） ・氾濫警戒情報 ・高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 （警報に切り替える可能性に言及されていないもの）	・危険度分布「注意」（黄） ・氾濫注意情報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 （警報級の可能性） （大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合）	

【熊本市避難場所案内】

熊本市では、市指定の避難場所の位置情報を携帯電話・スマートフォンを利用して市民に提供している。

熊本市避難場所案内は、携帯電話・スマートフォンのGPS機能やGoogleMAP連携機能を活用し、現在位置から最寄りの避難場所を地図上に表示するものである。



【風水害時の避難方法】

台風や大雨により浸水や土砂災害の影響を受ける可能性がある場合は、浸水想定区域外や土砂災害警戒区域外の安全な場所に移動する**立ち退き避難を基本**とする。

ただし、逃げ遅れて外へ出るとかえって危険な場合などは、建物内の上層階などの安全な場所で待避する**屋内安全確保**がある。なお、逃げ遅れた場合でも、近隣の安全性の高い場所や建物への避難も有効である。

【津波時の避難方法】

●津波から避難する3つのポイント

<p>POINT 1</p> <p>地震の揺れの程度で自ら判断しない</p> <p>津波の危険地域では、小さい揺れでも、揺れを感じなくても、まずは避難を最優先にしましょう。</p> 	<p>POINT 2</p> <p>避難には車を使わない</p> <p>原則として、車で避難するのはやめましょう。東日本大震災の地震直後、沿岸部各地では避難しようとする車で渋滞が発生。被害を大きくしました。</p> 	<p>POINT 3</p> <p>“遠く”よりも“高く”に</p> <p>すでに浸水が始まってしまった場合などは、思うように避難できないことが予想されます。そんな場合は、遠くよりも高い場所などに逃げ込みましょう。</p> 
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

熊本市発行「わが家の防災マニュアル(保存版)」より

(5) 地域コミュニケーションの充実

防災の知識だけでは、いざというときに行動できないことが多く、災害が発生した時に落ち着いて行動できるよう、自主防災クラブ等が実施する防災訓練に積極的に参加するなど、十分に訓練を積んでおく必要がある。

また、地域の人たちとのコミュニケーションを取り、要配慮者がいる家庭や地域の人たちの状況を把握し、災害時における各人の役割を明確にしておくことが大切である。日頃から声をかけ合い、消火方法や病人・ケガ人の避難方法などを決めておくとともに、地域における防火用水、飲料水の確保、物資の備蓄の有無なども確認しておく必要がある。さらに、夜間や停電の場合に備え、すみやかに避難所を開設できるように、市職員とともに指定緊急避難場所や指定避難所等の開け方(鍵の管理)や非常用電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておく必要がある。

【地域版ハザードマップ】

熊本市では、町内自治会単位での「地域版ハザードマップ」の作成をとおして市民の防災意識の高揚を図り、“自らの身は自らで守る”という**自助と地域住民が助け合う共助の意識を涵養**することで地域の防災体制の整備、要配慮者等の支援体制の構築、災害時の安全な避難経路や地域の指定緊急避難場所の明確化など**地域コミュニティによる防災力の強化**に取り組んでいる。

作成された同マップは、町内へ配布するとともに、熊本市ホームページに公開している。

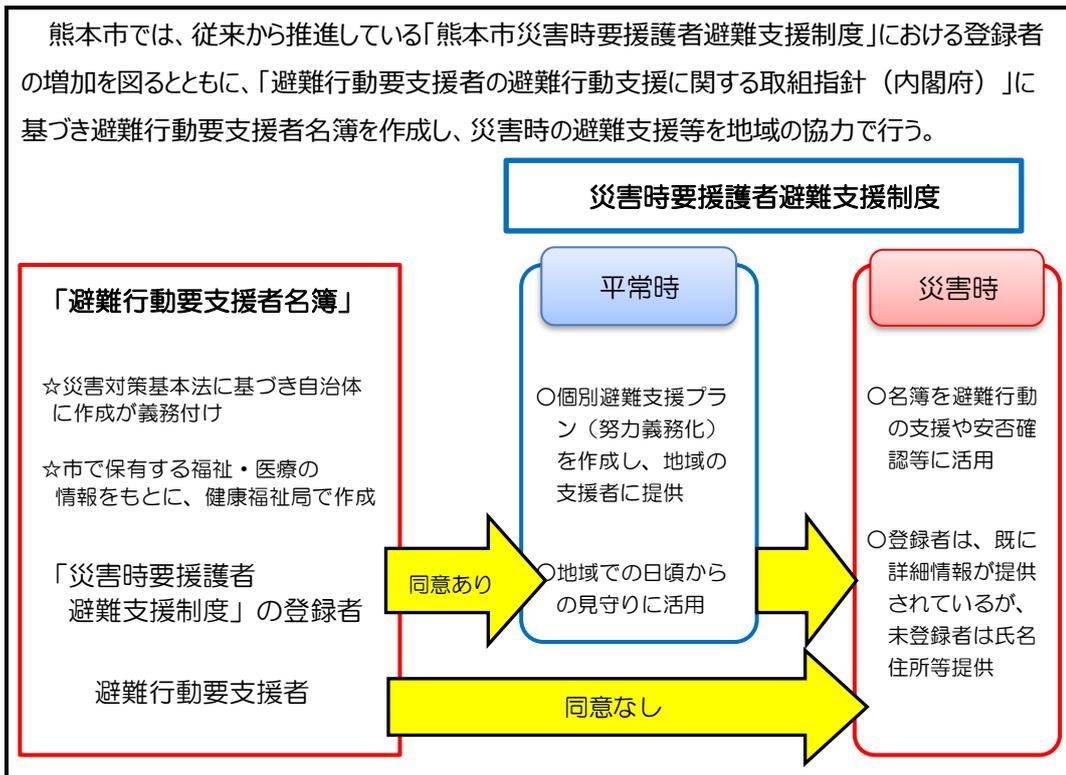
(6) 要配慮者の支援

災害時に支援を必要とされる方に対する地域活動は、災害時だけでなく、平常時からの活動も重要である。近所にお住まいの要配慮者を把握し、災害が発生した際の支援の方法をあらかじめ地域で決めておく。

【熊本市災害時要援護者避難支援制度】

熊本市では、平成 19 年 10 月から災害時に避難支援を必要とする方の登録と個別避難支援プランづくりを開始した。要援護者情報は、システムで管理し、本人の同意を得た上で、町内ごとの登録者名簿を民生委員、町内自治会、校区社会福祉協議会及び自主防災クラブ等の関係団体に提供し、個別避難支援プランの内容や避難経路の確認とあわせて、日常的な要援護者の見守り活動にも活用している。

また、国における平成 25 年の災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付け、避難支援等関係者に情報提供することを定めた。



【資料編】3-2-7 熊本市避難行動要支援者支援計画



(7) 備蓄の推進

大規模災害に備え家庭や地域及び企業の備蓄として、最低7日分の食料と水を確保する。

災害時に避難するときのために、あらかじめ非常持ち出し品を準備しておき、すぐに持ち出せる場所に準備しておく。

持ち出し品は、いざという時に困らないよう電池や非常食、薬などを定期的に点検する。



非常持出品は家族構成を考えて必要な分だけ用意し、避難時にすぐに取り出せる場所に保管しておきましょう。災害発生時に最初に持ち出す非常持出品と、災害から復旧するまでの数日間を支える非常備蓄品を分けて用意しておきましょう。

最低限そろえておきたいもの

非常持出品

懐中電灯

できれば1人にひとつ用意。予備の電池と電球も忘れずに。



携帯ラジオ

小型で軽く、AMとFMの両方を開けるものを用意。予備の電池は多めに用意を。



非常食・水

カンパンや缶詰など、火を通さずに食べられるものを。水はペットボトルが便利。乳幼児がいる場合には粉ミルクなども忘れずに。



貴重品

現金、預貯金通帳、印鑑、健康保険証・住民票のコピーなど。現金は10円硬貨も(公衆電話の利用に便利)。



救急医薬品

キズ薬、ばんそうこう、解熱剤、かぜ薬、胃腸薬、目薬など。常備薬があれば忘れず用意を。



その他

ヘルメット(防災ずきん)、上着・下着、タオル、軍手、紙の食器、ライター(マッチ)、缶切り、松ばき、ろうそく、ナイフ、ビニール袋、ティッシュ、ビニールシート、生理用品、紙おむつやほ乳びんなど。



災害時に備えるために

非常備蓄品

食品

缶詰やレトルト食品、ドライフーズや栄養補助食品、調味料など。食料は非常食3日分を含む数日分を最低限備蓄しておくように。



水

飲料水は大人1人当たり、1日3Lが目安。少なくとも3日分の用意を。ペットボトルのほか、ポリ容器にも水をためておくとう便利。



燃料・その他

卓上コンロや固形燃料、予備のガスボンベのほか、毛布、寝袋、洗面用具、ラップ、使い捨てカイロ、ロープ、パール・スコップなどの工具、マスク、トイレトペーパー、新聞紙、簡易トイレ、予備のめがね、バイク・自転車、ドライシヤンブーなどがあると便利。



準備をしておかないとどうなる?

大災害が発生した場合、水道施設などが使用できなくなったり、道路の損壊などにより防災機関による救援活動がすぐにできない可能性もあります。災害発生後の数日間は自足できるよう準備をしておきましょう。



熊本市発行「わが家の防災マニュアル(保存版)」より

2 災害発生時に対応すべきこと

(1) 発災直後は身を守る

自宅で地震に遭った場合は、あわてて外に飛び出さず、頭を保護し丈夫な机の下などに隠れるなど、安全確保に心掛ける。家族に負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。自宅から出火した場合、消火器等を用いて初期消火に努める。

屋外で地震に遭った場合には、ブロック塀の倒壊、自動販売機の転倒、看板や割れたガラスの落下に注意し、高い建物のそばから離れる。山やがけの近くでは、落石やがけ崩れに注意して、安全な場所に退避する。

がけ崩れ等の二次的な災害が発生する恐れがあると判断した場合や、消防署・警察署等に出動を求める場合は、落ち着いて迅速に通報する。

● 屋内にいたら ●

<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <h4 style="text-align: center; color: orange;">家の中</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 大きな揺れを感じたら、テーブルの下に隠れ、身を守ることを最優先に。 ● 無理をして火を消そうとしない。 ● 裸足で歩き回らない(ガラスの破片などでけがをする)。 ● 乳幼児や病人、高齢者など災害時要援護者の安全確保を。  </div>	<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <h4 style="text-align: center; color: orange;">エレベーターの中</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 地震時管制運転装置がついているエレベーターは、自動的に最寄りの階に停止するので、停止した階で降りる。装置がついていなければ、すべての階のボタンを押し、停止した階で外に出る。 ● 閉じ込められたとき、非常ボタンやインターホンで連絡をとり、救出を待つ。  </div>	
<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <h4 style="text-align: center; color: orange;">デパート・スーパー</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● ショーケースの転倒、商品の落下、ガラスの破片に注意を。衣類や手荷物で頭を守る。 ● 店員の指示に従って落ち着いて行動する。  </div>	<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <h4 style="text-align: center; color: orange;">劇場・ホール</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 座席の間にうずくまり、カバンや衣類で落下物から頭を守る。 ● 頭上に大きい照明などがある場合には、その場から移動を。 ● 係員の指示に従い、冷静な行動を。  </div>	<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <h4 style="text-align: center; color: orange;">集合住宅</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● ドアや窓を開けて逃げ道を確保する。 ● 避難にエレベーターは絶対使わないこと。  </div>

● 屋外にいたら ●

<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <h4 style="text-align: center; color: green;">路上</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● ブロック塀や自動販売機などから離れる。 ● 倒れそうな電柱や垂れ下がった電線に注意する。 ● 繁華街などでは落下物に注意する。 ● 頭をカバンなどで保護して、空き地や近くの公園などに避難する。  </div>	<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <h4 style="text-align: center; color: green;">車を運転中</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 徐々にスピードを落とし、道路の左側に停車する。 ● 揺れがおさまるまで車外には出ず、カーラジオなどで情報を収集する。 ● 避難が必要なときは、キーはつけたまま、ドアロックもしない。車検証などの貴重品を忘れずに持ち出し、徒歩で避難を。  </div>
<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <h4 style="text-align: center; color: green;">電車などの車内</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 荷崩れや吊り棒からの落下物に注意し、つり革や手すりにつかりつかまる。 ● 座っているときは、足をふんばって上体を前かがみに、雑誌やカバンなどで頭を保護する。 ● 勝手に降車せず、乗務員の指示に従って落ち着いた行動を。  </div>	<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <h4 style="text-align: center; color: green;">海岸付近</h4> <ul style="list-style-type: none"> ● 高台へ避難し津波情報をよく聞く。注意報・警報が解除されるまでは海岸に近づかない。  </div>

熊本市発行「わが家の防災マニュアル(保存版)」より

(2) 継続的な情報収集と安全確保

災害直後の速報だけでなく、更新情報などにも留意して最新の情報を収集し、避難行動などに役立てる。

特に津波災害では、第一波が去った後も、第二波、第三波と繰り返し津波に襲われる危険性があるため、常に確実な情報を得て最善の行動につなげる。

熊本市ホームページ	市のホームページに防災に関する緊急情報を掲載します。 http://www.city.kumamoto.jp/
熊本県防災情報ホームページ	「熊本県統合型防災情報システム」や「県内の危険箇所（土砂災害情報マップ・山地災害危険箇所マップ）」などの各種防災に関する情報を閲覧できます。 http://cyber.pref.kumamoto.jp/bousai/
熊本県統合型防災情報システム(携帯向け)	携帯電話からでも気象、雨量、土砂災害危険度、河川水位などの情報を閲覧できます。 http://www.mobile.bousai.pref.kumamoto.jp
熊本県防災情報メールサービス	気象警報・注意報、土砂災害警戒、竜巻注意、地震、津波、火山噴火、河川水位などの情報を携帯電話などにメールで受信できます。(事前登録制)登録用ホームページ http://www.anshin.pref.kumamoto.jp/
熊本地方気象台ホームページ	注意報・警報など様々な気象に関する情報が閲覧できます。 http://www.jma-net.go.jp/kumamoto/
国土交通省九州地方整備局防災情報ホームページ	気象・河川・道路に関する情報が閲覧できます。 http://www.qsr.mlit.go.jp/bousai_joho/
国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所ホームページ	熊本県内の白川・緑川の現在の様子、各地域の雨量・水位や、国道3号、57号、208号の現在の様子などを閲覧することができます。 http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/index.html
デジタル放送	各局の地デジ放送受信中にリモコンの“d(データ)”ボタンを押すと最新の気象情報の閲覧ができます。

熊本市発行「わが家の防災マニュアル(保存版)」より

(3) 避難行動の自己判断

自分や家族の命を守るため、自らの判断で行動しなければならない状況が発生した場合、「わが家の防災マニュアル」等により日頃から備えた知識、収集した情報、今置かれている状況をよく整理し、これから起こり得ることをしっかりイメージして、最善の行動がとれる自己判断力を養うことが必要である。

熊本地震に限らず大きな震災では、自宅に戻り、その後発生した余震等による家屋倒壊で多くの方々が被害にあわれていることなどを教訓とすることも必要である。

避難は自ら判断を

災害が迫ったとき、置かれた状況は一人ひとり違います。それぞれが自ら判断し、適切な行動を取らなければなりません。



例

- 土砂災害の危険がある地域に住んでいる
- 堤防の決壊で家屋消失・浸水の危険がある地域に住んでいる
- 子どもや高齢者など家族に要援者がいる

とにかく早期の避難を心がけてください

命を守る最低限の行動を

危険な状況のなかでの避難はできるだけ避け、安全の確保を第一に考えます。危険が切迫している場合は、指定された避難場所への移動(①水平避難)だけでなく、命を守る最低限の行動が必要な場合もあります。



例

- 夜間や急激な降雨で避難路上の危険箇所がわかりにくい
- ひざ上まで浸水している(50センチ以上)
- 浸水は20センチ程度だが、水の流れる速度が速い
- 浸水は10センチ程度だが、用水路などの位置が不明で転落のおそれがある

②垂直避難：屋外への移動は危険です。浸水による建物倒壊の危険がないと判断される場合には、自宅や近隣建物の2階以上へ緊急的に一時避難し、救助を待つことも検討してください

熊本市発行「わが家の防災マニュアル(保存版)」より

(4) 避難行動時の助け合い

自らの家族の安全を確保した上で、隣近所に声を掛け、互いの安否を確認し、必要に応じて救出活動を行う。特に、高齢者や障がい者などの要配慮者のみの世帯には積極的に声をかける。

自主防災クラブは、平時の防災訓練等を通し、安全な避難の仕方、避難経路、隣近所の避難弱者への配慮について、住民に啓発を行い、災害発生時に住民が落ち着いて助け合いながら避難できるよう準備しておく。



熊本市発行「わが家の防災マニュアル(保存版)」より

(5) 避難所生活の助け合い

避難所は譲り合い、助け合って生活していく場である。避難所運営委員会を中心に、食事、トイレ掃除、物資の配布などは、避難者全員で分担し、起床・就寝・食事の時刻、飲酒・喫煙などの共同生活のルールを相談して決め、みんなが快適な避難所生活を送れるように努める。また、要介護高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦など、要配慮者のスペースや食事を優先するなど、互いに助け合いながら避難所生活を送る。

避難所運営委員会は、平時より各役割のリーダーを決めておき、避難所運営に関するマニュアルを作成し、災害発生を想定した避難所運営シミュレーション

(HUG) 等を行い、災害発生時に円滑な避難所設営・運営ができるよう準備しておく。

熊本地震後の避難所生活における助け合いの様子



第 2 項 市の取り組み

1 災害に強い都市・ひと・地域づくり

【関連部局】
都市建設局

(1) 災害に強い都市基盤の形成

令和 2 年 3 月に制定した熊本市国土強靱化地域計画に基き、建築物やインフラの耐震化や機能強化、道路や公共交通、通信網等のネットワークの構築及び移動手段の多重化^{*1}などを行い、災害に強い都市基盤づくりを進めていく。

具体的には、桜町地区再開発施設における施設の耐震性の向上や、設備基盤等の強化につづき、今後、花畑広場の整備並びに熊本駅周辺地区の整備等を通し、災害に強いまちづくりを進めていく。

さらに、令和 2 年度に更新した防災情報システムにより、行政の災害対応能力の向上を図るとともに、ハザードマップのインターネット上での公開や各戸配布により、地域の防災力向上を図る。また、市民・地域・行政の連携をスムーズにすることで、情報の収集・発信及び伝達体制の強化に取り組んでいく

※1 バスや鉄軌道、自家用車、自転車など様々な移動手段を選択できること。

ア インフラの復旧・耐震化等

- (7) 一級河川鶯川など地震によって被害を受けた河川については、概ね復旧が完了している。未完了の河川については継続して復旧に取り組んでいく。
- (イ) 被害が大きかった東部地区など、上下水道の管路や施設の早期復旧に取り組んでいく。
- (ロ) 平常時のみならず、災害時にも機能する道路ネットワークを構築するため、環状道路をはじめとした幹線道路の整備を促進し、道路交通の円滑化を図る。
- (ハ) 緊急輸送道路や幹線道路は、災害時において、人や物資の輸送又は緊急車両の通行のために重要な役割を果たすことから、橋梁の耐震化や無電柱化、更には沿道の建築物も含めた耐震化を進めていく。
- (ニ) 公園や広域交通拠点は災害時の緊急（一時）避難場所及び災害対応拠点となることから、誘導案内板の設置や耐震性貯水槽を備えた公園のトイレなどの設備の整備・改良、食料等の物資の備蓄など、防災・減災機能を強化する。
- (ホ) 配水池及び浄化センターと防災拠点（広域避難場所・市役所本庁舎・上下水道局庁舎等）をつなぐ上下水道管路や施設の更新や耐震化を進めていく。

イ 被災施設の復旧・耐震化等

- (7) 熊本地震により被災した小中学校、市民会館、動植物園、熊本市市民病院をはじめとする学校教育・文化・スポーツ・医療・福祉等の施設について、倒壊等による危険性の排除や一日も早い機能回復に取り組み、児童生徒により良い教育環境を確保するとともに、施設利用者等への適切なサービスを提供していく。

- (イ) 復旧を進めるに当たって施設等の配置や総合的なあり方について検討を行っていく。
- (ウ) 災害時における避難所としての活用も視野に入れ、効果的・効率的な耐震化等を行っていく。

ウ 災害情報の収集・発信及び伝達体制の強化

- (ア) 熊本地震では、災害情報の収集・発信及び伝達に課題を残したことから、防災行政無線・ホームページ・SNS^{※3}や電話・ファクシミリ・ラジオ・印刷物、広報車による巡回アナウンス等のあらゆる手段を活用し、正確かつ適切な情報の収集・発信及び伝達に取り組んでいく。
- (イ) 避難所を含めた市内部及び国・県等の外部機関、さらには、町内自治会等の地域団体・民間団体との情報共有体制を整備するとともに、指定避難所以外への避難者や車中泊の避難者等の情報収集に努め、効果的な情報伝達手段を確立する。

※3 Social Networking Service (Site) の略。インターネット上で、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にしたり、趣味や嗜好、居住地域などのつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する会員制のサービスのこと。

エ ICT^{※4}等を活用したスマートタウン^{※5}の構築

- (ア) 災害時における避難経路等の情報伝達や平時における市民の健康状態の把握、高齢者等の見守りといった医療・福祉など、様々な分野において積極的にICTを活用した近未来型都市の構築をモデル的に検討する。
- (イ) 公共施設等での再生可能エネルギー^{※6}の地産地消など、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築を推進していく。

※4 Information & Communications Technology の略。情報通信技術のこと。

※5 ICTや環境技術などの先端技術を活用した効率的で利便性が高いまちのこと。

※6 太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、持続的に再利用することが可能なエネルギーのこと。

(2) 互いに支え合う自主自立のまちづくりの推進

市民主体のまちづくり活動を支援し、地域の絆をより深めるとともに、高齢者や障がい者、妊産婦、子ども等への理解を促進し、災害時にも市民が「おたがいさま」の心で助け合える地域づくりを推進する。

ア 地域のまちづくり活動支援

- (ア) 市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域に暮らす住民同士が日頃から顔の見える関係を築くことが必要である。そこで、地域公民館や地域コミュニティセンター等の地域活動拠点の更なる利活用を促進するとともに、地域の核となる町内自治会や校区自治協議会等の活動を支援し、地域のまちづくりの活性化を図る。
- (イ) 熊本地震では、地域によって被害の状況も大きく異なり、行政に求められる支援のあり方も様々であることから、地域が主体となって、それぞれの地域の特色をいかした復興を行えるような支援の仕組みをつくる。

イ 地域における支え合い活動の推進

- (ア) 災害時に市民が「共助」の精神で互いに支え助け合えるよう、地域に暮らす高齢者や障がい者、妊産婦、子ども等の災害弱者をはじめとした様々な

市民に対する日頃からの理解を促進し、地域における支援体制の整備を進める。

- (4) 高齢者や障がい者等が孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域住民や保健・医療・福祉・介護に関する専門機関などが連携して支えていく地域包括ケアの体制づくりを進める。

(3) 復興を支える担い手の育成

地域における多様な課題の解決や主体的なまちづくりの取組を支えるため、地域の活動を支える人材の発掘や育成に取り組んでいく。

また、市民ボランティアやNPO^{※7}、企業などの活動をつなぎ、相互に連携した自主自立のまちづくりの取組を支援する。

※7 Non Profit Organization の略。私営営利を目的としない社会的な使命を目的とした民間の組織のこと。

ア 地域の担い手の発掘・育成

- (7) 地域づくり活動に携わる人々の高齢化が進む中、地域の活性化のためには若い世代の担い手の育成が必要不可欠である。そこで、伝統ある地域のまわりの復活や魅力あるイベントへの若者の参加を促進し、実際に運営に関わる機会の創出に努めることで、地域愛ひいては郷土愛を醸成するとともに、担い手を発掘していく。あわせて、公民館における講座等の学びの場を通じ、担い手育成に取り組んでいく。

- (4) 地域福祉の担い手である民生委員・児童委員等の確保・支援に取り組んでいく。

イ 市民公益活動^{※8}の推進

- (7) 熊本地震では、若者をはじめとした多くの市民ボランティアやNPO、企業等の自主的・自発的な社会貢献活動が多く市民の力となり、支えとなったことから、こうした団体と行政との連携を更に強化するため、定期的な意見交換の機会を設けるとともに、熊本市市民公益活動支援基金の更なる充実や様々な情報の収集及び効果的な発信による市民公益活動の支援を行っていく。

- (4) 市民活動支援センター「あいぽーと」において、市民活動団体の交流やネットワークづくりの場を提供する。

※8 社会的役割（他人や社会への貢献）を意識した市民による活動のこと。

(4) 市民・地域と行政のパートナーシップの推進

熊本地震で学んだことを糧として、市民・地域と行政が、災害などの非常時にも効果的・効率的に連携できるよう、行政が積極的に地域活動等に飛び込んでいくことにより、日頃から信頼関係の強化に取り組んでいく。

また、行政は施策の企画立案や実施の際に市民参画の機会を十分に確保し、市民は積極的に参画していくことで、市民と行政が互いに理解し、協力し合い、市民を主体としたより魅力あるまちづくりを推進する。

ア 市民・地域と行政の関係強化

まちづくりセンターに地域担当職員を配置し、日頃から地域の相談や情報の収集・行政情報の発信、地域コミュニティ活動の支援などを行い、地域とともに課

題解決に取り組むことを通じて、災害時においても、市民・地域と行政が連携し、地域の状況に応じた迅速かつ柔軟な対応ができる体制を整えていく。

イ 市民参画・協働の推進

市民主体の魅力あるまちづくりの推進や災害からの真の復興を実現するためには、市民やNPO、事業者等が持つ専門的な知識や経験が必要不可欠であることから、市の施策の企画立案・実施の際には多様な個人や団体が参画し、自由に意見の交換ができる場を十分に確保する。

2 市民・地域・行政の災害対応力の強化

熊本地震による被害の状況や復旧・復興へのプロセスを記録・保存するとともに、それらを踏まえた地域防災計画や危機管理体制の見直しを行う中で、「自助」・「共助」・「公助」に関する効果的な取り組みをまとめ、市民・地域・行政が担うべき役割等を整理する。さらに、市民・地域・行政それぞれが災害に対応する力を向上させるための取り組みを行い、企業等も含めた災害時の連携の強化を図っていく。

(1) 市民の災害対応力の強化

- ア 防災等に関する市民への啓発活動や防災訓練への参加呼びかけを行うとともに、ハザードマップ^{※9}の作成・活用による避難経路・避難所等の確認を促す。
- イ 発災後の7日間程度を自らでしのげる食料・水等の備蓄の呼びかけのほか、電気等のエネルギーの自給を促進していく。
- ウ 保育所や認定こども園、幼稚園、学校等で子どもたちの防災教育に取り組むほか、企業等のみならず、そこで働く方々の防災意識向上に向けた取組を充実していく。

※9 自然災害で想定される被害範囲・程度等を地図に表したもので、それに加えて避難場所などの情報を図示し、迅速・的確な避難を手助けする地図のこと。

(2) 地域の災害対応力の強化

自主防災クラブ、校区防災連絡会、及び避難所運営委員会など、地域住民で構成される災害対応組織の役割や活動を明確にした上でその活動を支援していくとともに、消防団の体制等の充実や地域における実践的な防災訓練の実施など、町内自治会や校区自治協等における災害対応力強化に必要な支援を行っていく。

(3) 行政の災害対応力の強化

- ア 消防機能の充実、支援物資等の受入体制強化、集配拠点及び周辺交通アクセスの改善、近隣自治体や九州各県の自治体との連携強化等を進めていく。
- イ 平時から、地域との連携強化に向けた取り組みを進めるとともに、職員研修等を通じて職員の災害対応力の向上を図る。また、災害発生時には、市民・地域・行政・企業等が力を結集し、円滑な避難所運営などの対応に当たることができるよう、役割を整理する。
- ウ 民間企業との災害時における協定締結を促進し、市民・地域・行政・企業が一体となった効率的で効果的な災害対応体制を構築していく。

- エ 被災者の速やかな生活再建・住宅再建に資するよう、家屋等の被害調査・り災証明書の発行・各種支援制度の申請受付を迅速かつ効率的に行えるシステムの整備を進める。
- オ 災害時における救急医療体制を充実するため、公立病院を含む地域の医療機関の連携を強化する。

3 避難所運営の見直し・強化

熊本地震における避難所運営は、市の職員及び各自治体からの応援職員により行われた。その結果、避難所対応を担った職員の疲弊と避難者のニーズに十分に 대응することができない状況を招いた。これらの課題に対し、校区防災連絡会を組織するとともに市がその職員から任命する避難所担当職員及び避難所となる施設の施設管理者からなる避難所運営委員会を組織し、より地域の実情に応じた避難所運営を行う。また、バリアフリー化等の機能強化、備蓄物資の確保等を行う。

また、高齢者や障がい者、妊産婦、子ども等、避難所等での生活に支障がある方々に対して、その家族や支援者も含め、十分な配慮（障がい者等にあっては障害者差別解消法に基づく合理的配慮^{※10}）をするとともに、指定避難所における福祉避難所の整備、更に福祉避難所を拡充し、開設訓練の充実等を図ることなどにより、発災直後から円滑に運用できるよう体制構築に取り組んでいく。さらに、避難所等の給水施設の活用など、応急給水体制を見直す。

※10 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、障がい者等から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮の提供を行うこと。

(1) 避難所の指定・運営方法等の見直し

- ア 自主防災クラブや校区防災連絡会と市がその職員から任命する避難所担当職員及び避難所となる施設の施設管理者からなる避難所運営委員会を組織し、より地域の実情に応じた避難所運営を行う。
- イ 女性や高齢者、障がい者、子ども、外国人等、多様な被災者の視点に立ち、避難所の指定のあり方や運営方法を改善するとともに、在宅や車中泊等の避難者への対応について検討する。
- ウ 本計画の改定にあっては、必要に応じ、専門家等の助言、地域の実情及びアンケート調査の結果等を反映させる。また、分かりやすく災害現場で活用できる実働マニュアルを別途整備する。
- エ 避難所運営に携わる人員の確保のほか、ボランティアが効果的に機能するためのコーディネーターの配置などについて検討する。

(2) 避難所の機能強化

- ア 避難所においては、停電時に電力を供給する太陽光発電設備及び外部給電機器等の導入、だれもが利用しやすいトイレや災害用マンホールトイレの整備、固定電話の設置など必要に応じた機能強化を行っていく。
- イ 熊本地震の対応における課題や今般の感染症予防対策等を踏まえ、避難所の教室を開放するにあたっては、熱中症対策のためのエアコン設置教室の開放、感染症予防対策としての避難スペース拡大、保健室の設置及び要配慮者等への福

社避難室の確保、トイレ未設置体育館における校舎内トイレの利用、浸水想定区域にある避難所での垂直避難のため校舎利用を進めていく。

(3) 備蓄物資確保・物資供給体制

各避難所等に必要な食料や保存飲料水、資材等の備蓄を進めていく。

- ア 小中学校等に分散備蓄している物資は、指定避難所の避難者へ配給する。
- イ 地域が把握した指定外の避難所や在宅被災者へは、指定避難所での配給も可能とする。
- ウ 大規模災害時に物資受入配送機能（フォークリフト、パレット使用可能）を持つ「防災備蓄センター」を既存市有施設を活用し整備する。
- エ 大規模災害時に物資受入配送拠点となる施設候補地を事前に決めておき、災害の状況により開設できるよう整備する。
- オ 大規模災害発生時は、災害対策本部に各局職員で組織する物資供給チームを設置し、区対策部等と連携し迅速な物資供給体制を整備する。
- カ 災害協定に基づき、物資受入・荷捌き、管理、配送業務などは、できるだけ団体、民間企業に要請する。

(4) 指定都市市長会行動計画、九州市長会防災部会による被災地支援

- ア 「広域・大規模災害における指定都市市長会行動計画」において、熊本地震を踏まえてプッシュ型物資支援は、国の支援体制との整合性を図り、発災から3日以内を前提に被災地の近隣市より行うこと、全市の備蓄物資を一覧できる台帳を整備し共有することなどについて協議を行ってのる。
- イ 九州市長会防災部会において、発災24時間後に即応支援班（10～25班）を派遣し、集積拠点から避難所までのピストン輸送や荷捌き等支援を行う相互応援プラン策定に向け協議を行っている。

(5) 福祉避難所（福祉子ども避難所含む）の拡充等

- ア 災害時に福祉避難所となる施設を十分に確保するため、老人福祉施設や障害者支援施設、児童福祉施設等との事前協定締結に向けた協議を進める。
- イ 協定施設と熊本地震の対応に関する意見交換等を行う中で、相互の課題を洗い出し、必要な改善策を講じるほか、開設訓練への参加施設数の増加に努めることなどにより、福祉避難所の充実に取り組んでいく。
- ウ 災害時に障がい児等が避難できる場所として福祉子ども避難所を確保に努め、開設訓練等に取り組んでいく。

(6) 応急給水体制の強化

- ア 応急給水活動を円滑に行えるよう小中学校等における貯水機能付給水管（※11）の整備・改造を計画的に行う。
- イ 応急給水にあたっては、避難所等に設置された給水施設や、協定を締結した民間企業の井戸など豊富な地下水の有効活用により、速やかな生活用水の提供を行うとともに、災害の規模に応じて他の自治体からの給水車支援を要請し、給水車による補完的な給水拠点を設置するなど、応急給水体制を強化する。

※11 地震などの災害時に起こる断水に備えて水を貯めることができる給水管のこと。

4 被災者の生活再建に向けたトータルケア

総合相談窓口を各区に設置し、被災者の生活再建に向けた相談や様々な支援制度の情報提供など、分かりやすく丁寧な支援を行っていく。

また、関係機関と連携した就労支援や、職業訓練などによる職業能力の向上支援に取り組んでいく。

さらに、被災者を対象に、災害によって傷ついた心のケアなど、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行っていく。

総合相談窓口を設置した際には、その連絡先を避難所の掲示板や市のホームページ等を通じて案内する。

(1) 生活再建に向けた支援・相談・情報提供

ア 既存制度も含め、被災者の生活再建を支援する各種事業を実施するとともに、ワンストップの総合相談窓口を各区に設置し、公的な支援制度に係る相談、情報提供等を実施する。また、法律の専門家の協力による二重ローン問題解消等の相談対応など、民間の支援制度に係る情報提供を行っていく。

イ 特に、生活再建が必要な子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるような環境整備を図るとともに、子育ての不安を解消する相談体制の充実や経済的負担の軽減を図る。

(2) 就労支援・職業訓練

熊本地震に起因する離職者に対して、関係機関と連携した就労支援や職業能力の向上支援を行っていく。

(3) 心のケア

ア 被災者に対する心のケアの体制を充実させ、心身の健康の確保に向け一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな支援を実施する。

イ 熊本地震により傷ついた児童生徒に対して、スクールカウンセラーによるカウンセリングを行うなど、心のケアに取り組んでいく。

(4) 応急仮設住宅等における生活支援

避難所等から応急仮設住宅等に住まいを移した後も、孤立することなく心身ともに健康に暮らせるよう、入居者が集うことのできるスペースを確保するとともに、新たなコミュニティの中で生活する入居者の見守りや生活・健康相談、地域との交流の機会をつくるなど、被災者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を実施する。

(5) 恒久的な住まいの確保支援

被災住宅の公費解体・撤去や応急修理のほか、液状化などの宅地被害からの復旧支援など、居住環境の回復を支援するとともに、民間賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅^{※12}等の新たな住まいに関する情報提供や金融面の相談支援などを行っていく。

また、耐震診断や耐震改修を促進し将来の地震発生へ向けた備えを強化する。

※12 介護・医療と連携して高齢者支援サービスを提供するバリアフリー構造の住宅のこと。

ア 安全・安心な生活環境の確保

(ア) 被災住宅の応急修理や、液状化などによる宅地被害や擁壁崩壊などからの復旧を支援することで、二次被害を防ぎ、安全で安心な住まいの確保に努める。

第1章 総則

第7節 市民・地域・行政の災害対応力の強化に向けて

(イ) 災害時に発生したがれきの処理や、やむを得ず解体する家屋の解体・撤去に関する支援を行っていく。

イ 新たな住まいの確保

自力での住まいの確保が困難な被災者に対して、災害公営住宅を提供するなど、恒久的な住まいの確保支援に取り組んでいく。

ウ 将来の地震発生へ向けた備え

個人住宅の耐震診断及び耐震改修を促進し、再び地震が起こった際の被害の軽減を図る。

また、耐震診断士等の育成に努め、耐震化の促進に取り組んでいく。

第2章 防災組織計画

項目	関連部局	ページ
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	政策局、総務局	76
第2節 熊本市防災会議	政策局、総務局	83
第3節 市の防災組織	全局、各区役所	84

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱【関連部局】
政策局**第1項 防災関係機関の責務****1 熊本市**

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方自治体の協力を得て、防災活動を実施する責務を有する。

また、上記の責務を十分に果たすため必要があるときは、他の地方公共団体と相互に協力するよう努めるとともに、消防機関等の組織整備並びに市区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、市の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

2 熊本県

県は、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、広域的、総合的な防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を行うとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう必要な勧告、指導、助言その他適切な措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動に協力する責務を有する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

第2項 処理すべき事務又は業務の大綱

市、国、県及び本市の区域を管轄若しくは区域内に所在する指定公共機関、指定地方公共機関、指定地方行政機関、公共的機関並びに公共的団体等は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
熊本市	【災害予防】
	1 熊本市防災会議及び熊本市災害対策本部に関すること
	2 防災に関する組織の整備
	3 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること
	4 他の市町村との相互応援及び広域一時滞在についての協定の締結に関すること
	5 災害危険区域の把握に関すること
	6 防災都市づくり事業の推進
	7 防災に関する施設及び設備の設置、改善及び整備
	8 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備
	9 給水体制の整備
	10 防災知識の普及及び自主防災クラブの育成指導
	11 住民の自発的な防災活動の促進に関すること
	12 防災に関する訓練及び調査研究の実施
	13 企業等の防災対策の促進に関すること
	14 企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること
	15 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること
	16 帰宅困難者対策の推進に関すること
	17 災害ボランティアの受入体制の整備に関すること
	【災害応急対策】
	1 避難の指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること
	2 情報の収集、伝達及び被害調査並びに災害時の広報
	3 防災関係機関が実施する災害対策の調整に関すること
	4 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること
	5 消防、水防その他の応急措置
	6 その他災害発生の防除又は拡大防止のための措置
	7 被災者に対する救助及び救護措置
	8 災害時の医療救護及び助産活動、給水等の応急措置
	9 緊急道路及び緊急輸送の確保
	10 清掃、防疫、その他の保健衛生
	11 災害対策要員の動員、雇上げ
	12 被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること
	13 災害を受けた幼児・児童及び生徒の応急教育
	14 被災者からの相談に関すること
	15 災害ボランティアの活動支援に関すること
	【災害復旧】
	1 公共的施設及び設備の応急復旧に関すること
	2 生活困窮者に対する保護及び救助に関すること
	3 義援金品の受領及び配布に関すること
	4 被災産業(事業者)に対する融資等の対策に関すること

第2章 防災組織計画

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

2 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
熊本県	1 熊本県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4 水防その他の応急処理 5 被災者に対する救助及び救護措置 6 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策 7 その他県の所掌事務についての防災対策 8 市町村の災害事務又は業務の実施についての援助及び調整

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州財務局	【災害応急対策】 1 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請に関すること 2 九州財務局が所掌する国有財産の無償貸付等の措置に関すること 【災害復旧】 1 被災地（地方公共団体）に対する財政融資資金地方資金の融資に関すること 2 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会
九州農政局	【災害予防】 1 主要食料の安定供給に関すること 【災害応急対策】 1 応急用食料の調達・供給に関すること 【災害復旧】 1 農業に関する防災、災害応急及び災害復旧に関する指導調整並びに助成に関すること 2 農地、農業用施設に関する防災及び災害復旧に関すること 3 農地の保全に係る海岸保全施設等の災害復旧に関すること
九州厚生局	【災害応急対策】 1 災害状況の情報収集、通報に関すること 2 関係職員の現地派遣に関すること 3 関係機関との連携調整に関すること
九州森林管理局	【災害予防】 1 国有林野等の森林治水事業等及び防災管理に関すること 【災害応急対策】 1 災害対策用材の需給に関すること
九州経済産業局	【災害応急対策】 1 災害時における物資の供給及び価格の安定に関すること 2 被災商工業者に対する金融、税制及び労務に関すること
九州産業保安監督部	【災害予防】 1 鉱山における災害防止に関すること 2 火薬、高圧ガス、都市ガス、液化石油ガス及び電気施設等の保安確保対策に関すること 【災害応急対策】 1 鉱山における災害時の応急対策に関すること
九州総合通信局	【災害予防】 1 非常通信体制の整備に関すること 2 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること 3 災害時における通信機器及び移動電源車の貸出しに関すること 【災害応急対策】 1 災害時における電気通信の確保に関すること 2 非常通信の統制、監理に関すること 3 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡管区気象台 熊本地方気象台	<p>【災害予防】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行うこと 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること <p>【災害応急対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報を発表・伝達に関すること 2 二次災害防止のため、気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象等に関する警報、注意報及び情報を発表・伝達及び解説を行うこと 3 災害発生時における気象、地象、水象等に関する観測資料を提供すること
熊本労働局	<p>【災害予防】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工場及び事業所等における労働災害防止のための指導監督に関すること <p>【災害復旧】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関すること
九州運輸局 熊本運輸支局	<p>【災害応急対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における陸上・水上輸送の調整及び指導に関すること 2 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令 3 災害時における関係機関と輸送荷受機関との連絡調整
熊本海上保安部	<p>【災害応急対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の海上における人命・財産の救助その他救済を必要とする場合の援助及び海上の治安並びに警備に関すること
大阪航空局 熊本空港事務所	<p>【災害応急対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における航空輸送等に係る活動への調整に関すること 2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
九州地方整備局	<p>国土交通大臣が直接管理する河川・道路・官庁施設等について下記の措置をとる。 また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。</p> <p>【災害予防】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象観測通報についての協力に関すること 2 防災上必要な教育及び訓練等に関すること 3 災害危険区域の選定又は指導に関すること 4 防災資機材の備蓄、整備に関すること 5 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること 6 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること 7 水防警報等の発表及び伝達に関すること 8 港湾施設の整備と防災管理に関すること <p>【災害応急対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水防活動の指導に関すること 2 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること 3 災害広報に関すること 4 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること 5 海上の流出油に対する防除措置に関すること 6 監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関すること 7 災害対策用車両(照明車、排水ポンプ車等)の貸与に関すること

第2章 防災組織計画

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
	8 国土交通省所管施設の被災状況調査に関すること 9 通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に関すること 10 市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関すること 【災害復旧】 1 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること 2 港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	天災事変、その他の災害に際して航空機あるいは地上からの情報の収集・伝達及び人命又は財産の保護（人員の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援等）

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 (九州支社)	【災害応急対策】 1 災害時における郵便業務運営の確保 2 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務扱い及び援護対策 (1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 (4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 3 災害時における郵便局窓口業務の確保
鉄道関係機関（九州旅客鉄道株式会社、熊本電気鉄道株式会社）	【災害予防】 1 鉄道施設の防災対策に関すること 2 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること 3 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること 【災害予防対策】 1 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること 2 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること 【災害復旧】 1 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
放送報道関係（日本放送協会熊本放送局、株式会社熊本放送、株式会社熊本日日新聞社、株式会社テレビ熊本、株式会社熊本県民テレビ、熊本朝日放送株式会社、株式会社エフエム熊本、株式会社熊本シティエフエム）	【災害予防】 1 防災知識の普及に関すること 2 災害時における放送・報道の確保対策に関すること 【災害応急対策】 1 気象予警報等の放送・報道周知に関すること 2 避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関すること 3 災害時における広報に関すること 【災害復旧】 1 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
日本赤十字社 (熊本県支部)	【災害予防】 1 災害医療体制の整備に関すること 2 災害医療用薬品等の備蓄に関すること 【災害応急対策】 1 災害時における医療、助産及び死体処理の実施 2 災害援助等の奉仕者の連絡調整 3 義援金品の募集配分

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本電信電話株式会社 (熊本支店)、NTTコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社	【災害予防】 1 電気通信設備の整備と防災管理に関すること 2 応急復旧用通信施設の整備に関すること 【災害応急対策】 1 津波警報、気象警報の伝達に関すること 2 災害時における重要通信に関すること
日本銀行(熊本支店)	【災害予防】・【災害応急対策】 1 銀行券の発行及び通貨並びに金融の調整に関すること 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること 5 各種措置に関する広報に関すること
自動車運送機関(公益社団法人熊本県トラック協会、一般社団法人熊本県バス協会、一般社団法人熊本県タクシー協会)	【災害応急対策】 1 災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保
海上輸送機関 (熊本フェリー株式会社、熊本県海運組合)	【災害応急対策】 1 災害時における船舶による人員及び救助物資等の輸送確保
九州電力送配電株式会社 熊本支社、熊本東・西・宇城・玉名配電事業所	【災害予防】 1 電力施設の保全、保安対策 【災害応急対策】 1 災害時における電力供給確保 【災害復旧】 1 被災電力施設の復旧事業の推進
ガス供給機関 (西部ガス(株)供給本部熊本供給管理部、一般社団法人熊本県LPガス協会)	【災害予防】 1 ガス施設の保全、保安対策 【災害応急対策】 2 災害時におけるガス供給の確保
西日本高速道路株式会社九州支社	【災害予防】 1 管理道路の整備と防災管理に関すること 【災害応急対策】 1 管理道路の疎通の確保に関すること 【災害復旧】 1 被災道路の復旧事業の推進に関すること
公益社団法人熊本県医師会	【災害応急対策】 1 災害時における医療、助産等の救護
一般社団法人熊本県歯科医師会	【災害応急対策】 1 災害時における歯科医療等の救護
公益社団法人熊本県薬剤師会	【災害応急対策】 1 災害時における薬剤師活動や医薬品供給
公益社団法人熊本県看護協会	【災害応急対策】 1 災害時における医療、助産等の救護
社会福祉法人熊本県社会福祉協議会	【災害応急対策】 1 災害時における住民支援、ボランティア支援
一般社団法人熊本県建設業協会	【災害応急対策】 1 災害時における応急対策
空港運営権者 熊本国際空港株式会社	【災害応急対策】 1 飛行場及びその周辺における航空機事故に関する消火及び救助に関すること 2 空港施設等の防災対策に関すること 3 災害時における航空輸送への協力に関すること

第2章 防災組織計画

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

6 その他公共団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人 熊本市医師会	【災害応急対策】・【災害復旧】 1 災害時における医療、助産等の救護
自主防災クラブ	【災害予防】 1 防災知識の普及 2 情報伝達・消火・避難・救護等の計画及び訓練の実施 3 防災用資機材の整備・点検
社会福祉法人 熊本市社会福祉 協議会	【災害応急対策】・【災害復旧】 1 災害時のボランティアの受け入れに関すること 2 被災者の生活支援活動の協力に関すること 3 県社会福祉協議会による生活福祉資金貸付の受付・申込に関すること
熊本商工会議所	【災害応急対策】・【災害復旧】 1 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋 2 災害時における物価安定についての協力、徹底 3 商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ及び斡旋等についての協力
J A 熊本市	【災害応急対策】・【災害復旧】 1 農作物の被害調査又は協力 2 農作物の災害応急対策についての指導 3 被災農家に対する融資又はその斡旋並びに飼料、肥料等の確保又は斡旋
一般社団法人 熊本県宅地建物 取引業協会	【災害応急対策】・【災害復旧】 1 被災者への利用可能な民間賃貸住宅の状況・情報提供及び住宅提供に関すること
公益社団法人 全日本不動産協会 熊本県本部	【災害応急対策】・【災害復旧】 1 被災者への利用可能な民間賃貸住宅の状況・情報提供及び住宅提供に関すること
公益社団法人 全国賃貸住宅経営者 協会連合会	【災害応急対策】・【災害復旧】 1 被災者への利用可能な民間賃貸住宅の状況・情報提供及び住宅提供に関すること
病院等経営者	【災害予防】・【災害応急対策】 1 避難施設の整備と避難訓練及び被災時における収容者保護 2 災害時における負傷者等の医療、助産救助
社会福祉施設 経営者	【災害予防】・【災害応急対策】 1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 被災時における収容者保護
金融機関	【災害復旧】 1 被災事業者に対する資金融資及びその他の緊急措置
学校法人	【災害予防】・【災害応急対策】 1 避難施設の整備及び避難訓練 2 被災時における教育対策
危険物施設及び 高圧ガス、火薬類等の 管理者	【災害予防】 1 安全管理の徹底 2 防災施設の整備

第2節 熊本市防災会議

第1項 設置の根拠

災害対策基本法第16条の規定及び熊本市防災会議条例に基づき、熊本市の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、熊本市防災会議を設置する。

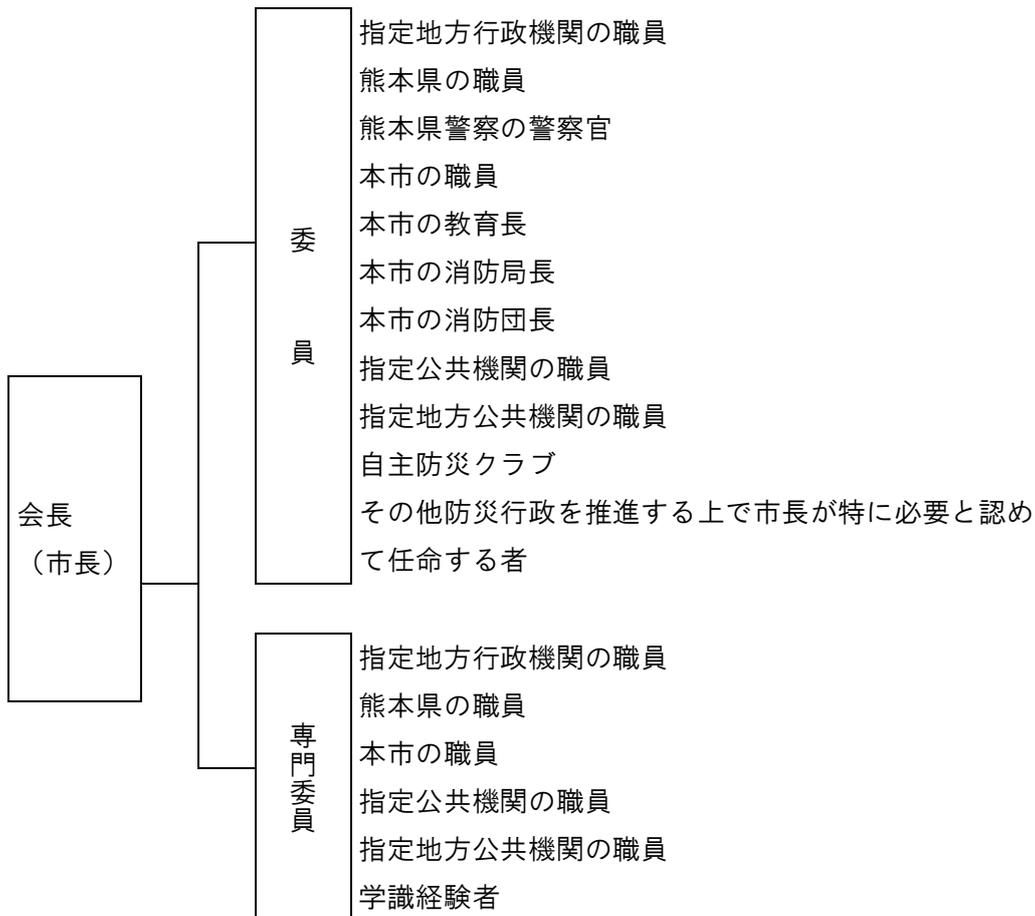
【関連部局】
 全局

第2項 所掌事務

防災会議は、以下の事務をつかさどるものとする。

- 1 地域防災計画の作成とその実施の推進
- 2 災害発生に際しての情報の収集
- 3 水防法第32条に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項の調査審議
- 4 その他、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

第3項 組織構成



【資料編】2-3 熊本市防災会議条例

2-5 熊本市防災会議委員名簿

【関連部局】
政策局

第3節 市の防災組織

災害発生に対応し、被害の軽減と応急・復旧活動を実施するため、必要な人員を確保し、活動体制を整える必要がある。

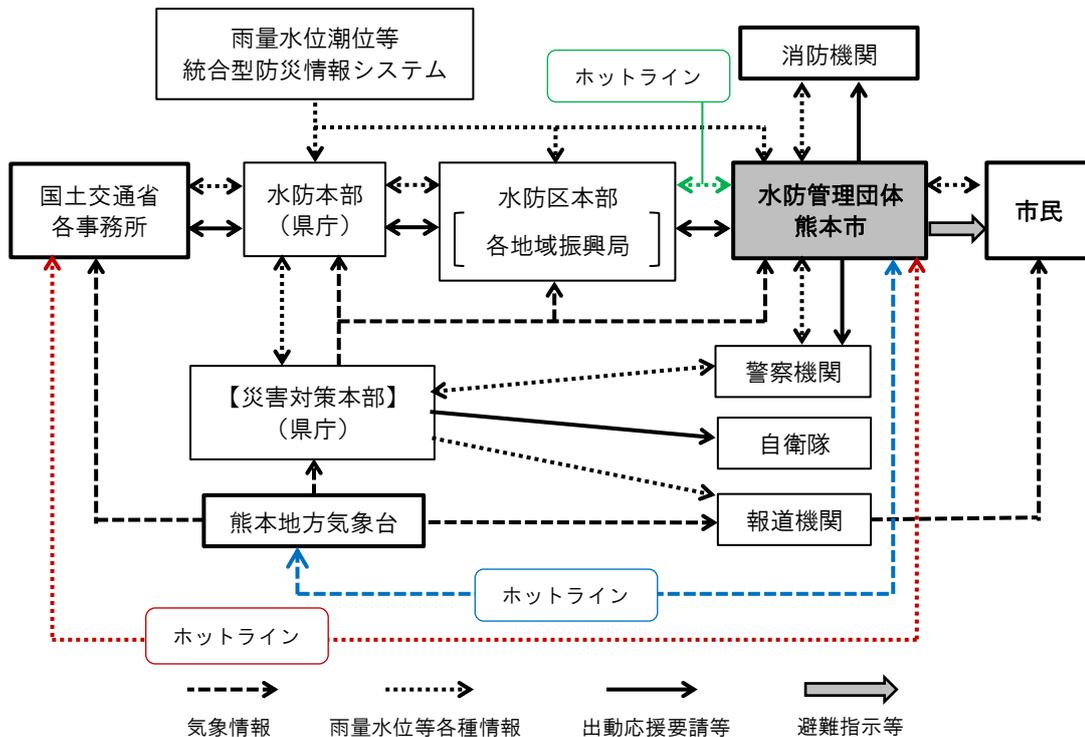
本節では、水防本部（風水害）や災害警戒本部（地震・津波）及び災害対策本部の組織等を規定するとともに、職員配置態勢を策定する。

第1項 水防態勢の確立（風水害）

1 水防に関する伝達系統

県は、熊本地方気象台と国土交通省が共同で行う洪水予報や水防警報及び知事が行う水防警報を市に通知するとき、次の伝達系統により実施する。

■水防情報等の連絡系統



2 洪水予報・水防警報

(1) 洪水予報

国土交通省と気象庁（熊本地方気象台）が共同して行う洪水予報について、県は、国土交通大臣から洪水予報の通知を受けたときは、直ちに市に通知する。

洪水予報河川と実施区域及び洪水予報の種類と発表基準を次に示す。

■洪水予報河川と実施区域

河川名	実施区間	基準地点
白川	左岸：熊本市東区渡鹿8丁目540番の4地先小碓橋下流端から海まで 右岸：熊本市中央区黒髪町大字宇留毛浦山720番の5地先	代継橋
緑川	左岸：上益城郡甲佐町大字上揚字佐戸1221番地先から海まで 右岸：上益城郡甲佐町大字上揚字宮上988番の1地先から海まで	中甲橋 城南
浜戸川	左岸：熊本市南区富合町大字碓の江字地方222番地の1地先から緑川合流点まで 右岸：熊本市南区富合町大字莎崎字境目951番の1地先	中甲橋 城南
加勢川	左岸：上益城郡嘉島町大字下六嘉字吐合1661番の1地先大六橋下流端から緑川合流点まで 右岸：熊本市東区画図町下無田宇鳥ヶ江331番地先大六橋下流端	大六橋
合志川	左右岸：菊池市泗水町豊水字出口4122-2地先の市道橋から菊池川合流点まで	佐野

■洪水予報の種類と発表基準

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、または氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位(危険水位)に到達したとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

■洪水予報基準水位

洪水予報基準水位は、次の基準で運用している。

水系名	予報区域名	河川名	洪水予報基準地点	量水標設置場所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
緑川	緑川水系	緑川	中甲橋	下益城郡美里町岩下	2.00	3.00	4.10	4.60
緑川	緑川水系	緑川 浜戸川	城南	熊本市南区城南町大字千町	3.30	4.30	5.80	6.20
緑川	緑川水系	加勢川	大六橋	上益城郡嘉島町三郎無田	2.50	3.20	3.90	4.40
白川	白川	白川	代継橋	熊本市中央区紺屋今町	2.50	3.70	4.70	5.00
菊池川	菊池川水系	合志川	佐野	菊池市泗水町	2.00	2.70	2.80	3.10

(2) 水防警報

県は、国土交通大臣から水防警報の通知を受けたとき、河川管理者として国土交通大臣及び知事が水防警報を発令し、直ちに警報事項を市に通知する。

ア 国土交通大臣が発表する水防警報

■水防警報の種類と発表基準

種類	発表基準
待機準備	気象予・警報等及び河川状況等により、特に必要と認められるとき
出動	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき
警戒	氾濫注意情報又は水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位を超えるおそれがあるとき
解除	氾濫警戒情報等により、又はすでに氾濫注意水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき
	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき

※ 水防警報を発表する河川及び基準地点の基準水位は、洪水予報河川と同じ

第2章 防災組織計画

第3節 市の防災組織

イ 知事が発表する水防警報

■水防警報の種類と発表基準

種類	発表基準
待機	気象予・警報等及び河川状況等により、特に必要と認められるとき
準備	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき
出動	氾濫注意情報又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき
警戒	洪水警報等により、又は避難判断水位に達し、更に上昇し、氾濫危険水位に達するおそれがあるとき
嚴重警戒	洪水警報等により、又は氾濫危険水位に達し、更に上昇し、氾濫するおそれがあるとき
解除	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき

■知事が水防警報・水位情報の通知及び周知を行う河川及びその区域

水系名	河川名	観測局名	区域	
しらかわ 白川	しらかわ 白川	よしわらばし 吉原橋	左岸：東区鹿帰瀬125-1から東区渡瀬8丁目540番の4地先 小碓橋上流まで	
			右岸：熊本市境から中央区黒髪720番の5地先 小碓橋上流まで	
つぼいがわ 坪井川	つぼいがわ 坪井川	てんまんぼし 天満橋	左岸：井芹川合流点から海まで 右岸：井芹川合流点から海まで	
		つぼい 坪井	左岸：中央区坪井5丁目11地先から井芹川合流点まで 右岸：中央区壺川1丁目11地先から井芹川合流点まで	
		たかひらばし 高平橋	左岸：万石川合流点から中央区坪井5丁目11地先まで 右岸：万石川合流点から中央区坪井5丁目11地先まで	
		つるは たばし 鶴羽田橋	左岸：堀川合流点から万石川合流点まで 右岸：堀川合流点から万石川合流点まで	
	いせりがわ 井芹川	いせりがわ 井芹川	いけのうえ 池上	左岸：麴川合流点から坪井川合流点まで 右岸：麴川合流点から坪井川合流点まで
			つるのばし 鶴野橋	左岸：西浦川合流点から麴川合流点まで 右岸：西浦川合流点から麴川合流点まで
			にしざと 西里	左岸：西谷川合流点から西浦川合流点まで 右岸：西谷川合流点から西浦川合流点まで
	よけがわ 除川	よけがわ 除川	よけがわ 除川	左岸：南区無田口町字東小新開1733番地の3 県管理上流端から海まで 右岸：西区中島町字村之前1166番地の1地先 県管理上流端から海まで
	せんげん 千間 えご 江湖	せんげんえご 千間江湖	せんげんえご 千間江湖	左岸：南区会富町字土井428番地先 農免道路県管理上流端から六番港樋門前20mまで 右岸：南区会富町字土井428番地先 農免道路の県管理上流端から六番港樋門前20mまで
	みどりかわ 緑川	てんめいしんかわ 天明新川	みなみたかえ 南高江	左岸：国道57号（一本榎木橋）から緑川合流点まで 右岸：国道57号（一本榎木橋）から緑川合流点まで
しょうけぼりがわ 藻器堀川		しょうけぼりがわ 藻器堀川	左岸：保田窪放水路の分流点から加勢川合流点まで 右岸：保田窪放水路の分流点から加勢川合流点まで	
けんぐんがわ 健軍川		けんぐんがわ 健軍川	左岸：県道103号線の長嶺南橋から加勢川合流点まで 右岸：県道103号線の長嶺南橋から加勢川合流点まで	
はまどがわ 浜戸川		はまどがわ 浜戸川	左岸：宇城市豊野町安見字大坪3033番1 大坪橋上流端から安永川合流点まで 右岸：宇城市豊野町安見字大坪3033番1 大坪橋上流端から安永川合流点まで	
うるごがわ 潤川		うるごがわ 潤川	左岸：立岡池からJR鹿児島本線潤川橋梁まで 右岸：立岡池からJR鹿児島本線潤川橋梁まで	
きやまがわ 木山川		あかい 赤井	左岸：赤井川合流点から加勢川合流点まで 右岸：赤井川合流点から加勢川合流点まで	
やかたがわ 矢形川		おちあいばし 落合橋	左岸：上益城郡御船町大字木倉の四宮橋上流端から上益城郡御船町大字高木地先の九州縦貫自動車道（矢形川橋）まで 右岸：上益城郡御船町大字木倉の四宮橋上流端から上益城郡御船町大字高木地先の九州縦貫自動車道（矢形川橋）まで	
			かしま 嘉島	左岸：上益城郡御船町大字高木地先の九州縦貫自動車道（矢形川橋）から木山川合流点まで

水系名	河川名	観測局名	区域
			右岸：上益城郡御船町大字高木地先の九州縦貫自動車道（矢形川橋）から木山川合流点まで

■水防警報対象量水標の設定水位と条件

水系名	河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	
しらかわ白川	しらかわ白川	陣内	菊池郡大津町大字陣内	2.83	4.18	4.18	5.70	
	くろかわ黒川	黒川	阿蘇市阿蘇町大字内牧字宝泉	2.07	3.45	3.65	4.53	
	しらかわ白川	よしわらばし吉原橋	熊本市北区龍田町弓削字小坂屋敷310-2	1.67	2.62	3.51	3.95	
つぼいがわ坪井川	つぼいがわ坪井川	てんまんぼし天満橋	熊本市西区城山大塘町1636	2.41	2.80	4.36	4.64	
		つぼい坪井	熊本市中央区坪井5-16	3.03	5.30	5.65	5.72	
		たかひらばし高平橋	熊本市北区高平2-23	1.95	3.20	3.20	3.72	
		つるは たばし鶴羽田橋	熊本市北区四方寄80	1.51	2.46	2.60	3.08	
	いせりがわ井芹川	いけのうえ池上	熊本市西区池上町	1.80	2.60	3.44	4.18	
		つるのぼし鶴野橋	熊本市西区花園7-12-1	1.97	2.76	2.76	3.13	
		にしざと西里	熊本市北区硯川町	0.95	1.48	1.48	1.79	
よけがわ除川	よけがわ除川	よけがわ除川	熊本市西区沖新町3330	3.04	3.32	3.80	3.93	
せんげんえご千間江湖	せんげんえご千間江湖	せんげんえご千間江湖	熊本市南区白石町1495	2.04	2.54	2.54	2.93	
みどりかわ緑川	てんめいしんかわ天明新川	みなみたかえ南高江	熊本市南区南高江町4-1	2.67	2.84	2.84	3.12	
	しょうけぼりがわ藻器堀川	しょうけぼりがわ藻器堀川	熊本市中央区水前寺公園747-1	1.10	1.76	1.76	2.02	
	けんぐんがわ健軍川	けんぐんがわ健軍川	熊本市東区錦ヶ丘1	0.88	1.45	1.45	1.99	
	はまどがわ浜戸川	はまどがわ浜戸川	熊本市南区城南町塚原字敷田	2.09	2.96	2.96	3.42	
	うるごがわ潤川	うるごがわ潤川	宇土市三拾町字西田93-1	1.96	2.16	2.16	2.28	
	きやまがわ木山川	あかい赤井		上益城郡益城町宮園	2.53	3.63	3.86	4.39
		けんつもり県津森		上益城郡益城町大字田原字中須	1.70	2.28	3.14	3.35
	やかたがわ矢形川	おちあいばし落合橋		上益城郡御船町大字木倉字筒井崎7511	2.15	3.38	3.65	3.76
		かしま嘉島		上益城郡嘉島町大字井寺矢形川右岸	4.68	5.75	6.91	7.01

3 熊本市水防本部の設置基準

水防本部は、水災に関する情報連絡及び防除活動を迅速かつ的確に行うため、熊本市災害対策本部の設置前に設置する。

水防本部は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市長が必要と認めるときに設置する。

- (1) 熊本地方気象台から大雨、大雪、洪水、高潮等に関する注意報又は警報が発表されたとき
- (2) 水防法第10条（国の機関が行う洪水予報等）第3項の規定に基づき、県知事から洪水又は高潮に関する通知があったとき
- (3) 水防法第11条（都道府県知事が行う洪水予報）第1項の規定に基づき、県知事から洪水に関する通知があったとき
- (4) 水防法第16条（水防警報）第3項の規定に基づき、県知事から水防警報に関する通知があったとき

■熊本市水防本部の設置基準

態勢	配備態勢	配備基準	総員
注意態勢	注意報発令態勢	○大雨、大雪、洪水、高潮注意報※ ¹ が発表されたとき ○県知事から洪水予報及び水防警報の通知があったとき ※1 台風接近時等で特に対応が必要な場合に限る	3名
	警報発令態勢	○大雨、大雪、洪水、高潮、暴風、暴風雪、波浪警報が発表されたとき	52名
	警報強化態勢	○今後の降雨状況の激化及び被害状況の拡大が予想されるとき	95名
警戒態勢	警戒配備態勢	○注意態勢下において災害発生のおそれが生じた場合や、処理や対応が速やかにできないと予測されるとき ○ その他本部長が必要により当該配置を指示したとき	187名
	1号配備態勢	○警戒配備態勢による処理や対応が速やかにできないと予測されるとき ○ その他本部長が必要により当該配置を指示したとき	250名

4 設置・指揮の権限

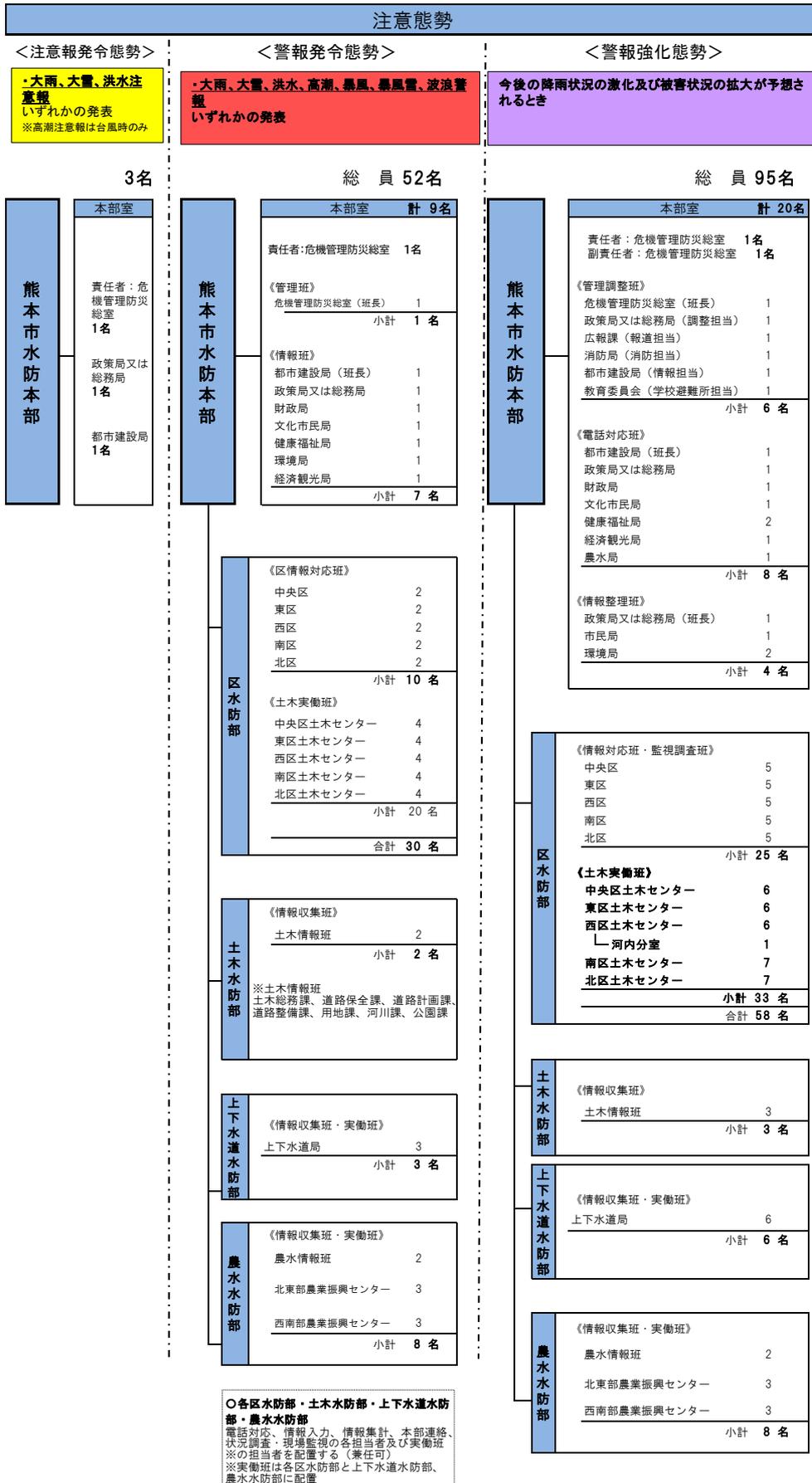
水防本部の各配備態勢における設置・指揮及び責任者は次のとおりとする。

■水防本部の設置・指揮及び責任者

態勢	配備態勢	設置・指揮	責任者
注意態勢	注意報発令態勢	市長	危機管理防災総室職員
	警報発令態勢	市長	危機管理防災総室職員
	警報強化態勢	市長	危機管理防災総室職員
警戒態勢	警戒配備態勢	市長	危機管理防災総室職員
	1号配備態勢	市長	危機管理防災総室職員

5 水防本部の組織

水防本部の設置基準に達したときは、次の配備態勢をとるものとする。



第2章 防災組織計画

第3節 市の防災組織

警戒態勢

<警戒配備態勢>

・注意態勢下において、災害発生の際に発生した場合や、処理・対応が速やかにできないと予測されるとき
 ・本部長が配備の指示したとき

総員 187名

熊本市水防本部	本部室 計 40名 責任者：危機管理防災総室 課長級 1名	
	【対応部】 責任者： 正) 危機管理防災総室 課長級 1名 副) 政策局又は総務局 課長級 1名	《管理調整班》 危機管理防災総室 (班長) 1 危機管理防災総室 5 政策局又は総務局 (調整担当) 2 広報課 (報道担当) 2 消防局 (消防担当) 1 都市建設局 (情報担当) 2 教育委員会 (学校避難所担当) 2 管財課 (車両担当) 1 小計 16名
	連絡幹部： 消防局 1名	《電話対応班》 都市建設局 (班長) 1 政策局又は総務局 2 財政局 2 文化市民局 1 健康福祉局 3 経済観光局 2 農水局 1 小計 12名
	【情報部】 責任者： 正) 危機管理防災総室 課長級 1名 副) 都市建設局 課長級 1名	《情報整理班》 政策局又は総務局 (班長) 1 文化市民局 1 環境局 2 都市建設局 (観測兼務) 2 小計 6名
	区水防部 情報対応・監視調査班責任者： 正) 課長級 5名 副) 課長級又は主幹級 5名 土木実働班責任者： 各土木センター 5名 所長もしくは課長 各センター1名	《情報対応班・監視調査班》 中央区 8 東区 8 西区 8 南区 8 北区 8 小計 50名 《土木実働班》 中央区土木センター 10 東区土木センター 10 西区土木センター 10 河内分室 1 南区土木センター 11 北区土木センター 11 小計 58名 合計 108名
土木水防部 責任者：都市建設局 正) 課長級 1名 副) 主幹級 1名	《情報収集班》 土木情報班 6 小計 8名	
上下水道水防部 責任者： 正) 課長級 1名 副) 主幹級 1名	《情報収集班・実働班》 上下水道局 12 小計 14名	
農水水防部 情報収集責任者： 課長級 1名 実働班責任者 1名 所長もしくは課長 各センター1名	《情報収集班・実働班》 農水情報班 2 北東部農業振興センター 6 西南部農業振興センター 6 小計 17名	

※責任者交代及び不在の場合は、責任者指名とする。
 ※必要に応じて災害対策指室に職員を待機させる。

<1号配備態勢>

・警戒配備態勢による処理・対応が速やかにできないと予測されるとき
 ・本部長が配備の指示したとき

総員 250名

熊本市水防本部	本部室 計 53名 責任者：危機管理防災総室 課長級 1名	
	【対応部】 責任者： 正) 危機管理防災総室 課長級 1名 副) 政策局又は総務局 課長級 1名	《管理調整班》 危機管理防災総室 (班長) 1 危機管理防災総室 5 政策局又は総務局 (調整担当) 2 広報課 (報道担当) 2 消防局 (消防担当) 1 都市建設局 (情報担当) 2 教育委員会 (学校避難所担当) 4 管財課 (車両担当) 1 小計 18名
	連絡幹部： 消防局 1名	《電話対応班》 都市建設局 (班長) 1 政策局又は総務局 2 財政局 2 文化市民局 1 健康福祉局 4 経済観光局 2 農水局 1 小計 13名
	【情報部】 責任者： 正) 危機管理防災総室 課長級 1名 副) 都市建設局 課長級 1名 副) 危機管理防災総室 課長級 1名	《情報整理班》 政策局又は総務局 (班長) 1 文化市民局 2 環境局 2 都市建設局 (観測兼務) 3 小計 8名 《監視パトロール班》 都市建設局 (班長) 1 都市建設局 3 農水局 3 小計 7名
	区水防部 情報対応・監視調査班責任者： 正) 課長級 5名 副) 課長級又は主幹級 10名 土木実働班責任者： 各土木センター 10名 所長もしくは課長 1名、主幹級1名 各センター2名	《情報対応班・監視調査班》 中央区 10 東区 10 西区 10 南区 10 北区 10 小計 65名 《土木実働班》 中央区土木センター 14 東区土木センター 14 西区土木センター 14 河内分室 1 南区土木センター 16 北区土木センター 16 小計 85名 合計 150名
土木水防部 責任者：都市建設局 正) 課長級 1名 副) 主幹級 2名	《情報収集班》 土木情報班 6 小計 9名	
上下水道水防部 責任者： 正) 課長級 1名 副) 主幹級 2名	《情報収集班・実働班》 上下水道局 18 小計 21名	
農水水防部 情報収集責任者： 課長級 1名 実働班責任者 1名 所長もしくは課長 各センター1名	《情報収集班・実働班》 農水情報班 2 北東部農業振興センター 6 西南部農業振興センター 6 小計 17名	

※責任者交代及び不在の場合は、責任者指名とする。
 ※必要に応じて災害対策指室に職員を待機させる。

6 事務分掌

水防本部の主な事務分掌は次のとおりとする。

班名	事務分掌	作業場所
責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○態勢における全ての権限を担う。 ○現在の状況を把握し、必要に応じ新たな態勢への変更を協議する。 ○災害情報トリアージについての全ての情報を確認し、トリアージ区分の最終決定を行う。 ○出勤職員の把握を行う。 ○気象予報、災害状況等により、「小島河川防災センター」及び「白川地域防災センター」へ職員を配置する。 ○副責任者においては、責任者を補佐するとともに、責任者が不在の場合は、責任者の権限を持つ。 	水防本部
管理調整班	<ul style="list-style-type: none"> ○情報トリアージ用紙の複写を責任者より受取り、区分ごとに整理し、被害状況を明確に把握する。 ○情報トリアージ区分Aの場合は、5階指揮室(設置された場合)に更に複写を行い情報提供する。また、必要に応じて、監視パトロール班に情報を提供する。 ○報道機関に関する説明及び整理を行う。 ○関係機関・関係者への説明資料を作成する。 ○水防本部各班からの情報を整理する。 ○配備態勢が変更になった場合、関係機関(市部署以外)へ連絡を行う。 ○責任者より受けた災害情報を地図等に記載整理し必要がある場合、関係各課への情報を伝達する。 ○情報記録板(ホワイトボード)に、災害情報を時系列で記載する。 ○国・県への連絡・協議を行う。 ○管財課は必要車両を確保するために、別室にて準備する。 また、責任者との連絡を密に行う。 ○避難場所における情報を整理・分析する。 	水防本部
電話対応班	<ul style="list-style-type: none"> ○班員は電話を受け、情報トリアージ用紙に基づき確認する。 ○班員は情報トリアージ用紙を整理のうえ、情報内容により区分付けを行い、班長若しくは指導員へ報告し、その後責任者(待機配備、1号配備時には、対応部の責任者とする)にも報告し、コピーを管理調整班長に伝達した後、被害情報対応部署(区役所・土木センター等)を設定し、電話等にて対応依頼を行い、情報整理班長へ対応状況を報告する。 ○班長・指導員は、班員から情報トリアージ用紙にて報告を受けた場合は、情報内容を把握し、区分を決定するとともに、的確な指示を行う。 ○指導員は必要がある場合、関係各課へ情報を伝達する。 	水防本部
情報整理班	<ul style="list-style-type: none"> ○班長は、電話対応班より渡された情報トリアージ用紙を確認後、班員へ伝達する。 ○班員は、班長から渡された情報トリアージ用紙に基づき防災情報システムに入力する。また、入力後は防災情報システムのクロノロジーの内容を確認し、トリアージの区分等の情報を整理し、班長に報告する。 ○班長は、情報トリアージ用紙を区分ごとかつ受付番号順に整理する。 ○班員(観察員)は、降雨・水位状況を正確に把握し、被害が集中している箇所がある場合は、責任者及び管理調整班に報告する。 ○班長は必要に応じて、各土木センター等と協議を行う。 ○責任者の指示により、白川地域防災センター(わくわくランド)へ出勤し、白川及び国の情報収集を実施する。 	水防本部

第2章 防災組織計画

第3節 市の防災組織

班名	事務分掌	作業場所
監視 パトロール班	<ul style="list-style-type: none"> ○班長は、責任者及び管理調整班と協議し、必要がある場合、現地調査へ班員を出動させる。 ○班長は、出動した班員と随時防災行政無線等にて連絡を受け、責任者等に随時報告する。 ○班員は、現地調査へ出動する場合は、ヘルメットやライフジャケットなどの装備を整え防災行政無線などの連絡機器を携帯し、随時本部及び班長と連絡を取り合う。 ○班員は、現地調査を行う場合、浸水状況や被害状況がわかるように写真及び動画を撮影する。 ○現地調査の結果、消防局への出動依頼、水防団への動員依頼、資材などの配置が必要と判断した場合、本部へ報告する。 ○責任者の指示により、小島河川防災センターへ出動し、情報の収集に努める。 ○責任者の指示により、現場映像システムを利用し、現地情報を送信する。 	水防本部
各区水防部	<ul style="list-style-type: none"> ○班の責任者は、区役所・各土木センター(室)に「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」「現場監視」の担当者を配置し、本部との連絡及び情報の収集、現地の対応にあたる。(兼務可) ○情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。 ○責任者は、区役所で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し、指示を得る。 ○班員は責任者の指示に従い、状況調査、現場監視を実施する。(各区の担当者は土木水防部と協力して実施する。) ○班員は現場や電話対応により、被害の応急処置などが必要な場合は、各土木センター(室)に依頼する。(各区の担当者は土木水防部と協力して実施する。) ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、区役所の責任者に報告し、指示を得る。 	各区役所 各土木センター 河内分室
土木水防部	<ul style="list-style-type: none"> ○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」「現場監視」の担当者及び「実働班」の担当者を配置し、本部との連絡及び情報の収集、現場の対応にあたる。(兼務可) ○情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。 ○責任者は、土木水防部で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し、指示を得る。 ○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査、簡易な復旧作業、被害防止作業等を実施する。 ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、土木水防部責任者に報告し、指示を得る。 	本庁舎13階 (土木部)
農水水防部	<ul style="list-style-type: none"> ○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」「現場監視」の各担当者及び「実働班」の担当者を配置し、本部との連絡及び情報の収集、現場の対応にあたる。(兼務可) ○情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。 ○責任者は、農水水防部で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し、指示を得る。 ○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査、簡易な復旧作業、被害防災作業を実施する。 ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、農水水防部の責任者に報告し、指示を得る。 	本庁舎12階 各農業振興センター
上下水道水防部	<ul style="list-style-type: none"> ○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」「現場監視」の各担当者及び「実働班」の担当者を配置し、本部との連絡及び情報の収集、現場の対応にあたる。(兼務可) ○情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。 ○責任者は、上下水道水防部で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し、指示を得る。 ○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査、簡易な復旧作業、被害防災作業を実施する。 ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、上下水道水防部の責任者に報告し、指示を得る。 	上下水道局 庁舎

7 水防本部の廃止

水防本部長は、災害の危険が解消されたと認められるときは、水防本部を廃止する。
ただし、局地的な災害が発生した場合や、河川の避難判断水位を超えた場合など、
災害が拡大するおそれがある場合、本部長の判断により災害対策本部へ移行する。

第 2 項 災害警戒本部（地震・津波）

市域において地震・津波等の災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が熊本市災害対策本部を設置するに至らない場合、必要に応じて設置する。

災害警戒本部は、災害に関する情報を収集し、関係機関との連絡調整あるいは軽微な災害に対する応急措置を行うとともに、災害の状況に応じて、速やかに災害対策本部に移行できる態勢を整えておくことを目的とする。

1 設置基準

警戒本部は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市長が必要と認めるときに設置する。

- (1) 気象庁発表による震度 4 以上の地震が、市域に発生した場合
- (2) 津波予報区（有明海及び八代海をいう。）に津波注意報又は津波警報が発表された場合
- (3) 火災、爆発、放射線物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、航空機の墜落等で災害が発生した場合
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

震災における全職員参集条件は、熊本市域のいずれかで震度 6 弱以上の地震が発生した場合とする。

■ 災害警戒本部の設置基準

配備態勢	配備基準	総員
津波注意報発令態勢	○津波注意報が発表された場合	3 名
地震注意態勢	○震度 4 の地震発生	22～60 名
警戒配備態勢	○高潮注意報・警報に加え津波注意報が発表された場合 ○震度 5 弱の地震発生	187 名
1 号配備態勢	○津波警報が発表された場合 (避難指示(緊急)発令) ○震度 5 強以上の地震発生	250 名

2 設置・指揮の権限

市長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行うが、市長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行する。

第 1 順位 副市長 第 2 順位 危機管理監 第 3 順位 政策局長

3 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の設置基準に達したときは、次の配備態勢をとるものとする。

(1) 津波注意報発令態勢

・津波注意報が発表された場合

熊本市災害警戒本部		総員 3名	
本部長	市長	災害警戒本部室	
副本部長	副市長		
総括本部室			
室長	危機管理監	責任者：	
副室長	危機管理防災総室長	危機管理防災総室	1 名
		危機管理防災総室	2 名
		計	3 名

(2) 地震注意態勢

・(市域のいずれかで)震度4の地震発生

総員 22名 ~ 60名

熊本市災害警戒本部	災害警戒本部室 計 3名
	責任者： 危機管理防災総室 1名 《管理班》 危機管理防災総室 1 広報課 1 小計 2名

観測した区のみ参集

区警戒部	《区情報対応班》 ※震度4を観測した区役所 2名 2名 ~ 10名
	※震度4を観測した土木センター管内中央区6、東区6、西区7、南区7、北区7 中央区土木センター 6 東区土木センター 6 西区土木センター 6 河内分室 1 南区土木センター 7 北区土木センター 7 6名 ~ 33名
	※土木情報班 土木総務課、道路保全課、道路計画課、道路整備課、用地課、河川課、公園課

上下水道警戒部	《情報収集班・実働班》 6 小計 6名
----------------	-----------------------------------

観測した農業振興センター及び農水情報班が参集

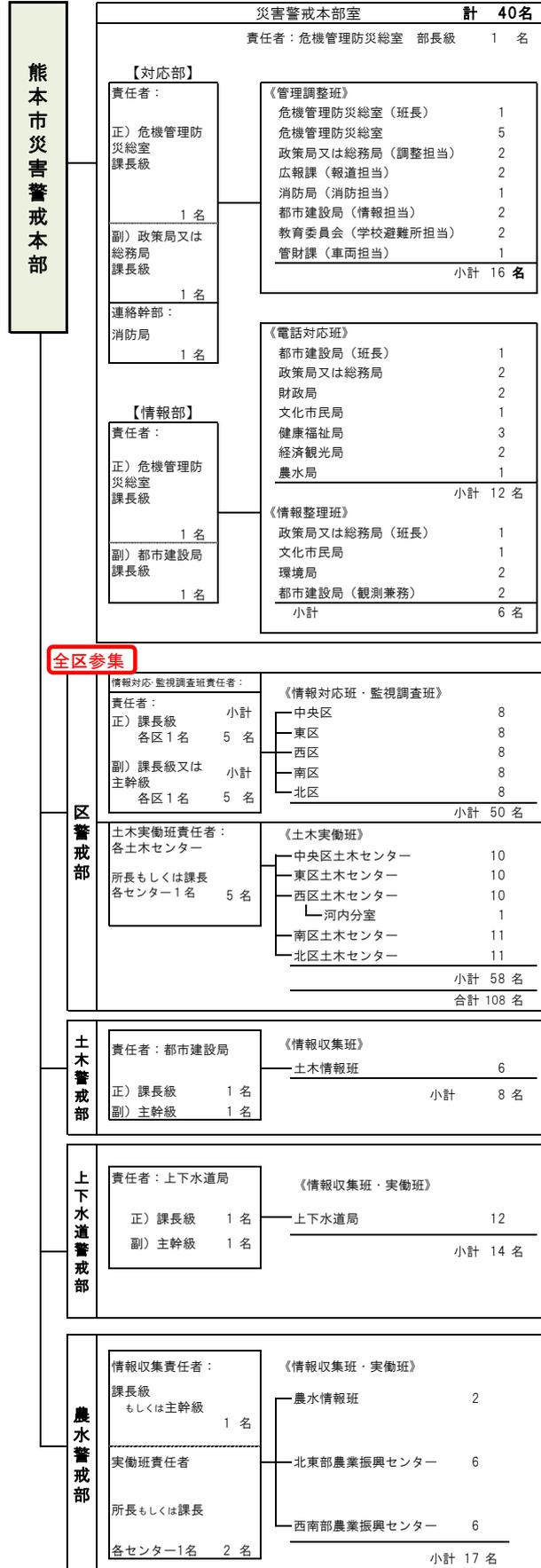
農水警戒部	《情報収集班・実働班》
	農水情報班 2
	北東部農業振興センター 3
	西南部農業振興センター 3 小計 5 ~ 8名

※各区警戒部・土木警戒部・上下水道警戒部・農水警戒部
電話対応、情報入力、情報集計、本部連絡、状況調査、現場監視の各担当者を配置する(兼任可)

(3) 警戒配備態勢

- ・(市域のいずれかで)高潮注意報・警報に加え津波注意報発表
- ・(市域のいずれかで)震度5弱の地震発生

総員 187名

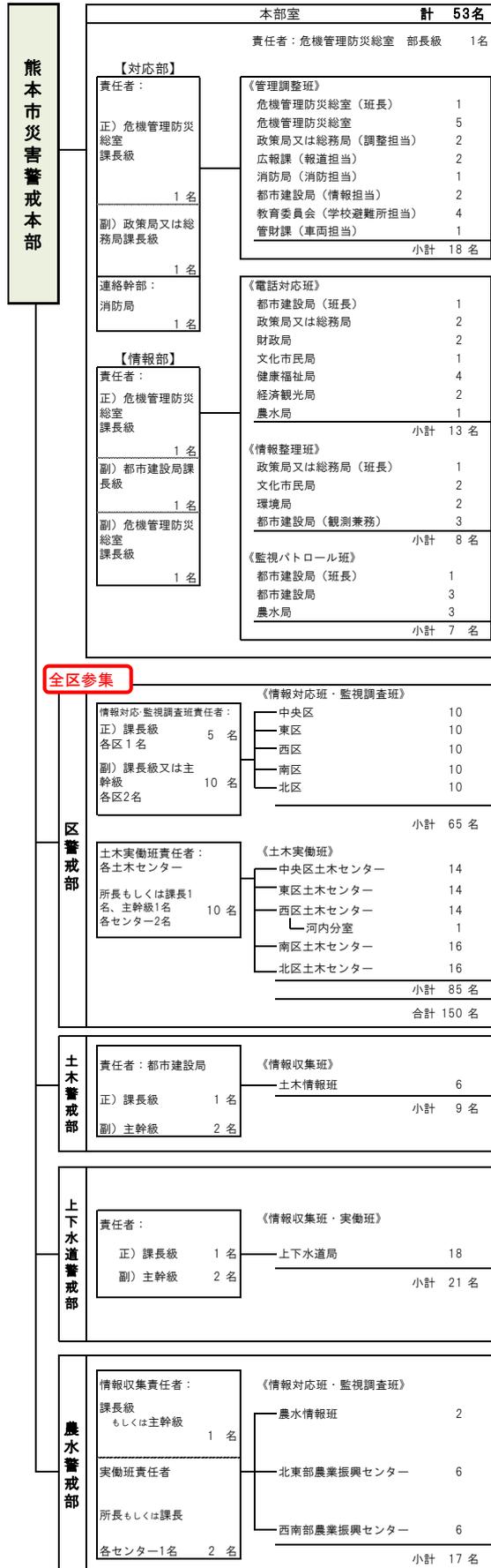


※責任者交代及び不在の場合は、責任者指名とする。
 ※必要に応じて災害対策指揮室に職員を待機させる。

(4) 1号配備態勢

- ・(地域のいずれかで)津波警報発表
- ・(地域のいずれかで)震度5強以上の地震発生

総員 250名



※責任者交代及び不在の場合は、責任者指名とする。
※必要に応じて災害対策指揮室に職員を待機させる。

災害警戒本部態勢図

災害警戒本部

<津波注意報発令態勢>

・津波注意報発表

<地震注意態勢>

・(地域のいずれかで)震度4の地震発生

<警戒配備態勢>

・(地域のいずれかで)高潮注意報・警報に加え津波注意報発表
・(地域のいずれかで)震度5弱の地震発生

<1号配備態勢>

・(地域のいずれかで)津波警報発表
・(地域のいずれかで)震度5以上の地震発生

総員 3名

災害警戒本部室	
責任者：危機管理防災総室	1名
危機管理防災総室	2名
計	3名

熊本市災害警戒本部

総員 22名 ~ 60名

災害警戒本部室 計 3名	
責任者：危機管理防災総室	1名
《管理班》	
危機管理防災総室	1
広報課	1
小計	2名

熊本市災害警戒本部

観測した区のみ参集

《区情報対応班》	
※震度4を観測した区役所 2名	2名 ~ 10名
※震度4を観測した土木センター管内中央区、東区、西区、南区、北区	
中央区土木センター	6
東区土木センター	6
西区土木センター	6
河内分室	1
南区土木センター	7
北区土木センター	7
6名 ~	33名

《情報収集班・実働班》	
土木情報班	6
小計	6名

観測した農業振興センター及び農水情報班が参集

《情報収集班・実働班》	
農水情報班	2
北東部農業振興センター	3
西南部農業振興センター	3
小計	5 ~ 8名

※各区警戒部、土木警戒部、上下水道警戒部、農水警戒部
電話対応、情報入力、情報集計、本部連絡、状況調査、現場監視の各担当者を配置する(兼任可)

総員 187名

災害警戒本部室 計 40名	
責任者：危機管理防災総室 部長級	1名
《【対応部】	
責任者：	
正) 危機管理防災総室 課長級	1名
副) 政策局又は総務局 課長級	1名
連絡幹部：	
消防局	1名
《管理調整班》	
危機管理防災総室(班長)	1
危機管理防災総室(調整担当)	5
政策局又は総務局(調整担当)	2
広報課(報道担当)	2
消防局(消防担当)	1
都市建設局(情報担当)	2
教育委員会(学校避難所担当)	2
管財課(車両担当)	1
小計	16名
《【情報部】	
責任者：	
正) 危機管理防災総室 課長級	1名
副) 都市建設局 課長級	1名
連絡幹部：	
消防局	1名
《電話対応班》	
都市建設局(班長)	1
政策局又は総務局	2
財政局	2
文化市民局	1
健康福祉局	3
経済観光局	2
農水局	1
小計	12名
《情報整理班》	
政策局又は総務局(班長)	1
文化市民局	1
環境局	2
都市建設局(観測業務)	2
小計	6名

全区参集

情報対応監視調査班責任者：	
責任者：	
正) 課長級	小計 8
副) 課長級又は主幹級	小計 5
各区分 1名	5名
小計	50名
土木実働班責任者：	
各土木センター	
所長もしくは課長	10
各センター1名	10
各センター1名	10
各センター1名	10
河内分室	1
南区土木センター	11
北区土木センター	11
小計	58名
合計	108名

土木警戒部	
責任者：都市建設局	
正) 課長級	1名
副) 主幹級	1名
《情報収集班》	
土木情報班	6
小計	8名

上下水道警戒部	
責任者：上下水道局	
正) 課長級	1名
副) 主幹級	1名
《情報収集班・実働班》	
上下水道局	12
小計	14名

農水警戒部	
情報収集責任者：	
課長級	1名
もしくは主幹級	1名
実働班責任者	
所長もしくは課長	2名
各センター1名	2名
各センター1名	2名
小計	17名

※責任者交代及び不在の場合は、責任者指名とする。
※必要に応じて災害対策指揮室に職員を待機させる。

総員 250名

本部室 計 53名	
責任者：危機管理防災総室 部長級	1名
《【対応部】	
責任者：	
正) 危機管理防災総室 課長級	1名
副) 政策局又は総務局 課長級	1名
連絡幹部：	
消防局	1名
《管理調整班》	
危機管理防災総室(班長)	1
危機管理防災総室(調整担当)	5
政策局又は総務局(調整担当)	2
広報課(報道担当)	2
消防局(消防担当)	1
都市建設局(情報担当)	2
教育委員会(学校避難所担当)	4
管財課(車両担当)	1
小計	18名
《電話対応班》	
都市建設局(班長)	1
政策局又は総務局	2
財政局	2
文化市民局	1
健康福祉局	4
経済観光局	2
農水局	1
小計	13名
《情報整理班》	
政策局又は総務局(班長)	1
文化市民局	2
環境局	2
都市建設局(観測業務)	3
小計	8名
《監視パトロール班》	
都市建設局(班長)	1
都市建設局	3
農水局	3
小計	7名

全区参集

情報対応監視調査班責任者：	
責任者：	
正) 課長級	小計 10
副) 課長級又は主幹級	小計 5
各区分 1名	5名
小計	65名
土木実働班責任者：	
各土木センター	
所長もしくは課長1名、主幹級1名	10名
各センター2名	10名
各センター2名	10名
各センター2名	10名
河内分室	1
南区土木センター	16
北区土木センター	16
小計	85名
合計	150名

土木警戒部	
責任者：都市建設局	
正) 課長級	1名
副) 主幹級	2名
《情報収集班》	
土木情報班	6
小計	9名

上下水道警戒部	
責任者：	
正) 課長級	1名
副) 主幹級	2名
《情報収集班・実働班》	
上下水道局	18
小計	21名

農水警戒部	
情報収集責任者：	
課長級	1名
もしくは主幹級	1名
実働班責任者	
所長もしくは課長	2名
各センター1名	2名
各センター1名	2名
小計	17名

※責任者交代及び不在の場合は、責任者指名とする。
※必要に応じて災害対策指揮室に職員を待機させる。

4 事務分掌

災害警戒本部の主な事務分掌は次のとおりとする。

対策部	事務分掌
災害警戒本部室	【情報部】 ○初期応急対策及び配備態勢の検討に関する事 ○県及び防災関係機関との連絡調整に関する事 ○災害対策本部の設置の助言に関する事 【対応部】 ○地震・津波情報等の収集・伝達 ○被害情報の収集、分析及び伝達に関する事 ○職員参集状況の確認及び報告
区警戒部 土木警戒部 農水対策部 上下水道警戒部	○初期応急対策及び配備態勢の検討に関する事 ○所管施設等の監視及び調査に関する事 ○所管施設等における被害情報の収集、分析及び伝達に関する事 ○職員参集状況の確認及び報告に関する事

【関連部局】
政策局
都市建設局
農水局
各区役所
上下水道局

5 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部長は、災害の危険が解消されたと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。

ただし、局地的な災害が発生した場合や、大津波警報が発表された場合など、災害が拡大するおそれがある場合、市長の判断により災害対策本部へ移行する。

また、津波は、段階的に災害の切迫度が高まる洪水等、土砂災害、高潮と異なり、危険な地域から一刻も早い避難が必要であることから、「緊急安全確保」ではなく、「避難指示」のみを発令し、指定緊急避難場所等への立退き避難を促すこととする。

【関連部局】
全局

第3項 熊本市災害対策本部

市域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害予防及び災害応急対策等を迅速かつ的確に行えるよう「熊本市災害対策本部」を設置し、市の全組織を挙げて災害対策に取り組む。

1 設置基準

(1) 風水害における災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準に達したとき、災害対策本部を設置する。

配備態勢	配備基準	総員
2号配備態勢	○特別警報級の発表、または発表が見込まれ、大規模な災害が発生するおそれがある場合	各対策部職員の1/3程度
	○局地的な災害が発生した場合	
	○災害応急対策活動を遂行できる体制とし、又3号配備態勢に直ちに移行できる体制とする。	
3号配備態勢	○局地的な災害が発生し、更に市全域にわたり被害が拡大するおそれがある場合	各対策部職員の2/3程度
	○2号配備態勢によりがたく、災害対策本部の職員を増員し、災害応急対策活動が円滑に遂行できる体制とし、又4号配備態勢に直ちに移行できる体制とする。	
4号配備態勢	○全域にわたり災害が発生し、特に被害が甚大な場合	全職員
	○3号配備態勢によりがたく、災害対策本部の職員を更に増員し、災害応急対策活動が強力に遂行できる体制とする。	

(2) 地震・津波における災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準に達したとき、災害対策本部を設置する。

配備態勢	配備基準	総員
2号配備態勢	○大津波警報が発表された場合	各対策部職員の1/3程度
	○局地的な災害が発生した場合	
	○災害応急対策活動を遂行できる体制とし、又3号配備態勢に直ちに移行できる体制とする。	
3号配備態勢	○局地的な災害が発生し、更に市全域にわたり被害が拡大するおそれがある場合	各対策部職員の2/3程度
	○2号配備態勢によりがたく、災害対策本部の職員を増員し、災害応急対策活動が円滑に遂行できる体制とし、又4号配備態勢に直ちに移行できる体制とする。	
4号配備態勢	○海岸部全域に災害が発生し被害が甚大な場合	全職員
	○震度6弱以上の地震発生	
	○全域にわたり災害が発生し、特に被害が甚大な場合	
	○3号配備態勢によりがたく、災害対策本部の職員を更に増員し、災害応急対策活動が強力に遂行できる体制とする。	

2 設置・指揮の権限

市長は、災害対策本部の設置及び指揮を行うが、市長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行する。

第1順位	副市長	第2順位	危機管理監	第3順位	政策局長
------	-----	------	-------	------	------

3 災害対策本部の組織

災害対策本部の設置基準に達したときは、次の配備態勢をとるものとする。

熊本市水防本部態勢図及び津波・震災時災害警戒【非常態勢（熊本市災害対策本部）】

【本部長：市長、副本部長：副市長】

※熊本市災害対策本部の設置に伴い熊本市水防本部は廃止（熊本市水防本部規程 第2条第2項）、熊本市災害警戒本部は廃止（熊本市災害警戒本部規程 第6条）

非常態勢		総員 各対策部職員		総員 全職員	
＜2号配備態勢＞		＜3号配備態勢＞		＜4号配備態勢＞	
災害対策本部会議		総員 各対策部職員		総員 全職員	
災害対策本部会議 本部長 市長 副本部長 副市長 本部員 危機管理監 政策局長 総務局長 文化市民局長 健康福祉局長 環境局長 経済観光局長 農水局長 都市建設局長 議会局長 教育長 消防局長 交通事業管理者 上下水道事業管理者 中央区長 東区長 西区長 南区長 北区長 本部長が指名する者	災害対策本部幹事室 (5F) 本部長 (市長) 副本部長 (副市長) 危機管理監 防災関係機関 国文者 自衛隊 熊本県 消防 ファイターズイン 関係局長 ※市民の生命・身体・財産・財産に対する危険事象が切迫あるいは発生し、市長、副市長又は危機管理監のいずれかが必要と認める場合、指揮官を構成する。	総合調整室 (5F) 室長 (危機管理防災総室長) 副室長 (危機管理防災総室副室長) 調整班班長 (危機管理防災総室職員) 班員 (各局の主任以上の職員 (各1名)) ※各局の要請に応じて、主管課以外の主任以上の職員も可能。 情報班班長 (危機管理防災総室職員) 班員 (各局の主任以上の職員 (各1名)) 広報班班長 (広報課職員) 班員 (危機管理防災総室職員) 総務班班長 (危機管理防災総室職員) 班員 (危機管理防災総室職員) 受援班班長 (危機管理防災総室職員) 班員 (危機管理防災総室職員) 物資供給班班長 (危機管理防災総室職員) 班員 (危機管理防災総室職員) 災害救助班班長 (危機管理防災総室職員) 班員 (危機管理防災総室職員) 消防班班長 (消防課職員) 班員 (消防課職員) 消防班班長 (消防課職員) 班員 (消防課職員) 消防班班長 (消防課職員) 班員 (消防課職員)	各局・区対策部 政策局対策部長 (政策局長) 政策総務班長 (総務課長) 復興班長 (復興総室長) 総務局対策部長 (総務局長) 総務班長 (行政管理部長) 情報契約班長 (契約監理部長) 財政局対策部長 (財政局長) 財政総務班長 (財務部長) 政策調査班長 (財務部長) 文化市民局対策部長 (文化市民局長) 市民総務・公民支援班長 (市民生活部長) 人権政策班長 (人権政策部長) 文化創造班長 (文化創造部長) 熊本県班長 (熊本県総合事務部長) 健康福祉局対策部長 (健康福祉局長) 福祉総務班長 (福祉部長) 保健医療対策班長 (保健衛生部長) 環境局対策部長 (環境局長) 環境総務班長 (環境推進部長) 廃棄物処理班長 (資源循環部長) 経済観光局対策部長 (経済観光局長) 経済総務班長 (産業部長) 観光交流班長 (観光交流部長) スポーツイベント班長 (スポーツイベント部長) 都市建設局対策部長 (都市建設局長) 都市総務班長 (都市政策部長) 住宅班長 (住宅班長・公共建築部長) 土木情報班長 (土木部長) 各区対策部長 (中央、東、南、北各区長) 各区総務班長 (各市民部班) 各区総務副班長 (各土木センター班) 各区保健福祉班長 (各区保健福祉部長)	消防局対策部長 (消防局長) 消防総務班長 (総務課長) 管理班長 (管理課長) 情報管理班長 (予防課長) 情報収集班長 (指導課長) 指揮運用班長 (警防課長) 通信運用班長 (情報司令課長) 通信運用班長 (機急課長) 地区隊班長 (中央、東、南、北、益城西原各警区)	消防局対策部長 (消防局長) 消防総務班長 (総務課長) 管理班長 (管理課長) 情報管理班長 (予防課長) 情報収集班長 (指導課長) 指揮運用班長 (警防課長) 通信運用班長 (情報司令課長) 通信運用班長 (機急課長) 地区隊班長 (中央、東、南、北、益城西原各警区)

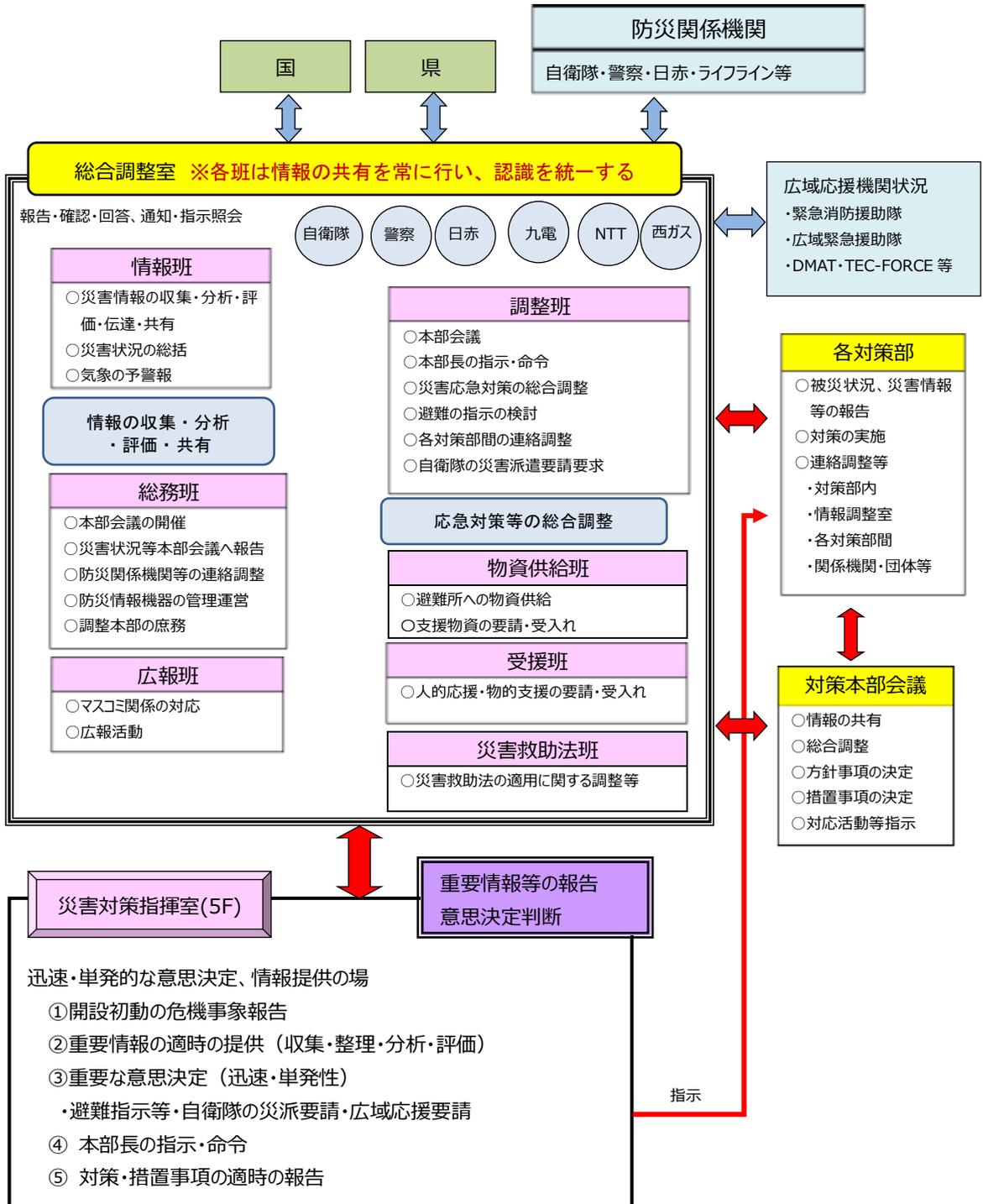
※本部室各組への各対策部からの参画要員は、1号配備と同様

【関連部局】
全局

4 災害対策本部の運営要領

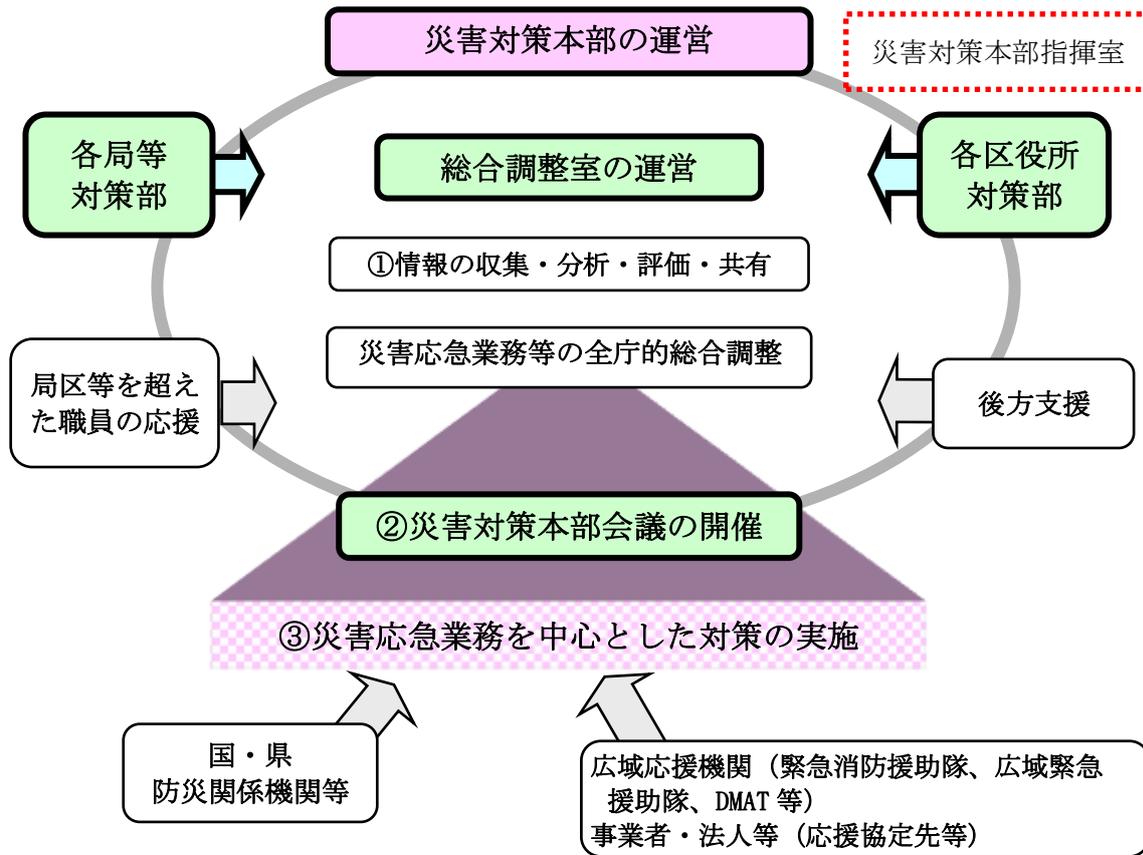
(1) 災害対策本部及び災害対策本部指揮室運営の仕組み

災害対策本部総合調整室、各対策部、防災関係機関等及び災害対策本部、災害対策本部指揮室の運営の仕組みを次のとおりとする。



(2) 災害対策本部、災害対策本部指揮室運営の考え方

災害対策本部及び災害対策本部指揮室の運営の考え方は次のとおりとする。



5 総合調整室

【関連部局】
政策局
総務局
各区役所

(1) 設置基準及び設置・指揮の権限

災害対策本部の設置基準及び設置・指揮の権限に準ずる。

(2) 組織

総合調整室の組織は、熊本市災害対策本部組織図に示すように次のとおりとする。

総合調整室	室長	危機管理防災総室 総室長
	副室長	危機管理防災総室 副室長
	調整班	班長：危機管理防災総室 班員：各局・区の主管課長 各1名
	情報班	班長：危機管理防災総室 班員：各局・区の主幹又は主査級 各1名
	広報班	班長：広報課長 班員：広報課職員
	総務班	班長：危機管理防災総室職員 班員：危機管理防災総室職員
	物資供給班	班長：地域政策課長 班員：文化市民局、経済観光局 各3名
	受援班	班長：政策局又は総務局の課長級以上の職員 副班長：政策局又は総務局の課長級以上の職員 班員：政策局、総務局、文化市民局及び経済観光局の職員
	災害救助班	班長：危機管理防災総室 班員：災害救助法担当職員（文化市民局、健康福祉局、経済観光局及び都市建設局から計10名）

■ 総合調整室レイアウト



(3) 事務分掌

総合調整室の主な事務分掌は次のとおりとする。

部班	事務分掌
情報調整室 (危機管理防災総室長)	本部の事務を総合調整し、各局・区対策部間の連絡調整を行う。
調整班長 (危機管理防災総室)	1 本部会議に関すること 2 本部長の指示及び命令に関すること 3 災害応急対策の総合調整に関すること 4 避難指示等の検討に関すること 5 各対策本部間の連絡調整に関すること 6 応援要請に関すること 7 自衛隊災害派遣の要請等に関すること
情報班長 (危機管理防災総室)	1 災害情報の収集及び伝達に関すること 2 災害情報の総括に関すること 3 災害協定の総括に関すること 4 気象の予警報に関すること
広報班長 (広報課長)	1 マスコミ関係の対応に関すること 2 広報活動に関すること
総務班長 (危機管理防災総室)	1 本部会議の開催に関すること 2 災害情報等の本部会議への報告に関すること 3 防災関係機関等との連絡調整に関すること 4 防災情報機器の管理運営に関すること 5 庶務に関すること
物資供給班長 (地域政策課長)	1 物資供給に関すること
受援班長 (政策局又は総務局の課長以上の職員)	1 人的応援の要請及び受入れに関すること 2 物的支援の要請及び受入れに関すること
災害救助法班 (危機管理防災総室)	1 災害救助法の適用に関すること

6 災害対策本部指揮室

(1) 災害対策本部指揮室の目的

風水害、地震・津波災害及び国民保護事態等の危機事象の発生又は発生のおそれがある場合等において、市長（災害対策本部長）等が市としての重要な意思決定とそれに基づく指揮、指示等を迅速かつ的確に行うため、必要な情報の収集、分析、判断を行う場として、「災害対策本部指揮室（以下、「指揮室」という。）」を設置する。

【資料編】2-11 災害対策本部指揮室の設置運営要領

(2) 指揮室の開設・運用の考え方

ア 指揮室の開設及び閉鎖

(ア) 開設

- a 市民の生命・身体・財産に対する危機事象が切迫あるいは発生し、市長、副市長又は危機管理監のいずれかが必要と認める場合、指揮室を開設する。
- b 開設後は、危機管理監又はその代理者が指揮室を管理するとともに、必要となる防災関係機関等（国交省、自衛隊、県、県警、ライフライン関係者等）に対して連絡要員の派遣を要請する。

(イ) 閉鎖

危機事象がおおむね収束した場合、市長の指示に基づき、指揮室を閉鎖する。

イ 指揮室の運用

- (ア) 冷静に情報を分析し、重要な決定を行うことができる環境を確保するため、指揮室への入室は市の幹部職員（危機事象に係わる主たる関係局長）、危機管理防災総室の職員、防災関係機関の連絡要員など必要不可欠な者に限定する。
- (イ) 指揮室の電話回線等は秘匿し、報道機関や市民等からの照会対応は行わないものとする。
- (ウ) 危機管理監は、指揮室で勤務する危機管理防災総室の職員の配置基準を定めておくものとする。
 - a 危機事象に照らし指揮室の開設が予期される場合は、職員1名を配置し、指揮室の開設準備に着手させる。
 - b 開設時には、情報システム運用要員、情報の集約（把握）と連絡調整要員等複数の必要な要員を確保し運営する。
 - c 指揮室入口及び5階西側入口の鍵の管理は、勤務時間外においては、守衛室から借用する。

(3) 指揮室で提供する重要情報及び意思決定事項等

以下事項を基本に、実施する。

- ア 開設初動時における危機事象の状況の報告
- イ 緊急的な重要情報の適時の提供
- ウ 災害等情報の集約と分析情報の提供

第2章 防災組織計画

第3節 市の防災組織

エ 緊急で重要な意思決定とそれに伴う指揮命令・指示・措置等

(災害対策本部会議での意思決定時事項を除く)

- (ア) 避難指示の発令等緊急的な意思決定
- (イ) 対策本部の設置
- (ウ) 自衛隊の災害派遣要請、広域応援要請の決定
- (エ) 意思決定に伴う、指示・措置事項等
- (オ) その他

オ 危機事案対応の状況報告（中間報告含む。）

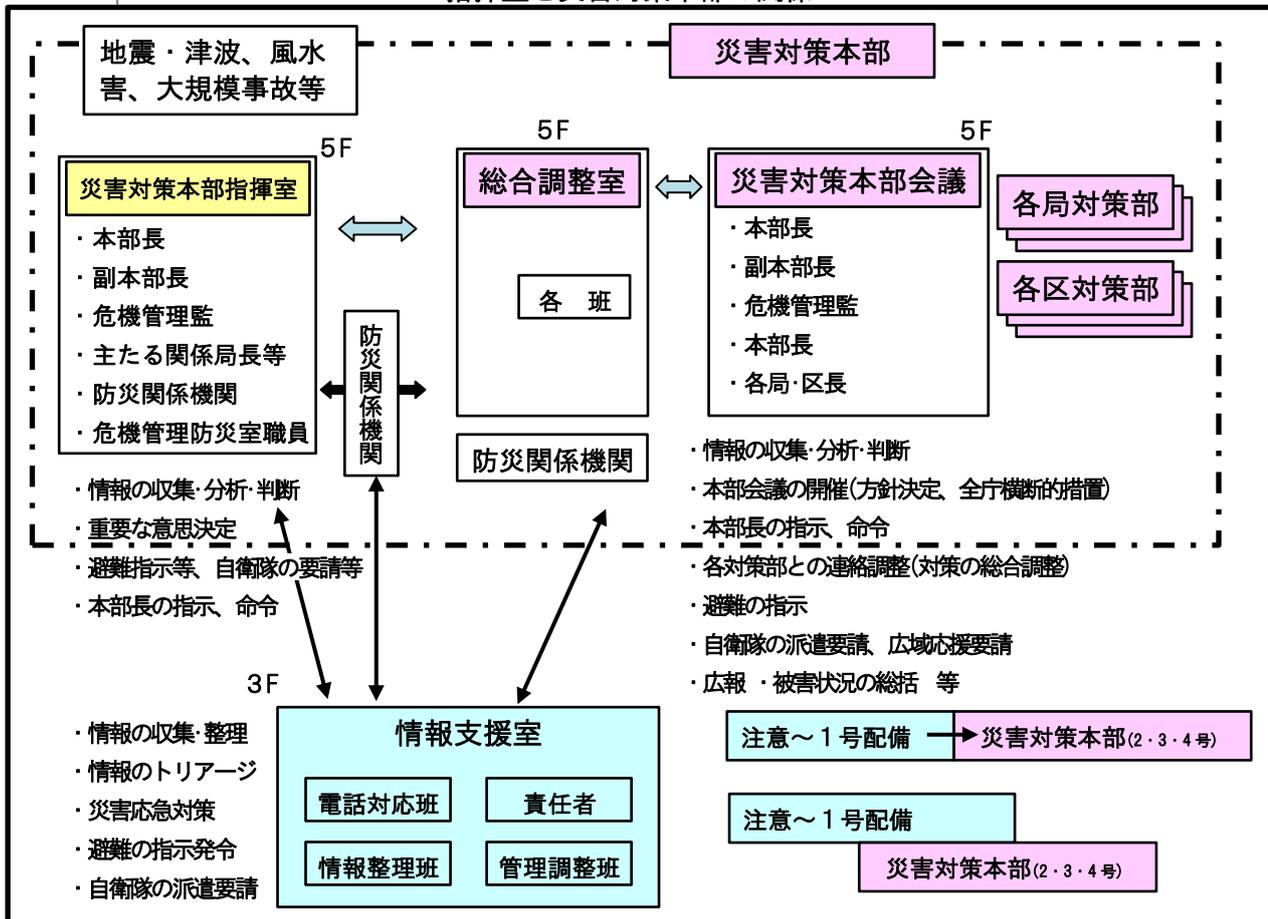
カ 災害対策本部会議の開催と意思決定事項の細部事項

- (ア) 応急災害活動等の対応方針決定
- (イ) 各局・区等横断的な対応・措置事項等

キ その他、市長（本部長）の意思決定、措置等の補佐に関する事項

(4) 指揮室と災害対策本部との関係（概念図）

指揮室と災害対策本部の関係



(5) 指揮室整備の考え方

指揮室には、Cネット端末、関係機関とのホットライン電話を含む情報・通信機器等を常備し、常時、開設及び運用が可能な状態を維持するものとする。

7 事務分掌

各部班の所掌事務は、次のとおりとする。

対策部 共通事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管業務に関する災害情報の総合調整室への報告に関すること。 2 所属職員の参集状況、被災状況（安否確認、被害）等の総務局対策部への報告に関すること。 3 対策部内の連絡調整に関すること。 4 対策部内の庶務に関すること。 5 対策部内の職員の配置運用に関すること。
班共通 事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管業務に関する災害情報の収集と集計及び対策部への報告に関すること。 2 所管施設等の被害状況把握と利用者の安全確保及び応急復旧対策の実施に関すること。 3 所管施設の災害時における目的外臨時使用に関すること。 4 所属職員の参集及び被災状況（安否確認、被害）等の対策部への報告に関すること。 5 所管業務に関わる関係機関・団体（災害時協定含む）との連絡調整に関すること。 6 所管施設が避難所となった場合の開設、管理運営に関すること。 7 所管業務に関わる災害時要援護者対策に関すること。 8 所管業務に関する各班相互の連携協力及び連絡調整に関すること。 9 所管業務に関わる被災者支援対策に関すること。

【関連部局】

政策局
 総務局
 財政局
 文化市民局
 健康福祉局
 環境局
 経済観光局
 農水局
 都市建設局
 各区役所
 消防局
 交通局
 上下水道局
 病院局
 教育委員会
 議会局
 監査事務局
 人事委員会
 事務局
 選挙管理
 委員会
 事務局
 農業委員会
 事務局

部班	事務分掌	
政策局対策部長 政策局防災・減災責 任者 （政策局長）	関係省庁との連絡調整及び各局各区との総合調整を行う。 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マ ニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等 への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。	
政策総務班長 （総合政策部長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 外国人避難者に関すること。 3 市民への災害情報の広報及びプレスセンター開設、報道機関に対す る情報提供等に関すること。 4 関係省庁との連絡調整に関すること。 5 災害寄附金に関すること。 	担当課 政策企画課、国際課、広報課、東京事務所、 都市政策研究所
秘書広聴班長 （秘書広聴部長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 班共通業務に関すること。 2 災害対策本部長、副本部長の秘書等に関すること。 3 災害コールセンターに関すること。 4 法的解釈を必要とする相談に関すること。 5 市民相談の統括、意識調査の実施に関すること。 	担当課 秘書課、広聴課
総務局対策部長 総務局防災・減災責 任者（総務局長）	他の自治体への職員派遣要請及び非常時ネットワーク運用を行う。 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マ ニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等へ の意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。	
総務班長 （行政管理部長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 職員の参集状況及び被災状況（安否確認、被害）の総括に関する こと。 3 職員の配置、給与、厚生（生活支援）等に関すること。 4 他自治体への応援要請及び応援職員全般に関すること。 5 各種情報ネットワークの非常時運用に関すること。 6 緊急輸送車両の許可申請、調達及び運用管理に関すること。 	担当課 総務課、法制課、人事課、労務厚生課、情報政策 課、 管財課、改革プロジェクト推進課

第2章 防災組織計画

第3節 市の防災組織

情報契約班長 (契約監理部長)	1 班共通事務に関すること。 2 応急工事及び緊急物品等の契約に関すること。
	担当課 契約政策課、工事契約課、技術管理課
財政局対策部長 財政局防災・減災責任者 (財政局長)	災害応急対策予算の編成を行い復旧復興に迅速に対応するとともに、被害調査を集計して情報の集約を図り、被災市民の支援を行う。 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。
財政総務班長 (財務部長)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 災害応急対策等の予算編成に関すること。 3 災害対策本部の出納に関すること。
	担当課 財政課、債権管理課、資産マネジメント課、会計総室
被害調査班長 (税務部長)	1 班共通事務に関すること。 2 市域の被害認定調査及び被災情報の集計、伝達等に関すること。 3 災害による税の減免に関すること。
	担当課 税制課、市民税課、固定資産税課、納税課、(市民税課各税務室)
文化市民局対策部長 文化市民局防災・減災責任者 (文化市民局長)	関係省庁との連絡体制を強化し、救援・義援物資の要請及び物資の受け入れ配分等による避難所支援を行うとともに各区対策部と連携し避難所運営の総合調整を行う。 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。
市民総務・ 応急支援班長 (市民生活部長)	1 対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 市民の安否情報の総括に関すること。 3 ボランティア本部の設置及びボランティア活動の総合調整に関すること。 4 救援・義援物資の要請及び受入調整、配分計画に関すること。 5 各区対策部の総合調整に関すること。
	担当課 地域政策課、地域活動推進課、生涯学習課、生活安全課、 オンブズマン事務局
人権推進班長 (人権推進部長)	1 班共通事務に関すること。 2 人権相談に関すること。 3 はあもにい（災害弱者対応）の管理運営に関すること。
	担当課 人権政策課、男女共同参画課
文化創造班長 (文化創造部長)	1 班共通事務に関すること。
	担当課 文化政策課、文化財課
熊本城班長 (熊本城総合事務所長)	1 班共通事務に関すること。 2 観光者の避難及び支援等に関すること。
	担当課 熊本城総合事務所、熊本城調査研究センター
健康福祉局対策部長 健康福祉局防災・減災責任者 (健康福祉局長)	被災者の治療と救急搬送が迅速に行われるよう、医療関係機関等との連絡調整と被災市民の医療福祉、健康管理、防疫活動、備蓄物資の総合管理及び被災後の生活支援等を行う。また、幼児の安全確保を行うと共に児童福祉等の支援対策を行う。 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。

<p>福祉総務班長 (福祉部長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 遺体の埋火葬に関すること。 3 リ災証明及び弔慰金、見舞金等の総括に関すること。 4 遺体の身元確認及び引渡しに関すること。 5 被災者支援の総合調整に関すること。 6 災害時要援護者（要医療援護者を除く）に関すること。 7 義援金の受入、配分計画に関すること。 8 備蓄物資（食料・飲料水・生活必需品）の在庫管理及び緊急時の物資供給班との調整に関すること。 		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">担当課</td> <td>健康福祉政策課、保護管理援護課、高齢福祉課、介護保険課、指導監査課、障がい保健福祉課、子ども発達支援センター、障がい者福祉相談所、子ども政策課、子ども支援課、児童相談所、保育幼稚園課</td> </tr> </table>	担当課	健康福祉政策課、保護管理援護課、高齢福祉課、介護保険課、指導監査課、障がい保健福祉課、子ども発達支援センター、障がい者福祉相談所、子ども政策課、子ども支援課、児童相談所、保育幼稚園課
担当課	健康福祉政策課、保護管理援護課、高齢福祉課、介護保険課、指導監査課、障がい保健福祉課、子ども発達支援センター、障がい者福祉相談所、子ども政策課、子ども支援課、児童相談所、保育幼稚園課		
<p>保健医療対策班長 (保健衛生部長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 班共通事務に関すること。 2 負傷者及び要援護者の医療に関すること。 3 医薬品、衛生材料の確保及び搬送に関すること。 4 医療機関及び各区救護所等の情報収集、集計、伝達に関すること。 5 避難所における避難者の健康相談、管理、保健衛生等に関すること。 6 災害時の保健師活動に係る各区保健子ども課との連携調整に関すること。 7 災害時の衛生管理に関すること。 8 遺体収容所（遺体安置所）の設置及び管理運営に関すること。 9 遺体収容等に関すること。 10 被災動物（犬・猫に限る）に関すること。 		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">担当課</td> <td>医療政策課、生活衛生課、食品保健課、感染症対策課、動物愛護センター、健康づくり推進課、国保年金課、こころの健康センター</td> </tr> </table>	担当課	医療政策課、生活衛生課、食品保健課、感染症対策課、動物愛護センター、健康づくり推進課、国保年金課、こころの健康センター
担当課	医療政策課、生活衛生課、食品保健課、感染症対策課、動物愛護センター、健康づくり推進課、国保年金課、こころの健康センター		
<p>環境局対策部長 環境局防災・減災責任者 (環境局長)</p>	<p>被災地の災害廃棄物、避難所等の生活ごみ及びし尿等の収集、処理を行い、良好な生活環境の維持に努める。</p> <p>平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。</p>		
<p>環境総務班長 (環境推進部長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 災害時における環境対策（アスベスト対策）に関すること。 3 避難所等への電気自動車（EV）を活用した電力供給に関すること。 4 地域エネルギー会社との連絡調整に関すること。 5 災害用井戸による応急給水に関すること。 6 水質汚濁防止法に規定する事故等に関すること。 		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">担当課</td> <td>環境政策課、環境共生課、水保全課、環境総合センター</td> </tr> </table>	担当課	環境政策課、環境共生課、水保全課、環境総合センター
担当課	環境政策課、環境共生課、水保全課、環境総合センター		
<p>廃棄物処理班長 (資源循環部長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 班共通事務に関すること。 2 災害廃棄物、生活ごみ及びし尿等の処理計画の策定に関すること。 3 災害廃棄物及び生活ごみの収集、処理に関すること。 4 仮設トイレの設置及び管理運営等に関すること。 5 し尿等の収集、処理に関すること。 		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">担当課</td> <td>廃棄物計画課、環境施設課、ごみ減量推進課、浄化対策課、各クリーンセンター、東部環境工場</td> </tr> </table>	担当課	廃棄物計画課、環境施設課、ごみ減量推進課、浄化対策課、各クリーンセンター、東部環境工場
担当課	廃棄物計画課、環境施設課、ごみ減量推進課、浄化対策課、各クリーンセンター、東部環境工場		
<p>経済観光局対策部長 経済観光局防災・減災責任者 (経済観光局長)</p>	<p>経済、観光業の早期復興のための支援策を立案、実施するとともに救援物資等の輸送計画立案・実施及び管理を行う。</p> <p>平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。</p>		
<p>経済総務班長 (産業部長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 商工業の被害調査及び集計・伝達、復興支援に関すること。 3 災害時特例等の金融支援及び相談に関すること。 		

第2章 防災組織計画

第3節 市の防災組織

	担当課	経済政策課、商業金融課、産業振興課
観光交流班長 (観光交流部長)		1 班共通事務に関する事。 2 観光業の復興支援に関する事。 3 観光者の避難及び支援等に関する事。 4 救援物資等の輸送計画立案、実施等に関する事。
	担当課	観光政策課、誘致戦略課、動植物園
スポーツ・イベント班長 (スポーツ・イベント部長)		1 班共通事務に関する事。 2 物資集積センターの開設及び施設管理に関する事。
	担当課	スポーツ振興課、イベント推進課、競輪事務所
農水局対策部長 農水局防災・減災責任者 (農水局長)		農林水産業の被害状況の把握を行うとともに、早期復興のための支援策を立案、実施する。 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。
農政総務班長 (農政部長)		1 各対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 2 農林水産業の被害調査及び集計・伝達、復興支援に関する事。 3 山腹崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険箇所、地すべり危険箇所及び農地の法面崩壊危険箇所に関する事。（土砂災害情報取扱要綱による） 4 漁港の漂流物対策に関する事。
	担当課	農業政策課、農業支援課、農地整備課、北東部農業振興センター農業振興課、同基盤整備課、西南部農業振興センター農業振興課、同基盤整備課、水産振興センター
都市建設局対策部長 都市建設局防災・減災責任者 (都市建設局長)		応急危険度判定の実施、避難者の輸送計画立案・実施及び管理を行う。また、円滑な応急、復旧活動を行うために道路の障害物の除去を行うとともに、被災市民へ住宅の提供等を行う。 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。
都市総務班長 (都市政策部長)		1 各対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 2 応急危険度判定に関する事。 3 避難者の輸送計画立案、実施等に関する事。 4 被災建築物の相談等に関する事。 5 公共交通機関等の被害情報の収集、集計、伝達に関する事。 6 がけ地近接危険住宅箇所及び宅地造成崩壊危険箇所に関する事。（土砂災害情報取扱要綱による） 7 液状化被害地域の調査等に関する事。
	担当課	都市政策課、都市整備景観課、開発指導課、建築指導課、植木中央土地区画整理事務所、交通政策課、震災宅地対策課、熊本駅周辺整備事務所
住宅班長 (住宅部長)		1 班共通事務に関する事。 2 市営住宅の被害状況調査及び応急対策に関する事。 3 仮設住宅の建設、入居者選考、管理等に関する事。 4 避難生活者の市営住宅等への入居等に関する事。 5 仮設住宅等に係る被災者の入居、相談及び撤去の管理に関する事。 6 被災住宅の相談等に関する事。
	担当課	住宅政策課、市営住宅課、震災住宅支援課、空家対策課
公共建築班長 (公共建築部長)		1 班共通事務に関する事。 2 市有建築物の被害状況調査及び応急対策に関する事。
	担当課	建築保全課、営繕課、設備課
土木情報班長 (土木部長)		1 班共通事務に関する事。 2 国・県・市道等の被害調査及び情報収集、集計、伝達に関する事。

	<p>3 国・県・市管轄の河川等の被害調査及び情報収集、集計、伝達に関する こと。</p> <p>4 緊急輸送道路等の障害物の除去や交通規制に関すること。</p>		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="512 259 687 365">担当課</td> <td data-bbox="687 259 1380 365">土木総務課、道路整備課、土木管理課、用地調整課、 河川課、公園課、震災土木施設対策課</td> </tr> </table>	担当課	土木総務課、道路整備課、土木管理課、用地調整課、 河川課、公園課、震災土木施設対策課
担当課	土木総務課、道路整備課、土木管理課、用地調整課、 河川課、公園課、震災土木施設対策課		
<p>各区対策部長 各区防災・減災責任 者 (各区長)</p>	<p>市民の窓口となり、区域内の被災状況を把握して避難や避難所など での支援を迅速に行い、保健福祉など様々な対応を実施して市民生活 の維持安定を図る。</p> <p>平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マ ニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等 への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。</p>		
<p>各区総務班長 (各区民部長)</p>	<p>1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。</p> <p>2 区内における災害対策に関すること。</p> <p>3 区内の被災状況及び避難情報の調査、収集、伝達等に関すること。</p> <p>4 区民の安否情報及び災害情報の広報活動に関すること。</p> <p>5 所管する庁舎設置の防災行政無線の運用に関すること。</p> <p>6 ボランティア活動の調整等に関すること。</p> <p>7 区内の土砂災害に関すること。（土砂災害情報取扱要綱による）</p> <p>8 他対策部に属さない業務に関すること。</p> <p>9 総合相談窓口の開設及び運営に関すること。</p> <p>10 区内の校区自治会との連絡調整に関すること。</p> <p>11 区所管の避難所の開設及び管理運営に関すること。</p> <p>12 区所管の避難所の人員及び物資需要の把握に関すること。</p> <p>13 区所管の避難所における救援物資等の配布、管理等に関すること。</p> <p>14 区所管の避難所及びその周辺における災害情報の収集、伝達等に関する こと。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="512 1093 687 1162">担当課</td> <td data-bbox="687 1093 1380 1162">総務企画課、区民課、各まちづくりセンター、 各総合出張所・交流室・分室</td> </tr> </table>	担当課	総務企画課、区民課、各まちづくりセンター、 各総合出張所・交流室・分室
担当課	総務企画課、区民課、各まちづくりセンター、 各総合出張所・交流室・分室		
<p>各区総務副班長 (各区土木センタ ー所長)</p>	<p>1 公園・河川避難者の誘導等に関すること。</p> <p>2 公園・河川等空地の避難所開設及び管理運営等に関すること。</p> <p>3 急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流及び地すべり危険箇所に関 すること。（土砂災害情報取扱要綱による）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="512 1301 687 1370">担当課</td> <td data-bbox="687 1301 1380 1370">各土木センター</td> </tr> </table>	担当課	各土木センター
担当課	各土木センター		
<p>各区保健福祉班長 (各区保健福祉 部長)</p>	<p>1 班共通事務に関すること。</p> <p>2 区内の医療機関及び救護所等の情報収集、伝達に関すること。</p> <p>3 区内の避難者の健康管理及び医療情報等の提供、相談に関するこ と。</p> <p>4 区内の避難所内救護所の設置、管理運営に関すること。</p> <p>5 区内の災害時要援護者（要医療援護者を除く）に関すること。</p> <p>6 区内の被災者に対する救援・義援物資の集積、配布、管理全般に関す ること。</p> <p>7 区内の防災倉庫及び備蓄倉庫の備蓄物資の管理及び配分に関するこ と。</p> <p>8 区内のり災証明及び弔慰金、見舞金等の支給に関すること。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="512 1749 687 1818">担当課</td> <td data-bbox="687 1749 1380 1818">福祉課、保護課（中央区は保護第一課、保護第二課）、 保健子ども課</td> </tr> </table>	担当課	福祉課、保護課（中央区は保護第一課、保護第二課）、 保健子ども課
担当課	福祉課、保護課（中央区は保護第一課、保護第二課）、 保健子ども課		

第2章 防災組織計画

第3節 市の防災組織

消防局対策部長 消防局防災・減災責任者 (消防局長)	消火、救急救助活動を行うことによって、市民の生命・身体・財産を災害から直接防護する。 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。	
消防局対策副部長（総務部長・予防部長・警防部長）		
総務班 (総務課長) (総務課副課長)	消防総務係 (総務班主査)	1 対策部の総務に関すること。 2 部長の伝令に関すること。 3 災害対策会議全般の統合調整に関すること。 4 広報及び広聴並びに報道機関との連絡に関すること (災害事案内容に関するものを除く)。
	人事厚生係 (人事班主査)	1 職員の参集受付に関すること。 2 職員の労務管理に関すること。 3 職員の配置及び派遣に関すること。 4 職員の公務災害に関すること。 5 職員の衛生対策、り災職員及び家族等の被害調査並びに救護に関すること。 6 職員の非常食材、衣料等の確保配分に関すること。
	対策係 (企画班主査)	1 熊本市との連絡調整に関すること。 2 被害報の取りまとめに関すること。
管理班 (管理課長) (管理課副課長)	管理係 (財務班主査)	職員、庁舎等の緊急を要する資金の調達。調整等に関すること。
	施設係 (施設班主査)	1 庁舎の保全及び庁舎関係被害の取りまとめに関すること。 2 寝具に関すること。
	装備係 (装備班主査)	1 車両資機材及び燃料の調達配分に関すること。 2 消防資機材の応急修理に関すること。
予防部長		
情報管理班 (予防課長) (予防課副課長)	情報管理係 (火災調査班主査)	1 災害状況の集計及び記録の作成に関すること。 2 消防総務係等への資料提供に関すること。
	防災センター係 (予防班主査)	防災用資機材の備蓄、保管及び貸出に関すること。
情報収集班 (指導課長) (指導課副課長)	情報収集係 (指導班主査)	災害情報の収集に関すること。
	危険物処理係 (危険物保安班主査)	1 危険物等災害状況の把握及びその対策に関すること。 2 危険物施設等に対する応急処置及び指導に関すること。
警防部長		
指揮運用班 (警防課長) (警防課副課長)	警防係 (警防救助班主査) (訓練研修班主査)	1 熊本県、国及び関係機関との連絡調整に関すること。 2 警防活動方策及び指導に関すること。 3 方面及び全市民的大部隊運用に関すること。 4 延焼阻止線の検討に関すること。 5 災害状況図及び警防活動図の作成に関すること。 6 消防資機材の整備及び運用に関すること。 7 広域応援及び緊急消防援助隊に関すること。
	消防団連絡係 (消防団班主査)	1 消防団員の動員に関すること。 2 消防団出場指令及び情報伝達に関すること。 3 消防団の公務災害に関すること。
通信運用班 (情報指令課長) (情報指令課副課長)	通信運用係 (情報管理班主査) (指令班主査)	1 警防隊の出場指令に関すること。 2 指揮命令の伝達に関すること。 3 通信の運用及び無線の統制に関すること。 4 通信施設の応急復旧に関すること。 5 気象警報、災害情報等の受報、伝達に関すること。 6 広報及び広聴並びに報道機関との連絡に関すること (災害事案内容に関するものに限る)。
救急運用班 (救急課長) (救急課副課長)	救急運用係 (救急管理班主査) (救急指導班主査)	1 救急活動の方策に関すること。 2 救急資機材の整備及び運用に関すること。 3 関係医療機関との連携に関すること。

地区隊 (署長) (副署長)	署総務班 (指導課長)	署総務係 (総務班主査)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区隊の総務に関する事。 2 参集職員に関する事。 3 対策部への連絡に関する事。 4 庁舎の保守及び応急復旧に関する事。 5 通信施設の保守に関する事。
		情報収集係 (予防班主査)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況及びその他の情報収集報告に関する事。 2 対策部への伝令派遣に関する事。 3 現場広報に関する事。
	署警防班 (警防課長)	防護係 救急救助係 (警防課長代理) (警防班主査) (警防救急救助班主査) (計画管理班主査)	<ol style="list-style-type: none"> 1 招集の伝達に関する事。 2 警防活動方針に関する事。 3 警報の伝達に関する事。 4 火災防御及び救急救助活動に関する事。 5 消防資機材の調達及び確保に関する事。 6 消防団の運用に関する事。 7 仮救護所の設置に関する事。 8 避難の指示に関する事。 9 防災機関との連絡に関する事。 10 警防活動状況、被害状況及びその他の情報の収集に関する事。 11 管内の災害状況図及び警防活動図の作成に関する事。 12 医療機関との連絡に関する事。 13 負傷者の把握及び対策部への報告に関する事。
		消防団各方面隊 (副団長)	消防分団 (分団長)
交通局対策部長 交通局防災・減災責任者 (交通事業管理者)		市電の臨時運行体制を整え、運行確保に努める。 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。	
交通総務・市電班長 (次長)		<ol style="list-style-type: none"> 1 各対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 2 市電の臨時運行の実施に関する事。 	担当課 総務課、運行管理課
上下水道局対策部長 上下水道局防災・減災責任者 (上下水道局事業管理者)		上水道施設及び下水道施設の早期復旧に努めるとともに、上水道に係る断水地域への応急対応を講じる。 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。	
水道総務班長 (総務部長)		<ol style="list-style-type: none"> 1 各対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 2 上下水道事業に関する広報及び被災市民からの相談に関する事。 3 上下水道施設の被害調査及び応急対策状況の総括に関する事。 	担当課 総務課、経営企画課、料金課
上水道班長 (維持管理部長)		<ol style="list-style-type: none"> 1 班共通事務に関する事。 2 上水道施設（管路・配水池・給水装置等）の被害状況調査及び復旧計画に関する事。 3 被災地域に対する応急給水活動に関する事。 4 上水道水源の確保及び水質管理に関する事。 	担当課 水道整備課、水道維持課、水運用課、給排水設備課、計画調整課
下水道班長 (計画整備部長)		<ol style="list-style-type: none"> 1 班共通事務に関する事。 2 下水道施設（管路、浄化センター、ポンプ場等）の被害状況調査及び復旧計画に関する事。 3 下水道の使用制限に関する事。 	担当課 下水道整備課、下水道維持課、水再生課、給排水設備課、計画調整課

第2章 防災組織計画

第3節 市の防災組織

部班	事務分掌
病院局対策部長 病院局防災・減災責任者 (病院事業管理者)	公的病院として市民等の医療活動に従事し、入院患者の安全を確保する。 平常時から、所轄業務における危機管理((1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策)を主体的に行う。
病院総務班長 (熊本市民病院事務局長)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 担当課 熊本市民病院事務局
診療対策班長 (部長指名者)	1 班共通事務に関すること。 2 対策部長が定める所掌事務に関すること。 担当課 熊本市民病院局診療各科・各部
植木診療対策班長 (植木病院院長)	1 班共通事務に関すること。 2 対策部長が定める所掌事務に関すること。 担当課 植木病院
教育委員会対策部長 教育委員会防災・減災責任者 (教育長)	児童・生徒の安全対策を実施し、教育施設に設置される避難所の開設運営を行うとともに、教育機関等の早期再開を図る。 平常時から、所轄業務における危機管理((1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策)を主体的に行う。
教育総務班長 (教育総務部長)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 教育委員との連絡調整に関すること。 3 教育施設の避難所開設及び管理運営に関すること。 4 避難所及びその周辺における災害情報の収集、伝達等に関すること。 5 学校施設の被害調査に関すること。 6 教育機関等の再開計画に関すること。 担当課 教育政策課、学務課、施設課、青少年教育課、図書館、博物館(健康教育課)
学校対策班長 (学校教育部長)	1 班共通事務に関すること。 2 児童・生徒の安否情報及び保護者との連絡調整に関すること。 3 学校教職員の安否確認及び支援等に関すること。 4 児童・生徒の安全対策の総括に関すること。 5 被災児童及び生徒への学用品の調達支給に関すること。 6 学校再開計画に関すること。 7 学校の保健衛生に関すること。 8 児童・生徒の精神的ケアに関すること。 担当課 教職員課、総合支援課、指導課、健康教育課、人権教育指導室、教育センター、各学校(教育政策課・学務課)
応援対策部長 応援対策部防災・減災責任者 (議会局長)	他対策部の応援業務に携わる。 平常時から、所轄業務における危機管理((1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策)を主体的に行う。
議会局班長 (次長指名者)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 他対策部の応援に関すること。 3 議会災害対策会議の庶務に関すること。 4 議員の安否情報及び連絡調整に関すること。 担当課 議会局
監査事務局班長 (監査事務局長)	1 班共通事務に関すること。 2 他対策部の応援に関すること。 担当課 監査事務局
人事委員会事務局班長 (人事委員会事務局長)	1 班共通事務に関すること。 2 他対策部の応援に関すること。 担当課 人事委員会事務局
選挙管理委員会事務局班長 (選挙管理委員会事務局長)	1 班共通事務に関すること。 2 他対策部の応援に関すること。 担当課 選挙管理委員会事務局
農業委員会事務局班長 (農業委員会事務局長)	1 班共通事務に関すること。 2 他対策部の応援に関すること。 担当課 農業委員会事務局

【関連部局】
政策局

8 災害対策本部会議

本部長は本部会議を開催し、災害応急対策の方針の決定や各部の連絡・調整を行う。

なお、第1回対策本部会議は、発災後1時間を目途に開催するものとする。

本部会議の開催時期	○本部設置後随時 ○その他本部長が必要と認めた場合
本部会議の構成員	○本部長（市長） ○副本部長（副市長） ○本部長（危機管理監、政策局長、総務局長、財政局長、文化市民局長、健康福祉局長、環境局長、経済観光局長、農水局長、都市建設局長、議会局長、教育長、消防局長、交通事業管理者、上下水道事業管理者、病院事業管理者、中央区長、東区長、西区長、南区長、北区長、その他本部長が指名する者）
事務局	○危機管理防災総室 ○その他必要な職員
報告事項	○各班の配備体制 ○緊急措置事項
協議事項	○被害状況の把握 ○応急対策に関すること ○本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること ○本部の移転に関すること ○自衛隊・県・他市町村及び防災関係機関への応援の要請に関すること ○避難の指示、警戒区域の指定に関すること ○災害救助法の適用に関すること ○激甚災害の指定に関すること ○応急対策に要する予算及び資金に関すること ○市民向緊急声明の発表に関すること ○国・県等への要望及び陳情等に関すること ○その他災害対策の重要事項に関すること

9 災害対策本部の設置場所

- (1) 本部は熊本市役所庁議室に置く。
- (2) 本部を設置したときは、市役所正面玄関及び本部室前に「熊本市災害対策本部」等の標識を掲示する。
- (3) 災害発生時に市役所本庁舎に被害が生じた場合は、災害の種類や被災の状況等を考慮し、本部長（市長）の判断により災害対策本部機能を次の施設に本部機能を移転させる。

第1 **消防局庁舎** 第2 **熊本城ホール** 第3 **熊本市民会館** 第4 **上下水道局**

10 災害対策本部の設置準備

次の手順により、災害対策本部の設置準備を行う。

- (1) 市庁舎の被害状況（建物、室内、電気、通信機器等）の把握、火気・危険物の点検を行う。
- (2) 来庁者、市庁舎内にいる市民及び職員等の安全を確認し、来庁者を避難所等安全な場所へ誘導する。（対応者：自衛防災消防隊）

- (3) 停電の場合には、自家用発電機による通信機器、本部室等最低限の機能確保を行う。故障等で確保できないときには、修理業者へ連絡を行う。
- (4) 本部長の判断のもと、災害対策本部の設営に入る。
- (5) 熊本県との通信手段を確保し、災害対策本部の設置を報告する。

熊本県 危機管理防災課	T E L (096)213-1000
	F A X (096)213-1001
	県防災行政無線番号 300-7007、7008
	県防災 F A X 番号 300-7001

- (6) 本部室に通信機器、テレビ、ラジオを準備するとともに、防災関係機関との連絡調整ができるホットライン（非常時緊急電話）を設定する。
- (7) 本部室に市内の地図（全図、ハザードマップ等）、ホワイトボード、災害トリアージシステム等を準備する。
- (8) 応急対策に従事する者の食糧の調達及び宿泊場所の確保を行う。

11 現地災害対策本部

- (1) 本部長は、災害の規模・状況等により、必要と認めるときは、被災地において災害対策本部の事務の一部を行う現地災害対策本部を設置することができる。
- (2) 現地災害対策本部長は、副本部長、本部員その他の職員の中から災害対策本部長が指名する者を充てる。

12 災害対策本部の廃止

災害のおそれなくなったと認められたとき、又は災害に対する応急対策の措置が終了したと認められたとき、災害対策本部長は災害対策本部を廃止する。

また、その後の状況を確認し、現地災害対策本部も廃止する。

13 設置及び廃止の公表

災害対策本部を設置及び廃止した場合、速やかに県知事及び防災関係機関にその旨通知するとともに、報道機関等を通じて市民に対して発表する。

【関連部局】
全局
各区役所

第4項 職員配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施できるようあらかじめ職員の配備体制を定めておく。

1 職員配備体制の整備

組織計画に定められた各関係局・区長並びに関係各部・課(かい)長は、災害発生のおそれ、又は災害が発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、所属職員の全部又は一部が直ちに応急措置に従事し活動できるようにあらかじめ配備体制を定めて所属職員に徹底しておくとともに、相互に協調するよう努めるものとする。

2 配備基準

(1) 風水害における配備基準

風水害における職員配備基準は、水防態勢の確立及び災害対策本部の設置基準に準ずる。

(2) 地震・津波における配備基準

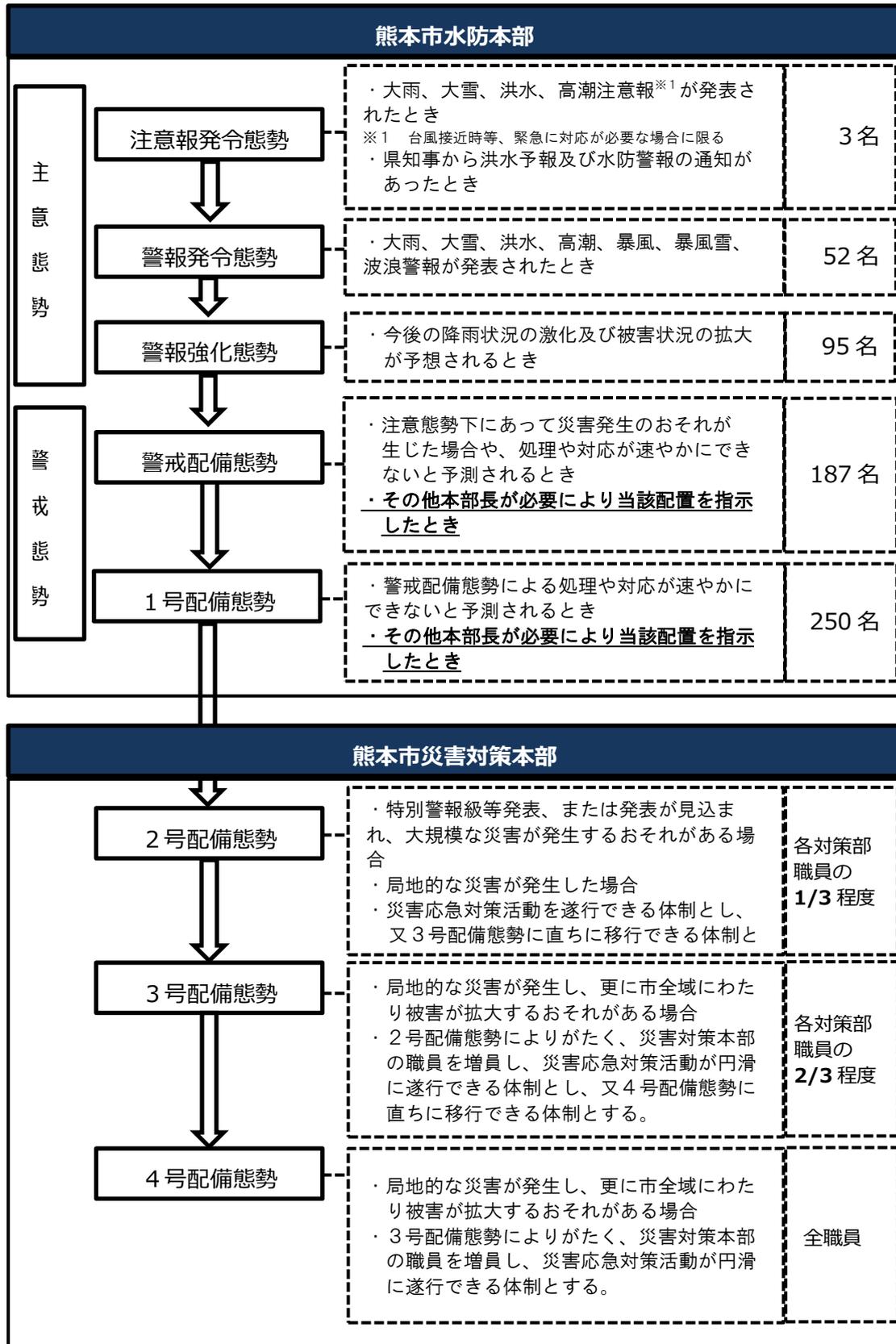
地震・津波における職員配備基準は、災害警戒本部及び災害対策本部の設置基準に準ずる。

3 職員の配備

災害の発生が予想される時又は発生したとき、災害の規模、種別、程度に応じて配備体制を段階的に定めており、必要に応じた防災態勢をとるため、職員に対して参集通知を行う。

参集通知を受けた職員は、あらかじめ各対策部で策定している職員の動員計画に基づき速やかに定められた部署につく。

(1) 風水害における職員の配備



(2) 地震・津波における職員の配備

熊本市警戒本部		
津波注意報 発令態勢	・津波注意報が発表された場合	3名
地震注意態勢	・震度4の地震発生	22～ 60名
警戒配備態勢	・高潮注意報・警報に加え津波注意報が発表された場合 ・震度5弱の地震発生	187名
1号配備態勢	・津波警報が発表された場合 (避難指示(緊急)発令) ・震度5強以上の地震発生	250名
熊本市災害対策本部		
2号配備態勢	・大津波警報が発表された場合 ・局地的な災害が発生した場合 ・災害応急対策活動を遂行できる体制とし、 又3号配備態勢に直ちに移行できる体制とする。	各対策部 職員の 1/3程度
3号配備態勢	・局地的な災害が発生し、更に市全域にわたり被害が拡大するおそれがある場合 ・2号配備態勢によりがたく、災害対策本部の職員を増員し、災害応急対策活動が円滑に遂行できる体制とし、又4号配備態勢に直ちに移行できる体制とする。	各対策部 職員の 2/3程度
4号配備態勢	・海岸部全域に災害が発生し被害が甚大な場合 ・震度6弱以上の地震発生 ・全域にわたり災害が発生し、特に被害が甚大な場合	全職員

4 参集通知の伝達

- (1) 参集通知に備え、誰が本部からの連絡を受けるのか、あらかじめ各対策部において動員計画の中で定めておく。
- (2) 伝達は、原則として電話で行うが、大規模災害時には電話等も不通となることも考えられるので、各職員はラジオ・テレビ・SNS等の情報に基づき自ら判断し、参集通知がない場合も自主的に参集する。
- (3) 勤務時間外に参集通知がある場合に備え、各対策部各班は、あらかじめ緊急連絡網を作成し、職員に周知しておく。

5 参集通知があったとき

- (1) 各対策部長は、あらかじめ定めている動員計画に基づき職員の配備を行う。なお、災害の状況によっては、配備人員を増やすなど災害活動に支障が生じないように配慮する。
- (2) 配備に付く職員は、被災状況を確認しながら指定された場所にできるだけ早く参集する。
- (3) 各対策部長は、参集した職員に災害状況の周知を図るとともに、分担事務の確認、割当等を行い、情報の収集伝達、現地調査、応急措置等を実施する体制の確立を行う。また、事態の長期化が見込まれる場合、状況から判断し、職員に待機を命じ、長期対応の態勢を整える。
- (4) 従事職員数等の報告
 - ア 水防本部若しくは災害警戒本部が設置された場合は、区警戒部、土木警戒部、上下水道警戒部の責任者は情報支援室（危機管理防災総室）へ動員配備状況を報告する。
 - イ 災害対策本部が設置された場合は、各対策部総務班は、対策部の動員配備状況をとりまとめ、定期的に総合調整室に報告する。

6 勤務時間外の参集

勤務時間外に震度 6 弱以上の大規模地震が発生した場合には、必要となる人員を如何に迅速に確保するかが課題となる。以下の 2 項目に整理し、その手順を示す。

- 安否確認
- 職員の緊急参集及び職員の参集状況の把握

(1) 安否確認

ア 安否確認事項

- (ア) 安否情報：○本人（無事・負傷）○家族等の安否（無事・負傷）○その他
- (イ) 参集情報：○勤務地 ○最寄りの職場 ○自宅待機

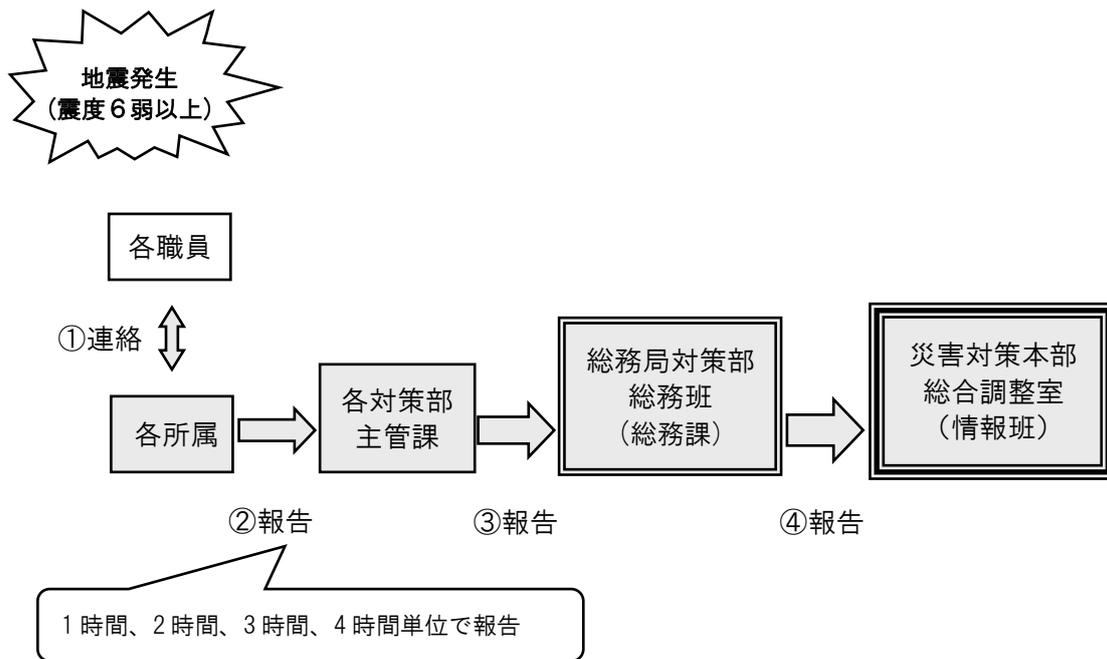
イ 職員の安否確認の手順

- (ア) 職員は、自身の所属に上記の安否確認事項連絡をする。

各所属は、職員から安否連絡がない場合には、個別連絡を取り、安否を確認する。

なお、各職員及び各所属は、平常時から、連絡責任者、連絡先、連絡手段（災害伝言ダイヤル等）を互いに確認しておく。
- (イ) 各所属は、安否確認状況報告様式を準用して、安否の確認結果を取りまとめ、各局区等主管課に報告する。
- (ウ) 各対策部主管課は、対策部内の確認結果を、安否確認状況報告様式により、総務対策部総務班（総務課）へ報告する。

議会局対策部は、他の応援対策部の確認結果を取りまとめて報告する。
- (エ) 総務局対策部総務班（総務課）は、各対策部の集計結果を安否確認状況報告により総合調整室へ報告する。



(2) 職員の緊急参集及び職員の参集状況の把握

ア 職員の参集先

(ア) 勤務地への参集

職員は、休日・夜間等の勤務時間外に震度6弱以上の大規模地震が発生した場合には、原則として、徒歩、自転車又はバイクで勤務地に参集する。
(車は利用しない)

ただし、自宅が津波避難区域になっている場合や、倒壊するおそれがある場合などにおいては、自らの安全確保を行った上で参集する。

(イ) 最寄り職場への参集＝自分の勤務地への参集が困難な場合の対応

交通機関等の途絶等により勤務地に参集することが困難な場合には、所属に連絡して指示を受けるか、最寄りの区役所、総合出張所等に参集する。

(ロ) 自宅待機＝参集が困難な場合の対応

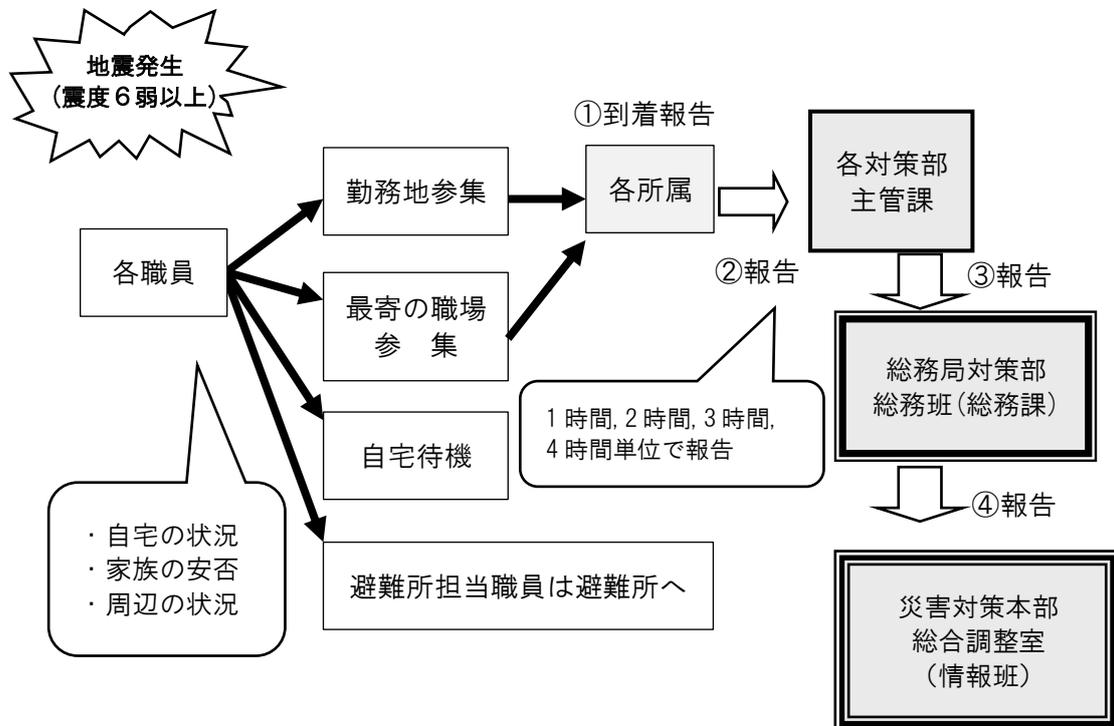
a 以下に掲げる事由等により、勤務地にも、最寄りの区役所等にも参集が困難な場合には、安否情報を所属に連絡したうえで、原則として自宅待機とする。

- ① 職員の家族等が死亡したとき。
- ② 職員又は家族等が負傷し、治療又は入院の必要があるとき。
- ③ 職員の住宅又は職員に関係が深い人が被災した場合で、職員が復旧作業や物資の調達等に従事し、又は一時的に避難しているとき。
- ④ 参集途上において、救出・救助活動等に参加する必要があるとき。
- ⑤ 自宅周辺で、津波浸水の恐れがあり、避難が必要であるとき。
- ⑥ 職員又は家族等が災害時要援護者（共通 208 頁参照）等にあたるために参集困難であるとき。

b 待機期間の行動

周辺の状況把握に努めつつ所属先との連絡・指示を待つ。

また、待機の間は、自宅周辺での救出・救助活動、避難者支援に携わるなど地域の応急活動に積極的に参加する。



イ 職員の参集状況及び参集可能職員概数の把握

職員の参集状況及び参集可能職員概数の把握、次の手順に基づき行なうものとする。

- (ア) 参集した職員（最寄りの職場を含む。）は所属に対して、到着を報告する。
- (イ) 各所属は、参集状況報告様式を準用して、参集状況を取りまとめ、各局区等主管課に報告する。
- (ウ) 各対策部主管課は、対策部内の参集状況を、参集状況報告様式により総務局対策部総務班（総務課）へ報告する。議会局対策部は、他の応援対策部の参集状況を取りまとめ報告する。
- (エ) 総務局対策部総務班（総務課）は、各対策部の集計結果を参集状況報告により総合調整室へ報告する。

第3章 災害予防計画

項目	関連部局	ページ
第1節 災害に強い人づくり・地域づくり	全局	124
第2節 行政の災害対応力の強化	全局、各区役所	145
第3節 災害に強い都市づくり	都市建設局、消防局、健康福祉局、病院局、政策局、上下水道局、各区役所	159
第4節 避難計画	政策局、文化市民局、都市建設局、健康福祉局、教育委員会、各区役所	189
第5節 要配慮者等支援対策	健康福祉局、消防局、政策局、経済観光局、各区役所	203
第6節 医療救護体制の整備	健康福祉局、病院局、消防局	215
第7節 文教施設における予防対策	文化市民局、教育委員会事務局	221
第8節 生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備	環境局、上下水道局	223
第9節 被災者の生活再建のための事前対策	財政局、文化市民局、健康福祉局、各区役所	225

第1節 災害に強い人づくり・地域づくり

第1項 防災知識の普及啓発

【関連部局】
政策局

1 計画の方針

災害を最小限に食い止めるためには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため、市及び防災関係機関は、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針（平成18年4月21日中央防災会議決定）」を踏まえ、自らの職員及び市民に対し、災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれの普及を要する事項について単独又は共同して行うものとする。

その際には、要配慮者への対応や性別にとらわれない視点等に配慮するものとする。

また、市は、学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを、教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する市民の理解向上に努めるものとする。

さらに、市は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講習会、震災対処実動訓練をはじめとする実践的な訓練等により、防災教育を実施するものとする。

【関連部局】
政策局
消防局
各対策部

2 職員に対する防災知識・技能の普及

災害発生時に本計画の実行上の主体となる市職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、市は、防災業務に従事する職員に対して次の防災教育を実施し、職員の災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、日頃、防災業務に従事しない職員に対する研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力向上に努めるものとする。

(1) 方法

- ア 各局・区対策部（土木センター含む）等の防災従事職員のスキル向上の訓練及び研修会の実施
- イ 避難所開設・運営マニュアル及び各局・区対策部災害対応マニュアル等に基づく訓練の実施
- ウ 市、国、県が主催する防災講演会及び防災訓練等への参加

(2) 内容

- ア 気象に関する一般知識、各種災害及び地域特性による被害状況
- イ 災害対策本部及び区役所・土木センターとの連携強化
- ウ 収集した情報から必要な情報を選別・整理・評価・伝達・共有する一元的な体制の確立について（災害情報トリアージの運用）
- エ 地域防災計画の内容の周知
- オ 災害対策基本法を中心とした法令等の知識の習得
- カ 防災に関する職場研修の実施及び防災講演会等への参加
- キ 震災対処実動訓練をはじめとする災害対応訓練の実施及び各対策部と危機管理防災総室による事後検証の実施

【資料編】3-1-1 防災従事職員のスキル向上のための訓練実施要領

3-1-2 区役所・土木センターとの連携強化要領

3-1-3 熊本市職員等の災害現場における避難発令マニュアル

3 市民等に対する防災知識の普及

市は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、市民等が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、次により災害に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。特に、津波による人的被害を軽減する方策は、市民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報や避難指示等の意味・内容の啓発活動等を市民等に対して行うものとする。また、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

さらに、津波に関する想定や予測が不確実であることを踏まえ、市民等が津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動をとることができるよう、防災教育などを通じて関係主体による危機意識の共有・リスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な理解の促進を図るものとする。

(1) 方法

防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等の活用にも努めるものとする。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への対応や男女双方の視点にも十分配慮するものとする。

- ア 新聞、テレビ、ラジオ、有線放送等報道機関の利用
- イ 市政だより、ホームページ等への防災情報の掲載
- ウ 地域版ハザードマップ作成、ワークショップの開催
- エ 広報車による巡回広報
- オ 「わが家の防災マニュアル」の配布・普及
- カ 「自主防災クラブリーダー研修」の開催
- キ 総合防災訓練及び地域における防災訓練の実施
- ク 広域防災センターの活用
- ケ 「防災出前講座」の実施

【関連部局】
 政策局
 健康福祉局
 消防局

コ 在留外国人に対する防災研修の開催

(2) 内容

ア 災害に関する一般的知識

イ 過去の主な被害事例

ウ 災害対策の現状

エ 災害による被害想定調査結果

オ 平常時の心得（日頃の準備）

(ア) 住宅の点検（住宅の耐震化・不燃化、ブロック塀補強等）

(イ) 屋内の整理点検（家具転倒防止等）

(ウ) 火災の防止

(エ) 応急救護

(オ) 発災後の7日間程度を自らでしのげる食料・水等の備蓄のほか、電気等のエネルギーの自給促進

(カ) 寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）

(キ) 緊急告知ラジオの動作確認

(ク) 携帯サイト「熊本市避難場所案内」へのアクセス確認

(ケ) 熊本市災害情報メールへの登録

(コ) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の確認

(サ) 緊急連絡先の確認

(シ) 家族間等による安否の確認方法

(ス) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳（コピーでも可）等）の準備

(セ) 家庭動物との同行避難及び避難所での飼養の準備

(ソ) 平時からの健康づくり

カ 災害発生時の心得

(ア) 緊急地震速報を覚知した時の対応行動

(イ) 場所別、状況別の心得

(ウ) 出火防止及び初期消火

(エ) 避難の心得

(オ) 自動車運転者のとるべき措置

【関連部局】
教育委員会
事務局

4 学校教育における防災知識の普及

市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒及び教職員等の生命、身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学

校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

ア 方法

- (ア) 防災パンフレット等の配布
- (イ) 防災映画、防災ビデオ等の上映
- (ウ) 広域防災センターの活用
- (エ) 防災指導員等による防災教育講座の実施
- (オ) 避難訓練の実施
- (カ) 地域性や児童の発達段階を考慮した防災指導

イ 内容

- (ア) 災害時の身体の安全確保の方法（緊急地震速報の対応行動等）
- (イ) 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割
- (ウ) 災害発生のしくみ
- (エ) 防災対策の現状

なお、災害が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

(2) 人材の育成

幼少年期から消防に対する関心を深めながら、防火防災思想の普及啓発を図り、防災・減災による明るいまちづくりの基礎となる人材の育成を行う。

ア 市内小学校高学年を主体に編成する少年消防クラブを対象に、少年期のうちから消防の仕事（火災予防、応急手当等）や役割に興味を持たせ、活動を通じて市民の関心をも高めるもので、少年たちが防火・防災・救急についての諸問題を身近な生活の中から見出し、お互いに研究し、また、防火・防災思想を高めるなどクラブの活動を通して、その育成を図るものとする。

イ 幼稚園・保育園等の幼児で編成する幼年消防クラブを対象に、幼児期から消防に関心を持たせ身近な防火・防災を保護者とともに学び、その大切さを身につけるため積極的なクラブ活動を行い、幼児及び保護者の防火・防災思想を高めるため育成に努めるものとする。

(3) 教職員等に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、教職員等の資質向上を図るものとする。

(4) 私立学校等に対する助言・指導

市及び県は、私立学校等に対して必要に応じて防災に関する指導、助言を行うものとし、私立学校等は防災知識の普及に努めるものとする。

【関連部局】
健康福祉局

5 ペット同行・同伴避難者に対する防災知識の普及

市民生活の生活様式や価値観が変化するなか、犬や猫などのペットを家族の一員としてともに暮らす方が増えている。

被災のおそれのある場合又は災害発生直後には、ペット同行で避難することが想定される。

避難所は多くの被災者が避難生活を送る場であるため、動物を苦手とする人やアレルギーなどの理由で動物と一緒にいられない人がいることを考慮し、他の避難者への配慮等が必要である。

また、避難者がペットと一緒に屋内に避難することができる（同伴）避難所の開設を推進する。

そこで、ペットの飼い主に対し被災時の備えについて普及啓発を行う。

(1) 方法

- ア パンフレットの配布
- イ 啓発教育講座の実施

(2) 内容

- ア 災害に対する日頃の備えと心構え
- イ ペットのしつけと健康管理、飼い主の明示の必要性等の基礎知識の周知
- ウ 預け先の確保

【関連部局】
政策局
消防局

6 防災上重要な施設の管理者等の指導

市及び防災関係機関は、防災上重要な施設管理者に対し、次の内容を中心に災害に関する防災対策研修等を実施し、その資質向上を図るものとし、特に出火防止、初期消火、避難誘導等発災時に対処しうる体制の整備を推進するものとする。

- (1) 避難誘導等防災体制の整備
- (2) 災害の特性及び過去の主な被害事例
- (3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理
- (4) 出火防止、初期消火等の任務分担
- (5) 防災業務従事者の安全確保

【関連部局】
政策局
消防局

7 企業防災の促進

市は、優良企業表彰など、企業の防災に係る積極的評価等により、企業従業員の防災意識の高揚、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、研修会等による企業防災担当者の人材育成を図るものとする。

8 外国人に対する防災知識の普及

市は、日本語を母国語としない外国人のために、外国語による表記やふりがなを付記するなど分かりやすく説明した防災に関するカードの作成、配布を行うなど防災知識の普及に努めるものとする。

9 防災知識の普及の時期

市及び防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、市民に対し熊本地震の被害状況などを示しながらその危険性を周知させるとともに、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

(1) 防災の日

毎年9月1日の「防災の日」、毎年8月30日から9月5日までの一週間の「防災週間」において、災害についての認識を深め、災害の未然防止と被害の軽減に資するための展示等を実施する。

(2) 津波防災の日

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災による津波被害を受け、1854年の安政南海地震の「稲むらの火」の故事にならい、平成23年6月に中央防災会議が「11月5日」を「津波防災の日」と制定した。このことから、「津波」に対する認識を深めるとともに、津波に関する被害の軽減を目的とした広報等を実施する。

(3) 防災とボランティアの日

平成7年(1995年)1月17日に発生した阪神・淡路大震災において、各種のボランティア活動が大きな役割を果たした。これを契機に毎年1月17日を「防災とボランティアの日」(毎年1月15日～21日防災ボランティア週間)と定め、防災関係機関をはじめ、多くの住民が災害時におけるボランティア活動や、自主的な防災活動について認識を深めるとともに、災害への備えを図ることを目的に各種の催しを行う。

10 防災相談

市及び防災関係機関は、市民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、市民からの相談に随時、適切に対応するものとする。

11 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の持つ意味を後世に伝えていくよう努めるものとする。また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民による災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

【関連部局】
 政策局
 消防局

【関連部局】
 文化市民局

【関連部局】
 全局

第2項 自主防災組織の育成

本計画は、市民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、防災意識の高揚並びに人命の安全確保に資する自主防災組織の結成・活動を促進することで、災害に備えるものである。

自主防災組織の育成にあたっては、いつでもどこでも起こりうる災害による被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が市民運動として防災・減災のための行動をとることを目指して取り組むものとする。

【関連部局】
政策局

1 必要性

大規模な災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動が著しく制限され、十分な活動ができないことが予想される。

このような場合には、地域住民が話し合い、初期消火を行う、近隣の負傷者、高齢者等の要配慮者を助ける、指定緊急避難場所等で組織的に防災活動を行うこと等が、住民の生命・身体・財産を守る主要な力となり、この活動が最大限の力を発揮できる体制を確立しておくことが、被害の軽減を図るうえで、極めて重要である。

このため、地域住民による防災活動を担う組織「校区防災連絡会」の設立及び「自主防災組織（自主防災クラブ）」の結成を促進する必要がある。災害時に自主防災活動をより効果的に行うためには、日頃から地域住民への啓発活動や訓練などを積み重ねておく必要がある。

また、多数の者が利用、従事する施設又は危険物取扱事業所等で一定規模以上のものにおいては、大規模災害時のパニックなどにより被害を増大させる危険性があることから、施設従業員からなる自衛消防組織等の設置が法令で義務付けられているが、法令により義務付けられていない事業所であっても、自主的な防災組織の設置は、被害軽減のために有効である。特に、大規模災害発生時には、被災者を収容するための避難所の開設が重要となる。平成28年熊本地震において、従来由市主導の災害対応では、円滑な避難所設置、運営が困難であった。その反省から、今後は、災害発生後の速やかな避難所の開設および、継続可能な避難所運営においては、自主防災組織が中心となつての活躍が求められる。

これらのことから、本市は、自主防災組織（自主防災クラブ）の結成及び育成・指導、防災資機材の助成、出前講座、地域版ハザードマップの作成、リーダー研修等の活動全般を支援するものとする。特に、大規模災害時の各小学校区内の避難所開設・運営や情報収集、物資供給などを円滑に行うことを目的として、市有の資産である公的施設建造物の避難所としての使用についての判断や執行についての権限を有する施設管理者及び、市が行う救助及び被災者支援策の適用や、市の災害対策本部との情報伝達を円滑にするために任命配置した避難所担当職員が、三位一体となつた、校区防災連絡会を組織し、活動を行っている。

【資料編】3-2-1 熊本市自主防災クラブ結成・育成指導に関する要綱

3-2-2 熊本市自主防災クラブ助成要綱

3-2-3 熊本市自主防災クラブ

2 地域住民等の自主防災組織

【関連部局】
政策局
消防局
各区役所

(1) 校区防災連絡会

熊本地震では、物資の受入・搬送や避難所の開設・運営など、災害時における行政による支援「公助」の限界が明らかになる一方で、多くの市民が主体となり、地域の中でつながり、「おたがいさま」の心で支えあう「自助」や「共助」がいかに重要かということを改めて実感した。

そこで、「おたがいさま」で支え合う協働によるまちづくりを目指し、行政と地域の連携を強化し、災害時にも市民が地域のつながりの中で互いに支え合えるまちづくりを推進するとともに、将来、今回の震災と同じような災害が発生した場合の対応に備え、市民・地域・行政のそれぞれの災害対応力強化に取り組んでいくこととして、各指定避難所や建物がある指定緊急避難場所に、平素のうちから、原則指定避難所等の近くに居住する職員を避難所担当職員として配置することとした。この避難所担当職員は、災害発生時に市役所等には参集せず、予め決められた指定避難所等に直接参集し、避難所の開設・運営を行うものである。

また、地区の防災組織として、校区自治協議会などの「地域」、本市が設置した「避難所担当職員」、避難所となる小中学校長の「施設管理者」などで構成される「校区防災連絡会」を小学校校区ごとに設立し、各指定避難所や指定緊急避難場所ごとに設置する「避難所運営委員会」の人選などを行うとともに、校区内の避難者情報の収集方法、報告先、物資供給方法などについて事前に協議を行う場と位置付けた。避難所運営委員会は、災害の発生及びその恐れがある予防的避難時に避難所の開設・運営を行うとともに、地域の特性を活かした「避難所運営マニュアル」を避難所ごとに事前に作成し、避難所運営訓練等を通じて気付いた点など、必要に応じて更新していくこととした。また、地域によっては、近隣の地域指定一時避難場所や屋外（車中）避難者、在宅避難者等の情報収集、物資の供給に加え、避難所以外に避難している地域住民の情報把握までも担うこととした。

(2) 自主防災クラブの結成

既存の町内自治会等の自治組織を自主防災組織（自主防災クラブ）として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。

その際、男女共同参画の観点から、女性の参画の拡大に努めるものとする。

ア 町内自治会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

イ 地域版ハザードマップ作成への取組み等の充実強化を通して推進していくものとする。

ウ 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

エリーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図る。

本市の自主防災クラブは、平成31年4月2日現在、738団体が結成されている。

(3) 育成指導及び活動促進

市は、地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、県や消防などの関係機関と連携しながら、その結成を主体的に促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な支援、助言及び指導等を行うものとする。

具体的には、災害に対する地域の連帯及び地域防災活動の推進を図るため、町内自治会等の住民組織等を中心とした出前講座や地域での訓練支援及び総合防災訓練への参加等を推進している。また、平成 30 年度より、2 日間の会場研修を主体とした防災士養成講座を毎年 10 月～11 月頃に開催している。参加者は、校区防災連絡会や自治協議会などの地域団体から推薦された方を対象とし、防災士資格取得後は地域の防災リーダーとして活躍の場を広げることができるよう、引き続き実施していく。

県は、自主防災組織率を上昇させるため、市と密接に連携しつつ、必要な施策を講じるものとする。

具体的には、新たに設立される自主防災組織に対する資機材及び訓練経費の助成、新設された組織の活動が軌道に乗るまでの間の経費の支援、設立促進活動支援、県内各所での自主防災組織リーダー研修会の開催、優良自主防災組織に対する表彰、自主防災組織に対する啓発活動、設立・活動の手引きとなる設立実践マニュアルの配布を実施する。特に、自主防災組織リーダー研修会で育成した防災リーダーは、自らが居住する地域の自主防災組織の結成・活動の核となるよう、また、居住地以外における防災教育・訓練等の地域防災活動の活性化に資するよう、市と県が連携しながら、活用を図っていくものとする。

(4) 組織の編成単位

- ア 地域住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること
- イ 地域住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること

(5) 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、特性を十分活かした具体的な活動計画を制定するものとする。

(6) 主な活動内容

ア 平常時の活動

自主防災クラブ（未結成の町内自治会等を含む。）において、防災知識の普及、地域版ハザードマップの作成、防災訓練、防災点検、防災用資機材の整備・保守、緊急連絡網の作成を実施し、この活動により区域内の住民の防災意識の向上を図ると共に、災害時における「自助」「共助」力を強化する。この際、特に災害時要援護者への支援体制の整備や避難体制の整備、女性参画の促進に留意する。

イ 災害時の活動

地域の自主防災組織と連携し、本市からの予防的避難所の運営等について支援要請があった場合、当該自主防災組織は当該地域の事情に応じ、可能な限り支援を行うよう努め、情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導、給食、救援物資の配布等の活動により、被害の最小化に努める。

3 事業所の自衛消防組織等

大規模災害発生時には、多数の者が利用・従事し、又は危険物を製造・貯蔵する施設・事業所等では、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害の発生が予想されることから、これらの被害の未然防止・軽減を図るため、関係法令等の規定により、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を積み重ねておくものとする。

また、災害時に事業者の果たすべき役割（従業員・来客者等の安全確保、二次災害の防止、地域貢献度等）を十分に認識し、事業所は、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、BCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）を構築するよう努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、市、県が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災対策の実施に協力するよう努めるものとする。

(1) 事業所に対する指導

事業所の自衛消防組織等の設置について、指導する責任を有する関係機関は、所管事業所の指導を徹底するものとする。また、市・県・消防機関及び関係機関は、法令により自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。

なお、市は、事業所に対して地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等に積極的に参加するよう呼びかけるものとする。

(2) 対象施設

- ア 中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、ホテル、学校、病院等多数の者が利用し、又は出入りする施設
- イ 石油類の危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ウ 多数の従業員がいる事業所等で自衛消防組織を設置し、災害防止にあたること効果が効果的である施設
- エ 雑居ビルのような同一施設内に複数の事業所があり、協同して自衛消防組織を設置することが必要な施設

(3) 組織づくり及び活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、それぞれの施設において適切な規約等を作成し、事業所の規模、形態により実態に応じた組織づくり及び具体的な活動計画の制定を行うものとする。

(4) 主な活動内容

事業所等は、本市が実施する防災訓練等の防災事業の協力を努めるとともに、概ね次の活動を実施するものとする。

- ア 平常時の活動
 - (ア) 情報の収集・伝達方法の確立
 - (イ) 避難対策

- (ウ) 防災訓練の実施
- (エ) 施設及び設備等の点検整備
- (オ) 従業員等の防災に関する教育の実施
- (カ) 企業内備蓄の推進

イ 災害時の活動

- (ア) 情報の収集伝達
- (イ) 出火防止、初期消火の実施
- (ウ) 避難誘導
- (エ) 救出救護
- (オ) 地域の防災活動への協力
- (カ) 大規模災害時の帰宅困難者対策

4 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画）

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業所は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難に支援を必要とする者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

また、市は地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業所から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

市地域防災計画に定められた地区は、地区防災計画に基づき、防災活動を実施し、地域の防災力強化に取り組むこととする。

(1) 地区

防災活動を行う主体に応じ自由に設定できる。

(例) 校区（町内）、都市部、郊外、住宅地、商業地、工業地、マンション、戸建住宅等

(2) 対象

区別なくあらゆる地区の地区居住者等を対象とする。

(例) 地域住民、自主防災組織、企業、地域の協議会、学校、病院、社会福祉法人等多様な者

(3) 内容

地区の特性、活動主体のレベルや経験等に応じて、自由に決めることができる。

(4) 計画提案

計画提案にあたっては、当該地区の地区居住者等であることを証明するために住民票、法人登記事項証明書等を添え、防災会議に提出する。

(5) 地域防災計画への規定

提案された地区防災計画は、地域防災計画に規定する必要があるか否かを市防災会議にて判断し、提案者へ結果を通知する。
 ※令和2年度（2020年度）防災会議において、「秋津校区地区防災計画」が承認され、地域防災計画に定めた。

【資料編】3-2-5 地区防災計画策定地区一覧

第3項 防災訓練計画

市及び防災関係機関は、地域防災計画、業務継続計画（BCP）等の習熟、関係機関の連携体制の強化、市民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と市民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

特に、沿岸部については、津波に対して迅速な退避行動がとれるよう津波災害を想定した、地域住民・自主防災組織等が参加する防災・避難訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。

また、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するとともに、男女双方向の視点にも配慮するよう努めるものとする。

1 県の総合防災訓練

(1) 目的

大規模地震・津波発生時には、家屋倒壊やがけ崩れ等からの救出・救護、二次的に発生する火災や津波からの避難・消火、通信や交通網の寸断等による混乱に対し、各種の対策が同時に要求される。

このような、地震・津波災害の特性から、県総合防災訓練では、風水害とともに大規模地震・津波を想定した訓練を実施し、防災関係機関の職員の能力向上、防災関係機関相互及び防災関係機関と住民等との連携強化、更には住民の防災意識の高揚を図るものとする。

訓練にあたっては、訓練効果が得られるよう、訓練の目的を明確に、それに応じて災害の規模や被害想定、訓練参加者、使用する機材、実施時間等の訓練環境等について、具体的な設定を行い、参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むことや国・広域からの応援を想定するなど、できるだけ実践的な訓練となるよう努める。

また、複数のヘリコプターによる救援、救助活動等を想定し、熊本県ヘリコプター運用調整会議構成機関等による連携訓練に定期的に取り組、災害時における円滑かつ安全なヘリコプター運用調整体制の検証・確立に努めるものとする。

(2) 訓練計画

市・県等防災関係機関は、自主防災組織（自主防災クラブ）、非常通信協議会、警備業協会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の協力のもと、開催地の地域特性等に応じた各種の個別訓練を有機的に連携した総合的な訓練を実施するものとする。訓練の内容は概ね次のとおりとする。

【関連部局】
 政策局
 消防局

第3章 災害予防計画

第1節 災害に強い人づくり・地域づくり

ア 情報収集伝達（津波情報伝達を含む）、イ 避難誘導、ウ 災害警備、
エ 救出・救助、オ 医療救護救出・救助、カ 消防、キ 水防、ク 道路啓開、
ケ 防疫

【関連部局】
政策局
消防局

2 広域防災訓練

市及び県は、相互応援協定に基づき、広域的な応援が迅速かつ的確に実行できるようにするため、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努めるものとする。

【関連部局】
政策局
消防局

3 複合災害想定訓練

市、県、防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

さらに、地域の特性に応じ、複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

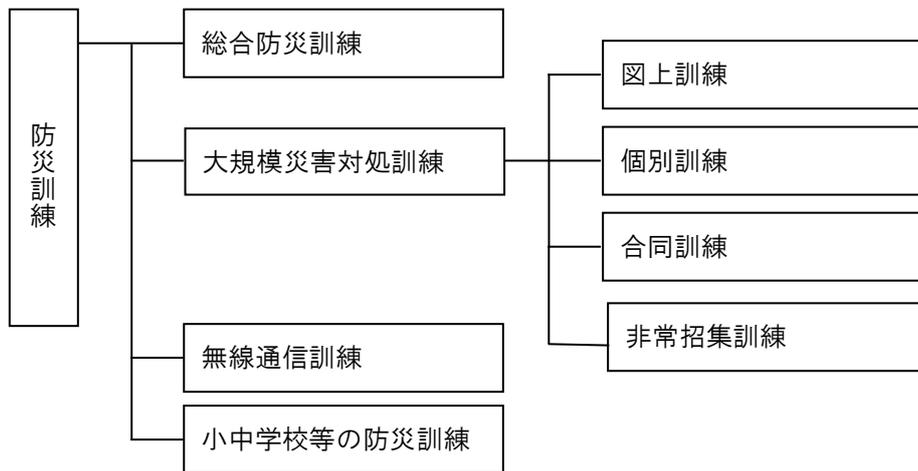
【関連部局】
政策局
消防局

4 市の防災訓練

災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、日頃から、災害を想定した訓練を積み重ね、体験による行動を理解しておくことが重要である。

このため、本市では、各部門単位で行う防災訓練や防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立に重点をおく総合防災訓練を実施する。また、各防災関係機関においても、個別訓練を行い、防災活動の円滑を図る。

また、訓練の実施にあたっては、目的と必要性に応じて、「出前講座」等の市民主体型の訓練内容とし、実践的な訓練内容となるよう努める。



(1) 総合防災訓練

市の総合防災訓練は、可能な限り他の防災関係機関や自主防災組織、地域住民等の協力を得て、県の総合防災訓練に準じて計画的に実施するものとする。

なお、県は、防災訓練アドバイザーの派遣等、市防災訓練実施の支援を行うものとする。

(2) 大規模災害対処訓練（非常召集訓練、段階的訓練）

熊本地震の経験を踏まえ震災対処実動訓練を毎年実施しており、大規模災害時の対応に向けた職員の意識向上と連絡体制の強化を図るための「職員安否確認訓練・職員参集訓練」及び避難所開設運営マニュアル・物資供給計画に基づいた「避難所開設・運営」、「物資供給」、「情報伝達」等の災害初動対応を地域と連携し訓練を行うことにより、実践に即した市民・地域・行政の災害対応力の向上を図ることとしている。

(3) 無線通信訓練（情報収集・伝達訓練）

無線通信の統制や重要通信の確保等非常通信を取り入れた通信訓練を実施するとともに、通信手段が途絶えたときを想定した訓練を実施する。

(4) 小中学校等の防災訓練

学校教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、大規模災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

なお、訓練にあたっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。

また、学校においては、教育委員会の指導のもと、次の点に留意して定期的に訓練を行うものとする。

ア 地震に際して、落ち着いて、しかも素早く行動できるよう、その意味・必要性を理解させた上で、身の安全を守るための動作と方法を習得させる。

イ 避難訓練を通じて、防災意識を高めるとともに、より安全な体制づくりのための参考資料とする。

ウ 集団で行動することを通じて、緊急時における規律と協力の精神を養う。

5 住民等の訓練

大規模地震・津波発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには、日頃から訓練の積み重ねが必要である。

このため、市・消防機関及び関係機関は、これらの防災組織の訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。

なお、市民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練実施に努めるとともに、住民は地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。

6 訓練の時期・場所等

(1) 訓練の時期

「防災週間」、「津波防災の日」及び「防災とボランティア週間」等啓発効果を含めて最も訓練効果のある時期を選び、積極的かつ継続的に実施するものとする。

(2) 訓練の場所

訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。

【関連部局】
政策局
教育委員会

【関連部局】
政策局
消防局
各区役所

【関連部局】
政策局
消防局

(3) 訓練の実施・指導等

市は、防災訓練を昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく定期的に行うよう努め、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

(4) 訓練の工夫

防災訓練の実施にあたり、市は訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るように努めるものとする。

なお、津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

(5) 訓練実施における要配慮者等への配慮

防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児等要配慮者に十分配慮するとともに、男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。

(6) 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるように努めるものとする。

【関連部局】
文化市民局
健康福祉局

第 4 項 災害ボランティア計画**1 地域福祉の推進**

九州北部豪雨や熊本地震では、県内はもとより、全国各地から多くのボランティアが駆け付け、被災地において救援活動を行った。

災害時のボランティア活動は、被災者の自立や被災地の一日も早い復興を支援するものであり、救援活動に携わるボランティア（個人・団体）は、自主性、主体性を持ちながらも、被災地での救援活動を行うにあたっての基本的なルールを順守し、地域の関係機関等と相互に協力しながら活動を展開することが求められている。

また、災害発生時においては、地域住民相互の助け合いが不可欠であることから、平時から地域住民のボランティア活動に対する意識を高めるとともに、地域住民や地域の関係団体等がお互いに助け合い、支え合うような仕組みづくりを進めていくことが重要である。

そこで、災害発生時におけるボランティアによる救援活動が円滑かつ効果的に展開できるよう、市、県、熊本市社会福祉協議会（以下「市社協」という）、熊本県社会福祉協議会（以下「県社協」という）、日本赤十字社熊本県支部（以下「日赤県支部」という）、熊本県共同募金会（以下「県共募」という）の連携のもと、平時から、以下の事業を積極的に推進することで体制整備を図る。

(1) 地域福祉の推進

市や市社協は、災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握、また、円滑かつ効果的な災害ボランティア活動を展開するため、平時からその地域における住民やボランティア、自主防災組織、NPO、社会福祉法人等と協力して、誰もが安心して暮らせるよう住民見守り活動や小地域ネットワーク活動などのまちづくり活動を進めるものとする。

また、ふれあい・いきいきサロンや民生委員・児童委員協議会、老人クラブ、区長会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。

(2) 関係機関との協働体制の構築

ア 県、県社協、日赤県支部、県共募等の関係機関は、平時から大規模災害を想定した災害ボランティアセンター設置訓練等を実施するなど、各機関相互の役割を明確にし、連携強化に努めるものとする。

イ 市や市社協等は、町内自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、各種事業をとおして顔の見える関係を築いておくものとする。

特に、災害発生直後の混乱した時期における初動体制等を定めたマニュアルを策定し、大規模災害を想定した災害ボランティアセンター設置訓練等を実施するなど、各関係機関・団体相互の役割を明確にし、連携強化、情報の集約体制等の強化に努めるものとする。また、災害発生時に近隣市町村との連携が円滑になされるよう、平時から市町村社協間での応援協定の締結等による連携に努めるものとする。

(3) ボランティアの育成、登録、体制整備

災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録システムを整備する。

ア 県ボランティアセンター及び市ボランティアセンター

災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。また、災害時に被災住民が、ボランティアの支援を円滑に受け入れることができるよう、平時からボランティアの役割や活動内容について理解促進を図るものとする。

イ 市によるボランティアの登録及び育成

(ア) 熊本市災害ボランティア

市社協ボランティアセンターを窓口とし、災害ボランティアに登録する。

(イ) 救急ボランティア

大規模災害に備え、行政が対処できる限界の隙間を埋めるためにも応急手当・応急救護の知識・技能を持った救急ボランティアを育成し、自分の持っている資格及び特技等を活かして被災地の住民に対し活動できる体制を整える。なお、市ボランティアセンターは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県ボランティアセンターに登録情報を提供する。

■ ボランティア団体

ボランティア団体	事務局	電話
熊本市社協ボランティアセンター 登録ボランティア	熊本市社会福祉協議会 ボランティアセンター	096-322- 2331
赤十字防災ボランティア	日本赤十字社熊本県支部	096-384- 2111

第3章 災害予防計画

第1節 災害に強い人づくり・地域づくり

ウ 市の災害ボランティアセンターの設置拠点

災害ボランティアセンターの設置拠点は、災害ボランティアセンター本部を市社協が管理する事務所等で、救援活動を実施するために適切な場所に設置し、現地事務所については、必要に応じて災害対策本部と市社協が協議し、設置する。

エ 日本赤十字社 熊本県支部

災害ボランティアの養成に努め、その効果的な活用を図るため、市ボランティアセンターへの登録を促進するとともに、本人の了解のもと、市ボランティアセンター及び県ボランティアセンターに、日赤県支部が養成した災害ボランティアの情報を提供する。

オ 県による専門ボランティア登録制度

県において、養成又は登録を行っている専門ボランティアは次のとおり。

(平成30年12月31日現在)

登録種別	熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度	砂防ボランティア登録制度	熊本県被災宅地危険度判定士認定制度
登録制度開始時期	平成8年5月	平成9年7月	平成10年3月
登録資格	一級、二級、木造建築士、行政職員（建築職）で講習受講者	砂防、地すべり及び急傾斜等の砂防関係の知識を有するか、土砂災害の防止に関心を持つもの	地方公共団体等の職員や1級土木施工管理技士等で、土木・建築技術に関する実務経験を有する者で講習受講者
登録者数	1,474名	166名	252名(4/1～)
研修の内容	隔年で講習会と実地訓練を交互に実施	年一回講習会及び現地研修会を開催	随時講習会実施
活動内容	地震による被災建築物の危険度の判定	砂防知識の普及啓発、土砂災害危険箇所の点検、砂防施設の点検	地震等により被災した宅地の危険度判定
その他		熊本県砂防ボランティア協会（任意団体）を作っている	

(4) ボランティアの受入体制の整備

県ボランティアセンターは、大規模な災害発生時に県内外から訪れるボランティアが円滑に活動できるように、平時から県内外のボランティアセンターやくまもと災害ボランティア団体ネットワーク（KVOAD）及び特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）等と連携を図るなど、受入体制の整備を行うものとする。

(5) ボランティアコーディネーターやボランティアリーダーの養成及び資質向上

災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーは被災地センターを円滑に運営するにあたって重要な役目を担っている。そこで、県ボランティアセンターや市ボランティアセンターは、研修会などを通してボランティアコーディネーター、ボランティアリーダー等を計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。

また、市社協や県社協は、市や県と連携を図り、平時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。本市では、災害時に市社協職員がボランティアコーディネーターとして、災害対策本部との連絡調整を行うものとする。

【関連部局】
政策局
経済観光局
消防局

第 5 項 企業等防災対策の促進計画

1 目的

熊本地震のような大規模地震や洪水等が世界各地で甚大な被害をもたらし、多くの企業・組織が操業停止に追い込まれている例が続いている。この場合、仮に廃業を免れても、復旧に時間がかかり顧客を失うと、その後に顧客を取り戻すことは容易ではないことが実例からも示されている。

さらに、近年、企業等は生産効率の向上等を目指して分業化及び外注化を進めてきたことから、原材料の供給、部品の生産、組立、輸送、販売などに携わる企業等のどれかが被災すると、サプライチェーン全体が止まり、国内はもちろん世界的にも影響を及ぼしかねない状況となっている。

このような中で、企業等は、自らの生き残りと顧客や社会への供給責任等を果たすため、どのような事態が発生しても重要な事業が継続・復旧できるよう、事業継続マネジメント（BCM）を導入する必要性が一層高まっている。

また、事業継続マネジメント（BCM）は、社会や地域における企業等の責任の観点からも必要と認識されるべきである。災害対策基本法に基づく国の「防災基本計画」においても、「災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努める」ことが、企業の果たす役割の一つとして記載されている。

2 企業等の事業継続マネジメント（BCM）の取組み

企業等は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業継続の重要性等を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業継続計画（BCP）の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

なお、計画の策定の際は、「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン～あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応～（平成 25 年 8 月改訂）内閣府」等を参考として、地域の実情に応じた計画策定に努める。

3 企業等の防災活動

企業等は、「消防団協力事業所表示制度」を活用した企業等のイメージアップや、消防団との協力、連携強化を進める等、次の防災活動に努める。

(1) 災害時の顧客や従業員の安全確保、二次災害等の防止を図るため、自主的な自衛消防隊等を編成し、次の活動を行う。

- ア 従業員等の防災教育
- イ 情報収集伝達体制の確立
- ウ 火災その他災害予防対策
- エ 避難体制の確立

- オ 防災訓練の実施
- カ 応急救護体制の確立
- キ 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）
- ク 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策

- (2) 地域コミュニティの一員として、平常時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。特に、平常時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルは、多様な応急対策活動が可能であるほか、その事業所の業務に見合った応援（帰宅困難者への一時避難対策の施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など）も行える特徴があり、地域防災力向上の鍵といえるものである。
- (3) 企業等の自主的判断による地域貢献だけでなく、市や防災関係機関が行う災害対策の一部を企業等が、その得意な業務において協力することについて、あらかじめ協定を締結するなど、平時から市や防災関係機関との連携に努める。
- (4) 災害時の事業活動の維持又は早期の機能回復は、都市機能回復に重要な役割を果たす一方、企業等は災害による被害を最小化し、自らの存続を図っていかなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより、災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。

4 市及び県の役割

(1) 防災訓練への参加の呼びかけ

企業を地域コミュニティの一員として防災訓練等の機会をとらえ、企業等に対し防災訓練等の周知を行い、積極的参加を呼びかける。

(2) 企業 BCP 策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）への取り組み

市及び県は、企業に対し事業継続計画（BCP）策定や事業継続マネジメント（BCM）導入に向けた普及啓発や指導助言に努める。

また、市においては、商工会、商工会議所と連携し小規模事業者の事業継続力強化を支援するための計画を作成し、BCP 策定率の向上に努める。

(3) 事業所との消防団活動協力体制の構築

市は、「消防団協力事業所表示制度」等を活用し、事業所との消防団活動協力体制の構築を図る。なお、制度の円滑な運用を行うため、消防庁が示した「消防団協力事業所に関する要綱」等を定め、地域の実情に適した消防団協力事業所の推進を定める。

※消防団協力事業所表示制度

消防団員の多くが被雇用者という状況の中、消防団の活性化のためには、被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい活動環境を整備することが重要である。消防団協力事業所表示制度は、事業所の協力を通じて事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度である。また、事業所が、市町村等の定める協力を行っている場合には「消防団協力事業所表示制度」表示マークを事業所に掲示したり、市報等で防災協力事業所であることを地域住民に紹介したりしている。

(4) 企業の防災に係る取組の評価

市及び県は、企業の防災に係る取組について、優良企業表彰等により、企業の防災力向上に努める。

(5) 金融的支援

被災した中小企業に対する資金対策としては、金融機関の融資、熊本県信用融資保証等により、事業所の復旧に必要な資金の融資が円滑に行われ、早期安定が得られるよう努める。

【資料編】17-6 災害に対する金融措置

第2節 行政の災害対応力の強化

第1項 防災施設等の整備

本計画は、災害発生の未然防止又は被害の拡大防止のための水防、消防及び救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備又は推進、並びに防災業務施設の被害の予防を図るものである。

また、大規模災害が発生し県内外から広域的な応援を受ける場合に、自衛隊、警察、消防をはじめとする、応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、確保を図るものである。

【防災拠点】

広義には避難地・避難所から備蓄倉庫、救援物資の集積所、がれき置き場、応急復旧活動の拠点、本部施設やその予備施設等幅広い概念で捉えられている一方、狭義には本部施設や応急復旧活動の拠点の意味で用いることが多い。

【広域防災拠点】

市町村域を越えた広域行政圏において、あるいは都道府県域を越えた大都市圏等において応急復旧活動の展開拠点となる施設や、被災地内への救援物資の輸送の中継拠点となる施設等を一般的名称として呼んでおり、その役割、機能、整備主体等は様々である。

～防災拠点等のあり方について～平成24年7月内閣府（防災担当）

1 防災拠点施設の整備

災害が発生した場合、被害を未然に防ぎ、あるいは被害を最小に止めるための防災活動拠点として、物資の集積や情報の収集伝達が可能な施設を、市内各所に配置しておく必要がある。

防災拠点施設は、混乱防止のため避難者の収容施設とは別に設ける必要があるため、市の施設をあらかじめ指定しておき、必要な資機材を配置するとともに、職員の定期訓練を実施し防災体制の強化を図る。

また、防災拠点施設では、大規模地震・津波発生時の機能の確保を図るため、耐震性及び耐火性の確保に努めるとともに、庁舎及び設備等の管理者は、地震発生直後の点検及び応急復旧について平時から体制等を整備しておくものとする。

さらに、防災拠点施設のうち非常電源の容量不足の施設に対し、施設の防災体制における位置づけに応じて太陽光など再生可能エネルギーを活用した発電設備の設置を推進し、災害時に安定した電力の供給を確保する。

特に、桜町地区再開発施設における施設の耐震性の向上や設備基盤等の強化に続き、今後、花畑広場並びに、熊本駅周辺地区等においても、帰宅困難者の受入拠点などを定めるエリア防災計画を策定し、防災面での機能強化を図るものとする。

■防災拠点施設

災害時	施設名		
災害対策本部	市役所本庁舎	熊本市民病院	消防局庁舎
	上下水道局庁舎	植木病院	
区対策部等	各区役所	総合体育館・青年会館	各消防署
その他災害対策部	各まちづくりセンター等	各土木センター	各消防出張所
	診療所		
指定避難所等	公民館	小・中学校、高校	体育館等

【関連部局】
政策局

(1) 市役所本庁舎、各区役所、消防局庁舎、上下水道局庁舎、土木センター

市役所本庁舎、各区役所、消防局庁舎、上下水道局庁舎及び土木センターでは、災害発生時の防災活動担当区域を設定し、区域内の防災活動を実施及び支援するなど、災害対策の重要な拠点となるため、庁舎、通信施設、非常用電源等を定期的に点検し、機能の維持・管理を行うとともに、必要に応じ施設や機能の充実強化を図るものとする。そのため、情報システムの早期復旧及び維持にかかわる専門的技術を有する人材を確保するものとする。

また、大規模な地震発生後も継続して機能を果たせるよう、情報システム等サーバー機器、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、定期的に確認を行うものとする。さらに、災害発生時の被災者の円滑な救出・救助活動に支障が生じないよう、住民情報等の保管場所や保管媒体を複数確保するなどバックアップ体制を整備するものとする。

なお、市役所本庁舎には災害対策本部を、各区役所には区対策部を設置する。

(2) 災害対策本部機能代替施設

災害発生時に市役所本庁舎に被害が生じた場合は、災害の種類や被災の状況等を考慮し、本部長（市長）の判断により災害対策本部機能を次のいずれかの施設に移転させる。

第1 **消防局庁舎** 第2 **熊本城ホール** 第3 **熊本市民会館** 第4 **上下水道局庁舎**

【関連部局】
健康福祉局
病院局

(3) 医療施設

ア 災害時の拠点病院の確保

県が災害時の医療体制を確保するため、災害拠点病院として以下の病院を指定している。

基幹災害拠点病院	○熊本赤十字病院
地域災害拠点病院	○済生会熊本病院
	○独立行政法人 国立病院機構 熊本医療センター

本市には応急救護機能を担う場所として、熊本市民病院と植木病院がある。

イ 救護所の設置

本市としては、傷病者の応急処置にあたりとともに、市管理の避難場所（小・中学校等）に、必要に応じ医療救護所（医療処置を行うなど医師及び歯科医師の配置が必要な救護所）又は救護所（健康相談等の業務のみを行う救護所）を設置する。

また、こころの健康センターに、精神科医療救護班を設置し、救護所へ派遣する。精神科医の確保については県の協力を得て配置する。

【関連部局】
消防局

(4) 消防署所

災害発生時の活動拠点である、消防署所及び消防団機械倉庫を整備拡充するとともに、災害活動時に最も重要な通信施設の安全性の確保を図るものとする。

ア 消防署所の整備

消防署所は、災害活動の中枢をなすものであり、都市化の進展とともに適宜見直しを図りながら、適正配備を進める。

イ 消防署所の防災拠点化

災害活動拠点である消防署所は、災害が発生した場合でも被害が最小限かつ活動に支障がないよう整備しなければならない。活動用資機材の備蓄等、防災拠点としての機能を整備し、非常用自家発電設備等の維持管理を図っていく。

ウ 消防団機械倉庫の防災拠点化

消防団は、地域に最も密着した防災機関であり、災害時にはその活動に大きな期待が寄せられている。このため、団員や地域住民の研修の場を兼ね備えた機械倉庫を地域ごとに整備していくとともに、活動資機材の整備等、防災拠点として整備していく。

エ 広域防災センターの整備

防災に関する知識の普及啓発を図るため、広域防災センターの防災教育資機材を再整備するとともに、新たな広域防災拠点施設についても検討していく。

(5) その他の市立施設

(1)～(4)に規定されている施設（以下、指定防災拠点という。）以外の市の施設については、最寄りの指定防災拠点の予備として、指定防災拠点に被害があったときの代替施設とする他、必要に応じて物資搬入出の拠点として使用できるような空間を確保し、緊急時に備えた職員の訓練を定期的実施する。

(6) 県による防災活動拠点の確保

県は、大規模災害発生時における迅速かつ確な災害応急活動に資するため、以下の広域防災活動拠点を整備するものとする。

ア 広域防災活動拠点

- (ア) 災害想定規模 : 広域の市町村におよぶ大規模な地震・津波災害
- (イ) 応援規模 : 県外からの応援
- (ウ) 役割 : 広域、全県的な活動拠点
- (エ) 拠点数 : 県内に数箇所程度
- (オ) 指定の状況

名称	対象地区	施設名等
広域防災活動拠点	県下全域	熊本県民総合運動公園、グランメッセ熊本、熊本県消防学校

イ 九州域内の防災活動拠点

県は、県域を越えた広域的な災害に迅速に対応するため、阿蘇くまもと空港、天草空港を九州域内の防災活動拠点として効果的に活用することとし、空港施設や空港周辺県有地における受援、応援機能の強化、また、本県の拠点港湾として、災害時の支援物資の供給、人的支援の活動拠点として整備等を行うこととしている。

ウ その他の防災活動拠点の確保

今後、大規模な災害に限らず、相当規模の災害や市町村区域内の災害など、災害規模に応じた防災活動拠点（地区防災活動拠点、地域防災活動拠点など）の確保を図る。

エ 防災活動拠点への設備整備

防災活動拠点となる施設には、非常用電源設備、耐震性貯水槽、防災行政無線、備蓄倉庫、臨時ヘリポート等の設備の整備を図るものとする。

2 防災通信網の整備

市、県及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る防災通信網の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と専門的な知見・技術を基に、耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

また、様々な環境下にある住民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、報道機関に加え、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディアやワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

市、国、県及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

現在、熊本市が運用している通信網は次のとおりである。

【関連部局・
機関】
政策局
総務局
NTT 西日本

(1) 有線系（電話系）通信網

NTTの電話回線を使用する通信系であり、使用法の簡易さ、維持の容易さ・排他性・情報量の多さ・多様な使用形態という特徴から防災通信用には最適であるため、本通信網が利用できる場合は、他の通信網に優先して利用する。ただし、災害時には一部又は全部の回線に障害が発生することも考慮したうえで運用体制を整備する。

ア 災害時優先電話

外部との連絡に必要な電話回線を確保するため、特定の回線をNTTの回線規制を受けない優先回線に設定しておく。なお、本回線は発信時のみ優先となるため、担当部局にはその旨を周知し、優先回線を受信用途に使用しないために必要な注意事項を徹底しておく。

イ 特設公衆電話及び特設公衆Wi-Fi

NTTは特設公衆電話を事前設置しており、災害発生時に無料で利用できるようにしている。ただし、平常時は利用できない。

【資料編】5-2-6 特設公衆電話設置一覧

ウ 携帯電話

一般回線と比べて被災時の立ち上がりが比較的速い携帯電話を必要数確保し、情報収集伝達に利用する。

エ 専用回線

一般回線と異なり使用上の規制を受けない専用回線を、災害発生時の情報収集伝達に利用できるよう方策を検討する。

オ FAX回線及びINSデータ回線

一般回線と比較して接続に規制がかかりにくいこれらの回線を情報収集伝達に利用できるよう、必要な機材を整備し運用計画を準備する。

(2) 衛星携帯電話通信網

有線系が利用できない場合、また携帯電話が利用できない状況でも確実な情報の伝達等を行うため、衛星携帯電話を利用する。

(3) 熊本市防災行政無線

災害により電話等の有線通信網が被害を受けて使用が困難な場合、主として行政機関間の情報収集と、市民に対する情報伝達のための無線通信網として防災行政無線網を整備・運用する。

ア 移動系

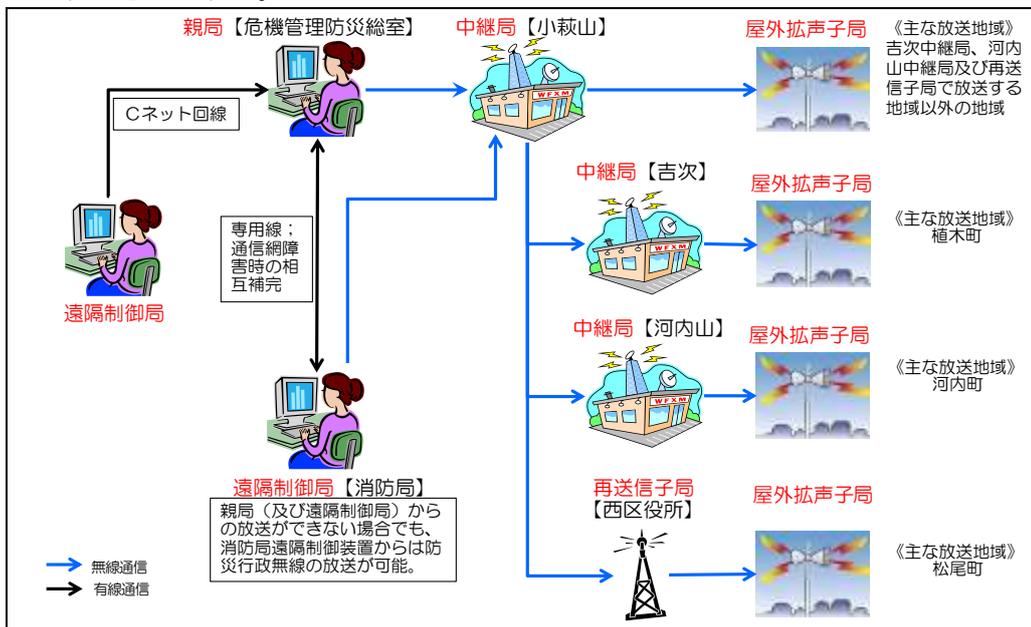
各区役所、総合出張所等及び各土木センターとの連絡に使用する。

イ 固定系

市民に防災情報を提供するためと、河川溢水等による災害防止に要する情報収集を行うため、同報系とテレメータ系の2系統を整備・運用する。

(ア) 同報系

同報系防災行政無線は、市民へ一斉に迅速な情報伝達が可能で体制を構築するものとする。



【資料編】5-2-1 熊本市防災行政無線

(イ) テレメータ系（警報局を含む）

- ・ 河川の水位変化と各地の雨量をモニターし、避難のための情報を市民に伝達するために使用する。
- ・ 水位局：河川の水位をセンサーで検出し、テレメータに送信する。
- ・ 雨量計：設置場所の雨量を計測し、テレメータに送信する。
- ・ 警報局：河川附近の住民に対して、避難のための情報を放送する。
- ・ 画像監視局：河川の水位状況をCCTVカメラにて遠方監視する。

【関連部署】
政策局
消防局
各区役所

【資料編】3-3-4 水位計等の設置と運営要領

5-2-1 熊本市防災行政無線

【関連部局】
政策局

(4) 災害時情報伝達手段の多重化

- ア 災害発生直前・直後……デジタルMC A無線の配備
災害時における避難関係や配備体制変更等の情報の同時共有のため各区役所、総合出張所等の防災拠点施設に配備する。
- イ 被災地対応……携帯電話（災害時優先）及び携帯型PHSの配備
災害現地等への出動の際の通信手段及び停電等により固定電話が使用できない場合の代替手段として、操作、移動の利便性を考慮して配備する。
- ウ 避難所運営等……携帯電話
避難所及び現地本部・調整所等との通信手段として、迅速に設置でき、操作が簡単で容易に扱え、かつ通信規制がかからないことから配備する。

【資料編】3-3-3 情報伝達手段の多様化要領

5-2-5 熊本市防災情報伝達体制整備一覧

【関連部局】
消防局

(5) 消防通信網

- 災害時における情報管理機能の充実強化を図るため、時代のニーズに応じた新技術を導入し、段階的な整備拡充を図る。
- ア 消防指令管制システムの効率的運用
消防指令管制システムを構成する有線系、多重無線系、衛星通信系ネットワーク等を効果効率的に活用して、迅速かつ的確に災害情報収集・伝達を行う。
 - イ 画像電送システム
国・県・市を結ぶネットワークを効果効率的に活用し、迅速かつ的確に災害時における映像情報収集・伝達の的確・迅速化を図る。
 - ウ 非常通信体制の強化
有線・無線通信システムの一体的な運用等の、災害時における重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

【資料編】5-2-2 消防通信

【関連部局】
上下水道局
交通局

(6) その他の市関係無線

上下水道局や交通局が日常業務で使用している有線若しくは無線の施設・設備を防災情報収集伝達網に組み入れ、各局での災害時対応のツールとして利用する。

【資料編】5-2-3 熊本市上下水道局無線

5-2-4 熊本市交通局無線

【関連部局】
政策局

(7) 熊本県防災行政無線

熊本県が整備している防災行政無線を利用して、県内各自治体、各消防本部、日本赤十字社熊本県支部などの機関への連絡に使用する。

(8) (社)日本アマチュア無線連盟熊本県支部

アマチュア無線免許所有者のうち希望者により組織した(社)日本アマチュア無線連盟熊本県支部を、初動時の情報収集体制の一部として位置付ける。

3 防災資機材等の整備

消防防災活動に必要な資機材を各地域に整備するとともに、消防車両等を充実し、大規模災害に備えるものとする。

(1) 消防活動資機材の充実

各消防署所の消防車両、消防資機材、救急救助資機材及び消防団の積載車等の計画的な設備充実を図っていく。

【関連部局】
消防局

【資料編】6-2 消防用機械等の配備及び保有状況

(2) 大規模災害用車両の整備

多数の職員を要する大規模災害に対応するため、緊急搬送車や災害支援車等を整備充実していく。

【関連部局】
消防局

【資料編】6-5 車両関係等

(3) 資機材の調達

災害時における必要な資機材等の円滑な調達・支援要請等を図るため、平素から防災関係機関・団体相互間の緊密な連携・協力関係の保持に努めるものとする。

【関連部局】
政策局
消防局

なお、市、県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

【資料編】6-1 災害対策本部に備蓄する資機材等の保有状況

(4) 防災倉庫等における資機材などの整備

市が災害時に救助を実施するうえで必要な資機材、非常食糧及び生活物資については、防災倉庫、備蓄倉庫、分散倉庫等に整備している。

【関連部局】
政策局
消防局
各区役所

【資料編】6-3 水防倉庫等

6-4 防災倉庫・備蓄倉庫・分散備蓄倉庫に関する維持管理規定

(5) 広域防災センターの防災備蓄整備

広域防災センター内の防災備蓄資機材を充実し、市民の自主防災活動の核となるよう整備する。

【関連部局】
消防局

【関連部局】
健康福祉局
経済観光局

4 物資供給計画

大規模災害時における避難者数を 11 万人と想定し、指定避難所への避難者やそれ以外の被災者等への物資供給について、備蓄対策と受入・配送対策とを連携し、ニーズ把握、受入れ、配送等を事前に盛り込んだ「物資供給計画」を策定する。

また、計画に基づき「物資供給計画対応マニュアル」を策定し、日頃から市民・地域・企業等や各対策部と情報を共有し、災害発生時に備えるものとする。

【資料編】14-1 熊本市大規模災害時における物資供給計画対応マニュアル

(1) 基本的方針

- ア 物資供給、輸送等に関する災害協定や自治体間の相互応援協定を活かした物資受入配送対策とする。
- イ 各家庭、地域、企業等に災害発生から最低 1 週間以上の備蓄促進を強化する。
- ウ 小中学校等に設置している分散備蓄物資は指定避難所へ配給する。また、指定避難所以外の被災者へも物資配給ができる体制を整備する。
- エ 各避難所運営委員会及び各区避難対策班は、指定避難所をはじめ校区内の避難・被災者の情報把握に努め、物資ニーズをタブレット等により発注し、災害対策本部と連携し物資供給を行う体制を整備する。
- オ 避難者想定数及び上記を踏まえ、女性、子ども、高齢者、障がい者等の災害弱者の視点を考慮し、災害初動時に必要となる非常食、生活物資、資機材等の備蓄対策とする。

(2) 備蓄対策

- ア 災害協定による流通備蓄、家庭・地域内での備蓄促進等を踏まえ、行政で備蓄すべき数量を避難者想定者数の 11 万人の 1 日分とする。
- イ 備蓄する品目は、非常食、飲料水、生活必需品、資機材等とし、災害弱者の視点を踏まえた品目とする。
- ウ あらゆる機会を捉え、啓発・周知に努め、家庭、地域、企業内の備蓄促進を図る。

(3) 物資供給体制

- ア 小中学校の分散備蓄倉庫、備蓄倉庫、防災倉庫に分散備蓄している物資は、指定避難所や、指定避難場所の避難者や、その他被災者及び救助活動や復旧活動従事者等必要とする者へ配給・貸与する。
- イ 地域が把握した指定外の避難所や在宅被災者へは、指定避難所での配給も可能とする。
- ウ 大規模災害時に物資受入配送機能（フォークリフト、パレット使用可能）を持つ「防災備蓄センター」として既存市有施設を活用し整備する。
- エ 大規模災害時に物資受入配送拠点となる施設候補地を事前に決めておき、災害の状況により開設できるよう整備する。
- オ 大規模災害時は、災害対策本部に各局職員で組織する物資供給オペレーションセンターを設置し、区対策部等と連携し迅速な物資供給体制を整備する。
- カ 災害協定に基づき、物資受け入れ、荷捌き、管理、配送業務などは、できるだけ団体、民間企業に要請する。

(4) 指定都市市長会行動計画、九州市長会防災部会による被災地支援

- ア 「広域・大規模災害における指定都市市長会行動計画」において、熊本地震を踏まえてプッシュ型物資支援は、国の支援体制との整合性を図り、発災から3日以内を前提に被災地の近隣市より行うこと、全市の備蓄物資を一覧できる台帳を整備し共有することなどについて協議を行っている。
- イ 九州市長会防災部会においては、発災直後に幹事市からリエゾンを派遣し、また、24時間後には即応支援班を派遣し、集積拠点から避難所までのピストン輸送や荷捌き等支援を行う相互応援プラン策定に向けた協議を行っている。

5 飲料水及び生活用水の確保

水道は、市民生活を営む上で最も身近でかつ重要なものである。

また、市民の生命を守るため、飲料水及び生活用水を確保することは、水道事業の最重要課題であり、今後、次のような取組を推進する。

(1) 災害対策用貯水施設の整備

主要な配水池や調整池に緊急遮断弁を設置し、緊急時の飲料水を確保するとともに、給水塔の設置等による給水車への充水作業の円滑化を図るための整備を行う。

また、上下水道局が定める応急給水計画に基づき、小中学校にある既存の貯水機能付給水管へ充水を行うとともに、給水車や給水タンク（車載型）等を利用した応急給水活動を実施する。

(2) 耐震性貯水槽（地下タンク）の点検

発災時の飲料水、生活用水及び初期消火用水の確保を目的として、耐震性貯水槽の整備がなされている。

所管課である各区土木センター及び消防局は、災害に備えて動作確認等の保守点検を適正に行う。

上下水道局は、点検時の仕切弁操作に係る支援作業を実施する。また、点検に併せて水質検査等を実施し、検査結果を所管課へ通知する。

(3) 水のため置きの促進

各家庭で緊急時の生活用水を確保するよう市民周知に努める。

【資料編】14-3 給水関係施設等

6 消防水利の整備

二次災害的に発生する火災から住民を守るため、消火栓の整備を図るとともに、消火栓使用不能に備え、防火水槽の設置及び耐震性貯水槽の整備を進める。

また、自然水利を有効に活用するため、水利部署が可能な場所の把握を行う。

【関連部局】
環境局
都市建設局
消防局
教育委員会
上下水道局

【関連部局】
都市建設局
消防局

(1) 耐震性貯水槽及び防火水槽の整備

耐震性貯水槽は、一定の基準のもとに整備を進める。また、防火水槽は、原則として水利不便地区等に設置するものとする。

■防火水槽の設置状況（令和3年4月1日現在）

公設	759
私設	965
計	1,724

■耐震性貯水槽の設置状況（令和3年4月1日現在）

番号	所在地	容量等	備考
1	北区楠3丁目10-1（楠中央公園）	耐震性貯水槽 (100 t 型)	防災倉庫 を併設
2	中央区渡鹿1丁目15-1（渡鹿公園）		
3	東区錦ヶ丘8-1（錦ヶ丘公園）		
4	東区東野2丁目26-1（秋津中央公園）		
5	中央区八王寺町1075（八王寺中央公園）		
6	西区蓮台寺4丁目14（蓮台寺公園）		
7	中央区草葉町5-1（白川公園）		
8	南区馬渡1丁目63（平成中央公園）		
9	西区池上484（池上中央公園）	耐震性貯水槽 (60 t 型)	

(2) 自然水利の活用

地震発生時には、消火栓が使用不能になることが十分予想され、消防水利の確保が重要な問題になる。このため、市街地を流れる白川、坪井川等の河川からの消火用水の確保策を講じておくものとする。

(3) プール等の活用

学校プール及び事業所等の消防用水を、緊急水利として災害時に有効活用するため、関係機関と連携をとりながら確保策を講じておくものとする。

第2項 広域応援体制等整備計画

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努める。

また、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、近隣の地方公共団体に加えて、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結にも考慮する。

1 市町村間の相互協力体制の整備

市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、平常時から「熊本県消防相互応援協定」に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備え「熊本県都市災害時相互応援に関する協定」や「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」を締結しており、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるよう努める。

また、熊本地震における対応等について検証し得られた知見を近隣自治体と共有し、圏域の災害対応力の向上を図るものとする。さらに、国や県と連携し、近隣自治体の復興に向けて必要な情報や技術等の提供を行うものとする。

【関連部局】
政策局

市は、将来災害が発生した際に的確に対応するため、近隣自治体と連携して広域的な防災体制を強化するとともに、都市圏構成市町村全体の調整を行うこととする。

【資料編】8-4 民間協力団体

2 防災関係機関の連携体制の整備

【関連部局】
政策局
消防局

(1) 共通

市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、市は、食糧、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

(2) 消防機関

「熊本県消防相互応援協定」、「熊本県消防広域応援基本計画に基づく熊本市消防局応援計画・受援計画」等に基づき、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の体制整備に努める。

【資料編】7-1 熊本県消防広域応援基本計画に基づく熊本市消防局応援計画・受援計画

7-2 災害対策本部と消防局との連携強化要領

7-3 消防団との連携強化要領

3 受援計画

【関連部局】
全局

市、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に受援計画を位置付ける。

- (1) 受援計画には、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、応援隊の災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の集結・活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等のほか、受援に必要な事項を記載する。
- (2) 職員は、派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで、各自で賄うことが出来るよう自己完結型の体制を心がける。

【資料編】7-1 熊本県消防広域応援基本計画に基づく熊本市消防局応援計画・受援計画

4 広域応援拠点等の整備

【関連部局】
政策局
消防局

市は、災害の状況により広域拠点となる応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等を選定、整備し、関係機関と情報を共有する。

第3項 業務継続計画（BCP）及び災害時受援計画の策定

1 業務継続計画の策定

熊本市域において大規模災害が発生した際に本市自らも被災し、人員等の行政資源に制約がある状況下においても、災害対応その他市民生活に欠かせない重要業務を継続的に行うため、「熊本市非常時優先業務の実施のための業務継続計画の策定等に関する条例」に基づき業務継続計画を策定するとともに、非常時優先業務を選定している。

当該計画については、同条例第4条の規定に基づき、訓練の実施状況の検証等を踏まえ、必要な見直しを行う。

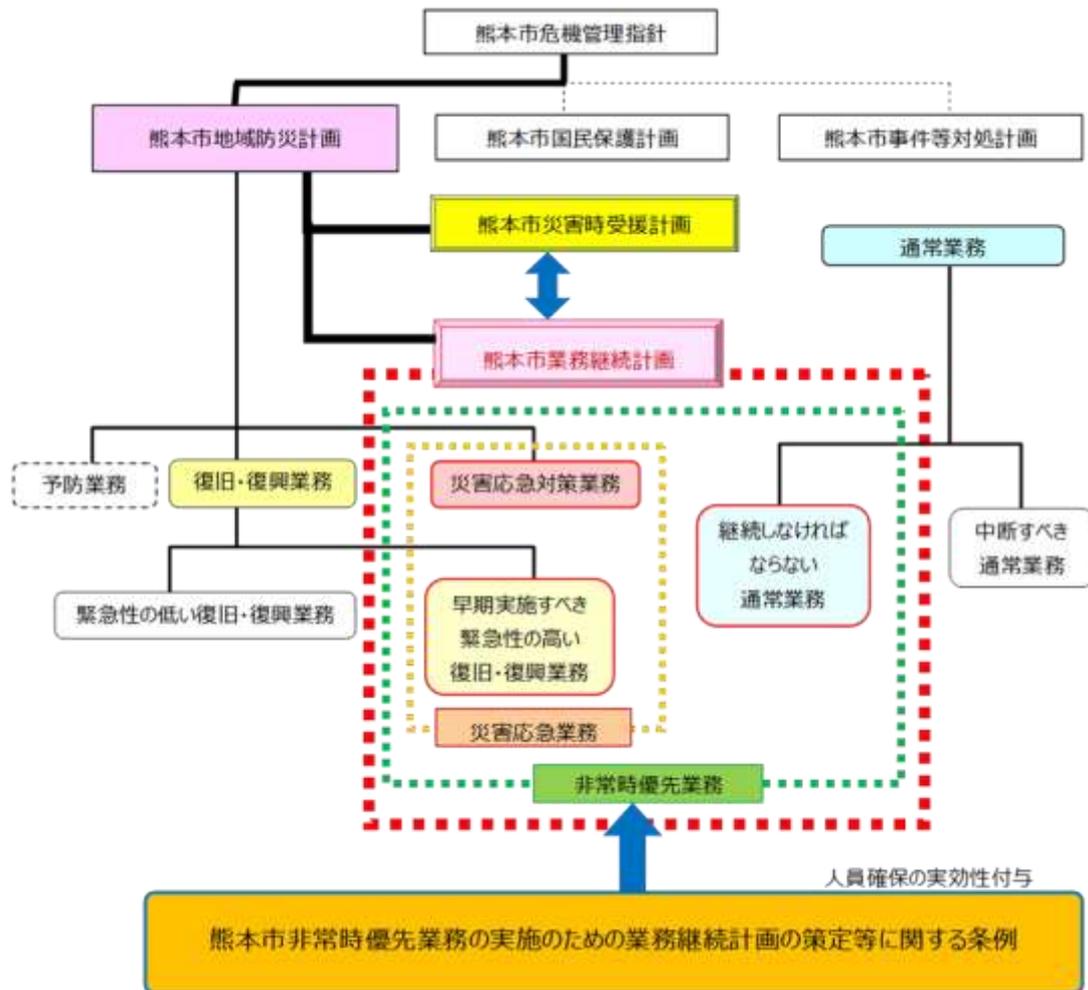
※ 業務継続計画：大規模災害が発生し、本市自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、災害応急対策その他の優先的に実施すべき業務を特定するとともに、当該業務の執行に係る体制、手順、資源の確保等をあらかじめ定めることにより、当該状況下における適切な業務執行を図ることを目的とする計画をいう。

※ 非常時優先業務：災害応急対策の業務その他の大規模災害の発生後おおむね1月の期間において優先的に実施すべき業務として業務継続計画で定める業務をいう。

2 災害時受援計画の策定

大規模災害が発生した際に、他の地方公共団体や民間企業及びボランティア等からの応援を円滑に受入れ、人的資源及び物的資源を非常時優先業務に効果・効率的に配分・配置し、熊本市業務継続計画の実効性を担保するため「熊本市災害時受援計画」を策定している。

業務継続計画・災害時受援計画の位置付けと業務の範囲



第4項 調査研究

【関連部局】
政策局

熊本市は、熊本市制が公布された明治22年(1889年)に、金峰山南東麓付近を震央とするマグニチュード6.3の直下型地震に襲われている。熊本県下の被害は、家屋の全半壊が475棟、死者20名、負傷者74名の被害であった。

震災対策を効果的に進めるためには、地震危険度の予測、地震規模や地震被害の想定とそれに基づく予防対策や地震発生後の被害を最小限に止めるための応急対策、復旧復興対策を検討しておくことが重要である。

このことにより、昭和63年(1988年)に震災対策基礎調査が報告され、これを震災対策計画の指標としてきた。

平成7年度から、あらためて震災対策基礎調査を開始し、基礎的な地盤の特性把握、地震動、液状化の危険度、建築物・ライフライン・人的被害など各種の被害想定を、平成8年度末に完了させた。

平成9年度には、一時避難場所を中心としたアセスメントを行うとともに、各種災害危険箇所・避難場所・防災関係施設等を図示した防災マップを作成し、町内自治会及び関係機関等へ配付した。

平成24年(2012年)7月の九州北部豪雨を受け、今後の減災対策のための方策を検討するため、熊本大学との共同研究により、次の事項について取組み、研究成果を納めた。

- (1) 避難行動等に関する住民の防災意識の動向(2,000人アンケート)
- (2) 避難指示等の発令文(通知文)の内容
- (3) 効果的な避難情報の伝達方法(多様な手段の活用とその手法)
- (4) 自助、共助による円滑な避難行動につながる方策

しかし、平成28年(2016年)4月14日21時26分に熊本地方を震央とするマグニチュード6.5の地震(前震)が発生し、熊本市では震度6弱を観測した。その後、4月16日1時25分に同じく熊本地方を震央とするマグニチュード7.3の地震(本震)が発生し、熊本市では震度6強を観測した。4月14日の地震は日奈久断層帯の北端部の活動、4月16日の地震は布田川断層帯の活動によるもので、隣接する二つの断層帯が連動することで発生した連動型地震とみられている。熊本市の被害は、死者69名、重傷者728名、家屋の全壊5,717棟、半壊46,598棟にも及んだ。(平成29年3月31日現在)

今後は、被害想定システム、避難所情報システム、住民安否情報システム等からなる総合的な震災対策支援システムの構築についても、検討していく必要がある。

- | | | |
|------------|----|-----------------------|
| ○ 昭和63年 | —— | 震災対策基礎調査 |
| ○ 平成7年～8年度 | —— | 震災対策基礎調査 |
| ○ 平成9年度 | —— | 一時避難場所を中心としたアセスメントの実施 |
| ○ 平成12年度 | —— | 災害種別毎避難所調査 |
| ○ 平成25年度 | —— | 熊本市防災アセスメント調査 |

第3節 災害に強い都市づくり

第1項 都市の防災化

災害に強い都市構造の形成を図るため、令和2年3月に制定した「熊本市国土強靱化地域計画」に基き、幹線道路、避難路、指定緊急避難場所・指定避難所、広域避難場所、緊急輸送道路等の整備、延焼遮断帯並びに防災活動拠点ともなる都市公園、河川敷地、港湾など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽化した住宅等が密集している地域の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行うものとする。

また、施設管理者は、商業施設及び駅等不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性に鑑み、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化するものとする。

1 都市の防災・減災構造化

【関連部局】
都市建設局

(1) 都市計画の地域等の指定状況

本市における都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく地域等の指定状況は次のとおりである。（平成31年4月1日現在）

■ 都市計画法に基づく地域等の指定状況

熊本都市計画区域	面積（約 ha）	割合（％）
市域面積	39,032	
都市計画区域		
市街化区域	10,795.4	
市街化調整区域	24,637.6	
用途地域		
第1種低層住居専用地域	1,068	9.9
第2種低層住居専用地域	107	1.0
第1種中高層住居専用地域	2,562	23.7
第2種中高層住居専用地域	2,552	23.6
第1種住居地域	1,176	10.9
第2種住居地域	641	5.9
準住居地域	224	2.1
近隣商業地域	539	5.0
商業地域	385	0.6
準工業地域	1,176	10.9
工業地域	366	3.4
防火地域		
防火地域	118	
準防火地域	1,490	
都市計画公園	計 735.18	
公園	484.04	
緑地	214.84	
墓園	36.30	

注) これらは、いずれも土地利用の面から都市の構造に関わるものであるが、中でも特に、都市の防災化に関係の深いものは防火地域及び準防火地域である。防火地域及び準防火地域は、都市計画法に基づき市街地における火災の防除をするため決定さ

れるが、これらの地域内では、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)の規制により、建築物や工作物に一定の防火性能や不燃化措置を義務付けるものである。

(2) 緊急輸送道路等の整備

災害時においては、物資・資機材・要員の輸送及び負傷者の搬送が早急に必要となる。これらの活動を円滑に行うため、以下の道路を緊急輸送道路に指定し、整備を図ることとする。

さらに、指定された緊急輸送道路については、沿道建造物の不燃化及び耐震強化を図り、電柱等の構造物の地中化を推進し、自販機・看板等の落下防止に努める等、関係機関、住民等に理解を求めていくものとする。

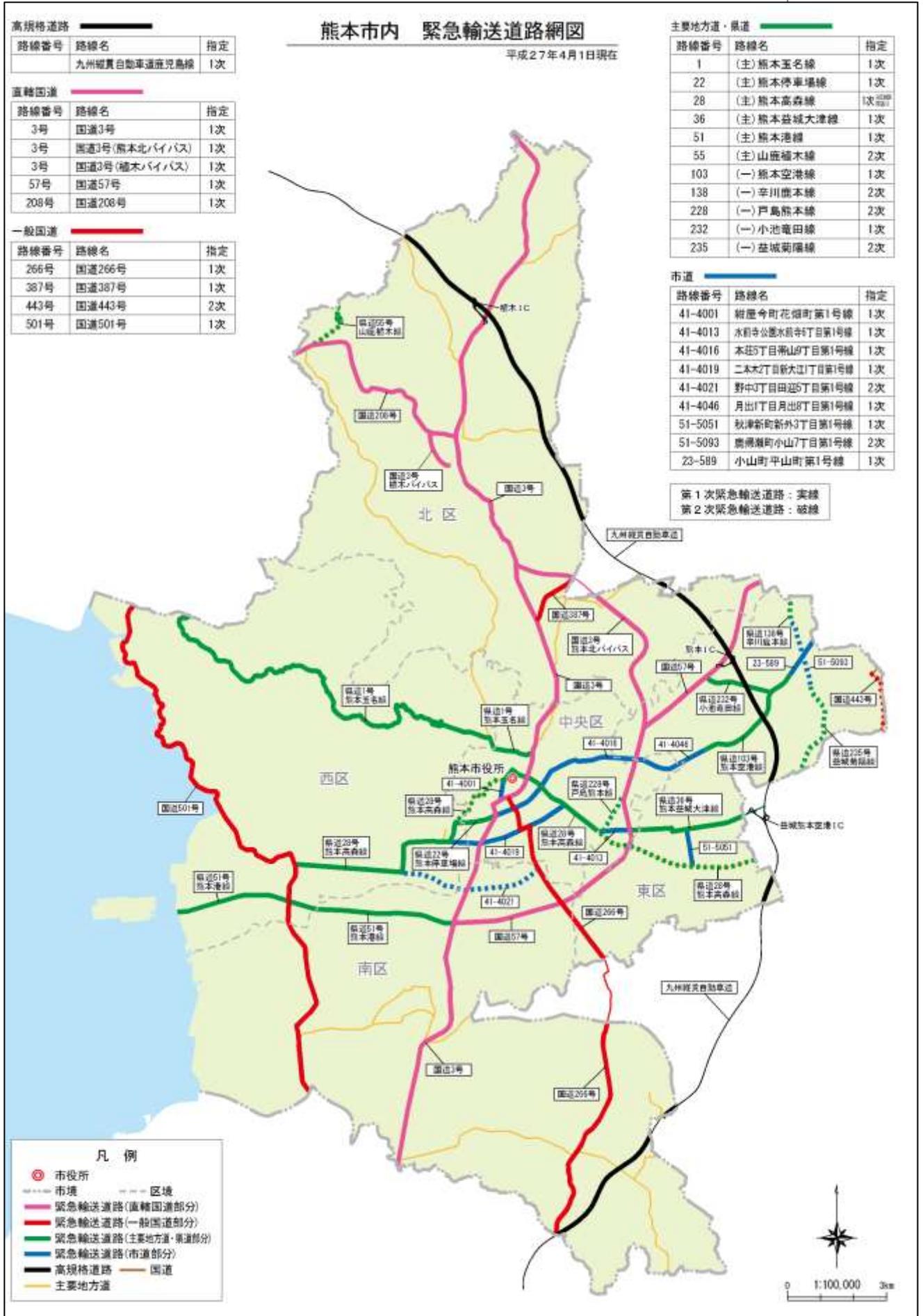
- ア 国道 3 号、57 号、208 号、501 号
- イ 市庁舎と県庁、熊本赤十字病院及び自衛隊をつなぐ路線
- ウ 市庁舎と消防局本庁をつなぐ路線
- エ 市庁舎と国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所をつなぐ路線
- オ 市庁舎と東西北区土木センター・各区役所・(総合)出張所をつなぐ路線
- カ 市庁舎と熊本空港、熊本港、高速道路熊本インターチェンジ、高速道路益城熊本空港インターチェンジをつなぐ路線

なお、熊本県においても緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、整備を図っている。

第 1 次緊急輸送道路 (カッコ内は路線番号)	
高規格道路	九州縦貫自動車道鹿児島線
直轄国道	国道 3 号、国道 57 号、国道 208 号
一般国道	国道 266 号、国道 387 号、国道 501 号
主要地方道	熊本玉名線(1)、 熊本停車場線(22)、 熊本高森線(28)※第 2 次区間あり、 熊本益城大津線(36)、 熊本港線(51)
一般県道	熊本空港線(103)、小池竜田線(232)
熊本市道	紺屋今町花畑町第 1 号線(41-4001)、 水前寺公園水前寺 6 丁目第 1 号線(41-4103)、 本荘 5 丁目帯山 9 丁目第 1 号線(41-4016)、 二本木 2 丁目新大江 1 丁目第 1 号線(41-4019)、 月出 1 丁目月出 8 丁目第 1 号線(41-4046)、 秋津新町新外 3 丁目第 1 号線(51-5051)、 小山町平山町第 1 号線(23-589)

第 2 次緊急輸送道路 (カッコ内は路線番号)	
一般国道	国道 443 号
主要地方道	熊本高森線(28)※第 1 次区間あり、 山鹿植木線(55)
一般県道	辛川鹿本線(138)、戸島熊本線(228)、益城菊陽線(235)
熊本市道	野中 3 丁目田迎 5 丁目第 1 号線(41-4021)、 鹿埴瀬町小山 7 丁目第 1 号線(51-5093)

■緊急輸送道路



【関連部局】
都市建設局
消防局

(3) 防火地域及び準防火地域

建築物の不燃化等を促進することにより、都市の防災性をより一層向上させるため防火地域及び準防火地域を適切に配置する。

防火地域及び準防火地域の検討に当たっては、都市の成長に伴った都市構造の変化を踏まえ、高容積指定地区や老朽化した密集している地域だけでなく、大規模地震の発生時の避難所となる公園や避難経路となる幹線街路の沿線や、延焼の防止の観点から十分考慮する必要がある。

また、被災地において、救急、医療、復旧活動等の中心となるような公共建築物のある地区やその周辺においても、防火性を高める必要がある。

【関連部局】
都市建設局

(4) 市街地の再整備

災害に強い都市にするためには、老朽化した建築物が密集し、生活環境の悪化した市街地において、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の手法を活用し、土地の合理化（隣地との共同建替えなど）等により、耐震・耐火性能に優れた良好な建築物への建替え促進や、公園、緑地、広場、街路などの公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を総合的に進める必要がある。

※ 桜町地区再開発施設においては、施設の防災・減災機能を強化した建替えが完了し、大規模災害時において帰宅困難者等の受け入れが可能となっている。

(5) 一般建築物等の災害予防に関する啓発等

ア 防災知識の普及

市、県は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等の普及活動を行う。

イ 落下物による危険防止

地震時に、建築物の窓ガラスや看板などの落下による危険を防止するため、落下物の危険がある建築物について、その所有者や管理者に対し改修を指導する。

また、日頃から落下物の危険性に対し啓発を行うことも重要である。

ウ ブロック塀等の転倒防止

市、県は、ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機等の転倒防止のための指導及び啓発を行う。

エ 家具等の転倒防止対策

市、県は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報誌やパンフレットなどにより、住民に対して家具等の転倒防止の普及啓発を行う。

(6) 救急医療体制

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような広域的災害の場合、どの医療機関がどの程度の損壊を受けるのか予測することは不可能である。そこで、災害時救急医療の拠点となる医療機関として公的医療機関を中心に災害拠点病院（P. 155、218 参照）を指定するとともに、市内の医療機関で受け入れが困難な重症患者は、熊本県と連携を図りヘリコプター等を用いて広域搬送を実施する。

(7) 道路橋梁、河川対策

緊急輸送道路等を中心に道路や橋梁等の防災・減災化を図る為、「市無電柱化推進計画」に基づく整備、「市橋梁耐震補強計画」に基づく耐震化を推進する。

【関連部局】
都市建設局

【関連部局】
都市建設局

国道、県道、市道等の重要幹線道路の沿道の不燃化を図り、通行機能及び延焼遮断機能の強化を図る。市内を流れる河川の沿道の不燃化を図るとともに、公園、学校、福祉施設、社会教育施設などの公共施設との回遊性を確保し、緊急避難通路としての役割を負わせる。

2 道路交通の混乱防止対策

災害の発生直後の混乱により道路交通が阻害された場合、災害対策活動に必要な人員・資機材が必要な現場に届かないという事態が発生することが懸念される。

このような事態を防止するための対策を市、消防、警察及び自衛隊等が連携して以下のとおり推進する。

(1) 自動車運転者の取るべき措置の周知徹底

災害発生時に運転者が取るべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

ア 走行中の車両運転者は、次の要領により行動する。

- (ア) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できる限り安全な方法により、車両を道路の左側に停止させること。
- (イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- (ウ) 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。
- (エ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (オ) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。ただし、津波から避難をするためにやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路の障害物などに十分注意しながら運転すること。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に在る運転者は次の措置をとること。

- (ア) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - a 道路の区間にかかる通行の禁止又は制限が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - b 区域にかかる通行の禁止又は制限が行われたときは、道路外の場所
- (イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (ウ) 通行禁止区域内等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。なお、警察は運転者が、警察官の指示に従

【関連部局】
都市建設局

わなかつたり、現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することができる。また、警察官がその場合に行かない場合に限り、災害派遣を命ぜられた自衛官又は消防職員は、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急車両の円滑な通行のため、警察官に代わり警察官が行う命令又は措置を行うことができる。この場合において、自衛官又は消防職員は当該命令又は措置をとった場所を管轄する警察署長に、直ちに通知しなければならない。

(2) 交通安全施設の防災機能強化

緊急輸送道路として確保すべき道路を重点に、交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設の停電対策、耐震対策及び復旧対策等の防災機能の強化を図る。

(3) 災害発生時における迅速な交通広報

報道機関等を通じて、一般通行車両及び住民等に対し、道路の被害状況、交通規制状況、迂回路等の情報の周知徹底を図り、道路交通に支障のないよう万全を期すものとする。

(4) 自動車・自転車違法駐車対策

災害時に備えて、平常時から以下の事業を通じ、緊急時の通行の妨害になるような自動車・自転車の違法駐車防止に向けて周知徹底を図る。

ア 交通安全教育

高齢者、子ども、その保護者を対象に、歩行者及び自転車利用者としての安全教育を実施する。

イ 違法駐車対策

熊本市違法駐車等の防止に関する条例（平成 4 年条例第 17 号）に基づき、違法駐車等を防止するため、指定した重点地域において、助言及び啓発を行う。

ウ 放置自転車対策

現在、市民の手軽な交通手段として利用されている自転車を公共の場所に放置しないように、その駐輪マナーの向上を図り、また自転車等駐車場の整備を推進するとともに、熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）に基づき自転車放置禁止区域を指定し、放置自転車については随時移動保管を実施していく。

(5) 自動車運転者に対する広報

運転者に対して地震情報を的確に伝えるとともに、通行規制路線や幹線道路への流入を禁じる等の制限の周知を図るため、情報板の整備や公共交通機関の通信網を利用した道路上における広報機能の向上を図る。

(6) 自動車運転者のモラルの向上

違法駐車や災害時の自家用車の利用など、個人の勝手な行動により災害対策活動が阻害される事例は通常の火災等でも多く見られ、特に大規模災害時には、このような状況が致命的な結果につながるものと考えられている。

日頃から機会を捉えて運転者のマナーアップを図ることで、災害時に十分な道路交通を確保するよう、運転者への啓発を推進する。

(7) 災害における交通マネジメント

ア 九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通需要マネジメント（※1）及び交通システムマネジメント（※2）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。

イ 市は、自ら必要と認めたときは、国土交通省九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

ウ 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

エ 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。

※1 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※2 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組

3 建築物の防災対策

【関連部局】
都市建設局

(1) 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進

平成7年（1995年）に発生した阪神淡路大震災を教訓に、耐震診断及び耐震改修を促進することを目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が制定された。その後、東日本大震災の発生を受け、平成25年（2013年）11月に一部改正され、一定規模以上の不特定多数の者が利用する建築物等に、耐震診断の実施と結果報告が義務付けられた。本市では多くの被害を受けた平成28年（2016年）熊本地震による教訓を生かし、令和3年（2021年）3月に改訂した「熊本市建築物耐震改修促進計画」に基づき、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

(2) 建築物の不燃化促進

木造住宅密集地等において、火災の危険性が高い地区については、防火地域等の見直しにより建築物の不燃化を促進する。

(3) 医療施設の安全性の確保

病院や診療所については、震災時に、救護や傷病者の収容を行うことから、関係部局との連携を密にし、構造、防災設備、防火設備、避難経路等の安全性について指導を行う。

また、新しく建設される病院、診療所についても建築基準法の遵守はもちろん、総合的に安全性の高いものとなるよう指導を行う。

【関連部局】
都市建設局

4 防災空間の確保

(1) 公共空地の整備

桜町地区再開発施設における施設の耐震性の向上や、設備基盤等の強化につづき、今後整備が進む桜町・花畑周辺地区（桜町地区市街地再開発事業、花畑広場）並びに熊本駅周辺地区（熊本駅白川口駅前広場）の再整備等においては、災害時に活用できる公共空地の配置や防災・減災機能に配慮した整備を進める。

(2) 既設の公共空地の活用

国・県・市の公共空間に限らず、都市公園や駅周辺における駅前広場のような既設の公共的空地も、避難場所、延焼遮断帯、救援物資の集積場所として有効な場所として考えられるので、管理者や所有者とも一体となって災害時の利用について検討を進める。

5 造成地の災害予防対策

(1) 計画方針

造成地で発生する災害の防止を図るため、都市計画法に規定されている開発許可の審査及び当該工事の施工において、指導、監督を行う。

(2) 造成地における開発許可基準

開発区域の地盤が軟弱である場合、崖がある場合、切土・盛土を行う場合は、各々、地盤沈下、がけ崩れ等が発生しないよう、土の置き換え、水抜き、擁壁の設置その他の措置が講ぜられること。

6 広域避難場所及び避難路等の整備等

震災時に住民を安全に避難させるため、広域避難場所及び避難路を次の事項に留意して選定、整備し、住民に周知するものとする。

(1) 広域避難場所等の選定

市は、市街地を要避難地域及び非焼失地域に区分し、広域避難場所は非焼失地域内で選定するものとする。要避難地域、非焼失地域、広域避難地及び火災に対する避難圏域の選定基準は、次のとおりとする。

ア 要避難地域

(ア) 木造建物の建ぺい率がおおむね10%を越える街区が連続した市街地で、その面積が広域に及び、火災時に、住民が組織的、計画的に避難する必要がある地域

(イ) 津波、浸水、山崩れ及び地すべり等の被害が生ずるおそれのある地域

イ 非焼失地域

要避難地域以外の地域

ウ 広域避難場所

(ア) 火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等に対し、避難者の安全を確保できること。特に周辺市街地の火災による輻射熱を考慮して算出した安全面積が、おおむね10ha以上であること。ただし、10ha未満のものであっても、周辺地域に耐火構造物が存在し、火災に対し有効な遮蔽ができる場合は選定することができる。

- (イ) 危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと。
 - (ウ) 津波、浸水等の危険のないこと。
 - (エ) 避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること。
 - (オ) 一定期間の、避難者の応急救護活動が実施できること。
- エ 火災に対する避難圏域（広域避難地等に避難する住民の居住地域の範囲）
- (ア) 広域避難場所の収容可能人口は、避難者1人当たりの必要面積をおおむね1m²以上として算定すること。
 - (イ) 火災に対する避難圏域の境界は、原則として町丁単位とするが、町丁区画が細分化されていないような場合は、道路、河川、鉄道等を境界とすること。
 - (ウ) 広域避難場所の収容可能人口が不足するため、住民等が最短距離にある広域避難場所に避難することができない場合は、歩行距離の増分が極端に増加しないよう留意するものとし、各町丁から広域避難地等までの歩行負担がなるべく均等になるようにすること。
 - (エ) 火災に対する避難圏域は、夜間人口により定めるが、昼間人口が増加する地域では広域避難場所の収容可能人口に余裕をもたせるものとする。

【資料編】10-3 広域避難場所

(2) 避難路の選定

市は、広域避難場所等を記載した「地域版ハザードマップ」の作成に努め、市民は、これを基に災害発生時の安全な避難路を選定し、地域版ハザードマップに記入するものとする。

【資料編】3-2-7 避難地・避難路の指定

(3) 広域避難場所等の整備

ア 避難場所標識等

避難誘導を円滑に行うため、避難場所周辺に避難場所標識を設置するとともに、避難場所を遠方から確認できるよう、市街地の状況に応じ必要な広域避難場所についてランド・マークを設置する。

イ 給水施設

広域避難場所における給水活動を円滑に行うため、次の措置を講ずる。

- (ア) 広域避難場所内又は周辺の配水場における貯留水を利用するために必要な機材（ポンプ等）を整備する。
- (イ) 広域避難場所内又は周辺の公共施設、ビルの受水槽の活用について、管理者等と協議する。
- (ウ) 必要に応じ大型耐震性貯水槽を設置する。

ウ 応急救護所等

広域避難場所における災害応急対策活動が円滑に実施できるよう、広域避難場所内部の整地、公用用地としての取得に努めるとともに、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点となる施設及び放送施設を整備する。

エ 進入口

進入口が不足しているため、避難者が滞留するおそれのある広域避難場所について、進入口の拡幅、増設を行う。

【関連部局・
機関】

都市建設局
消防局

上下水道局

NTT 西日本(株)

九州電力

送配電(株)

西部ガス(株)

(4) 避難路の安全確保

市及び関係機関は、次により広域避難場所等への安全確保を図るものとする。

ア 火災に対する安全性の強化

(ア) 避難路の沿道は、避難者を市街地大火から守るために、有効な耐火建築物の整備を促進する。

(イ) 必要な箇所に貯水槽等の消防水利施設その他避難者の安全のために必要な施設を配備する。

イ 主要道路における施設等の整備

主要道路については、災害発生後、一般車両の通行を禁止する措置を取る必要があるか検討を行い、必要と判断された場合には施設等を整備に努める。

ウ ライフライン施設等に係る防災措置

(ア) 危険物施設等

危険物施設等の周辺については、地震発生後、一般車両の通行を禁止する措置を取る場合に必要な施設等を整備する。

(イ) 上水道施設

避難路に埋設されている水道施設による事故未然防止のため、主要道路の巡回点検を行うとともに、必要に応じ、管路更新等を実施する。

(ウ) 電力施設

避難路の安全を確保するため次の措置を講ずる。

a 設備強化

- ・ 避難路に設置する支持物には、コンクリート柱を使用する。
- ・ 電線の混触による短絡断線防止策として、絶縁電線を使用する。
- ・ 柱上変圧器の落下防止策として、強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度の真空中開閉器を使用する。

b 設備管理

避難路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡回点検を強化する。

エ ガス施設

避難路に埋設されているガス施設による災害を未然に防止するため、主要路線の巡回点検を強化するとともに、必要な本管の取り替え及び防護を実施する。

オ その他の占用物件

避難路に係るその他の占用物件については、巡回点検を強化するとともに、震災時における危険性、当該物件の公共性を勘案して、必要に応じて除去等の措置を講ずる。

第2項 公共施設の安全対策

地震発生時の公共施設等の被害は、物的な損害にとどまらず、地震直後の避難行動、消防活動、医療活動等に大きな影響を及ぼす。また、その中でも道路施設、上水道及び下水道等の生活関連施設の被害は、日常生活に支障を生じさせることが明らかである。

このような被害をできるだけ防止するため、関係各機関は、以下のような対策をとるものとする。

1 道路施設の対策

道路施設は、災害直後の避難者の避難路、消防活動、救助活動の救援路として、また、応急復旧活動期には救援物資や復旧資材の輸送路として重要である。また、道路施設の災害対策を進めるにあたっては、防災拠点間の道路網となる重要な役割をもつ緊急輸送道路の整備等に併せ、健常者だけでなく、障がい者、高齢者等いわゆる要配慮者の歩行避難に配慮した道路環境の整備を総合的かつ計画的に考えることが重要である。

(1) 道路環境の整備

ア 直轄国道の整備（国土交通省）

直轄国道（国道3号、57号、208号）の環境整備を行う。

イ 国道（直轄国道以外）・県道・市道の整備（熊本市）

- (ア) 良好な道路環境を維持するため、道路の緑化を推進する。特に延焼遮断帯として役割が期待される路線や避難上必要と認められる路線については、難燃性の樹種を選定するよう配慮する。
- (イ) 歩行者が安全に通行できる空間づくりをめざし歩道整備が必要な箇所において整備を進める。
- (ウ) 道路案内標識の設置にあたっては、災害時の避難の安全確保の観点からデザインその他必要な配慮を行う。
- (エ) 路上駐車、放置自転車等のために災害時の避難や消防、救急救助活動に支障のある区域については、駐車場及び駐輪場の整備、確保に努める。特に、不特定多数の人が集まり、災害時の避難や消防、救急救助活動に支障の大きい地域については、駐車防止等に関し市が必要な管理、指導を行えるよう検討する。
- (オ) 法面の崩壊・落石、路面の崩壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険箇所について、落石対策などの補強対策を実施するとともに、幹線道路の整備を促進して、道路網の多重化を図り、救援・消防活動にも有効な道路の整備を図る。
- (カ) その他良好な道路機能の維持を図るため、道路改良等の整備に努める。

熊本市で整備中の主要幹線道路

(都) 花園池亀線
 (都) 上熊本西口線
 (都) 上熊本弓削線
 (都) 池田町花園線
 (都) 新町戸坂線
 (都) 春日池上線
 (都) 熊本駅南線

【関連部局】
 都市建設局

	(都)熊本駅城山線 (都)パイン通り線 (一)砂原四方寄線(池上工区) (一)池上インター線(池上工区) 国道 501 号(飽田バイパス) (一)天明川尻線(海路口工区)	など
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------	----

(2) 橋梁等の道路施設点検・修繕

市管理の橋梁等の施設に関し、定期的な点検を行うとともに、構造物の劣化状況や2次被害等のリスクを考慮し、優先度の高いものから、順次、修繕を進めていく。

(3) 災害時優先復旧道路の指定

地震発生後の避難、消火、輸送等の応急対策活動を迅速、的確に行うことは、市民の生命、身体、財産の安全を守るために最優先されるべき課題である。そこで、道路が被害を受けた場合、あるいは放置車両等で閉塞した場合に優先的に復旧すべき道路を指定するものとする。

ア 路線等の指定

- (ア) 公共的施設等と連絡する路線
- (イ) 市が指定する広域避難場所及び一時避難場所に連絡する路線
- (ウ) 港湾、空港等の輸送拠点へ連絡する路線
- (エ) 救急指定病院等の医療機関周辺の路線

イ 路線等の安全性の向上

- (ア) 予想される道路被害と路線の重要性を総合的に考慮し、かつ耐震補強を推進しながら被害の軽減に努めるとともに、代替路線についても配慮する。
- (イ) 地震発生時に直接的な被害を受けなくても、車両の放置等によって道路の有効幅員がせばめられ、結果的に機能を発揮できなくなるおそれがある。このため、地震発生時にドライバーがとるべき行動について周知徹底するとともに、選定路線について駐車禁止措置に配慮する。
- (ウ) 市民に対して、避難場所へ至る避難道路の広報、伝達を行う。

2 河川の対策

海岸部や河川沿岸下流部の低地帯は、浸水被害に対して、脆弱である。

また、中・上流部においても、堤防の沈下や、崩壊した土砂等によりせき止められた水が、あふれるような事態が生じる。

各河川管理者及び防災関係機関は、地震による浸水を招かないように、二次災害発生防止に重点を置き、安全対策の推進を図るものとする。

(1) 河川構造物の耐震化

河川管理者は、浸水被害等の影響を考慮して、堤防、水門、排水機場等の耐震性に配慮する。

(2) 応急復旧体制の整備

地震発生後の二次災害を防止するため、あらかじめ下記の事項について整備し、安全性の向上に努める。

ア 震度 5 強以上の地震発生時の施設点検要領の整備

- イ 要員及び資機材の確保
- ウ 応急措置実施要領の整備
- エ 応援協力体制の充実

(3) 熊本市域を流下する主要河川の現況

水系	河川名	級別	流域面積 (km ²)	計画高水 流量 (m ³ /s)	河川延長 (km)	改修 着手年	摘要
白川	白川	1級	480	3,000	63.2	昭31	国土交通省管理 (直轄区間 17.3km)
緑川	緑川	1級	1,100	4,200	71.3	〃37	国土交通省管理 (直轄区間 30.8km)
	加勢川	1級	253.8	1,100	20.9	〃37	国土交通省管理 (直轄区間 13.1km)
	無田川	1級	2.5	—	2.3		県管理
	木部川	1級	20.4	48.2	4.9	平4	〃
	天明新川	1級	16.97	120	11.6	昭54	〃
	高良川	1級	5.5	—	1.5		県管理
	内田川	1級	7.4	50	4.2	昭50	〃
	矢形川	1級	34.9	340	13.7	〃48	〃
	木山川	1級	100	660	16.5	〃62	〃
	秋津川	1級	23.3	240	6.2	〃44	〃
	鶯川	1級	2.8	32	1.7	平8	市管理
	健軍川	1級	14.6	190	6.8	昭47	〃
	藻器堀川 (本川)	1級	2.8	55	3.8	〃60	〃
	保田窪 放水路	1級	5.3	95	4.3	〃63	〃
	浜戸川	1級	93.1	520	27.3	〃35	国土交通省管理 (直轄区間 5.3km)
	潤川	1級	18.4	140	5.7	〃60	県管理
	安永川	1級	—	—	1.1	—	〃
	谷郷川	1級	2.8	—	2	—	〃
	錦郷川	1級	4.9	—	5.8	—	〃
	滑川	1級	—	—	2.2	—	〃
西迫川	準用	—	—	0.8	—	市管理 他12河川	
菊池川	合志川	1級	202.2	1,100	21.95	昭15	国土交通省管理 (直轄区間 10.1km)
	木葉川	1級	50	200	12.1	〃21	県管理
	神ノ木川	1級	2.3	32.6	2	〃52	〃
	千田川	1級	4	50.4	7.4	〃49	〃
	宮原川	1級	3.2	40	5.2	〃47	県管理
	豊田川	1級	14.4	94	7.1	〃37	〃
	夏目川	1級	4.5	628	2	〃60	〃
	小野川	1級	4	48	3.2	〃48	県管理
	中谷川	1級	—	—	2.2	—	県管理
	上生川	1級	22.3	200	4.5	平元	県管理
	菖蒲川	準用	—	—	0.7	—	市管理 他14河川
坪井川	坪井川	2級	141.7	560	23.2	〃33	県管理
	井芹川	2級	55.7	360	14.6	〃39	〃
	堀川	2級	25.5	40	10.8	〃53	〃
	西浦川	2級	5	—	2.1	—	〃
	西谷川	2級	13.2	—	3.6	—	〃

水系	河川名	級別	流域面積 (km ²)	計画高水 流量 (m ³ /s)	河川延長 (km)	改修 着手年	摘要
	立福寺川	2級	5.3	—	1.7	—	〃
	万石川	2級	3.6	75	1.2	昭48	市管理
	兎谷川	2級	1.7	35	0.8	〃48	〃
	麴川	2級	3.1	59	1.7	〃51	〃
	谷尾崎川	準用	2.3	40	1.3	〃53	市管理 他2河川
単独	河内川	2級	7.8	55	6.6	〃38	県管理
	千間江湖	2級	1.5	15	4.7	昭40	〃
	除川	2級	5.9	40	3.3	〃42	〃

※上記の法河川指定（区間）以外の普通河川で、39河川が砂防指定されている。記載数値は、河川整備計画(工事实施計画)を記載。未策定河川は、河川(準用)現況調書延長を適用

【関連部局】
都市建設局

3 港湾施設の対策

港湾施設は、災害時の応急対策において重要な役割を果たし、その中でも特に、岸壁、栈橋等の係留施設は、救急援助物資や応急復旧資機材の陸揚げ等に必要な施設である。例えば、陸上輸送路が地震による被害を受けた場合は、緊急時の外部との物資の大量輸送には海上輸送が重要な役割を果たすものである。

県の拠点港湾(八代港、三角港、熊本港)における港湾施設は、災害発生時の機能の確保等に関して官民一体となった対策が必要であり、港湾施設に関しては、必要な耐震診断、調査を実施し、必要な補強改修を行う。

また、港湾利用企業、国、県、関係市で構成する港湾事業継続推進協議会が、平成28年(2016年)11月に設立された。

目的としては、災害発生後に港湾利用関係各機関等が連携し情報共有を図り、効率的な災害対応を行うことにより、港湾機能を継続し早期復旧させることとしている。

【関連部局】
政策局
健康福祉局
都市建設局
各区役所
消防局
病院局

4 重要構造物の対策

(1) 対象施設

市施設のうち重要構造物と指定するのは次のようなものである。

- ア 市役所本庁舎、各区役所、消防局庁舎、上下水道局庁舎
- イ 熊本市民病院、植木病院、診療所
- ウ 消防署及び(消防)出張所等
- エ 総合出張所、出張所、土木センター
- オ 保健所、健康センター及び健康センター分室
- カ 学校
- キ 社会福祉施設等

(2) 耐震性の確保

地震発生時に公共施設が被災すると、災害応急活動及び市民生活に大きく影響し、更に避難、救護、救援、復旧活動に支障をもたらすことになる。そこで、市有建築物において、旧耐震基準で建てられた建築物や防災拠点施設のうち災害対策本部及び区対策部等については、用途や規模、機能等による重要性を考慮し、早期に耐震診断を実施し、耐震性が不十分なことが明らかとなった建築物については、耐震化の方針を定め、計画的に耐震化を進めていく。

特に熊本地震による被災施設のうち、災害時における避難所としての活用も視野に入れる施設については、効果的・効率的な復旧・耐震化等を行うものとする。

ア 市施設の耐震性、不燃化

市施設は、災害時における避難、救護、復旧対策活動等の拠点となる重要な施設である。その中でも、防災行政の中核部である市庁舎は、災害時に対策本部を設置し、また、正確な災害情報等の収集伝達や的確な避難指示等、市民の生命・身体・財産等を守るため、充実した情報通信施設を有し、防災拠点として対応できるものでなければならない。このような視点に立ち、耐震性、不燃性に優れた市施設の整備を検討していく。

イ 民間重要建造物の耐震、不燃化

不特定多数の人が集まる施設等については都市計画法、建築基準法、建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づき、所有者等に対して、広報、啓発に努め耐震診断、補強等を促進し、不燃化についても指導していく。

5 上水道施設の対策

【関連部局】
上下水道局

上水道は、市民生活に欠くことのできない重要な施設であり、特に貯水施設は、災害時においても最低限確保すべき飲料水を供給するための最重要な施設である。

災害時の被害を最小限にとどめるため、施設の耐震性、安全性の強化を図り、整備を推進する。

また、災害発生直後の飲料水の確保と速やかな復旧を図るための具体的な行動を定めた「災害対策マニュアル」の周知を徹底する。

(1) 主要施設耐震化の推進

取水、送水、配水施設等の耐震性の強化を図り、平常時からその機能について適切な維持管理を行うことで、防災対策上、十分な安全性の確保に努める。また、施設の耐震診断に基づく年次計画により、耐震補強や緊急遮断弁設置等の整備を推進する。特に配水池と防災拠点（災害拠点病院・市役所本庁舎・上下水道局庁舎等）をつなぐ上水道管路や施設の更新や耐震化を進めるものとする。

(2) 管路の耐震化及び水融通管・補給水管の整備

災害における断水及び管路被害の低減を図るよう、被害予測結果により、耐震管の整備を推進する。また、安定給水のため水融通管・補給水管を整備する。

(3) 電力の確保

災害発生時に電力確保することは重要であり、主要施設の非常用発電設備の設置等をより充実させる。

(4) 応急給水拠点の整備

災害時の断水に備え、指定避難所に設置されている貯水機能付給水管を活用して応急給水を行うために必要となる装備品を配備する。

【資料編】14-3 給水関係施設等

6 下水道施設の対策

【関連部局】
上下水道局

下水道は、市民が健康的で文化的な生活を営む上で重要な施設であり、快適で美しい都市環境を維持するためにも欠かせない施設である。そこで、合流式の下水道区域

における市街地の浸水による被害を防ぐため、絶えず下水道管の維持管理に留意し、特に浸水のおそれのある地域については、重点的に実施するものとする。

(1) 構造面での対策

- ア 浄化センターと防災拠点（広域避難所・市役所本庁舎・上下水道局庁舎等）をつなぐ下水道管路や施設の更新や耐震化を進めるものとする。
- イ 耐震性の低い老朽化した施設については、改築時に必要な補強工事を実施する。
- ウ 処理場内の配管類に可とう性を持たせる。
- エ 配管材の検討を行う。
- オ マンホールと管渠の接続部には、可とう性継手を用いる。

(2) システムとしての対策

- ア 重要幹線の 2 条化を検討する。
- イ 重要幹線については各処理場とのバイパス管を検討する。
- ウ 停電に備え複数回線受電を行うとともに自家発電装置を設置する。

(3) 体制面での対応

- ア 下水道台帳のバックアップシステムを設ける。
- イ 地盤の液状化が予想される地域の施設について、その対策を検討する。
- ウ 緊急な諸活動が迅速かつ円滑にできるよう、平常時から資機材等の手配について民間団体等と連携しておく。

第 3 項 ライフライン施設の安全対策

地震発生時の電気、電話、ガス等のライフラインの被害は、市民の文化的生活に対して大きな打撃を与える。このような被害をできるだけ防止するため、関係各機関は以下のような対策をとるものとする。

【関連機関】
九州電力
送配電(株)

1 電力施設の対策（九州電力送配電株式会社熊本支社）

現在の都市機能は、そのほとんどが電気に何らかの形で依存している。したがって、災害時の停電が市民に与える影響は極めて大きいものとなる。このため、電気施設に関しては、地震時においても停電になりにくい設備の実現、停電した場合の早急な復旧のための予防対策が求められる。そこで、以下のような対策をとるものとする。

(1) 電力供給施設の耐震性確保

電力供給設備の設計基準では、震度 6 強相当の耐震性能を有することとしており、現在の設備は、これに基づいて設計施工されている。

また、東日本大震災発生後電力中央研究所において検討した結果、現行耐震基準で妥当であることを確認している。

なお、旧基準により設置されている設備については、全て補強等により改修済みである。

(2) 送配電系統の対策

電力供給システムの1系統の障害により、著しい電力供給支障が発生するおそれがある場合についても、他系統に切り替えて電力供給の確保ができる対策をとるものとする。

また、電気が、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要であることから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、災害応急活動拠点等に対して電力を優先的に供給するための方策を検討するものとする。

(3) 緊急用資機材及び人員の確保

災害時に備え緊急用資機材を備蓄しておくほか、これらの資機材が不足する場合は考慮して平常時から外部団体等に対し、あらかじめ非常時の資機材の補給に関する依頼をしておくものとする。

また、復旧要員についても、社員のほか、非常時に要員が不足する場合に備えて、外部団体等に対して応援の要請を行える体制を整えておく。

(4) 災害復旧訓練

大規模地震・津波発生を前提とした初動体制から対策本部機能確立までの総合的な訓練や電力施設等の応急復旧訓練を実施するものとする。

(5) 電気による火災・感電（2次災害）の防止対策

電力の送電開始時の電気火災発生、切れた電線の接触による感電等2次災害の未然防止のため、日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等の配布により広報活動を行うものとする。

2 都市ガス施設の対策（西部ガス株式会社供給本部熊本供給管理部）

【関連機関】
西部ガス(株)

都市ガスは、現代都市において熱源としてのみならず、冷房設備などの動力源としても使用されており重要なライフライン機能である。同時に、施設の破損によってガスが流失した場合は、二次災害の防止及び被害拡大防止が要求される。

このため、以下のような対策をとるものとする。

(1) 都市ガス施設耐震計画

ア ガス製造、供給施設所の耐震性確保

ガス製造、供給所施設は、そのほとんどが耐震設計されているが、過去の災害例を参考として更に各施設の耐震化を図る。また、停電時でも機能が損なわないよう、保安電力を確保する。

イ ガス管路の対策

ガス管路のうち中圧管などの主要管路については、耐震性が考慮されているが、既設管の一部の低圧管(白ガス管等)については耐震性の低いガス管が使用されており、これらについては、計画的、あるいは他工事等の機会をとらえて、ネジ接合鋼管を耐震性、耐食性の高いポリエチレン管等へ順次敷設替えを行う。

ウ 供給系統の対策

ガス導管網をブロック化し、2次災害防止のためのガス供給停止をブロック単位で行うことにより、供給停止が全体に拡大しないよう対策を講じるものとする。

エ 需要家ガス設備の対策

ガス配管は、建設設備の 1 つとして建物と同等以上の耐震性が要求される。

一般にガス配管は、建物の躯体等に支持材を使用して固定することから、耐震性を向上するには、ガス配管の支持固定が重要な要素となる。

また、一般家庭用の場合、震度 5 程度（250 ガル）を感知するとガスを遮断する機能をもった、マイコンメーターを設置している。

オ 緊急用資機材

災害時に備え緊急用資機材を確保しておくとともに、これらの資機材が不足する場合を考慮して、平常時から外部団体及び民間機関等に対し、あらかじめ非常時の資機材の補給に関する依頼をしておくものとする。

(2) 機能の確保

ア ガス施設の災害予防措置

災害発生時のガス施設の被害を最小限にするため、関係法令、諸規程等の定めに従い、次のとおり平常時からガス施設の点検及び整備に努めるものとする。

(ア) ガス製造所、ガスホルダー及びガス輸送導管等は、大規模地震に耐えうるように設計するとともに、厳しい施工管理と密度の高い設備管理により十分な耐震性を維持する。

(イ) 低圧ガス導管網及び需要家のガス設備に対しても「ガス導管耐震設計指針」（日本ガス協会）等の技術指針に基づいて敷設する。

(ウ) S I 値[※]や最大加速度値を計測するため地震計の設置を行う。

※ Spectrum Intensity の略。「地震によって一般的な建物がどれだけ大きく揺れるか」を数値化したもの。地震の揺れの指標は、体感的なものとしては「震度」、測定値としては「加速度」を用いるのが一般的。しかし、被害の有無は最大加速度よりも S I 値の大小で判断するほうがより確かである。なお、気象庁が整備している地震計測網の指標である計測震度と S I 値は非常に相関が高いことが明らかになっており、簡易震度計として用いることも可能である。

イ 非常体制の整備

大規模地震が発生したときに、非常体制が有効に機能するように動員基準、組織、業務分担及び通報連絡体制を整備し、社員等関係者に周知徹底を図るものとする。

また、あらかじめ対策本部となるべき場所を定め、その場所を社員及び関連会社社員に周知徹底するとともに、災害時優先電話、通信機器、被害状況連絡票及び需要家リスト等所要の設備・資料を設置するものとする。

ウ 防災教育及び防災訓練

(ア) 防災意識高揚を図り、災害の予防及び災害発生時の被害の拡大を防止するための防災に関する専門知識、関係法令、各種規程、基準及び要領について、社員等関係者に対する教育を実施するものとする。

(イ) 防災活動を迅速に推進するため、年 1 回以上の防災訓練を実施するとともに、地方公共団体等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

エ 防災用資機材の確保及び整備等

(ア) 災害発生時の被害を最小限とするため、緊急措置及び早期復旧に必要な資機材について、平常時からその確保に努めるとともに、定期的にもその保管状況を点検整備するものとする。

(イ) 災害発生時における迅速な緊急出動を可能とするため車両を常時稼働可能な状態に整備しておくものとする。

オ 関連会社との協力体制の整備

災害発生時に関連会社からの人員及び資機材の提供が迅速に行えるように、あらかじめ協力体制を整備しておくものとする。

カ 広報活動

平時から需要家に対して、チラシ、テレビ、HP、検針票等を利用して、ガスに関する安全知識の周知に努めるものとする。

また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して、災害発生時の情報を速やかに連絡できる体制を確認しておくものとする。

3 通信施設の対策（NTTグループ）

現代は情報の時代であり、その情報流通の大きな部分を受け持っているのが通信設備である。現代の通信は単に人と人との会話を伝えるだけでなく、各種データ端末やコンピューター間で多数の情報が交流しており、通信の不通は社会生活や経済に与える影響が多岐である。このため、大規模地震・津波発生時において途絶しない設備の実現、被災地に殺到する通信への対処方法等の対策の推進を図ることとする。

このため、以下のような予防対策をとるものとする。

(1) 施設の耐震性強化

営業所、交換所等の施設は、そのほとんどが耐震設計されているが、既往災害例を参考として更に施設の耐震強化を図るものとする。

(2) 通信回線施設の機能の確保

屋外通信回線は、主に電柱及び電話線等からなるが、大規模地震発生時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のために通信ケーブルの地中化を促進するものとする。また、携帯、自動車電話及び衛星通信等の移動無線回線を活用して緊急情報連絡用の回線の設定に努めるとともに、これらの無線回線を活用したバックアップ対策の推進を図るものとする。

(3) 通信路の多ルート化の促進

災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のため、回線系統の二重化を進め、1系統に故障が発生し、通信が不能になった場合でも予備系統に切り替えることによって迂回通信が確保できるよう対策を実施するものとする。

(4) 災害時優先回線の設定

大規模地震発生時には、各地から多数の電話が殺到することが予想される。

このような状況下でも防災関係機関等への非常・緊急通報については優先的に電話回線が使用できるよう防災関係機関等が災害発生時に使用する電話回線については、災害時優先電話とする。

そこで、熊本市の申請により災害発生時に使用する電話については、災害時の規制が行われない災害時優先電話回線に設定登録している。

(5) 緊急用資機材、人員の確保

【関連機関】
NTT 西日本(株)

災害時に備え災害対策機器等の緊急用資機材を確保しておくほか、復旧要員についても熊本市周辺部で大規模震災等が発生した場合、広域応援体制を発動し全国からレスキュー隊等の復旧要員を迅速に被災地へ派遣できる体制を整えておく。

(6) 災害復旧訓練

大規模地震・津波発生を前提とした初動体制から災害対策本部機能確立までの総合的な訓練や通信施設等の応急復旧訓練を実施するものとする。

第4項 鉄道施設災害予防計画（九州旅客鉄道株式会社熊本支社）

【関連機関】
JR九州（株）

1 施設の現状

県内における鉄道施設の延長は、線路延長 263.2km、盛土延長 91km、切取延長 43.1km となっている。また、橋梁は 1,215 箇所で 7.9km、トンネルは 54 箇所 で 18.2km となっている。

2 施設、設備の耐震化の確保

建造物の設計は、土木関係構造物設計標準仕様書（JR九州）に則した設計を行 い、耐震性を確保するものとする。

3 防災訓練

大規模地震発生時に適切な処置がとれるよう防災訓練を適宜、次のとおり実施す るものとする。

- (1) 社員の非常呼集訓練
- (2) 避難誘導訓練
- (3) 消火訓練
- (4) 列車脱線訓練

4 防災関係資材の点検整備

救援車、車両台車、緊締用品、照明用品、ジャッキ類等を常に整備し、完全な状態 にしておくものとする。

5 避難誘導體制の周知

大規模地震発生時、駅においてはコンコース、改札口等の旅客の見やすい箇所に旅 客誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を 図るものとする。また、列車乗客においては、速やかに列車の運行状況、接続状況に ついて詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努めるものとする。

第5項 地盤災害の予防対策

地震による被害は、直接振動によって建築物、構造物等が破損・倒壊するものほか、地盤が変状・崩壊することによって生じる被害があり、被害の発生状況は、地盤の特性によって大きく左右される。この種の被害としては、地盤の液状化と急傾斜地の崩壊等による被害に大別される。

このような被害をできるだけ防止するため関係各機関は、以下のような対策をとるものとする。

1 地盤の液状化対策

液状化現象は、砂質地盤特有の現象で、地下水を含んだ砂層が液体状になってしまう現象で、地下水面が10mより浅く、あまり締め固まっておらず、水がどうにか動ける程度の粒径の場合にその可能性が高いことが判っている。

熊本市震災対策基礎調査によれば、熊本平野は地下水位が極めて高い特徴があるが、更に砂質性の地盤が多いため、液状化に対して要注意の地域が市中心部、南部及び西部に比較的多く存在する結果となっている。

(1) 土木施設構造物の対策

土木施設構造物（道路、港湾、河川、橋梁等）の液状化対策は、大別すると地盤改良による工法と構造物で対処する工法がある。これらの工法の実施にあたっては、各工法の特徴を考慮し、一つの工法だけにとらわれず、二種以上の工法比較検討し最適な工法の採用に努める。

(2) 建築物の対策

建築物の液状化対策の工法は、敷地地盤の液状化の発生があっても被害を起こさず、これを最小限に抑えるために建築物に施す対策工法と、敷地地盤の液状化の発生を抑制し、流動の範囲を制限するためにその敷地内に施す対策工法に大別できる。これらの工法の実施にあたっては、各工法の特徴や限界を勘案し効果的に組み合わせることが望まれる。

(3) 地下埋設物の対策

地下埋設物（上下水道、ガス、電気、電話）の液状化対策工法は、地下埋設管路の対策工法と、地盤改良工法の2つに大別される。

地下埋設物は、都市のライフライン施設であり、相互に深く依存するネットワークであるので、施設の耐震化等の事前対策から応急復旧に至るまでの各対策について総合的な対策を講ずることが望まれる。

2 急傾斜地崩壊等の対策

急傾斜地崩壊等による災害の予防対策は、主に県において計画実施されているが、おおよそ次のとおりである。

(1) 急傾斜地崩壊防止対策

最近における災害の中で、集中豪雨による急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）が各地に多発し、公共建物、病院、人家密集地等に重大な被害を及ぼしている。

【関連部局】
都市建設局

【関連部局】
都市建設局

【関連部局・
機関】
上下水道局
NTT西日本(株)
九州電力
送配電(株)
西部ガス(株)

【関連部局】
都市建設局

本市における急傾斜地のうち、特に公共建物、医療機関、人家密集地等に重大な被害が予想される危険区域については、擁壁を設置し、又は法切工を行う等所要の措置を実施する必要があるが、この対策は昭和44年度から始まった事業で、法律により急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、県が逐次防災工事を施工している。

【資料編】4-1 土砂災害警戒区域等

(2) 地すべり防止対策

地すべりは、脆弱な地質地帯で、雨水、地下水等が作用して引き起こされるが、その対策として、危険が予想される地域に、擁壁工事等を施工し、地すべりによる土砂を阻害することにより付近一帯の道路、港湾、農地、各種施設及び家屋等を保護するとともに、これらの被害を軽減し、特に関係住民に対しては移転を指導し、その安全を図るものとする。

松尾町上松尾及び河内町船津に地すべりのおそれがあり、計56haが地すべり防止区域に指定されている。

【資料編】4-4 地すべり危険箇所

(3) 山崩れ防止対策

山崩れ等の防止対策として、溪流荒廃を防止するための治山ダムや山腹崩壊地の拡大を防ぐ山腹工を整備し、山地の保全を図る。

ア 山腹崩壊危険地区

山腹崩壊のおそれがある地区について山腹崩壊危険地区が指定されている。

イ 崩壊土砂流出危険地区

崩壊土砂流出のおそれがある地区について崩壊土砂流出危険地区が指定されている。

【資料編】4-2 山腹崩壊危険地区、4-3 崩壊土砂流出危険箇所

(4) 宅地造成等の規制対策

宅地造成工事により、がけ崩れ又は土砂流出等の災害の生ずるおそれの著しい地域については、昭和42年2月1日付にて別表に定める宅地造成工事規制区域として国土交通大臣の指定を受けている。この区域内においては新規の宅地造成工事は勿論、既成の宅地についても指導、規制を行い、災害を未然に防止するよう努力している。なお、指導にあたっては関係機関とも協力するものとする。

(5) がけ地近接等危険住宅移転対策

がけ地の崩壊、土石流、地すべり等は、そこに住む人々の生命及び財産に重大な被害をもたらすことから、がけ地に近接する危険住宅の移転を促進し、住民の生命の安全を確保するため、がけ地近接等危険住宅移転事業制度に基づき、危険住宅の除却に要する経費及び危険住宅に代わる住宅の建設（購入）に要する経費について、その一部を国、県などにより補助するものである。

【関連部局】
都市建設局

(6) 災害関連地域防災がけ崩れ対策

激甚災害に伴い崩壊等が生じ、放置すれば次期降雨等により被害を与えるおそれがある場合に、市が事業主体となって緊急的に崩壊防止工事を実施するものである。

対策に要する経費については、その一部を国、県から補助される。

【関連部局】
都市建設局

【資料編】4-5 がけ崩れ危険箇所

3 災害危険地域の指定

この計画は、洪水、地すべり、がけ崩れ、高潮、津波等により、災害発生のおそれがある地域を指定して、行為規制等の必要な措置を講ずるための現況調査及び危険区域の巡視等災害予防上必要な措置について定めるものとする。

(1) 災害危険地域の現況

- ア 土砂災害警戒区域等指定区域
- イ 河川、海岸及び重要水防箇所等

【資料編】4-1 土砂災害警戒区域等、4-6 砂防指定地、4-7 重要水防区間及び箇所、4-8 重要水防施設、4-9 海岸、4-10 道路冠水・落石・崩壊

(2) 実施責任

- ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく指定区域並びに法指定以外の指定区域の行為の制限、その他災害予防上必要な設置については県と協力し、万全を期するものとする。
- イ 河川及び海岸の災害危険地域の巡視及び災害予防上必要な措置については、水防法の定めるところにより行うものとする。

(3) 危険地域の予防査察等

- ア 地すべり、がけ崩れ関係
地すべり等防止法により市では、松尾町要江等2箇所が山地の地すべりとして指定されているが、その他の地すべり、がけ崩れが予想される地区を巡回し、また住民からの連絡、通報とあわせて、事前に住民の避難指定等適切な措置をとるよう努めるものとする。
- イ 水防関係
このことについては、水防計画（津波関係）の定めるところによるものとする。

第6項 火災予防対策

地震発生時には、火気設備器具、危険物などを要因とする多くの潜在的な出火危険がある。火気器具自体の転倒、落下、また、建築物の倒壊や家具等の収容物の転倒、落下により、可燃物が火気設備器具に接触する等、二次的な火災が発生し多大の被害が予想されるため、以下のような対策をとるものとする。

【関連部局】
消防局

1 出火防止対策

地震に伴う火災は、同時に多数の地点で出火する特徴から、消防力は分散され、また、道路の損壊や倒壊物による道路閉塞で消火活動が阻害され、大火災になりやすく、特に木造家屋密集地域では延焼速度が早く広範囲への延焼が予想される。

このようなことから、一般家庭や事業所等において、出火の危険性につながる要因を検討し、その対応策について、技術的あるいは日常的な管理上の安全対策を推進するとともに、防災意識の高揚と地震発生時の行動力の向上を図ることによって、震災時における出火の防止を目標とする。

(1) 火気設備器具の安全対策

火気設備器具の転倒防止などの安全措置及び耐震安全装置等の設置促進を図るとともに、火気使用場所及び周辺の不燃化等による安全環境の整備指導を推進する。

また、平成16年改正の消防法及び熊本市火災予防条例に基づき、住宅の用途に供される建築物には、住宅用防災機器を設置し、維持管理しなければならない。

(2) 電気・ガス設備の安全対策

建築物又は電柱の倒壊等により、電線の切断や電気・ガス設備器具の損傷、あるいはガス配管の折損等が出火又は延焼拡大の要因につながることから、一般家庭、事業所における地震時の電気及びガスの遮断操作の指導を推進する。

(3) 自主管理による出火防止対策

建築物の高層化・複雑化に伴い、消防機関による予防行政及び消防活動を補完する防火管理者及び防災管理者（以下「防火管理者等」という。）の役割の重要性が増加している。そこで、大規模地震にあっても防火管理及び防火管理業務を有効に遂行できるよう防火管理者等に対する講習会を実施する等、防火管理者等の資質の向上を図り、自主チェック体制を強化することにより、地震時の出火危険の排除を促進する。

また、各家庭にあっては、地震に対する知識の高揚に努め、地域ぐるみの出火防止対策を推進する。

(4) 防災製品の普及指導

防災製品は、出火及び延焼拡大防止に非常に効果があるので、その普及を図る。特に高齢者等の要配慮者が居住する家庭に対しては、防災製品のカーテン・じゅうたん等の普及促進を図るものとする。

(5) 消防同意制度の活用

火災を未然に防止し、また万一出火した場合、その火災の拡大及び延焼を防止するため、建築物の新築、増築、改築等を行う際、計画の段階において火災予防上の観点から、専門的立場で審査し、防火区画等構造上の安全性、消防用設備等の設置を促進し、建築確認を行う建築主事及び指定確認検査機関と連絡調整を図り、建築物の一層の安全確保に努める。

(6) 防火意識の普及対策

ア 防火の日

毎月5日を「防火の日」と定め、市民一人ひとりが日常生活の中で自主防火の意識を持ち、その対策を実行するよう市民広報を推進する。

イ 危険物安全の日

毎月15日を「危険物安全の日」と定め、市民一人ひとりが危険物に対する知識を持ち、危険物の管理や正しい使い方を実行するよう広報活動を展開し、特に危険物施設においては、定期点検等の励行による自主保安体制の確立を図るため、関係機関の組織と連携した意識啓発を推進する。

ウ 危険物安全週間

毎年6月の第2週を「危険物安全週間」として全国的に危険物の規制に関する政令等に係る位置、構造及び設備の基準の維持や取扱い、移送や運搬について危

除物事業所等に対してポスターの配布等により危険物の取扱い等に係る意識の啓発向上を図る。

エ 文化財防火デー

昭和 24 年(1949 年)1 月 26 日、国宝法隆寺金堂焼失により文化遺産保護のため、消防庁は文化庁と共唱して昭和 30 年(1955 年)から 1 月 26 日を「文化財防火デー」と定めている。

歴史と伝統のなかで先人が残した貴重な文化財を、火災・震災等の災害から守り、後世に継承していくため、文化財関係者の訓練の実施と市民の文化財愛護意識の普及に努める。

オ 火災予防運動

春(3 月 1 日～3 月 7 日)・秋(11 月 9 日～11 月 15 日)の年 2 回全国的に火災予防運動を実施している。

市民及び事業所関係者の防火意識の高揚を図るため、各種行事を積極的に展開する。

カ 救急の日

毎年 9 月 9 日を「救急の日」と定め、市民一人ひとりの理解と認識を深め、救命率を向上させるため、有事に備えた応急処置等の救急技術の普及に努める。

キ 119 番の日

毎年 11 月 9 日を「119 番の日」と定め、市民の防火・防災意識の一層の高揚を図り、正しい通報要領等の普及に努める。

【関連部局】
消防局

2 初期消火対策

地震時には、多くの出火要因が考えられることから、出火防止対策の徹底によっても、なお、相当数の火災の発生が予想される。

さらに、震災時には消防活動がさまざまな障害によって、現行の消防体制のみでは対応できない事態が予想されることから、延焼火災を防止するため、市民一人ひとりの防災行動力の向上を図り、家庭や事業所を含めた地域一体となった自衛消火体制を確立することを目標とする。

(1) 市民の防災行動力の向上

市民一人ひとりの初期消火など防災行動力の向上を図るため、町内自治会や事業所等を単位とした防災研修、訓練を行い、組織的に災害に立ち向かう防災行動力のある市民の育成に努める。

(2) 初期消火資器材の普及促進

消火器、水バケツなど初期消火資器材の普及促進を図り、震災時の初期消火体制の充実を推進する。

(3) 事業所における自衛消防隊の防災行動力の向上

震災時において、消防用設備等を有効活用した迅速かつ的確な初期消火及び延焼防止を行い、被害を軽減するため防災研修、訓練を強化し、自衛消防隊の防災行動力の向上に努める。

また、事業所間相互協力体制の強化を図るとともに、地域との協働体制づくりを推進する。

(4) 消防用設備等の適正化

消防用設備等の適正な設置指導を行うとともに、事業所等の建物に設置された消防用設備等が震災時に有効に機能するよう日常かつ定期的な維持管理の徹底を推進する。

3 事業所の防火対策

(1) 立入検査の実施

事業所に対し、火災発生のおそれのある箇所に立ち入り、出火危険、人命危険を排除するため、火災予防上必要な処置を指導するとともに、その実態を把握することにより出火時の被害を最小限にとどめることを目的とする。

特に、不特定多数の者が出入りし、また、勤務する事業所にあつては、一旦火災が発生すると人的、物的に多大な損害が予想される。

このことから、有効な立入検査の実施及び防火教育を実施し、災害時において的確に対処し、自衛消防隊の確立を図り、さらに、地域と一体化した自主防火管理体制の向上に努めるものとする。

(2) 特別検査の実施

ア 大型店舗・飲食店舗ビル等の特別検査

大型店舗、飲食店舗ビル等は、不特定多数の者が出入りするため、一旦火災が発生すれば大惨事に発展するおそれがある。

このため、特別検査を実施することにより防火管理者はもとより従業員に対し防火意識の高揚を図り、消防用設備等の維持管理を徹底させ、防火管理体制を構築し、出火防止と火災による人命損傷事故の防止を図るものとする。

イ 高層建築物の特別検査

高層建築物から出火した場合、被害が立体的に及ぶため消火活動、人命救助が困難になり大災害になるおそれがある。

このため、火災の未然防止と避難設備の整備強化を図る必要があるため、特別査察を実施して火災予防の万全を期すものとする。

ウ 警防活動困難区域の特別検査

木造建築物が密集している地域又は消防自動車の進入困難な区域等においては、一旦火災が発生すれば延焼拡大の可能性が大きいため、日常における防火意識の高揚を図るため適宜特別査察を実施する。

エ 危険物施設の特別立入検査

危険物施設において、ひとたび火災が発生すれば、大惨事に発展するおそれがある。このため、特別立入検査を実施し、施設の維持管理を徹底させるとともに、危険物取扱者及び従業員に対し、防災意識の高揚を図り、災害発生の未然防止と環境保全を確保する。

【関連部局】
 消防局

第7項 危険物等の災害予防対策

大規模地震・津波発生時、危険物又は高圧ガス、火薬類から出火した場合は、急速に火災が拡大するおそれや爆発するおそれがあり、劇物・毒物・放射性物質については、漏洩、飛散、流出等の被害が予想される。

また、災害防御活動は困難であることから、人命、建築物等、地域に及ぼす影響及び被害は大規模化する可能性がある。

このようなことから、被害を最小限にすることを目的として、以下の対策をとるものとする。

【関連部局】
消防局

1 危険物対策

市及び消防機関は、消防法及び関係法令に基づき、次のとおり危険物施設の所有者、管理者等への指導を行うものとする。また、立入検査等の機会を利用して、危険物施設における防災対策を指導するものとする。

(1) 貯蔵取扱施設に対する安全指導

消防法に基づく貯蔵取扱施設の許認可及び各種届出等の審査・検査には、地震・津波対策を指導する。

(2) 危険物の管理、保管の徹底

関係者による危険物の貯蔵取扱いが適正に行われるよう消防法令の基準に基づく管理、保管を徹底させる。

(3) 危険物の流出防止対策

危険物流出防止に関する防油堤、配管等設備の耐震構造を強化するよう指導し、危険物の流出による出火危険を防止するとともに、地下水等の汚染防止を図るため定期点検の励行を促進する。

(4) 自主保安体制の確立

地震・津波に際し、的確に対応できる自衛消防隊を育成し、自主応急体制の確立及び想定訓練の実施を図るよう指導する。

(5) 危険物取扱者等に対する保安教育の実施

危険物取扱者等の危険物業務に従事する者に対し、危険物保安講習の受講を徹底させるとともに、事業所においては社員教育等を通じて防災対策に関する研修を行うよう指導する。

(6) 立入検査時の指導

地震・津波時の出火防止及び出火時の通報要領・初期消火・避難誘導について指導する。

【関連部局】
消防局

2 高圧ガス対策

市は、大規模地震・津波に対して高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全性を確保するため、次の対策について指導するものとする。

また、高圧ガスの所有者、管理者等は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。

(1) 高圧ガス施設に対する安全指導

高圧ガス施設等の届出受理に際しては、地震時を考慮した構造設備の強化を指導し、漏洩防止・出火防止を図る。

(2) 自主保安管理の体制の充実

関係法令等に基づき、事業者の自主保安活動を促すとともに、自主点検及び保安教育の充実を図る。また、地震・津波時の応急体制の確立と訓練について指導する。

(3) 立入検査時の指導

立入検査を実施し、地震・津波時の出火防止・延焼防止について指導する。

3 火薬類対策

【関連部局】
 消防局

市は、大規模地震・津波に対して火薬類製造事業所、販売所及び貯蔵所（「製造事業所等」）の安全性を確保するため、次の対策について指導するものとする。

また、製造事業所等の所有者、管理者等は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。

(1) 貯蔵取扱等施設に対する安全指導

火薬類取締法に基づく貯蔵取扱等施設の許認可及び各種届出等の審査・検査時には、地震・津波対策について指導を図る。

(2) 火薬類の管理・保管

関係者による火薬類の貯蔵取扱いが適正に行われるよう、火薬類取締法令に基づく管理、保管を徹底させる。

(3) 自主保安管理の徹底

火薬類取締法に基づき、事業者の自主保安活動を促すとともに、保安管理体制の強化及び保安教育の実施を徹底させる。また、地震・津波時の応急体制の確立と訓練について指導する。

(4) 立入検査時の指導

立入検査を実施し、出火防止、出火時の通報、初期消火及び避難について指導する。

4 毒物・劇物対策

【関連部局】
 健康福祉局

(1) 貯蔵取扱等施設に対する安全性の指導

事業者等に対して、地震・津波を考慮した貯蔵取扱いが適正に行われるよう徹底させる。

(2) 自主保安管理の徹底

事業所等は、各種法令を遵守するとともに、自己の責任において防災体制を整備し、保安管理体制の強化及び保安教育の実施を徹底させる。

(3) 立入検査時の指導

関係法令等による届出等により毒物・劇物を確実に掌握することに努め、事業所等には、地震・津波時の出火防止を指導し徹底させる。

5 有害物質等による環境汚染対策

市は、大規模地震・津波による有害物質等保管・使用事業所等からの有害物質等の飛散・流出を防止し、又は安全性を確保するため、以下の対策をとるものとする。

第 3 章 災害予防計画

第 3 節 災害に強い都市づくり

- (1) 事業所等で保管・使用されている有害化学物質の種類や排出量等を定期的に把握する。
- (2) 事業所に対し、有害物質等の飛散・流出時の体制の整備を行うよう周知する。

第4節 避難計画

風水害・地震・津波等の災害から市民等の生命・身体等の安全を守るとともに、二次災害の回避及び住居等が被災した場合の一時的な生活空間を確保するため、必要な避難場所や避難所の選定や整備等について定めるものとする。

計画にあたっては、熊本地震における課題等を踏まえ、女性や高齢者、障がい者、妊産婦、子ども、外国人等、多様な被災者の視点に立ち、避難所の指定の在り方や運営方法を改善するとともに、在宅や車中泊等の避難者への対応に配慮するものとする。

第1項 避難場所及び避難所の定義と指定

市民等の安全を確保するための避難場所及び避難所の定義及び指定にあたっての選定基準について、下記のとおり定める。

1 避難場所及び避難所の定義

(1) 市が指定している「指定緊急避難場所」

風水害・地震・津波等の災害の発生又はおそれがある場合に、危険を回避するため、一時的に身を守るため市が指定した避難場所であり、市公民館、市立の学校施設、近隣公園等の比較的規模の大きな都市公園及び県・私立高校等のグラウンド等を指定している。

(2) 市が指定している「広域避難場所」

地震などによる火災の延焼拡大により、地域全体が危険になった場合に一時的に市民等の生命と安全を守る場所として、公園・広場等の空地を指定している。

(3) 地域が指定している「地域指定一時避難場所」

市が指定した指定緊急避難場所(一時避難場所)以外で、災害の発生又はおそれがある場合に、一時的に避難する場所として地域が指定した避難場所であり、地域の公民館や地域コミュニティセンターなどを指定している。

(4) 市が指定している「指定避難所」

風水害・地震等の災害により住宅等が全半壊・焼失等の被害を受け、生活の場が失われた場合などに、一時的(応急的)な生活の拠点として宿泊滞在する施設であり、主として市立の小中高等学校や公共施設を指定している。なお、「建物がある指定緊急避難場所」(指定避難所に準じた施設)として大学や県立高校等を指定している。

(5) 補助避難所

市指定避難所での生活が困難な方を受け入れる、又は市指定避難所が収容人員を超えた場合や損壊等により受け入れができない場合に、市指定避難所を補完するため、地域指定一時避難所の中から、地域コミュニティセンター等の市施設を補助避難所として開設する。

(6) 福祉避難所(福祉子ども避難所含む)

市指定避難所や補助避難所での共同生活が困難な高齢者、障がい者の他、妊産婦、乳幼児、病弱者等の要配慮者、及びその家族のため、施設のバリアフリー化に

【関連部局】
政策局
文化市民局
健康福祉局
教育委員会
各区役所

加えて、介護や医療相談などに対応できる体制が図れる施設として協定を締結し指定している。

福祉子ども避難所は、共同生活が困難な障がい児等及びその家族のため、必要な配慮と支援体制の整った市内にある特別支援学校と協定を締結し指定している。

(7) 保健避難所

災害の発生またはおそれがある場合に、市が指定する基本避難所などの施設とは別に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、新型コロナウイルス感染症で健康観察期間中にある避難者を収容する、非公開の避難所である。

(8) ペット同伴避難所

避難者がペットと一緒に屋内に避難することができる（同伴）避難所のこと。

(9) 基本避難所

指定避難所のうち、大雨や台風などで避難情報を発令するときに最初に開設する避難所のこと。

(10) 第 2 避難所

指定避難所のうち、災害の拡大が予想される際及び基本避難所への避難者が収容人員を上回ることが予想される際に開設する避難所のこと。

2 避難場所及び避難所の指定基準

避難場所及び避難所の拡充・補完については、下記の基準と地域的特性を総合的に考慮し、指定の可否を判断する。

(1) 指定の基準

- ア 土砂災害などの二次災害のおそれがないこと。
- イ 安全な避難経路が確保できること。
- ウ 一時的に宿泊滞在が可能な建物等が確保できること。
- エ 救援物資等の輸送経路が確保できること。
- オ 水道、トイレ、電話等の施設が整っていること。
- カ 夜間休日等を含め利用できること。
- キ 耐災害性（耐震・耐火・耐水害等）が確保されていること。

(2) 災害種別の避難場所

市が指定した災害種別・区分別の避難場所は、【資料編】10 避難対策を参照。

3 福祉避難所（福祉子ども避難所含む）の拡充等

高齢者や障がい者、妊産婦、子ども等、避難所等で生活に支障がある方々に対し、その家族や支援者も含め、十分な配慮（障がい者等にあつては障害者差別解消法に基づく合理的配慮）をするとともに、指定避難所における福祉避難室の整備、更に福祉避難所（福祉子ども避難所含む）を拡充し、開設訓練の充実等を図ることなどにより、発災直後から円滑に運用できるよう体制構築に取り組むものとする。

また、協定施設と熊本地震における対応に関する意見交換等を行う中で、相互の課題を洗い出し、必要な改善策を講じるほか、開設訓練への参加施設数の増加に努めるなどにより、福祉避難所（福祉子ども避難所含む）の充実に努めるものとする。

4 避難所における感染症対策

令和2年（2020年）から感染が拡大している新型コロナウイルス（COVID-19）感染症については、令和2年4月7日に日本国政府が緊急事態宣言を行って以降、現在（令和2年度末）に至るまで、本市においても県と連携し感染症対策を継続して実施している。

こうした状況において災害が発生し、避難所を運営する場合には、避難所運営に従事する職員は手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を行うとともに、人が密に集まって過ごすような空間（密閉空間・密集空間・密接場所）を回避するなど、感染症対策に万全を期すことが重要であることから、避難所運営に従事するスタッフの安全を図り、災害発生時に避難を要する住民の安全・安心を確保するため、「避難所における新型コロナウイルス感染症対応の手引き」を作成した。

今後、状況に応じて随時見直していく予定である。

第2項 指定緊急避難場所及び指定避難所の機能整備

指定緊急避難場所及び指定避難所については、下記の事項に留意し施設の整備及び機能等の向上を図るものとする。

1 指定緊急避難場所の整備

(1) 通信手段の確保

災害時優先電話、無線通信機器等の整備を行い、災害対策本部や区対策部等との通信手段の確保に努める。

(2) 設備等の整備

非常用照明施設、非常用電源、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努める。

2 指定避難所の整備

(1) 安全性の確保

指定避難所の安全性を確保するため、施設の耐震化・補強工事の推進・非構造部材の耐震化を計画的に実施する。避難に使用する階段等の構造物や転落防止のための柵の整備について検討し、安全性を向上させる。

(2) 要配慮者に配慮した施設整備

避難場所の段差解消のためのスロープ・手摺りの設置などのバリアフリー化を推進する。

(3) 通信手段の確保

災害時優先電話、無線通信機器等の整備を行い、災害時の通信手段の確保に努める。

(4) 非常用電源・照明器具の確保

【関連部局】
都市建設局
健康福祉局
教育委員会
各区役所

災害時の停電に備え、発動発電機や外部給電機器等の非常用電源及び投光器等の照明器具の確保に努める。

(5) 備蓄物資等の確保

「熊本市物資供給計画」に基づいた分散備蓄倉庫等の設置により、初期の避難生活に必要な食料・物資等を備蓄する。

(6) 生活環境の確保

新設及び改修される際は、避難生活に必要なエアコン、トイレ・シャワー等の増設など避難生活環境の向上に努める。

【資料編】6-4 防災倉庫・備蓄倉庫・分散備蓄倉庫に関する維持管理規程

【関連部局】
政策局
都市建設局
各区役所

第3項 避難路の整備

1 災害発生時に安全な避難路の選定

市は、指定緊急避難場所等を記載した地域版ハザードマップの作成に努め、市民はこれを基に災害発生時の安全な避難路を選定し、地域版ハザードマップに記入するものとする。

また、市民は津波発生時には徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車でも安全かつ確実に避難できる避難路について検討するものとする。

2 避難路の整備計画

市及び県は、市民が避難路を選定・記入した地域版ハザードマップ等を基に、指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路の整備及び道路沿いの危ないブロック塀の撤去、緑地又は緑道の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。

また、市は、熊本地震で滑動した盛土や被災した民間宅地擁壁により、指定緊急避難場所等に通じる道路に被害が発生するおそれがあるものは、迅速かつ安全な避難行動を確保するため、滑動崩落防止事業等の実施に努めるものとする。

【資料編】3-2-7 避難地・避難路の指定

【関連部局】
政策局

第4項 避難指示等の発令の判断基準の整理

市は、高齢者等避難、避難指示（以下、「避難指示等」を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、国の定める避難指示等ガイドライン等を基に、あらかじめ発令の判断基準を定めておくものとする。

そのため、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令すべきか等の判断基準（具体的な考え方）について、「避難情報に関するガイドライン 令和3年5月10日 内閣府」を参考にマニュアルを整備するものとする。

また、平時から津波発生時を想定した避難シミュレーション訓練を行うなど、発令の判断基準等が適切かどうか確認を行うものとする。

さらに、市は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、ホットラインの構築や連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

【避難情報に関するガイドライン】

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報	相当する気象情報
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	・大雨特別警報 ・氾濫発生情報
～（警戒レベル4までに必ず避難）～				
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	・土砂災害警戒情報 ・危険度分布「非常に危険」（うす紫） ・氾濫危険情報 ・高潮特別警報 ・高潮警報
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	・大雨警報（土砂災害） ・洪水警報 ・危険度分布「警戒」（赤） ・氾濫警戒情報 ・高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）

【関連部局】
政策局

第5項 避難場所及び避難方法等の事前周知

1 指定緊急避難場所等の周知徹底

(1) 市

市は、市民が災害発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底を図るものとする。

- ア 洪水・高潮・津波浸水想定区域、土砂災害警戒・特別警戒区域
- イ 指定緊急避難場所、指定避難所等の名称及び場所
- ウ 指定緊急避難場所、指定避難所への経路
- エ 避難の指示の伝達方法
- オ 避難後の心構え

なお、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参加のもと、上述のア～オの内容等を記載した、具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、次の事項について取り組むものとする。

- カ 避難場所案内標識（多言語）等の設置
- キ 「わが家の防災マニュアル」の配布
- ク 「地域版ハザードマップ」の作成・配布
- ケ 市ホームページへの掲載
- コ 防災訓練・「出前講座」の実施による啓発
- サ 出前講座・防災教育での啓発

また、津波避難計画には、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等が行われるよう、次の事項を定めるものとする。

- シ 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

- ス 津波からの避難誘導等
- セ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- ソ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルール

これらについては、各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直していくものとする。

(2) 住民

住民は(1)ア～オの内容、家族との連絡方法等を平時から確認しておき、大規模災害の発生、津波が発生した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

2 広域避難及び被災者の搬送

市、県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の搬送が円滑に実施されるよう搬送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとするとともに、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討のうえ、実施するものとする。

3 施設管理者対策

病院、工場、事業所、デパート、駅等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、市、消防機関、警察等との綿密な連絡をとり、災害時に対処する体制を常に確立しておくものとする。

4 児童生徒等の対策

市、県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市相互間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

【関連部局】
政策局
文化市民局
教育委員会
各区役所

第6項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営体制 の整備

1 突発的かつ大規模な災害の発生、または本市からの支援要請があった場合

東日本大震災や熊本地震のように突発的かつ大規模な災害の発生、または特別警報級の発表のおそれがあり、本市から予防的避難所の運営等について支援要請があった場合、指定緊急避難場所及び指定避難所の迅速かつ円滑な開設・運営が行えるよう、次の方針により体制の整備に努めるものとする。

【突発的かつ大規模な災害】
 ○震度6弱以上の地震が発生した場合
 ○災害対策本部長（市長）が指示する場合
 【本市からの支援要請がある災害】※
 ○特別警報級の警報が発表または発表が見込まれ、大規模な災害が発生するおそれがある場合
 ※ハザードマップ等で安全が確認できた指定避難所等を開設する

(1) 避難所開設・運営の基本方針

ア 校区防災連絡会

校区防災連絡会は、平時から、小学校区ごとに設置し、避難所運営委員会の設置に向けた協議等を行う。

(ア) 構成員

- ・校区自治協議会などの地域団体
- ・施設管理者（学校長又は代表者）
- ・市職員（避難所担当職員等）

(イ) 主な活動内容

- ・指定避難所ごとに、避難所運営委員会の構成団体等の検討
- ・地域の避難施設、避難所間の情報収集・物資配布体制の確認
- ・訓練の時期・内容を検討及び実施 等

イ 避難所運営委員会

避難所運営委員会は、平時から、指定避難所ごとに設置し、避難所運営のルールづくり（避難所開設運営マニュアルの作成）等を行い、災害時に避難所の開設・運営を行う。

(ア) 構成員（「校区防災連絡会」で指名）

- ・地域団体など
- ・施設管理者（学校長又は代表者）
- ・市職員（避難所担当職員）

(イ) 主な活動内容

- ・避難所運営委員会の組織、活動班の決定（委員長、副委員長、総務班、福祉班 等）
- ・避難所開設運営マニュアルの作成・修正
- ・近隣の地域指定一時避難場所や屋外（車中）避難者、在宅避難者等の情報収集、物資の供給 等

※ 指定避難所及び建物がある指定緊急避難場所以外の避難所

指定避難所及び建物がある指定緊急避難場所以外の避難所は、避難所運営委員会が避難場所や避難者数等の情報収集、物資分配を行うなど、避難所運営委員会が支援する。

ウ 避難所担当職員

避難所担当職員は、指定避難所及び建物がある指定緊急避難場所に配置された市の職員で、平時から、「校区防災連絡会」や「避難所運営委員会」の一員として、避難所開設に必要な準備や避難訓練等を行う。

震度6弱以上の地震が発生した場合等は、避難所へ自動参集し、地域団体や施設

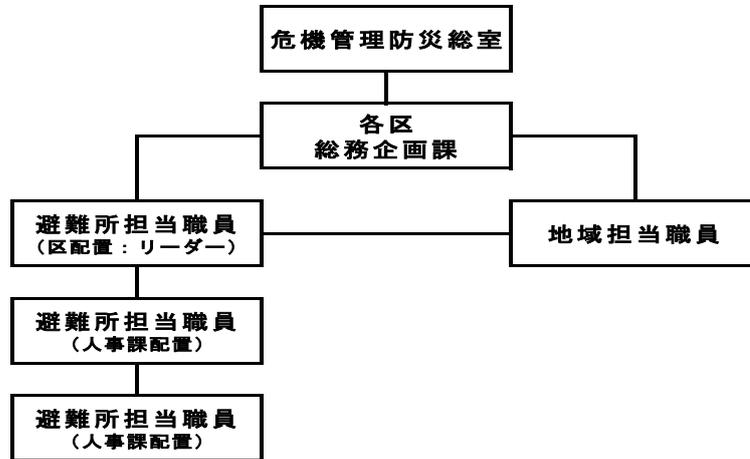
管理者等と連携し、避難所の開設・運営等を実施する。

(ア) 対象施設等

対象施設：指定避難所及び建物がある指定緊急避難場所

配置数：1施設に3名

(イ) 平時の体制



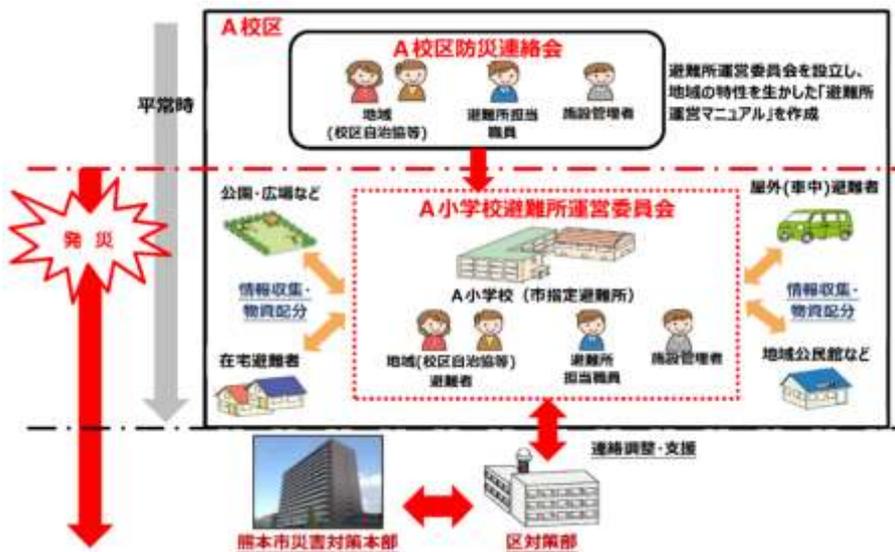
※ 避難所担当職員のうち、連絡調整等を行うリーダーを区配置の職員とするが、
実情に応じて、人事課配置の職員をリーダーとすることも可能

(ウ) 避難所担当職員の業務（役割）

平常時：校区防災連絡会及び避難所運営委員会への参加等

発災時：初動期（発災後3日間程度）の避難所運営等

避難所開設・運営のイメージ



(2) 「校区防災連絡会」・「避難所運営委員会」の設立の流れと役割

以下の内容は、役割分担等の標準であり、区や校区の特性に応じて適切な推進体制をとる。

- ① 地域団体、施設管理者等への周知 【危機管理防災総室、各区役所、教育委員会 等】
- ② 地域団体との設立に向けた協議 【主：区総務企画課 副：地域担当職員・避難所担当職員】

③ 校区防災連絡会の日程等調整 【主：地域担当職員 副：区総務企画課・避難所担当職員】

④ 校区防災連絡会の開催

【役割例】司会：地域役員、質議応答：区総務企画課・危機管理防災総室、
資料作成等運営サポート：区総務企画課・地域担当職員、議事録作成：避難所担当職員

<討議事項>

- ・ 指定避難所・建物がある指定緊急避難場所ごとに、避難所運営委員会の構成者の検討
- ・ 避難所運営委員会の組織、活動班の検討（委員長、副委員長、総務班、福祉班 等）
- ・ 地域の避難施設、避難所間の情報収集・物資配布体制の確認
- ・ 訓練の時期・内容を検討及び実施 等

※ 避難所ごとに関係者が集まり、避難所運営委員会の準備会議を行う
（校区内に避難所が複数ある場合は、地域又は各区役所が担当自治会・団体案を作成し進め
ていく）

※ この段階ですべてが決定している必要はなく、運営委員会を設立し、その中で検討を深

⑤ 定期的な情報共有会議、避難所運営委員会設立に向けた研修 【危機管理防災総室】

⑥ 避難所ごとに避難所運営委員会の設立準備・日程調整

- ・ 避難所開設運営マニュアル原案作成【主：避難所担当職員、副：区総務企画課】

※ 市の作成例を参考に、地域及び施設管理者との協議し、各避難所の特性に合わせ
マニュアル原案を作成する

- ・ 避難所運営委員会の日程調整【地域担当職員・避難所担当職員】

⑦ 避難所運営委員会を開催

【役割例】司会：地域役員、質議応答：区総務企画課・危機管理防災総室、資料作成等：区総務企画
課、

議事録作成：避難所担当職員、マニュアル内容協議（修正）：主 避難所担当職員、副：区総
務

企画課、運営サポート：地域担当職員

- ・ 避難所開設運営マニュアルの作成・修正（各避難所の特性に合わせ、少しずつ加筆修
正等を行っていく）

⑧ 危機管理防災総室への報告【区総務企画課】

- ・ 校区防災連絡会、避難所運営委員会の設立状況を区でとりまとめ報告

⑨ 校区の避難所開設訓練等【校区防災連絡会（市一斉訓練は区対策部がサポート）】

- ・ 訓練の実施（避難所開設運営マニュアルに沿って、避難所開設等の訓練を行う）

(3) 避難所運営に関わる組織・ひとの役割

避難所運営における「地域団体(校区自治協等)」、「避難者」、「避難所担当職員」、「施設管理者・職員」の定義と基本的な役割は次のとおりとする。

避難所では、そこにいる全員が世代や性別に関係なく、それぞれの役割を果たすとともに、情報を共有しながら、相互に連携して各種活動を実施するものとする。

組織	組織の定義	基本的な役割
<p>地域団体 (校区自治協等)</p> 	<p>○避難所が設置される地域で組織されている校区自治協議会、その地域団体が認めた避難所開設・運営に携わる団体</p> <p>○校区によって、町内自治会、社会福祉協議会、婦人会、老人クラブ等の地域団体や、学校、企業、行政機関等、消防団、地域の様々な団体など</p>	<p>○地域団体が中心となって避難所運営、指定避難所や建物がある指定緊急避難場所以外の避難場所等の情報収集・物資配布等の各種活動を行う。</p>
<p>避難者</p> 	<p>○指定避難所及び建物がある指定緊急避難場所の避難者</p> <p>※避難者は、おおむね地域の住民であるが、それ以外の方が避難される場合もあり得る。</p>	<p>○避難者も居住組として地域団体等の指示のもと、避難所の各種運営を積極的に行う。</p> <p>○代表者を選出し、避難所運営委員会に参加する。</p> <p>○避難所運営委員会は、時間の経過とともに地域団体中心から避難者中心へと移行し、避難者による自主的な運営を行っていく。</p>
<p>避難所担当職員</p> 	<p>○熊本市から指定避難所及び建物がある指定緊急避難場所に派遣される職員</p>	<p>○校区防災連絡会や避難所運営委員会の整備</p> <p>○平時から校区防災連絡会や避難所運営委員会の一員として避難所開設のために必要な準備及び避難訓練を実施</p> <p>○市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、または、災害対策本部長（市長）が指示する場合に、指定避難所及び建物がある指定緊急避難場所へ参集し、校区防災連絡会や避難所運営委員会の活動全般に携わると共に、主に区との連絡調整を行い、避難所内の課題解決に向けた要請や調整を行う。</p>
<p>施設管理者・職員</p> 	<p>○避難所となる施設の管理者や職員</p>	<p>○避難所内の居住スペースや共有スペースを設置する際に調整や助言を行うなど、施設利用に関することを中心に避難所運営の支援を行う。</p> <p>○市立小中高等学校、県立高等学校及び大学においては、避難者の名簿作成、避難所の組織の立上げ、避難所運営備蓄品や救援物資の管理と仕分けなどの避難所運営の協力を行う。</p>

(4) 避難所開設・運営マニュアルの作成

避難所運営委員会は設立後に事前協議を行い、避難所運営委員会ごとに「避難所運営マニュアル」の作成を行う。

マニュアル作成にあたっては、熊本市避難所開設・運営マニュアル及び「避難所における新型コロナウイルス感染症対応の手引き」を参考に、運営班ごとの役割や、避難所スペースの割り振り、避難所生活のルール等について取りまとめ、円滑な避難所開設・運営を目指すこととする。

また、マニュアルは、防災訓練等を通じて定期的に改訂を行っていくものとする。



2 風水害による予防的避難が必要な場合や大規模な災害にまで至らない地震等の場合

風水害による予防的避難が必要な場合や大規模な災害にまで至らない地震等の災害が発生した場合の避難所の開設・運営は、次の方針により体制の整備に努めるものとする。

(1) 開設の指示

避難所の開設は、災害の規模・状況等を踏まえ、市長が判断するものとする。

市長は、避難指示等の避難情報の発令により、開設する避難所の施設管理者のほか、区対策部等に避難所開設・運営の指示を行うものとする。

(2) 責任者の役割

避難所の開設及び運営・管理は、施設管理者と区対策部が連携して業務を行うため、事前に調整を行い、各自の役割を明確にするものとする。

ア 開設責任者

- (ア) 避難所の施設を管理する者としてあらかじめ施設管理者が指名した者を「開設責任者」とする。
- (イ) 開設責任者は、あらかじめ、避難所の開設を担う「開設担当職員」を複数名指名する。
- (ウ) 指名された開設担当職員（委託・嘱託者を含む）は避難所の鍵を保管する。
- (エ) 開設責任者は、避難所が所在する管轄区役所及び危機管理防災総室等と連携し、災害時に迅速に避難所が開設できるよう避難所の開錠、区画割り、事務所の開設（看板設置等）、避難者の受け入れ要領等を定めた避難所の施設利用計画をあらかじめ策定するものとする。

- (オ) 施設利用計画で区画を指定する際は、要配慮者を最優先するとともに、事情の許す限り、個人のプライバシーの確保に留意するものとする。

イ 運営責任者

- (ア) 区対策部は、「運営責任者」及び複数の「運営担当職員」をあらかじめ指名する。
- (イ) 運営責任者は、避難所の運営・管理を総括する責任者として、運営担当職員及び開設責任者等の担当職員、避難者、地域住民、ボランティア等と連携し、円滑な避難所の運営を行うものとする。
- (ウ) 区対策部は必要に応じて運営担当職員を派遣し、運営担当職員は、運営責任者を補佐するとともに避難所内事務所の実務を行うものとする。

【関連部局】
健康福祉局

3 避難誘導体制の整備

市は、地域住民が円滑に避難できるよう、区対策部と施設管理者と連携し、自主防災クラブ、町内自治会、消防団等による避難誘導体制の整備に努めるものとする。

このため、市は地域住民とワークショップを通じた「地域版ハザードマップ」の作成に取組、自主的な避難意識の啓発と普及及び避難訓練等の促進を図る。

また、市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月）等を参考とし、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等の推進に努めるものとする。特に避難行動の支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者に関する全体計画を策定し、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等についての個別計画の策定に努める。

【関連部局】
文化市民局
各区役所

第 7 項 避難所におけるボランティア等の受入

市、県は、避難所でのボランティア等の活用が図られるよう、平時から、避難所におけるボランティア等の受入方法や役割（業務）を明確にしておくものとする。

【関連部局】
都市建設局

第 8 項 建設型応急住宅建設予定場所の選定

市は、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に配慮して、公園等の公有地を第一に予定地とし、建設型応急住宅建設予定地の確保を行っておくものとする。

県は、建設型応急住宅建設予定地の確保を行うよう市に助言するものとし、県全体の確保状況の把握・調整を行うものとする。

また、市、県は、学校の敷地を建設型応急住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

応急仮設住宅 建設候補地

令和3年4月現在

区	施設名称
中央区	渡鹿公園、坪井中央公園、八王寺中央公園、南熊本公園
東区	錦ヶ丘公園、秋津中央公園、山ノ内中央公園、秋津三丁目公園
西区	石神山公園、小島公園、柿原公園、河内グラウンド、中島中央公園 蓮台寺公園、古荘公園、池上中央公園
南区	御幸中央公園、飽田公園グラウンド、平成中央公園、天明運動施設 塚原グラウンド、木部中央公園、笛田中央公園、刈草中央公園、 高グラウンド、白藤公園、富合屋外運動場
北区	寂心公園、合志川河川公園、楠中央公園、清水新地コート 武蔵ヶ丘中央公園、田原スポーツ公園、北部公園、田原坂公園 和泉貢緑地、植木総合スポーツセンター公園、八景水谷公園

応急仮設住宅の建設地は、原則として建設候補地の中から、災害の規模・種類・場所等により適宜選定し、災害対策本部において決定する。

第9項 帰宅困難者対策

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生するおそれがあることから、必要に応じて、滞在場所の確保や水、トイレの提供などの帰宅困難者対策を行う。

1 市民への啓発

市、県は、住民に対して、災害発生時における安全確保、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

2 事業所等への啓発

市、県は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るとともに、「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」の作成を促すものとする。

また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すものとする。

3 避難所等の提供

市は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。特に主要駅等の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

4 情報提供体制の整備

市、県は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報をインターネット、避難施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

5 安否確認の支援

市、県は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発に努めるものとする。

6 徒歩帰宅者に対する支援

市、県は、コンビニ、小売業関係団体と災害時の徒歩帰宅者への水やトイレの提供などを内容とした協定締結を促進するものとする。

第 10 項 被災したペットの保護収容に関する対策

市、県は、被災地に残されたペットの収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、獣医師会、動物愛護団体等と連携して迅速に行われるよう努めるものとする。

【関連部局】
健康福祉局

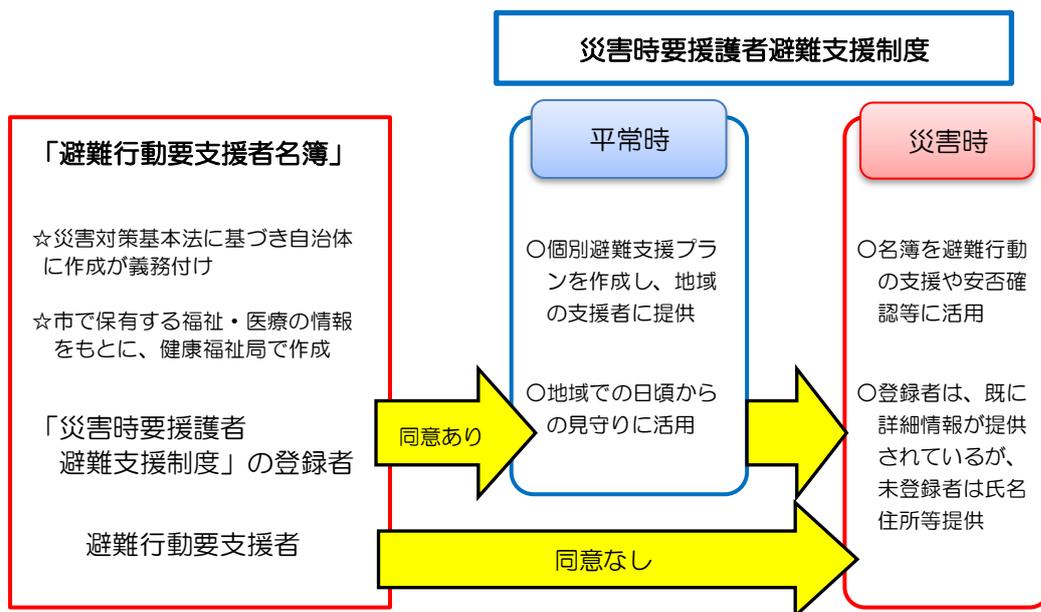
第5節 要配慮者等支援対策

第1項 本市の避難行動要支援者等支援の取組み

【関連部局】
健康福祉局

本市では、「熊本市災害時要援護者避難支援制度」を設けて、平成19年（2007年）10月から災害時に避難支援を必要とする方の登録と個別避難支援プランづくりを開始した。要援護者情報はシステムで管理し、本人の同意を得た上で、町内ごとの登録者名簿を民生委員、町内自治会、校区社会福祉協議会及び自主防災クラブ等の関係団体に提供し、個別避難支援プランの内容や避難経路の確認とあわせて、日常的な要援護者の見守り活動にも活用している。なお、令和2年（2020年）3月31日現在の個別プラン作成数は、約9,300件である。

今後も、従来から推進している「熊本市災害時要援護者避難支援制度」における登録者の増加を図るとともに、避難行動要支援者の避難支援を地域の協力で行えるよう「熊本市避難行動要支援者支援計画」を策定し、避難支援の対象者の範囲、自助・共助・公助の役割分担、避難行動要支援者の情報の収集・共有の方法、支援体制などを定め、避難行動要支援者等支援の取組みを促進するものとする。



第2項 「要配慮者」、「災害時要援護者」、「避難行動要支援者」の定義と関係

1 要配慮者

要配慮者は、「災害の危険にさらされたとき、最も危険なのは高齢者や障がい者、乳幼児等の自力で避難することが困難な人」と定義し、次に掲げる方を対象とする。

- | | | |
|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 高齢者 | <input type="checkbox"/> 視覚障がい者 | <input type="checkbox"/> 聴覚・言語障がい者 |
| <input type="checkbox"/> 肢体不自由者 | <input type="checkbox"/> 内部障がい者 | <input type="checkbox"/> 知的障がい者 |
| <input type="checkbox"/> 発達障がい者 | <input type="checkbox"/> 精神障がい者 | <input type="checkbox"/> 難病患者等 |
| <input type="checkbox"/> 乳幼児 | <input type="checkbox"/> 妊産婦 | <input type="checkbox"/> 外国人等 |
| <input type="checkbox"/> 災害時負傷者 | <input type="checkbox"/> 災害孤児等 | <input type="checkbox"/> 地理に不案内な旅行者等 |

2 災害時要援護者

災害時要援護者は、平成18年(2006年)に示された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン(内閣府)」に基づき、次に掲げる方を対象とする。

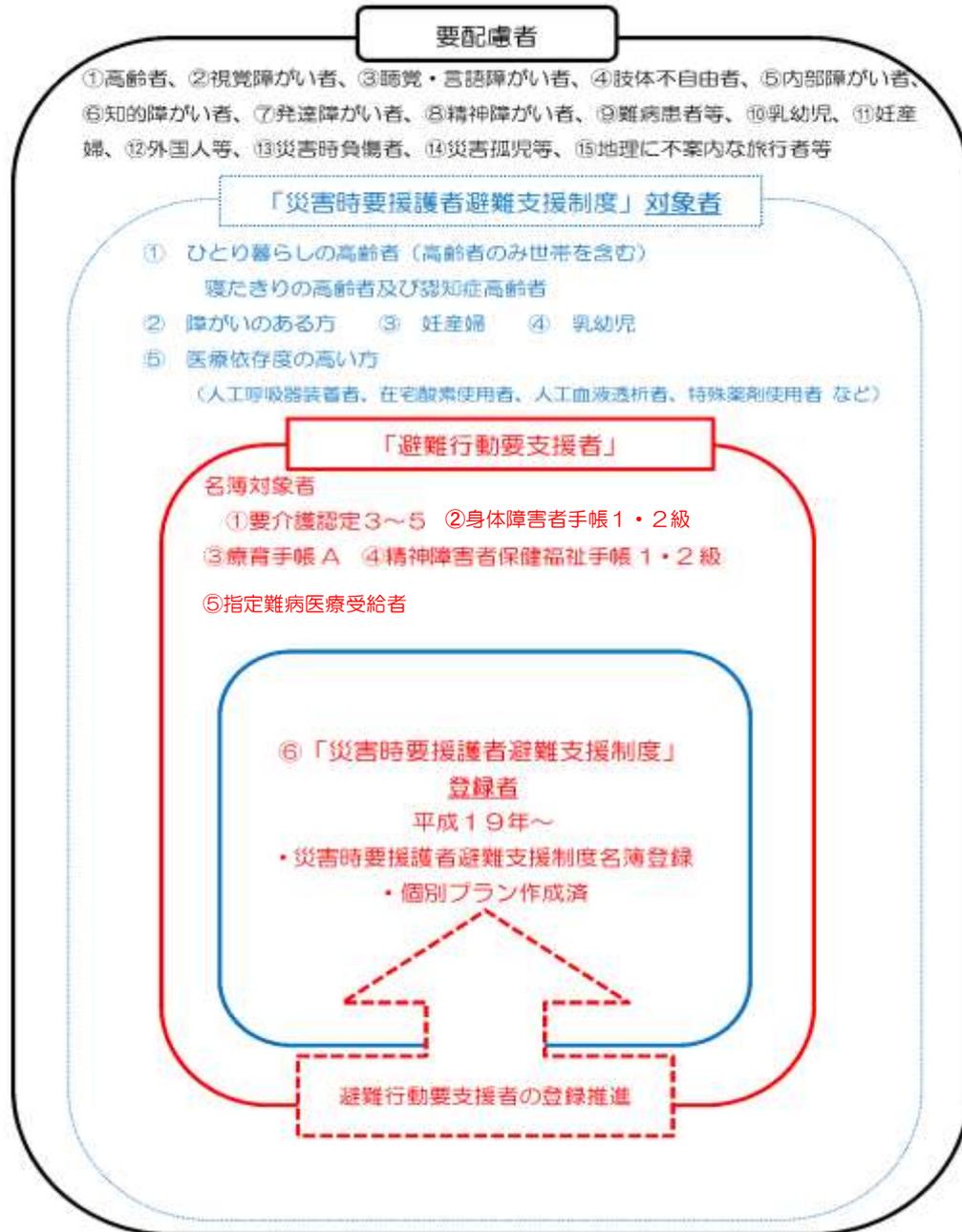
- | |
|------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ひとり暮らしの高齢者(高齢者のみ世帯を含む)、寝たきりの高齢者及び認知症高齢者 |
| <input type="checkbox"/> 障がいのある方 |
| <input type="checkbox"/> 妊産婦 |
| <input type="checkbox"/> 乳幼児 |
| <input type="checkbox"/> 医療依存度の高い方(人工呼吸器装着者、在宅酸素使用者、人工血液透析者、特殊薬剤使用者など) |

3 避難行動要支援者

避難行動要支援者は、災害対策基本法第49条関連及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月)」に基づき、次に掲げる方を対象とする。

- | |
|--------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 要介護認定3～5を受けている者、 |
| <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳1、2級を所持している者 |
| <input type="checkbox"/> 療育手帳Aを所持している者、 |
| <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持している者 |
| <input type="checkbox"/> 指定難病医療受給者 |

○ 「要配慮者」、「災害時要援護者」、「避難行動要支援者」の関係図



【関連部局】
健康福祉局
政策局

第 3 項 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

1 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 名簿の作成及び共有

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため、名簿を作成し、健康福祉政策課、危機管理防災総室、区福祉課、まちづくりセンター・交流室・分室（以下、「まちづくりセンター等」という。）、消防局警防部情報司令課で名簿情報を保管する。

(2) 名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は次のとおりとする。

- 要介護認定 3～5 を受けている者
- 身体障害者手帳 1、2 級を所持している者
- 療育手帳 A を所持している者
- 精神障害者保健福祉手帳 1、2 級を所持している者
- 指定難病医療受給者
- 熊本市災害時要援護者避難支援制度登録者

(3) 名簿の作成方法等

名簿は、健康福祉政策課が保有する前項に掲げる要件に該当する者に係る個人情報（災害対策基本法第 49 条の 10 第 2 項に規定されている事項に限る）を入手し作成する。

(4) 名簿の記載事項

災害基本法第 49 条の 10 第 2 項の規定により、名簿に記載する事項は、以下のとおりとする。

- 氏名 生年月日 性別 住所又は居所
- 電話番号その他の連絡先 避難支援等を必要とする事由
- その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(5) 名簿の更新

名簿は健康福祉政策課が、年 1 回更新する。

【関連部局】
健康福祉局

2 名簿情報の提供

(1) 名簿情報の提供

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、災害対策基本法第 49 条の 11 第 3 項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。

提供元	提供先
健康福祉政策課・危機管理防災総室 (水防本部等)	熊本県警察
	熊本市社会福祉協議会
各区役所（区水防部等）	民生委員
	自主防災クラブ、町内自治会等

(2) 名簿情報の提供時期

避難行動要支援者名簿を提供する時期は次の条件を目安とし提供するものとする。

- ア 熊本市域に震度5強以上の地震が発生し、市が、支援活動の必要があると判断した場合
- イ 緊急情報提供者からの情報により、市が災害発生のおそれがあると判断した場合
- ウ 気象状況等により、市が名簿の提供について特に必要があると判断した場合

(3) 避難支援等関係者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、名簿情報の提供を受け避難支援活動を実施する者として、災害対策基本法第49条の11第2項に規定される避難支援等関係者を次のとおりとする。

- ア 消防機関
- イ 都道府県警察
- ウ 民生委員法に定める民生委員
- エ 社会福祉協議会法第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会
- オ 自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者

なお、名簿情報は、「熊本市避難行動要支援者名簿の提供に関する覚書」を取り交した団体等に限り提供するものとする。

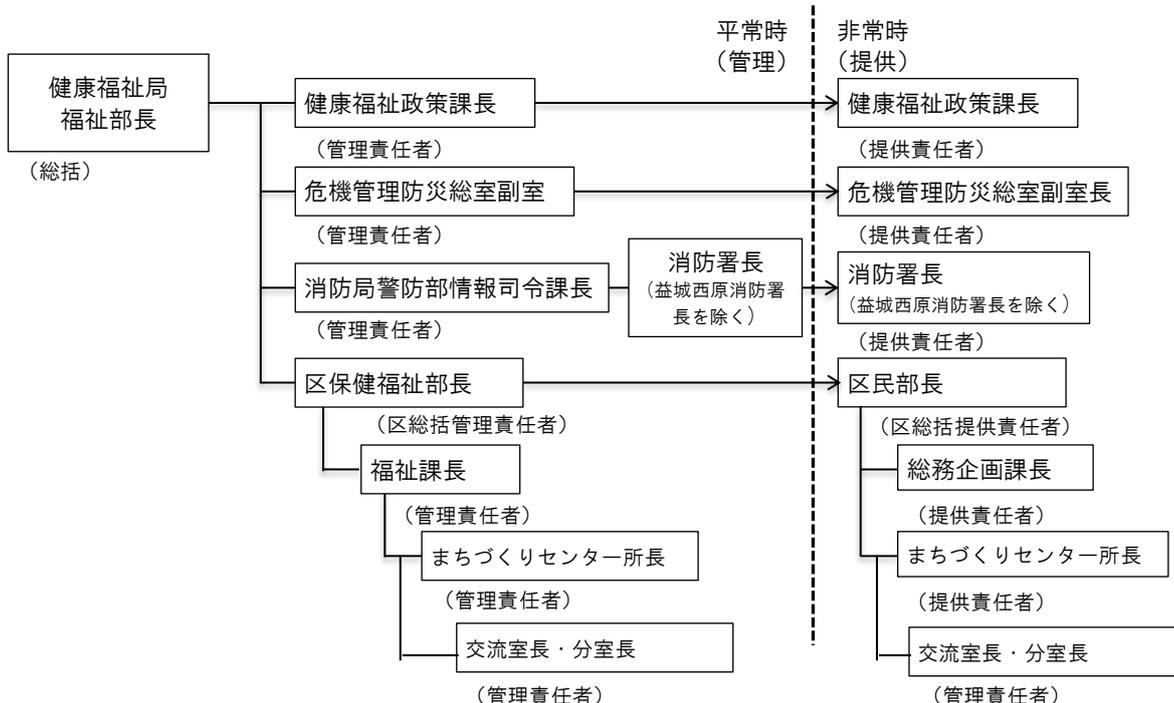
その際、熊本県警察、自主防災クラブについては危機管理防災総室が、民生委員、熊本市社会福祉協議会については健康福祉政策課が、町内自治会等の地域団体については各区役所総務企画課が覚書を取り交わす。

3 名簿情報の適正管理

名簿情報は、秘匿性の高いものであることから、適正な管理に努めるものとする。

(1) 市の名簿情報管理体制

平常時の名簿管理体制及び非常時の名簿提供体制を以下のとおりとする。



【関連部局】
政策局
健康福祉局
消防局
各区役所

(2) 市の名簿情報の保管

管理責任者は、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも名簿情報を準備し、施錠可能なボックス等に施錠の上保管するものとする。

また、区福祉課は、まちづくりセンター等へ紙媒体での名簿情報を配備するものとする。

保管・管理	名簿情報の形態	保管・管理	名簿情報の形態
健康福祉政策課	電子・紙	区福祉課	電子・紙
危機管理防災総室	電子※・紙	まちづくりセンター等	紙
消防局警防部情報司令課	電子※・紙		
消防局各消防署 (益城西原消防署を除く)	紙		

※印は、健康福祉政策課より提供される電子媒体による保管

(3) 覚書の取り交わし

市は、名簿情報の提供をしようとするときは、当該名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者との間で「熊本市避難行動要支援者名簿の提供に関する覚書」を取り交わすものとする。

(4) 個人情報の安全管理

名簿情報の提供を受けた者は、当該提供を受けた個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- ア 避難支援等関係団体が指名する者のみで活用すること。
- イ 破損又は紛失することがないように、適切な管理に努めること。
- ウ 複写や複製（パソコンその他の情報機器への入力・保存を含む）の禁止。
- エ 万一、名簿情報を破損又は紛失したり、名簿情報の内容が他に漏れたりした場合には、直ちに熊本市に報告し、事後処理にあたること。

(5) 利用及び提供の制限

名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外に、提供を受けた名簿情報を自ら利用し、又は当該避難支援等関係者以外の者に提供してはならない。

(6) 守秘義務

名簿情報の内容は、他に漏らさないこと。これは、覚書の期間が終了、又は避難行動要支援者の避難支援等対策に携わらなくなった後も同様とする。（災害対策基本法第 49 条の 13）

(7) 研修

危機管理防災総室及び健康福祉政策課、各区総務企画課は、名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者が、適正に名簿情報を管理できるよう、個人情報の取扱いに関する研修を実施するものとする。

4 避難支援等の活動

(1) 避難支援等の基本的な考え方

避難行動要支援者は、災害発生時に必要な情報を素早く的確に把握して、自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることが難しく、避難等の支援活動を必要とする。

本計画における、支援活動は、安否確認、避難支援、情報伝達、の 3 つの類型に大きく分類する。

【関連部局】
政策局
健康福祉局
各区役所

■ 支援活動の種類

安否確認	電話、戸別訪問又は避難場所での避難行動要支援者の状況確認
避難誘導等	指定避難所等の安全な場所への移動支援
情報伝達	要支援者への「高齢者等避難」等の情報提供及び避難支援活動において得られた情報の市への報告

大規模な災害が発生した場合には、行政のみによる避難支援等は困難となる。

そのため、市は、共助の考え方を基本として、家族、近隣の者、地域組織、福祉サービス提供者等の職員など、避難行動要支援者の身近にいる人がまずは支援活動に当たるよう、日頃から啓発を行い、地域による避難行動要支援者支援体制構築の取組を促す。

また、自助の考え方から、市は、避難行動要支援者本人が基本的な備えをするよう、周知啓発を行う。

市職員は、地域の支援活動を支援するとともに、被害が甚大である又は地域の避難支援等関係者だけでは対応できない場合は、熊本県警察、熊本市社会福祉協議会と連携して支援活動にあたる。

(2) 支援体制の構築

ア 市の支援体制の構築

名簿情報を管理又は提供する危機管理防災総室、健康福祉政策課、消防局警防部情報司令課は、避難行動要支援者の避難支援等を迅速に実施するための計画等や連絡体制を整備する。また、各区総務企画課は、「区災害対応計画」「区災害対応基本マニュアル」を改訂し、名簿の管理及び提供に関する事項を掲載する。

なお、危機管理防災総室、健康福祉政策課、各区総務企画課は覚書を取り交わしていない地域に対し勧奨を行う。

イ 地域による支援体制の構築

自主防災クラブ等は、支援活動について十分に説明を受けた上で、熊本市と覚書を取り交わす。

(ア) 支援活動の申し出

名簿等について説明を受け、支援活動の希望を申し出る場合は各区総務企画課へ申し出る。

(イ) 覚書の取り交わし

支援活動については、地域の実情に応じた避難支援体制づくりのため、以下の事項について説明を受け、実際の活動等について覚書を取り交わす。

a 名簿情報の提供時期等について

名簿情報の提供時期、名簿の提供を受ける際の各区役所（区水防部等）との連携

b 名簿情報の受け渡し場所

各区役所（区水防部等）より、名簿情報の提供を受ける場所を覚書に記載（例）各区役所、総合出張所、出張所、指定緊急避難場所（一時避難場所）など

c 避難支援活動について

実際の支援活動の内容について確認
(活動例) 安否確認、避難支援、情報伝達

d 名簿情報の取扱いについて

名簿情報には、秘匿性の高い個人情報が含まれることから、取扱いについて十分な説明を受ける。

e 名簿情報の返却について

避難支援活動が終了した場合の返却について説明を受ける。

(ウ) 安全確保

名簿情報の提供を受けた場合は、支援活動に従事する者、その家族の身の安全を十分に確保した上で、可能な範囲で支援活動を実施する。

なお、災害時等における避難支援については、地域活動として可能な範囲で行うもので、法的な責任や義務を負うものではない。

また、名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者（公務災害補償等の対象者を除く。）が、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、支援活動に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合は、災害対策基本法第 65 条第 1 項、第 84 条第 1 項に基づき損害補償の対象となる。ただし、避難行動要支援者は、同様の状態となっても同法の損害補償の対象とはならない。

第 4 項 要配慮者対策

大規模災害発生の際に最も憂慮するのは、高齢者や障がい者、乳幼児等の自力で避難することが困難な人、或いは観光客や在留外国人のように、危険地域や避難情報などが分かりにくい人である。

これら、要配慮者と言われる人は、高齢化や国際化が進むなかで、本市の防災対策上その重要性は増す一方である。

本項では、これら要配慮者が被害を受けることのないよう次のような対策をとるものとする。

【関連部局】
健康福祉局

1 在宅要援護者対策

心身に障がいを有する在宅者、在宅の長期療養者、認知症を有する高齢者については、身体機能や判断機能の低下による行動困難などの防災上の課題がある。

また、妊産婦・乳幼児がいる家庭や高齢者のみの家庭、常時一人暮らしの高齢者においても防災上の特段の配慮が必要である。

(1) 地域ぐるみの支援体制づくり

災害時において、即時に動けて頼りになるのは、近隣の住民の助け合いである。このためには、日頃から地域の交流を活発にし、連帯感を深めるとともに、校区社協、民生委員、町内自治会、婦人会、消防団、自主防災クラブ等の地域内諸団体による災害時の支援体制づくりを呼びかける。

また、市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、校区社協相互の連携を呼び掛け、被災地域への支援体制を強化する。

(2) 対象者の把握

地域ぐるみで在宅要配慮者を支援していくためには、まず、対象者の把握を行う必要がある。

そのため、市は広報や地域の協力を通じ、災害時において支援を必要とする方々に「災害時要援護者支援登録申請書」の提出を促し対象者の把握を行い、その情報を市と地域で共有しながら日頃の見守りや災害時の支援を進めていく。

また、関係各課では、それぞれの所管業務の遂行上、介護等を必要とする者の名簿を概ね整理保管しているが、対象者のプライバシー保護の観点からその適正な管理に十分な配慮をしつつ防災対策面での活用を図る。

(3) 情報連絡手段の整備

介助支援の必要な市民を対象とした連絡手段の確保に努めるとともに、視覚、聴覚等障がい者への情報連絡手段についても検討する。

(4) 災害時要援護者等及びその家族に対する啓発

災害時要援護者など在宅で援護を必要とされる方及びその家族には、広報等により、日常的な防災に対する理解と日頃からの対策の必要性の啓発に努めるとともに、地域で防災訓練が実施される際に積極的な参加を呼びかける。

また、災害発生時に近隣の協力が得られるよう、普段から交流に努めることも必要である。

(5) 高齢者世帯等に対する防災意識の啓発

災害に備えた安全な居住環境を確保するため、関係行政機関及び関係各種団体と連携しながら、防火・防災に関する指導や相談活動を行い、防災意識の啓発に努める。

2 社会福祉施設における対策

社会福祉施設には、自力では歩行できない高齢者や身体障がい者、精神に障がいのある人や児童が入所あるいは通所している。これらの人々は、災害発生時に自力で行動することは困難であり、介助が欠かせない。

災害発生時にこれらの人々の安全を確保するため、日頃から十分な防災対策をとっておく必要がある。

(1) 防災設備等の整備

施設入所者や通所者は、大規模地震や津波発生の際に、とっさの自己防御がとれない可能性が高いことから、各施設の管理者は、施設の耐震性を確保するとともに、施設の設定備点検を常に行い、その安全性を高める必要がある。

また、ライフライン等の機能停止の際にも、施設入所者の生活を維持できるよう非常用発電や非常用給水タンクなどの設備の整備や非常用食糧、医薬品等の備蓄に努めなければならない。

(2) 防災計画の策定

大規模地震や津波発生時には、施設職員の迅速で的確な行動が重要であるため、各施設管理者は職員の任務分担、動員計画、避難方法等を詳細に定めた実効ある防災計画を策定しておくものとする。策定にあたっては、施設に入所している人々の

【関連部局】
健康福祉局

障がい程度は様々であるため、それぞれの施設の実情に見合った綿密な防災計画を策定するものとする。

特に、夜間は職員が手薄になることと、入所者が就寝中のため避難行動が昼間にもまして困難になることを考慮した計画とする。また、災害発生時に保護者、家族等と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行うものとする。

(3) 情報連絡手段の整備

大規模地震や津波発生時の関係機関への迅速な連絡が行えるよう、緊急時の情報伝達の手段、方法を定めておくとともに、災害時においても使用可能な通信手段の整備に努めるものとする。

(4) 地域社会との連携

社会福祉施設の入所、通所者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは不十分であり、地域住民のボランティア活動が望まれる。日頃から、地域との交流に努め、災害時には地域住民の協力が得られるよう必要な体制づくりに努めるものとする。

【関連部局】
政策局

3 外国人に対する対策

外国人は、言葉や文化・生活習慣の違いが原因となり、防災に関する情報や災害時における緊急情報、避難指示等が理解できず的確な避難行動が取れない可能性があり、被害を受けることが考えられる。このため、日頃から十分な防災対策を行う必要がある。

(1) 外国人への情報提供等

国際交流会館において、日頃から多言語での相談窓口を設置するなど、外国人への情報提供に努めるとともに、市の窓口においては、手続き・相談を円滑に行うため、通訳等の支援に努めるものとする。

国際交流会館の指定管理者は、「市政だより」の暮らし、健康に関する情報や本市で外国人が生活する上で必要となる情報を英語・中国語・韓国語に翻訳し、独自のホームページに掲載するとともに、警報以上の災害情報が出された場合には、多言語防災メールへ登録している外国人へ災害情報を配信するなど情報提供を行うものとする。

また、防災カードを多言語で作成し、外国人への配布に努めるものとする。

(2) 関係各所との連携

災害時に備えて、国際交流会館の指定管理者、県・市町村、各大学、民間団体、在留外国人コミュニティ及び自治会等との連携を図り、防災意識の啓発や、外国人が防災訓練等の地域活動へ積極的に参加できる環境づくりに努めるものとする。

また、傷病者に備えて、外国語で診療を受けることができる医療機関を把握するとともに、医療機関との連携を深めておくこととする。

非常時においては、外国人への配慮が欠如することのないよう、地域住民との協働で災害時でも役立つ日本語講座を実施することなどにより、地域と外国人との顔の見える関係づくりを促進していくものとする。

(3) 大規模災害時の対策

大規模災害発生時においては、政策局対策部により、外国人避難対応施設として国際交流会館を避難所として開設するものとする。

発災後は、国際交流会館の指定管理者や関係機関等と連携し、速やかに情報収集や多言語翻訳を行い、市のホームページやSNS等を通して、外国人への情報提供を行うものとする。また、市等から発信される災害情報を円滑に提供できるように、必要に応じて災害多言語支援センターを設置する。

併せて、外国人避難者を把握するために、各避難所での登録状況の把握や関係機関等への情報収集を行い、野外等の避難者に対してはSNS等を活用した状況把握に努めるものとする。

また、各避難所においては、多言語化された情報提供に努めるものとする。

■外国人避難対応施設

施設名	住所	電話番号
熊本市国際交流会館	熊本市中央区花畑町4番18号	096-359-2020

4 観光客に対する対策

大規模災害発生時、ホテル、旅館等の宿泊施設やホール設備等を有する施設においては、利用者は施設に不慣れなため、緊急時の避難誘導に混乱を生じる可能性が高い。

災害が発生した際、迅速・的確な情報の伝達と被害を未然に防止するため、十分な防災対策を講じることが必要である。

(1) 緊急連絡体制の整備

各施設は、大規模災害発生時に関係機関へ迅速な連絡が行えるよう、情報の収集と伝達の手段、方法を定めておく。

また、災害時において使用可能な通信手段の整備に努める。

(2) 避難誘導に対する対策

観光客は地理に不案内なため、観光地周辺の避難所の周知を行うものとする。

第5項 女性や子ども、性的少数者等に対する対応

東日本大震災を始めとした過去の大規模災害において、女性用下着や生理用品、粉ミルク等の生活必需品の不足や、授乳や着替えをするための場所の未設置、あるいは「女性」という理由だけで食事準備や清掃等の役割を割り振っていた避難所も見られるなど、避難所運営において様々な課題があった。このことは、熊本地震においても一部の避難所で見られるなど、過去の大規模災害の教訓を十分に生かすことができなかった。

また、大規模災害時においては、過度なストレス等を原因とするDV（ドメスティック・バイオレンス）や性犯罪等の女性や子どもに対する暴力も増加する傾向が見られる。

これらは、平常時における男女共同参画に関する潜在的な課題が、大規模災害とい

【関連部局】
経済観光局

【関連部局】
文化市民局
(男女
共同参画)

う非常時に表出しやすいためであり、平常時から女性や子ども、性的少数者等の避難者を想定した男女共同参画の視点に基づく防災対策について理解を深め、関係機関等が連携する体制を整えておく必要がある。

1 平常時における男女共同参画の視点に基づく防災対策

男女共同参画センターはあもにい、地域団体等を対象とした防災出前講座を開催し、男女共同参画の視点に基づく防災意識の向上を図るほか、主に女性や子ども、性的少数者等に配慮した環境整備に努め、必要と考えられる避難用物資を会館内に備蓄しておくよう努める。また、市が行う女性防災リーダーの育成に協力する。

市は、啓発紙への記事掲載や防災出前講座・セミナー等の開催を通じて、男女共同参画の視点に基づく防災意識の向上を図るよう努める。

2 関係機関との連携

平常時より、男女共同参画センターはあもにいが中心となり、市内で活動する子育て支援団体や女性団体、全国の男女共同参画センター等との連携体制を整え、正確な情報の発信や有用な情報の共有、大規模災害時における各種団体の役割や機能の把握を行うよう努める。

また、市は大規模災害時においても DV 被害者への相談対応ができるよう、警察をはじめとした各関係機関や DV 被害者支援団体との連携を強化するよう努める。

さらに、男女共同参画の視点のみならず、大規模災害発生時（特に避難所運営）において様々な生活上の困難を抱える市民等に対する正しい理解と認識のもとに多様性を尊重した対応がなされるよう、関係機関と連携し防災活動を積極的に推進する。

3 大規模災害時の対策

大規模災害発生時においては、文化市民局対策部により、母子や単身女性、性的少数者等の避難者の受け入れを専門に行う避難所として男女共同参画センターはあもにいを開設するものとする。

男女共同参画センターはあもにい、男女共同参画の視点に基づく避難所運営について周知徹底させるため、避難所の巡回等を行う。

市は、男女共同参画センターはあもにいや警察等関係機関と協力し、避難所等における DV や性犯罪防止対策に努めるほか、被害者からの相談受付を行う。

■女性や子ども、性的少数者等の対応施設

施設名	住所	電話番号
男女共同参画センター はあもにい	熊本市中央区黒髪 3 丁目 3-10	096-345-2550

第6節 医療救護体制の整備

大規模な災害においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、被災地域内で十分な医療が提供されないおそれがある。このため、平時から市、県及び医療関係機関等は、次に掲げるところにより災害時の医療保健体制の充実を図る。

第1項 医療施設の安全性の確保

- 1 市及び県は、医療施設に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者が実施する次の事項に関し、必要に応じて指導、助言を行う。
 - (1) 医療施設における耐震性その他安全性を確保すること。
 - (2) 医療施設の職員に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
 - (3) 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること。
 - (4) 医療施設の入院患者の避難路の確保と周知を行うこと。
- 2 市、県は、医療機関の管理者に対し、医療施設における消火器具、警報器、避難用器具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について指導を行う。
- 3 市、県は、放射性同位元素、病原微生物、毒物類等の保健衛生上危害を生ずるおそれのある物を取り扱う医療機関の管理者に対しては、災害の発生時におけるこれらの物の取扱いについて指導を行う。

【関連部局】
健康福祉局
病院局

第2項 災害時における医療救護体制の整備

1 体制整備の考え方

- (1) 市は、市保健所管轄圏域内の災害時医療体制の整備に努め、県は、県下における統括的な災害時医療体制の整備に努める。
- (2) 県は、被災地域内の救護所や医療機関で対応できない重症者等に対応するため、県内各地域の災害拠点病院等の機能強化を図るなど、重症患者の受入れに関する後方支援体制の整備を促進するよう努めるものとする。

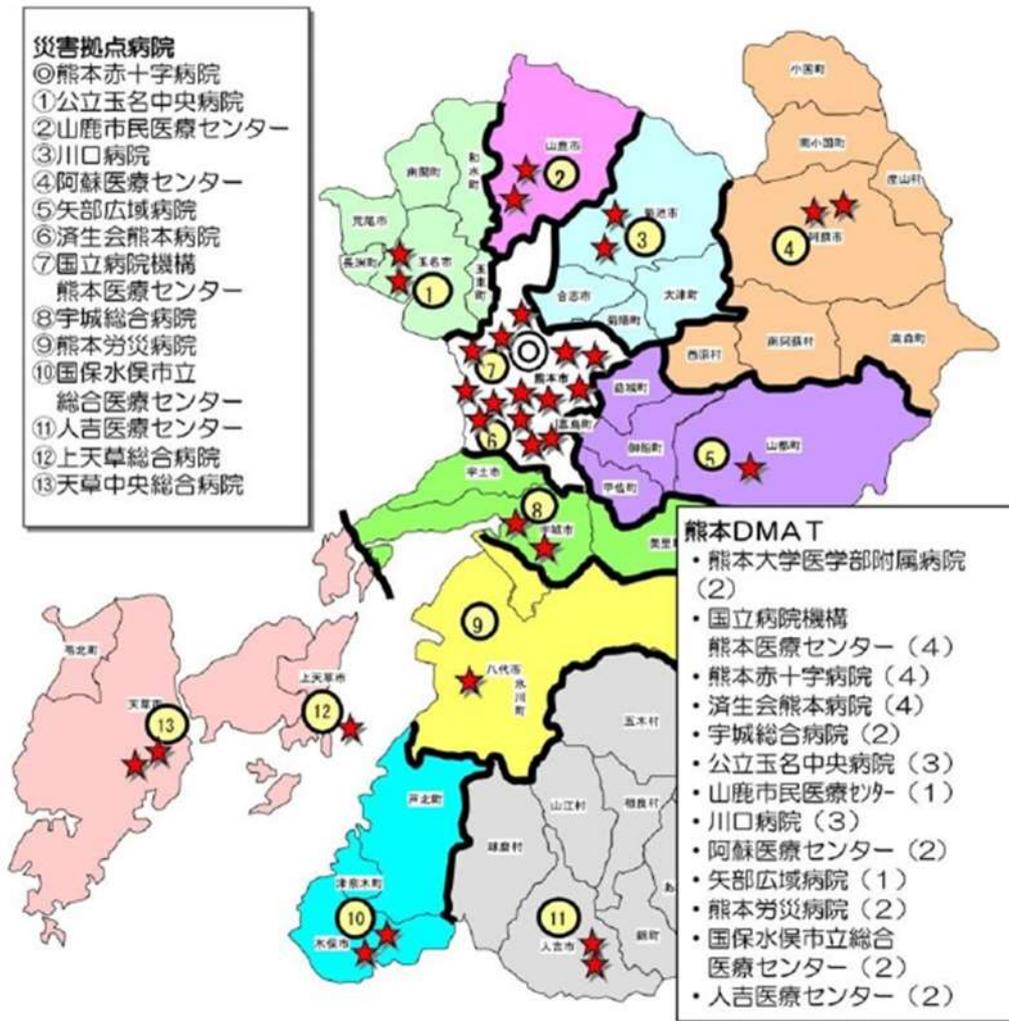
■基幹災害拠点病院（県全域で活動）

病院名	住所	DMAT	三次救急
熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺南 2-1-1	4 チーム	救命/DH

■地域災害拠点病院（熊本市等で活動）

病院名	住所	DMAT	三次救急
済生会熊本病院	熊本市南区近見 5-3-1	4 チーム	救命
国立病院機構 熊本医療センター	熊本市中央区二の丸 1-5	4 チーム	救命

【関連部局】
健康福祉局
病院局
消防局



出典：熊本県災害時医療救護マニュアル 第二版 図4-2 熊本DMATの整備状況より

- (3) 市、県は、熊本県広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を拡充強化し、災害時における情報の収集及び連絡体制の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。
- (4) 市は、熊本県保健医療推進協議会、2次医療圏毎の地域保健医療推進協議会及び救急医療専門部会を通じて、日頃から災害時の医療に関係する諸機関・団体等の連携強化に努める。
- (5) 市は、「災害時における保健活動初動対応マニュアル」及び「福祉避難所等の設置運営マニュアル」を策定し、健康福祉局対策部と区対策部の連携した救護体制が図れるようマニュアル等も含めて整備する。
- (6) 全ての病院等は、災害時における救急患者への医療支援に備え、業務継続計画（BCP）を検討し、災害時における情報の収集、発信方法、救急患者の受け入れ方法、救護班の派遣方法を記したマニュアルの作成に努める。

2 医療救護体制の整備

- (1) 市、県は、各医療関係団体間における県内及び県外との災害時の相互支援に関する協定等の締結状況を把握する。
- (2) 市、県は、あらかじめ日赤熊本県支部、県医師会、市医師会、県歯科医師会、市歯科医師会、県薬剤師会、市薬剤師会、県看護協会、県栄養士会等医療関係団体及び熊本赤十字病院等災害拠点病院に対して、災害時における医療救護体制、特に緊急派遣が可能な医療救護班等の編成状況等の把握に努める。
- (4) 熊本市民病院、植木病院は、あらかじめ職員による医療救護班を編成しておく。また、県はあらかじめ医療救護班等の編成状況の把握に努める。
- (5) 日赤熊本県支部は、指定公共機関として医療救護体制を整備する。
- (6) 県医師会は、指定地方公共機関として医療救護体制を整備する。
- (7) 災害拠点病院は、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の編成に努めるとともに傷病者の受入体制や医療用資器材の貸出し機能を整備する。また、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。
- (8) 県は、DMATを保有する病院のうち、DMATの派遣に協力する意志のある病院をDMAT指定医療機関に指定し、派遣に関する協定を締結する。
- (9) DMAT指定医療機関は、実働可能なDMATの確保に努めるとともに、DMAT隊員である医師の中から統括DMATを確保するよう努めるものとする。

■ 統括DMAT

厚生労働省が実施する「統括DMAT」研修を終了し、厚生労働省に登録された者。統括DMATは、通常時にはDMATに関する研修や県の災害医療体制に関する助言等を行い、災害時にはDMATの活動方針の決定やDMATの指揮、関係機関との調整を行う。

- (10) 県は、医療機関と協力し広域災害時におけるDMAT等の派遣及び受入体制の整備を進める。
- (11) 県は、「熊本県災害医療コーディネーター」を設置し、発災直後の急性期から県下全域の災害医療体制の統括・調整等を行い、DMAT撤収後の急性期以降は、県内外から参集する日本医師会等の医療支援チームの受入や地域への派遣等、県下全域の災害医療コーディネート活動を担うものとする。
市は、「熊本市地域災害医療コーディネーター」を設置し、熊本市圏域内の災害医療体制の統括・調整等を行い、DMAT撤収後の急性期以降は、県を通じて派遣される医療支援チームの受入及び避難所への派遣、その他医療支援チームの保健医療活動に関すること等、地域災害医療コーディネート活動を担うものとする。
- (12) 市、県は、災害医療訓練等を実施し、災害医療コーディネーターの資質向上や連携体制の構築等に努めるものとする。また、市は、関係機関・団体による関係者会議を平時に実施し、災害時における関係機関・団体との情報共有及び連絡体制の確認、それぞれの各関係機関・団体の役割の確認等を行い、災害時の保健医療提供体制の整備に努めるものとする。

- (13) 県は、県薬剤師会、市薬剤師会と連携して、災害医療コーディネーターの総合的な指示のもと、薬剤師活動及び医薬品供給に関する支援及び実施、県外からの支援を効率的かつ効果的に受け入れるための調整機能を担う、災害薬事コーディネーターを養成するものとする。
- (14) 公的病院等においては、熊本県公的病院災害ネットワークにより相互の連携を図り、応援体制を整備する。
- (15) 熊本大学病院は、特定機能病院として機能強化を図り、重篤な傷病者の受け入れ体制を整備する。
- (16) 各機関、団体は災害に備え医療救護班の派遣訓練を行う。また、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷など震災で多発する重篤救急患者の対応研修を実施する。

3 災害時における救急患者等の搬送体制の確保

- (1) 市、県は、災害時における救急患者及び医療救護活動従事者の搬送のため、平時から陸路、海路、空路を利用した複数の搬送手段の確保に努める。
- (2) 市、県は、前項の搬送を円滑に進めるため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等緊急輸送に関係する機関と搬送に関する実動訓練等を実施するなど連携を図る。
- (3) 県は、広域医療搬送に備えて、広域医療搬送拠点として使用することが適当な空港、大規模な空き地等をあらかじめ抽出し、当該施設の管理者と災害時における施設の使用等について調整を図るものとする。

なお、これらの広域医療搬送拠点には、関係機関（厚生労働省、日本赤十字社、消防機関、DMAT指定医療機関等）と協力しつつ、傷病者の広域医療搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく搬送順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備（航空搬送拠点臨時医療施設（SCU））を確保するものとする。

また、当該施設の運用計画の策定に努めるものとする。

4 災害時における医療支援チーム等との連携

市、県は、災害時において医療支援チーム等の確保、受け入れに係る調整を行い、適切な医療スタッフの配置を図るため、平時から医療支援チーム等の把握に努め、受け入れ体制の確立に努めるものとする。

5 災害時における医薬品等の安定供給の確保対策

- (1) 県は、災害時における医薬品、歯科用品等（以下「医薬品等」という。）の供給に関する情報収集及び伝達のため、各種団体と緊急連絡網を整備するものとする。
- (2) 県は、初動医療のための医薬品等（6千人分）を県内6ヶ所に1千人分ずつ分散して備蓄するものとする。なお、備蓄医薬品等については、適宜、品目・数量等の点検及び見直しを実施するものとする。血液の確保については、熊本県赤十字血液センターが供給体制の整備をしており、血液不足時の対応や搬送手段も含めて体制を整備する。

- (3) 県は、災害時の医療品等確保のための中長期的対策として、医薬品等供給団体及び医療機関等の協力を得て、医薬品等の安定確保に努めるものとする。
- (4) 県は、医療施設の医療機器の修理、交換等に関する関係者間の連絡体制等の整備を図るとともに、技術者の有効な交通手段の確保を図るものとする。
- (5) 県は、災害時における医薬品等の搬送の際の緊急車両としての通行許可について考慮するとともに、陸上交通遮断等を想定し、船舶の確保あるいは防災消防ヘリコプター及び自衛隊のヘリコプター等の活用も含めて、医薬品等の搬送体制の確保を図るものとする。
- (6) 他県からの医薬品等応援物資の受け入れ、他県への支援の際には、専門知識を有する者が不可欠であるため、県薬剤師会等の連携を密にし、マンパワーの確保を図るものとする。
- (7) 県は、医薬品等の供給確保を図る上で必要な事項について、医薬品等供給関係団体との間で協定を締結し、適宜、協定内容の充実・強化に努めるものとする。

6 災害時の後方支援

(1) 被災地域外医療機関等の協力確保

市、県は、被災地域内の医療活動で対処することが困難な規模の災害が発生した場合における災害時救急医療を確保するため、県内医療関係団体における支援体制の確立に努めるものとする。

(2) 「九州・山口9県災害時応援協定」等の運用

県は、県単独で対処することが困難な規模の災害が発生した場合における医療を確保するため、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、他県との災害時の相互協力体制の確立に努めるものとする。

7 防疫体制の整備

(1) 講習会、研修会等の実施

市、県は、防疫業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施することにより、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努めるものとする。

(2) 防疫班等の整備

ア 市、県は、あらかじめ災害時における防疫体制を確立するための防疫班を編成するものとし、本市では健康福祉局対策部における「保健医療対策班」と、区対策部における「保健福祉班」を編成している。

イ 市、県は、災害時の防疫活動に必要な医薬品等の供給に支障を来さないよう、日頃より各関係団体等から医薬品等の需給状況について情報収集を行うものとする。また、県は、緊急時における消毒等の防疫活動のための薬剤、機器、機材を各保健所に備蓄するものとする。

ウ 市は、災害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備し、あらかじめ周到な防疫計画を立てておくものとする。

(3) 検病体制の整備

市、県は、あらかじめ災害時における検病調査班を編成するものとする。

(4) 近隣県との応援体制

県は、あらかじめ災害時における近隣県との防疫体制に関する応援体制の整備を図るものとする。

8 個別疾患等に対する医療の確保

(1) 難病、人工透析

ア 市、県は、あらかじめ人工呼吸器装着患者、酸素療法患者等特別な配慮を要する難病患者、透析患者等の受療状況及び治療に必要な施設を有する医療機関の把握に努めるものとする。

イ 市、県は、あらかじめ関係団体との連携のうえ、医療機関における医薬品等の確保状況の把握に努めるものとする。

(2) 妊産婦、新生児

市、県は、あらかじめ、高度医療を必要とする妊産婦、新生児について、医療機関の受入状況の把握に努めるものとする。

9 職員の安全確保

医療救護活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な医療救護活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、医療救護機能の強化を図るものとする。

第7節 文教施設における予防対策

大規模地震による文教施設の被害を最小限にとどめるため又は幼稚園及び小・中・高校並びに各種学校の児童・生徒及び教職員の安全を確保するため、以下のような対策をとるものとする。

第1項 学校施設の整備と管理

- 1 校舎等の安全性の確保のため、耐震、耐火建造物の建設に努め、また、既存施設については、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強・改築を行う。
- 2 学校は、大規模震災に備え、教育施設及び通学路の危険箇所の調査を実施し、危険箇所があった場合は、教育委員会へ報告する。
- 3 学校は、常設消火器、防火扉、非常警報装置、非常口、非常階段等を定期的に点検する。
- 4 学校は、電気器具、ガス器具、暖房器具、灯油及びプロパンガスの保管等について定期的に点検する。
- 5 学校は、地震による火災の発生に備え、プール貯水槽に常時貯水しておく。

第2項 児童・生徒等の措置と防災教育の実施

- 1 学校は、児童・生徒等に対し、災害に対する正しい知識と対応行動及び避難訓練等の防災教育を継続的に実施する。なお、大規模地震・津波が発生した場合において、適切な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、地震・津波災害を想定した避難訓練等を実施する。
- 2 災害時の保護者への児童の引渡し方法について、あらかじめ検討を行う。この際、防災教育の実施に当たっては、消防団員等の活用に努める。
- 3 学校は、あらかじめPTAや地域諸団体と協議し、緊急時の保護者や地域諸団体との連絡方法、下校の安全確保などについて確立しておく。
- 4 学校は、緊急時の職員の行動計画、組織、緊急連絡体制を確立しておく。

第3項 備品等の安全確保

- 1 学校は、落下及び転倒するおそれのある備品等について、点検と転倒防止措置を講じる。
- 2 学校は、実験用危険薬品類の安全保管及び重要書類の非常持ち出しについて、あらかじめ定めておく。

第4項 給食設備等の措置

- 1 学校は、大規模地震が発生した場合に被害を受けやすい給食設備等を調査し、被害を受けないよう適切な措置を講じる。

- 2 学校は、給食設備が火災の原因とならないよう消火体制、設備を整備しておく。
- 3 被災時に円滑に給食ができるよう、災害時の体制を整備しておく。

第 5 項 学校の衛生管理

- 1 学校は、校長を中心とした救急班、防疫班を編成し、緊急時の衛生管理体制を確立する。
- 2 学校は、緊急医薬品を常備し、定期的に点検する。

第 6 項 学校施設の緊急使用

学校は、災害時における対応はもとより、特別警報級の災害発生前の予防的避難においても、当該施設が指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されている場合、学校施設の管理体制について関係機関と協議し、学校開放時のマニュアルを作成しておく。

第 7 項 連携体制の整備

- 1 教育委員会は、有線通信の機能を喪失した場合に備え、連絡手段を検討しておく。
- 2 教育委員会及び学校は、災害時の連絡網を整備し、参集体制を確立しておく。

第 8 項 文化財への防災体制の整備

文化財は郷土の歴史や文化を正しく理解するための貴重な歴史的財産であり、適切な保存と活用の調和を図りながら後世に伝えていかなければならない。

このため、災害時における被害を未然に防止する観点から実状に即した対策を講じ文化財を保護するとともに、文化財防災ウィール（文化庁のマニュアル）及び各施設の消防計画等に基づき、災害時の対応を定める。

特に、入館者及び施設利用者の安全かつ迅速な避難のため、避難経路の表示と避難路・避難場所の安全確保を行い、避難訓練を定期的実施する等の対策の推進に努める。

第8節 生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備

第1項 生活ごみ処理体制の整備

1 趣旨

災害時にも通常どおり排出される生活ごみに加え、避難所から排出される避難所ごみを適正に処理する体制の整備に努める。

2 ごみ処理要領への習熟と体制の整備

市は、ごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制の整備に努める。

3 ごみの仮置場の選定

原則として既設のごみステーションを一次仮置場とし、別途、必要に応じて地元住民が土地の管理者の同意を得た上で、収集車の出入りが可能で周辺の迷惑にならない場所に設置することとする。

4 廃棄物処理施設の整備

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第2項 し尿処理体制の整備

1 趣旨

災害により発生したし尿を適正に処理する体制の整備に努める。

2 し尿処理要領への習熟と体制の整備

市は、し尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制の整備に努める。

3 災害用仮設トイレの整備

市は、発災時に避難所など多くの人が集まる場所に仮設トイレが必要数配備できるよう、災害支援に関する協定等により、レンタル業者やし尿処理業者等と連携体制の強化を図り、仮設トイレの優先的な確保に努める。また、下水道本管に接続するマンホールトイレの導入を拡充する。

4 携帯用トイレ等の普及啓発

市は、災害用仮設トイレの整備と並行して、緊急時に使用する携帯用トイレ等の普及促進のため、家庭等における災害必需品としての意識向上が図られるよう啓発に努める。

第3項 災害廃棄物処理体制の整備

1 趣旨

住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみや、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）を適正に処理する体制の整備に努める。

2 災害廃棄物の処理要領への習熟と体制の整備

市は、災害廃棄物処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制の整備に努める。

3 災害廃棄物の仮置場の選定

短期間での災害廃棄物のリサイクル、焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、以下の点に留意して、災害廃棄物の仮置場（二次仮置場）の候補地をあらかじめ選定しておくものとする。

- (1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- (2) 環境衛生に支障がないこと。
- (3) 搬入に便利なこと。
- (4) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

4 応援協力体制の整備

市は、応援協力体制を整備するにあたり、廃棄物処理業者等の各種団体並びに他自治体と応援協書の締結を行うなど、事前に応援体制の整備を図るものとする。

また、災害発生時に災害廃棄物の処理の対応を、市が単独で行うことが困難な場合は、県と連携し他自治体との応援協力体制を迅速に構築する。

第9節 被災者の生活再建のための事前対策

第1項 リ災証明の発行に関する事前準備

市は、リ災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、リ災証明書の交付に関する規程や様式の準備、関係職員が事務処理にあたって参照できる簡便なマニュアルの作成、他の地方公共団体又は民間団体との連携の確保その他必要な措置を講じるよう努めるとともに、被災者の速やかな生活再建・住宅再建に資するよう、家屋等の被害調査・リ災証明書の発行・各種支援制度の申請受付を迅速かつ効率的に行えるシステムの整備を進める。

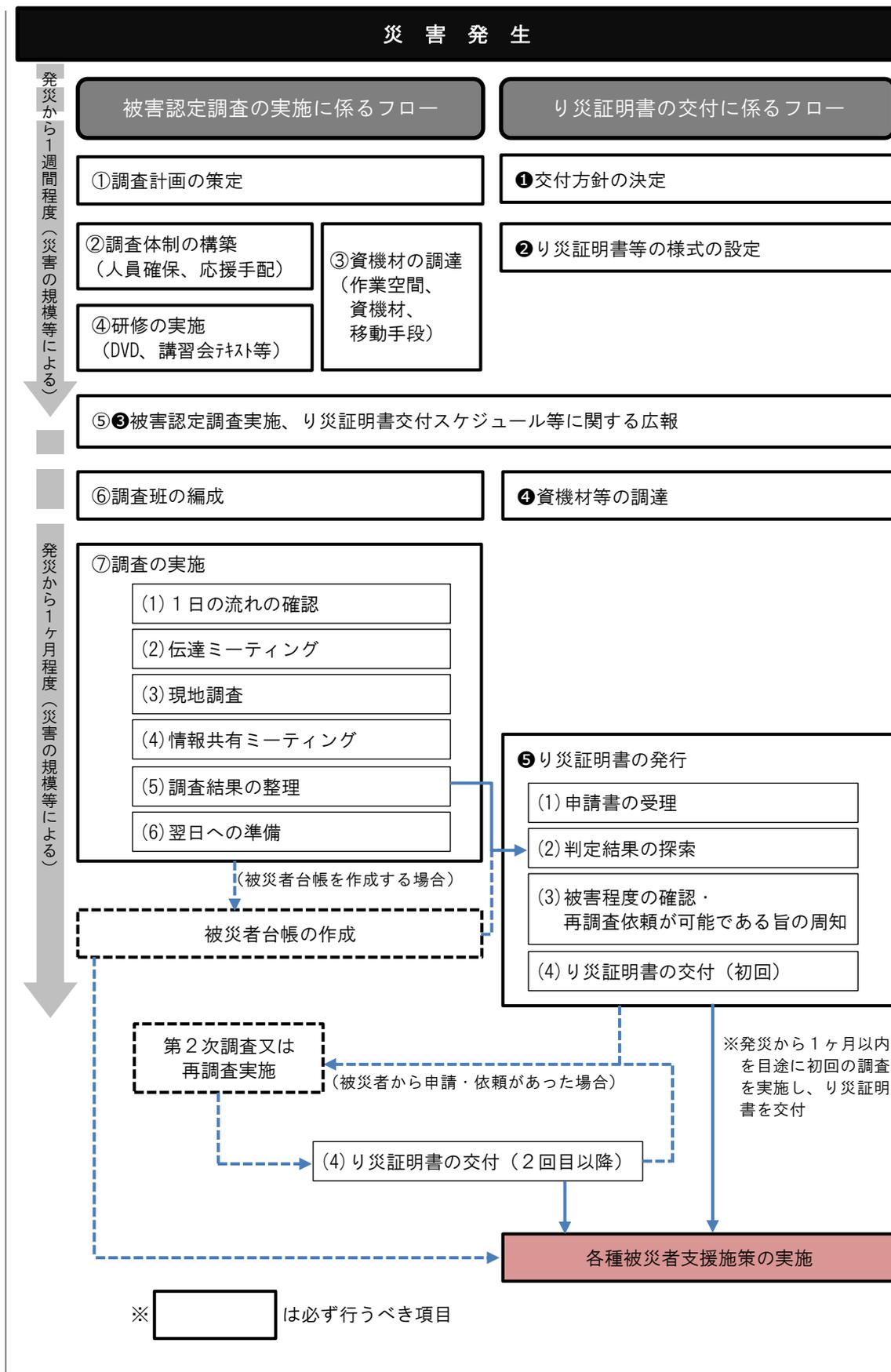
あわせて、県等が実施する住家等被害認定の研修会等に参加し、災害時に迅速に被害認定を行うことができるよう職員の技術向上に努める。

また、大規模災害時には、調査に必要な傾斜器等の資機材の不足が予想されることから、各区役所にあらかじめ資機材等を備蓄しておく。

【関連部局】
財政局
文化市民局
健康福祉局
経済観光局
各区役所

第3章 災害予防計画

第9節 被災者の生活再建のための事前対策



第2項 被災者生活支援制度の整備等

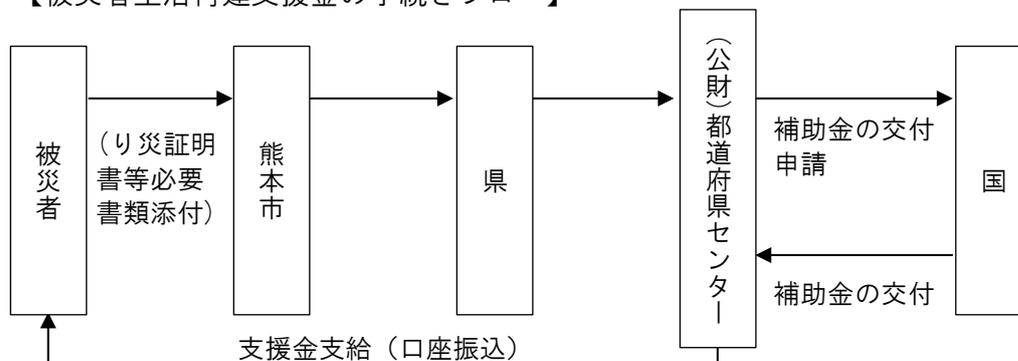
市は、大規模災害が発生し多数の被災者が生じた際、一日も早く安心して自立的な生活を取り戻すため、以下のような生活再建に向けた総合的な支援ができるよう被災者生活支援のための制度整備を推進する。

- 1 各種支援金や貸付制度等の経済的支援、関係機関と連携した就労支援等の支援制度の情報提供や相談対応を行うため、各区にワンストップの総合相談窓口を設置する体制を整備する。
- 2 被災住宅の応急修理や液状化などによる宅地被害の復旧支援のほか、被災者が恒久的な住まいへ移行できるよう、コミュニティの維持・形成にも配慮しながら、災害公営住宅の提供や借上型仮設住宅の確保などの支援制度を整備する。
- 3 学校にスクールカウンセラーを配置するなど相談支援体制を強化し、心のケアを充実させる。妊産婦・乳幼児においても、心身の健康等に関する相談支援体制を確保する。また、建設型仮設住宅を建設した際、入居者等に対する見守りや生活・健康相談を実施し、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援体制を整備する。

【市の相談窓口】

相談窓口	受付内容	窓口
消費生活相談	賃貸アパートからの退去、屋根修理工事等その他の事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関する相談	熊本市消費者センター 096-353-2500
こころの健康相談	様々な心の不調に関する相談	こころの健康センター 096-362-8100
食品に関する衛生相談 食品関係事業者の施設、 使用水、器具の消毒に関する衛生相談	食品の取扱い、表示、保存方法、食中毒などの食品に関する健康被害についての相談 食品関係事業者からの被害を受けた施設や使用水の衛生管理や衛生上必要な措置などに関する相談	保健所食品保健課 096-364-3188
無料法律相談	個人の法的解釈を必要とする相談	弁護士：予約電話 096-234-7499

【被災者生活再建支援金の手続きフロー】



※県では支援金支給に関する事務の全部を公益財団法人都道府県センターに委託している。

【関係機関の各種相談窓口】

第3章 災害予防計画

第9節 被災者の生活再建のための事前対策

相談窓口	受付内容	窓口
被災分譲マンションの再建・補修についての専門家相談 (公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター)	被災分譲マンションの建替えや大規模改修等における管理組合の合意形成等の法制度に関する相談(弁護士)や、再建手法についての建築技術的な相談(建築士等)	住まいるダイヤル 0570-016-100
土地建物の権利について (熊本地方法務局)	地震により権利証(登記済証・登記識別情報通知書)を紛失した場合の不正登記防止に関する相談	熊本地方法務局 不動産登記部門 096-364-2145
法的支援について (日本司法支援センター)	オペレーターが震災に関するお問い合わせについて法制度の紹介や被災された方の問題解決に役立つ相談窓口等の情報を提供	法テラス サポートダイヤル 0570-078-374
雇用保険失業給付について (熊本労働局)	雇用保険失業給付の給付制限期間の短縮(3ヶ月⇒1ヶ月)がされる特例措置について	熊本労働局 職業安定課 096-211-1703

【その他郵便事業等の特別取扱い】

機関名	生活確保の取扱い
厚生労働省 【熊本労働局】	<ol style="list-style-type: none"> 労働保険料等の徴収の猶予 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限延長等の措置を講ずることがある。 (1) 納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が、納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り納期限を延長する。 (2) 制度の周知徹底 市町村及び労働保険事務組合等関係団体に対しても、当該適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。
厚生労働省 【公共職業安定所】	<ol style="list-style-type: none"> 証明書による失業の認定 災害により、失業の認定日に出頭できない需給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。 激甚災害による林業者に対する基本手当の支給 激甚災害に指定された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者(日雇労働保険者は除く)に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。 雇用調整助成金の特例適用の要請 次の休業等をさせる場合、休業手当に係わる賃金負担の一部を助成できるよう厚生労働省へ要請する。 (1) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合 (2) 被災地域外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合 (3) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消の回避を図る場合
日本郵便株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 被災者に対する通常はがき・郵便書留の無償交付 被災者の差し出す郵便物の料金免除 被災地あて救助用郵便物(救助用物資を内容とするゆうパック、救助用又は見舞い用の現金書留郵便物)の料金免除 被災者救援用寄付金送付のための郵便振替料金免除 郵便貯金関係 取扱局・取扱期間・取扱業務の範囲を指定して払い戻し等の便宜措置を行う。 簡易保険・郵便年金関係 取扱局・取扱期間・取扱業務の範囲を指定して、保険金・貸付金等の支払い・保険料等の払込の際、適宜措置を行う。 簡易福祉事業団に対する災害救護活動の要請 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害短期融資

機 関 名	生 活 確 保 の 取 扱 い
日本放送協会	1 被災者の受信料免除 2 状況により避難所へ受信機を貸与する。
N T T 西日本	1 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の免除（避難指示の日から同解除の日まで） 2 災害による建物被害により仮設住宅等へ電話を移設する契約者の移転工事費の免除
九州電力	電気事業法に基づく、電気供給等に係わる特別措置の適用については、災害の状況をもて電気事業者が経済産業大臣に申請し、認可を得るものとする。

熊本市地域防災計画

共通編

発行・編集 熊本市防災会議

事務局 熊本市危機管理防災総室

住所：〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

電話番号：096-328-2111（代表）

ホームページ：<http://www.city.kumamoto.jp/>